

令和 6 年

小樽市議会第 3 回定例会

令和 6 年 9 月 3 日開会

令和 6 年 9 月 25 日閉会

令和6年第3回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 9月3日～9月25日（23日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
9月 3日（火）	提案説明	
4日（水）	休 会	
5日（木）	〃	
6日（金）	〃	
7日（土）	〃	
8日（日）	〃	
9日（月）	会派代表質問 [下兼・佐藤 両議員]	議会運営委員会 建設常任委員会（選挙）
10日（火）	会派代表質問 [平戸・白川・松井 各議員]	議会運営委員会
11日（水）	一般質問 [高橋・中村（岩雄）・佐々木・小池・ 横尾・小貫・松岩・高野 各議員]	議会運営委員会 予算特別委員会（選挙） 決算特別委員会（選挙）
12日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
13日（金）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
14日（土）	〃	
15日（日）	〃	
16日（月）	〃	
17日（火）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
18日（水）	〃	総務・経済両常任委員会
19日（木）	〃	厚生・建設両常任委員会
20日（金）	〃	
21日（土）	〃	
22日（日）	〃	
23日（月）	〃	
24日（火）	〃	
25日（水）	討論・採決等	議会運営委員会

令和 6 年
第 3 回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 9 月 3 日（火曜日） 第 1 日目

1 開 会	1
1 開 議	1
1 会議録署名議員の指名	1
1 日程第 1 会期の決定	1
1 日程第 2 議案第 1 号ないし議案第 2 6 号	1
○提案説明 市長（議 1～議 2 5）	1
○提案説明 酒井議員（議 2 6）	5
1 日程第 3 休会の決定	6
1 散 会	6

○ 9 月 9 日（月曜日） 第 2 日目

1 開 議	7
1 会議録署名議員の指名	7
1 日程第 1 常任委員の所属変更	7
1 日程第 2 決議案第 1 号	7
○提案説明 横尾議員（決 1）	7
○討 論 中鉢議員	8
○討 論 白川議員	8
○討 論 小貫議員	9
○討 論 面野議員	9
採 決	10
1 日程第 3 議案第 1 号ないし議案第 2 6 号	10
○会派代表質問 下兼議員	10
○会派代表質問 佐藤議員	25
1 散 会	35

○ 9月10日（火曜日） 第3日目

1 開 議	37
1 会議録署名議員の指名	37
1 日程第1 議案第1号ないし議案第26号	37
○会派代表質問 平戸議員	37
○会派代表質問 白川議員	50
○会派代表質問 松井議員	64
1 散 会	80

○ 9月11日（水曜日） 第4日目

1 開 議	81
1 会議録署名議員の指名	81
1 日程第1 議案第1号ないし議案第26号	81
○一般質問 高橋議員	81
○一般質問 中村（岩雄）議員	88
○一般質問 佐々木議員	91
○一般質問 小池議員	94
○一般質問 横尾議員	98
○一般質問 小貫議員	107
○一般質問 松岩議員	112
○一般質問 高野議員	120
予算特別委員会設置・付託	127
決算特別委員会設置・付託	127
常任委員会付託	127
1 日程第2 請願及び陳情	127
1 日程第3 休会の決定	127
1 散 会	127

○ 9月25日（水曜日） 第5日目

1 開 議	129
1 会議録署名議員の指名	129
1 日程第1 議案第1号ないし議案第26号、請願及び陳情並びに調査	129
予算特別委員長報告	129
○討 論 高野議員	129
○討 論 下兼議員	130
○討 論 佐藤議員	131
○討 論 新井田議員	131
採 決	132
決算特別委員長報告	132
採 決	133
総務常任委員長報告	133
○討 論 松井議員	133
採 決	134
経済常任委員長報告	134
採 決	134
厚生常任委員長報告	135
○討 論 酒井議員	135
採 決	136
建設常任委員長報告	136
○討 論 高野議員	136
採 決	137
1 日程第2 議案第27号ないし議案第30号	137
○提案説明 市長（議27～議29）	137
○提案説明を省略することについて諮る（議30）	137
採 決	137
1 日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第5号	137
○提案説明 酒井議員（意1、意2）	138
○提案説明 中村（吉宏）議員（意3）	138
○提案説明を省略することについて諮る（意4、意5）	138
○討 論 高野議員	139
採 決	139
1 閉 会	140

第3回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和6年度小樽市一般会計補正予算
2	令和6年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
3	令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
4	令和6年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
5	令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
6	令和6年度小樽市下水道事業会計補正予算
7	令和5年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
8	令和5年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
9	令和5年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
10	令和5年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	令和5年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	令和5年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	令和5年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	令和5年度小樽市病院事業決算認定について
15	令和5年度小樽市水道事業決算認定について
16	令和5年度小樽市下水道事業決算認定について
17	令和5年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
18	令和5年度小樽市簡易水道事業決算認定について
19	小樽市空家等対策会議条例の一部を改正する条例案
20	小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
21	小樽市保健所設置条例の一部を改正する条例案
22	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
23	小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
24	工事請負変更契約について〔旧ごみ焼却場解体工事〕
25	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
26	小樽市非核港湾条例案
27	小樽市教育委員会委員の任命について
28	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
29	小樽市職員懲戒審査委員会委員の選任について
30	議員の派遣について

○意見書案

1	訪問介護の基本報酬引上げの再改定を求める意見書（案）
2	「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書（案）
3	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）
4	自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書（案）
5	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）

○決議案

1	中村誠吾議員に対する議員辞職勧告決議（案）
---	-----------------------

○請 願

1	総合福祉センターと保健所のウイングベイ小樽への移転の中止を求め、現地での建て替えをすることの要請方について
---	---

○陳 情

8	総合福祉センターのお風呂をなくさないよう求める陳情方について
9	総合福祉センターと保健所の築港地区移転計画の中止を求める陳情方について

質 問 要 旨

下兼議員（９月９日１番目）
市長及び関係説明員

- 1 今定例会提出議案について
 - （１）ウイングベイ小樽への行政機能の一部移転について
 - （２）決算について

- 2 市長の政治姿勢について

- 3 災害時における男女共同参画について
 - （１）防災・危機管理体制における女性参画について
 - （２）避難所での女性の環境について

- 4 地域共生社会について
 - （１）第１期地域福祉計画の取組と評価について
 - （２）第２期地域福祉計画について

- 5 小樽市の除雪について

- 6 その他

質 問 要 旨

佐藤議員（９月９日２番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 ウイングベイ小樽への行政機能一部移転について
- 2 防災について
- 3 救急・救命体制について
 - （１）救急出動について
 - （２）救命体制について
- 4 地域通貨について
- 5 その他

質 問 要 旨

平戸議員（９月１０日１番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 子育て関連施策について
 - （１）育休について
 - （２）無痛分娩の費用助成について

- 2 生活保護を受けている方の自立に向けて

- 3 新型コロナウイルス感染症について
 - （１）本市の現状について
 - （２）感染予防対策について

- 4 小・中学校の不登校児童・生徒と健康診断について

- 5 その他

質 問 要 旨

白川議員（９月１０日２番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 財政・政策について
 - （１）令和６年度補正予算案について
 - （２）病院事業会計の令和５年度決算について
 - （３）小中学校のエアコンについて
 - （４）行政評価について
- 2 フューチャー・デザインの積極的な活用について
- 3 空き家対策について
- 4 ユマニチュードについて
- 5 その他

質 問 要 旨

松井議員（９月１０日３番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 行政機能の移転について
- 2 暑さ対策について
 - （１）小中学校のエアコン利用状況について
 - （２）クーリングシェルターについて
 - （３）街路樹について
- 3 子育て・教育について
 - （１）保育所について
 - （２）放課後児童クラブの民間委託について
 - （３）不登校支援について
 - （４）平和事業について
- 4 危機管理について
 - （１）災害時「受援計画」について
 - （２）ごみ収集車の体制について
- 5 決算について
- 6 その他

質 問 要 旨

高橋議員（９月１１日１番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 市職員の欠員等について
- 2 人口減少対策のタスクフォースについて
- 3 市内居住の外国人を取り巻く課題について
- 4 その他

質 問 要 旨

中村（岩雄）議員（９月１１日２番目）
市長及び関係説明員

１ HPVワクチンの普及について

２ その他

質 問 要 旨

佐々木議員（９月１１日３番目）
市長、教育長及び関係説明員

１ アイヌ遺骨返還・アイヌ施策について

２ その他

質 問 要 旨

小池議員（９月１１日４番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 児童生徒の交通安全の見守りについて
- 2 本市のスポーツの考え方について
- 3 その他

質 問 要 旨

横尾議員（９月１１日５番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 居心地の良く歩きたくなるまちづくりについて
 - （１）旧国鉄手宮線の活用と北運河の回遊性について
 - （２）夜間の景観形成について
 - （３）旧国鉄手宮線を支える体制について
 - （４）ウォークアブルシティについて
- 2 スクールロイヤーについて
- 3 その他

質 問 要 旨

小貫議員（９月１１日６番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 障害者控除対象者認定書について
- 2 図書館の駐車場について
- 3 その他

質 問 要 旨

松岩議員（９月１１日７番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 こどもと若者の意見聴取・反映について
- 2 災害時の情報発信について
- 3 小樽市指定無形民俗文化財について
- 4 通学路の交通安全対策について
- 5 その他

質 問 要 旨

高野議員（９月１１日８番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 高齢者運転免許自主返納について
- 2 学校給食について
- 3 その他

○出席議員

議席番号	氏 名	9月3日	9月9日	9月10日	9月11日	9月25日
1 番	新井田 邦 宏	○	○	○	○	○
2 番	白 川 貴 城	○	○	○	○	○
3 番	松 井 真美子	○	○	○	○	○
4 番	酒 井 隆 裕	○	○	×	○	○
5 番	高 野 さくら	○	○	○	○	○
6 番	小 貫 元	○	○	○	○	○
7 番	平 戸 理 史	○	○	○	○	○
8 番	白 濱 聡	○	○	○	○	○
9 番	橋 本 布美絵	○	○	○	○	○
1 0 番	横 尾 英 司	○	○	○	○	○
1 1 番	秋 元 智 憲	○	○	○	○	○
1 2 番	松 岩 一 輝	○	○	○	○	○
1 3 番	中 鉢 淳 二	○	○	○	○	○
1 4 番	佐 藤 奈緒美	○	○	○	○	○
1 5 番	中 村 吉 宏	○	○	○	○	○
1 6 番	下 兼 薫	○	○	○	○	○
1 7 番	面 野 大 輔	○	○	○	○	○
1 8 番	高 橋 龍	○	○	○	○	○
1 9 番	小 池 二 郎	○	○	○	○	○
2 0 番	中 村 岩 雄	○	○	○	○	○
2 1 番	前 田 清 貴	○	○	○	○	○
2 2 番	鈴 木 喜 明	○	○	○	○	○
2 4 番	中 村 誠 吾	×	×	×	×	×
2 5 番	佐々木 秩	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

○出席説明員

職 名	氏 名	9月3日	9月9日	9月10日	9月11日	9月25日
市長	迫 俊 哉	○	○	○	○	○
教 育 長	中 島 正 人	○	○	○	○	○
監 査 委 員	小 林 優	○	—	—	—	○
選 挙 管 理 委 員 会 長	平 口 山 和 弘	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 会 長	北 島 吉 治	—	—	—	—	—
副 市 長	上 石 明	○	○	○	○	○
病 院 局 長	並 木 昭 義	○	×	○	×	○
水 道 局 長	畠 山 樹 欣	○	○	○	○	○
総 務 部 長	薄 井 洋 仁	○	○	○	○	○
総 合 政 策 部 長	柄 澤 晃 人	○	○	○	○	○
財 政 部 長	柴 田 健 治	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長	渡 部 一 博	○	○	×	×	○
産 業 港 湾 部 長 港 湾 担 当 部 長	笹 田 泰 生	○	○	○	○	○
生 活 環 境 部 長	佐 藤 靖 久	○	○	○	○	○
福 祉 保 険 部 長	勝 山 貴 之	○	○	○	○	○
こ ど も 未 来 部 長	安 部 俊 克	○	○	○	○	○
保 健 所 長	田 中 宏 之	○	○	○	○	○
建 設 部 長	松 浦 裕 仁	○	○	○	○	○
消 防 長	見 山 義 秋	○	○	○	○	○
病院局小樽市立病院 事 務 部 長	佐々木 真 一	○	○	○	○	○
教 育 部 長	鈴 木 健 介	○	○	○	○	○
選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	川 嶋 広 士	—	—	—	—	—
監 査 委 員 会 長 事 務 局 長	浅 井 泰 之	○	—	—	—	○
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	嶋 崎 哲 也	—	—	—	—	—
総 務 部 総 務 課 長	森 田 裕 規	○	○	○	○	○
財 政 部 財 政 課 長	尾 作 考 則	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

○議事参与事務局職員

職 名	氏 名	9月3日	9月9日	9月10日	9月11日	9月25日
事 務 局 長	中 村 哲 也	○	○	○	○	○
事 務 局 次 長	加 藤 佳 子	○	○	○	○	○
主 査	平 林 俊 輔	○	—	○	○	○
総 務 係 長	相 澤 幸	○	○	○	○	○
議 事 係 長	松 木 道 人	○	○	○	○	○
書 記	阿 部 久 美 子	—	○	○	○	○
書 記	菅 翔 太	○	○	○	○	○
書 記	越 智 美 幸	○	○	○	○	○
書 記	中 村 知 奈 津	○	○	○	○	○
書 記	成 田 昇 平	○	○	○	○	○

令和6年
第3回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和6年9月3日

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和6年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松井真美子議員、高橋龍議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月25日までの23日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第26号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第25号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和6年第3回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第6号までの令和6年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、ウイングベイ小樽への行政機能の一部移転に係る工事費が当初の想定よりも増える見込みとなったことから、公共施設等再編経費を増額するほか、債務負担行為として、令和7年度から民間に委託する放課後児童クラブの運営業務費用や、令和7年9月までに改修を終える予定の手宮公園競技場のトラック等改修費用を計上いたしました。

また、昨年度に続き、庁舎建設に必要な資金の確保として、北海道市町村備荒資金組合への納付金を計上いたしました。

そのほか、令和5年度に超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上するとともに、令和5年度一般会計の決算剰余金の2分の1を財政調整基金へ積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、普通交付税について本年度の交付額が決定したことから所要の補正を計上した上で、市税、地方特例交付金、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債を計上したところであります。

以上の結果、一般会計における補正額は19億7,790万3,000円の増となり、財政規模は655億5,604万円となりました。

次に、議案第2号から議案第6号までの特別会計及び企業会計補正予算について説明申し上げます。

港湾整備事業では、月例点検において破損が判明した多目的荷役機械の修繕及び代替移動式クレーンによる荷役対応に係る経費を増額いたしました。

また、国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業につきましては、令和5年度決算剰

余金を繰越金として計上するなど、所要の補正を計上いたしました。

企業会計では、下水道事業において、色内ふ頭老朽化対策事業の一部の予算科目を振り替える補正を計上いたしました。

次に、議案第7号から議案第18号までの令和5年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額624億7,978万8,828円に対し、歳出総額は611億7,567万5,652円で、歳入から歳出を差し引いた額は13億411万3,176円となりました。

この額から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき財源1,927万3,171円を差し引いた実質収支は12億8,484万5円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。

また、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1億5,592万8,778円の赤字となり、財政調整基金への積立金などを考慮した実質単年度収支は5億6,453万1,703円の黒字となりました。

主な要因といたしましては、歳入では、市民税や地方交付税などが予算を上回り、歳出では、職員給与費や他会計への繰出金などにおいて不用額が生じたことによるものであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等につきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、令和4年度に引き続き比率自体が計上されないこととなりました。また、実質公債費比率は4.0%、将来負担比率は25.0%となり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、前年度と比較して、実質公債費比率は0.7ポイント、将来負担比率は1.0ポイント改善いたしました。

さらに、公営企業会計の資金不足比率につきましては、対象となる全ての特別会計及び企業会計において資金不足を生じなかったため、比率自体が計上されないこととなりました。

次に、令和5年度に実施した主な施策について、重点的に取り組むこととした人口対策、時代や社会の変化への対応、魅力を活かしたまちづくりと、その他の主要事業に分けて説明申し上げます。

まず、1点目の人口対策につきましては、安心して子育てできる環境づくりとして、第2子の保育料の完全無償化や、小学生までの入院・通院医療費の実質無償化など保育料や医療費などに係る家計負担の軽減を図ったほか、保育士等の人材を確保するため、新規に就労した保育士等に対し一時金を支給するなどの施策を実施いたしました。

また、学校図書館の充実を図るため、司書の増員や蔵書の集中的な整備を行ったほか、中学校において拠点校方式による合同部活動を導入し、生徒の移動を支援するなど、学習環境の改善を図りました。

雇用・所得の創出といたしましては、ITベンチャー企業等のサテライトオフィス誘致を推進するため、誘致戦略の策定や企業とのマッチング等を実施したほか、創業支援事業費では、事務所等の内外装工事について、30代までの新規創業者を対象とする若者加算を新設いたしました。

また、移住の促進として、市内の発達支援事業所や宿泊施設などと連携した親子ワークショップの実施や、包括連携協定を締結したFMノースウェーブのラジオ番組を通じて札幌圏をターゲットに本市の魅力発信に努めました。

2点目の時代や社会の変化への対応につきましては、デジタル技術を活用した地域課題の解決を図るため、公立保育所や民間保育園等のICT化を進めたほか、市内全小・中学校へ校務支援システムの導入などを行いました。

また、市ホームページや公式LINEと連動した24時間365日の問合せに対応するAIチャットボットを整備したほか、主な市有施設にWi-Fi設備を整備いたしました。

そのほか、スマートフォンの操作に不安を感じる高齢者を対象としたスマホ教室の開催や、性的マイノリティーの方々が暮らしやすい社会の実現のため、パートナーシップ宣誓制度の導入を行ったほか、脱炭素社会の実現に向けて、学校給食センターの照明機器のLED化など、CO₂排出量の削減を目的

とした改修を実施いたしました。

3点目の魅力を活かしたまちづくりにつきましては、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の本格的活用に向けた消防設備などの改修や、観光資源としての利活用促進に向けた小樽市公会堂の内装等の改修を行いました。

また、小樽運河竣工100周年に合わせた地域の魅力を広く発信するイベントを実施した実行委員会に補助を行ったほか、歴史を生かしたまちづくりを推進するため、小樽市歴史的風致維持向上計画の策定に着手いたしました。

現在、進めております第3号ふ頭及び周辺再開発事業につきましては、大型クルーズ船の接岸を可能とする岸壁改良事業が完了したほか、観光船ターミナルの整備に向けた基本・実施設計等を実施いたしました。

そのほか、北海道新幹線新駅周辺のまちづくりを進めるため、新駅の利用促進に資する立体駐車場や附帯施設の基本設計を行いました。

4点目のその他の主要事業につきましては、暑さ対策として小・中学校の保健室に窓用エアコンを設置したほか、令和6年度までに普通教室等へ冷房設備を設置できるよう、繰越明許費により予算措置を行いました。

また、令和4年度に基本構想を策定した新総合体育館について基本計画を策定いたしました。

そのほか、国の補正予算等に対応して、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する各種支援事業について、地方創生臨時交付金を活用し、補正予算により速やかな実施に努めました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、地方交付税で約4億8,413万円の増収となりましたが、国庫支出金で約6億5,751万円、繰入金で約7億3,053万円、諸収入で約4億5,800万円、市債で約18億3,157万円などの減収となったことから、歳入総額では約39億4,828万円の減収となりましたが、このうち約16億6,002万円については、繰越事業の財源として、令和6年度に歳入が見込まれるものであります。

歳出につきましては、繰越事業分を除き、約35億7,310万円の不用額を生じましたが、この主なものとしたしましては、総務費で、ふるさと応援基金積立金の減などにより約7億1,006万円、民生費で、生活保護費の扶助費の減などにより約6億8,612万円、土木費で、除雪費の減などにより約5億9,079万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額132億7,327万1,711円に対し、歳出総額131億8,207万8,452円となり、差引き9,119万3,259円の剰余金を生じました。

なお、道支出金が超過交付となった99万9,518円については、令和6年度に精算するものであります。

住宅事業につきましては、歳入歳出総額ともに8億1,190万8,897円となりました。

主な事業としたしましては、公営住宅建替事業として、塩谷B住宅解体工事が完了し、新塩谷B住宅の基本・実施設計、地質調査、測量業務を実施したほか、市営住宅改善事業として、桜A住宅2号棟・3号棟及び若竹住宅2号棟の外壁等改修工事等を実施いたしました。

介護保険事業につきましては、歳入総額156億2,124万1,037円に対し、歳出総額151億6,866万7,761円となり、差引き4億5,257万3,276円の剰余金を生じました。

なお、令和5年度分の国・道支出金及び支払基金交付金のうち、超過交付となった3億117万3,764円については、令和6年度に精算するものであります。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額24億6,319万9,174円に対し、歳出総額23億8,969万14円となり、差引き7,350万9,160円の剰余金を生じました。この剰余金は、令和5年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、令和6年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は入院収益及び外来収益の減などによる医業収益の減により4億6,215万3,028円の減収となり、支出では給与費、光熱水費などの減による医業費用の減などで5億6,961万8,319円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の減などにより36万5,880円の減収となり、支出では長期貸付金の減などにより、不用額は1,191万8,562円となりました。

なお、当年度純損失9億7,282万637円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は他会計負担金の減などにより955万3,757円の減収となり、支出では営業費用などで2億3,272万8,265円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより5億2,798万6,356円の減収となり、支出では建設改良費などで5億3,673万5,444円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金5億1,899万7,191円のうち、2億6,954万4,290円につきましては、自己資本金として処分し、2億4,945万2,901円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料の増などにより3,592万8,442円の増収となり、支出では営業費用などで2億9,060万3,717円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、建設改良費の一部を翌年度へ繰り越したことから、収入は企業債、交付金の減などにより14億4,933万9,342円の減収となり、支出では建設改良費などで5億7,422万5,508円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金6,374万625円のうち、4,820万3,916円につきましては、自己資本金として処分し、1,553万6,709円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の減などにより82万6,570円の減収となり、支出では維持管理費などで835万594円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は一般会計長期貸付金2,000万円の償還金があり、支出では建設改良費で106万7,440円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金5,663万2,064円につきましては、全額を利益積立金として処分する予定であります。

簡易水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は他会計補助金の減などにより904万7,146円の減収となり、支出では営業費用などで893万6,590円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は道補助金の減などにより807万6,419円の減収となり、支出では出資金などで837万2,297円の不用額を生じました。

なお、当年度純損失505万7,126円につきましては、当年度未処理欠損金として処理する予定であります。

続きまして、議案第19号から議案第25号までについて説明申し上げます。

議案第19号空家等対策会議条例の一部を改正する条例案につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、児童手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号保健所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、施設の老朽化対策、行政サービスの向上等を目的として、保健所を移転するものであります。

議案第22号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証の返還に係る罰則を廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第23号地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽築港駅周辺地区地区整備計画区域のうち、商業・業務地区における建築物の用途の制限について、所要の改正を行うものであります。

議案第24号工事請負変更契約につきましては、旧ごみ焼却場解体工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第25号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴う所要の改正を行うため、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、概括的に御説明を申し上げましたが、何とぞ原案とおりの御可決、御認定賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第26号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 提出者を代表し、議案第26号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

今年は、広島と長崎にアメリカが原爆を投下してから79年です。ウクライナ侵略を続けるロシアのプーチン政権は、核演習や核威嚇を行い、米国をはじめ、NATO、北大西洋条約機構諸国も核抑止力の拡大・強化を唱えるなど、核をめぐる情勢は重大です。

ガザ攻撃を行うイスラエルは、核保有国です。核軍縮の交渉も困難な状況にあります。しかし、今、この危機の打開を求める声が広がっています。アントニオ・グテーレス国連事務総長は、核兵器の使用についての世界の終えんを思わせる言葉遣いに危機感をあらわにし、今こそ狂気を止めるときです。私たちには今こそ軍縮が必要だと訴えました。

希望の光となっているのが核兵器禁止条約です。核保有国の妨害にもかかわらず、参加国は今や70、署名国は93と国連加盟国193の半数に迫ります。

日本政府は、核兵器の非人道性については、これを批判するという立場を繰り返しています。核兵器の非人道性を言いながら核抑止を強化するというのは根本的に矛盾しています。政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

1975年、神戸市会は、神戸港に核兵器搭載の艦船の入港を拒否する決議を採択し、入港を希望する艦船には非核証明書の提出を求め、米艦船は提出を拒み、1隻も入港していません。

小樽市は、1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも本条例案の制定が求められます。

各会派の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から9月8日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時29分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 松 井 真 美 子

議 員 高 橋 龍

令和6年
第3回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和6年9月9日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、横尾英司議員を御指名いたします。

日程第1「常任委員の所属変更」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付のとおり、それぞれ変更されたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおり、それぞれ委員会の所属を変更することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「決議案第1号」を議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 提出者を代表し、決議案第1号中村誠吾議員に対する議員辞職勧告決議案について、提案説明を行います。

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理感と見識を持って、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければなりません。

しかし、中村誠吾議員は、令和6年8月24日に地元町内会のイベント会場において酩酊状態で住民とトラブルを起こし、子供たちを含む市民の方に対して、「もう、これでおまえたちのこと救ってやらないからな、政治的には救ってやらないからな、おまえばかじゃねえか、誰だと思っているんだ、俺のこと」などとの暴言を吐き、テレビ、新聞等で繰り返し大きく報道されたことにより、小樽市や小樽市議会に対する市民の信頼を失墜させました。

立憲民主党北海道総支部連合会では、8月28日に開催した第96回常任幹事会において中村誠吾議員の公職の辞職勧告を行うことを決定し、立憲民主党北海道総支部連合会代表から、こうした行為は議員として、さらには人としてあるまじき行為と言わざるを得ないとの言葉もありました。

同日に開催された記者会見において、中村誠吾議員本人からも、「あの言葉、そのとおり暴言ですね、相手の方におわびさせていただきたい」と発言があり、自分の行為を認めています。

我々議員には、法律判断などとは別に、政治的、倫理的な責任が厳しく求められております。いかなる理由があろうとも、これほど市民を巻き込んで混乱を招いた事実は許されるものではありません。

よって、小樽市議会は、中村誠吾議員に対し、自らの意思と責任により市議会議員の職を辞することを強く求め、勧告するものです。

以上、議員各位の賛同を求めて、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、討論に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、中鉢淳二議員。

(13番 中鉢淳二議員登壇) (拍手)

○13番(中鉢淳二議員) 自由民主党を代表し、決議案第1号中村誠吾議員に対する辞職勧告決議案について、可決を求めて討論いたします。

令和6年8月24日、地元町内会のイベントの場で飲酒后、酩酊した状態で参加し、イベントを楽しんでいた子供たちに、うるさいと恫喝し、その言葉でトラブルになった町内の方に暴言を吐く行為に及んだとのことであります。これらの事実について本人は認めているとのことであります。

市民の負託を受け、市民を守るべき市議会議員として、こうしたことはあるまじき行為であると我々は考えます。このことについて、小樽市議会では、議長から中村誠吾氏に対し厳重に注意する旨が伝えられましたが、そのことに対して本人からは何ら回答もなされておられません。自己の飲酒が引き起こした対市民への暴言行為について、その行為自体も、また、その暴言の内容も決して許容されるものではないと考えます。現に所属会派の立憲・市民連合や小樽市に対しても多くの市民の方々から苦情などが寄せられており、市議会に関する市民の方々の会話にも今回の問題が取り上げられ、非難される場面が多々あることを耳にしております。これらのことから、当市議会に対する市民の信頼が損なわれたものと解します。

飲酒后、酩酊するという自らつくり出した原因により、市民に暴言を吐くという行為に出たこと、さらには、その内容も市議会議員という立場を権威的、威圧的に捉え、立場を履き違えたものであること、これらの行動に対し、当市議会議長から厳重注意を受けながら本人からは何も対応がないこと、さらに、その一連の行動により、当市議会も市民から非難され、信用を失う状況にあることに鑑み、到底許容されるものではないと我々は考えます。

そして、事実を認めながらも本人による真摯な対応がなされていないこと、議会に対しても同様に真摯な対応がなされていないことに鑑み、市議会議員として取るべき行動を取らない、責任を取らない、このような態度に対し厳しく責任を追及したいと考えます。

その責任については辞職をもって果たすべきことを強く勧告し、各会派、各議員の賛同をお願いして、討論といたします。(拍手)

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、白川貴城議員。

(2番 白川貴城議員登壇) (拍手)

○2番(白川貴城議員) 公明党を代表し、ただいまの中村誠吾議員に対する議員辞職勧告決議案に賛成の立場で討論を行います。

令和6年8月24日、中村誠吾議員は、地元町内会のイベント会場において、酩酊状態で市民とトラブルを起こしました。我々議員の仕事は、市民からの信頼があって成り立つものであります。我々公明党小樽市議会議員団は、大衆とともにの立党精神の下、市民のよりよい暮らしを実現するためにひたむきに働き、時に市民の方からお話を伺う際などは、常に謙虚に学ばせていただく姿勢で臨むことを心がけてきております。

今回の件では、同じ市議会議員として市民の方々から数多くの苦言を呈されました。小樽市自治基本条例第10条には、「市民、議会及び市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします。」とありますが、テレビやSNSなどで報道された中村誠吾議員の言動は、市民に対し、恐怖心、不安、不快感を与えるもので、自治基本条例から外れたものであります。

また、第16条には、「議員は、誠実に職務を遂行するとともに、小樽市の状況と地域の課題について市民とその認識を共有し、積極的に市民の様々な意向を把握することにより、これを議会での議論に反

映させるよう努めます。」とあるように、市民からの信頼と負託を得て初めて職務を遂行することができません。しかし、記者会見の発言の内容からも、自ら飲酒による自身の身体への影響を予見できていた中で起きた一連の言動で市民の信頼を失ったことは明らかであり、いかなる理由があったとしても市民を巻き込んで恐怖心を与え、混乱を招いた事実は到底、許されるものではありません。

以上の理由により、中村誠吾議員に対する議員辞職勧告決議案については可決の態度を表明し、各議員の賛同を呼びかけて、討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 日本共産党を代表し、ただいま上程されました中村誠吾議員に対する議員辞職勧告決議案へ賛成の立場を表明し、討論を行います。

市政は、主権者である市民の信託に基づいて行われます。地方自治法第89条第3項では、「普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。」と定めています。このことから、市民の政治に対する信頼を維持することは、市議会議員に課せられた重要な責務です。

8月24日の中村誠吾議員の言動は、議員として社会的道徳に欠け、議会の信頼をおとしめる行為であることは明かです。たばこを吸いながら酩酊した状態の人物から声をかけられた子供たちは、どれほどの恐怖だったのでしょうか。議員の皆さんも同様の場面に遭遇したら、身を挺して子供を守ろうとしたのではないのでしょうか。それを注意され、高圧的態度に出ることが議員として許される行為でしょうか。私たちは許されない行為だと考えます。

議員として許されない行為を行った場合には、問題を起こした議員が自らを律し、進退を決めるべきです。しかし、中村誠吾議員は記者会見で謝罪を口にしましたが、具体的な処分を自ら行っていないにもかかわらず、立憲・市民連合としても会派に所属させ、中村誠吾議員の言動を不問にしています。中村誠吾議員は議会役職辞任を申し出ましたが、中村誠吾議員は療養中のため、離職せざるを得ない状況にあります。ですから、この役職辞任は何の処罰にもなっておらず、所属していた会派としても責任を取っていません。議員が所属会派を代表している以上、その会派が自浄能力を発揮し、所属議員の政治的、道義的責任の明確化に努めるのが当然です。

冒頭に申し上げましたように、有権者の審判を経て私たちはこの議場にいます。主権者が選んだ議員に対し、辞職を勧告することは慎重でなければなりません。ですから、日本共産党は、本決議案が提出される前に、本人や立憲・市民連合が何かしらの具体的処分を行うだろうと期待をしていましたが、その期待は裏切られたと言わなければなりません。このように、議員本人や所属会派が自浄能力を発揮できないときは、議会が果たさなければなりません。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）

○17番（面野大輔議員） 立憲・市民連合を代表し、中村誠吾議員に対する議員辞職勧告決議案に対する討論を行います。

このたびの中村誠吾議員による事案について、様々な媒体で大きく報じられたことにより、議会はもとより、小樽市に対しましても御迷惑をおかけしていますこと、立憲・市民連合会派としても衷心より

おわび申し上げる次第です。

また、何よりトラブルの相手方、近くにいらした関係者の方々に対しましても重ねて深くおわびを申し上げる次第です。

申し訳ございませんでした。

撮影された動画を見るに、当該事案において不適切な言動があったという事実について弁解の余地はなく、当人も心底、反省の弁を口にしております。アルコールを多量に摂取していたことから、医療機関の診察も受けたところではありますが、医師によれば、酩酊により当日の記憶がない、いわゆるブラックアウトという状態であったという説明を受けました。ブラックアウトを起こすと、行動はしていても新たな記憶は形成されず、その際は言わば別の人格のようになり、必ずしも本人のふだんの思いや考えが表に出るとは限らないということでもあります。

また、アルコール使用障害の懸念が生じると言われることから、当人は現在、医療機関での加療をしているところでもあります。

いわゆるアルコール依存症については、飲む人の我慢、意志力の問題と社会通念では思われがち、よって、議員をやっているのかという批判も生まれるところです。しかしながら、現在医学的にアルコール依存症は病気の一つであり、治療により回復し、復職を十分果たせることが多くの症例で証明されています。現に多くのアルコール依存症に苦しむ方が治療に取り組んでおいでですし、アルコールに限らず、依存症による事件においては、懲罰ではなく治療が必要であるという考え方は世界的にも広がっていることは議員の皆さんも御存じのことと思います。

また、この件が世に広く報じられたことで、SNSやネットニュースでも厳しい御批判の声が多数ありました。それらは刑法に犯した場合であっても社会的制裁として減刑を判断する要素ともなり、その意味では、中村誠吾議員は、この間そうした制裁を受けているとも考えられます。中には、中村誠吾議員に対して危害を加えることを示唆する書き込みも複数あり、批判の域を超えて法を逸脱した誹謗中傷による私的な罰を加えられているということも事実です。

こうした中、本人の精神状態も不安定となり、医師からも現状、重要な判断は避けるべきとのアドバイスを受けています。よって、本人の回復までの時間的猶予をいただいた上で、改めて今回の件について判断させてもらえないかとお願いをするものです。

以上を踏まえ、我々立憲・市民連合としては、この辞職勧告を否決することはできないものの、可決の立場は取らず、自席にて棄権とさせていただきます。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより採決いたします。

可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3、「議案第1号ないし議案第26号」を一括議題といたします。

これより、会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、下兼黨議員。

（16番 下兼 黨議員登壇）（拍手）

○16番（下兼 黨議員） 質問をする前に、一言おわびを申し上げます。

私どもの会派、中村誠吾が、このたびの不祥事で皆様方に多大なる御不快な思いをさせてしまいまし

た。

大変申し訳ありませんでした。

それでは、立憲・市民連合を代表し、質問させていただきます。

まず、今定例会提出議案についてです。

初めに、ウイングベイ小樽への行政機能の一部移転についてお聞きいたします。

当初予算に計上されている公共施設等再編経費の内訳をお聞かせください。

当初予算では、賃貸料が1億5,000万円となっていますが、この積算根拠をお示してください。

補正予算で追加改修費として3億3,700万円が計上されていますが、およそ当初からかなり上がっています。移転までの間に、新たに追加改修が必要となり、追加予算が必要となる可能性はあるのでしょうか。

また、保健所、こども家庭課、小樽市総合福祉センター、小樽市勤労女性センターが移転することについて、今回の追加分を含めた改修費と賃料を支払い、施設を賃借することは施設を建て替えることよりも安くなるのでしょうか、お聞かせください。

次に、決算について質問します。

決算規模と実質収支の状況ですが、歳入総額は約624億8,000万円で、前年度に比し約30億8,000万円の減となり、歳出総額は約611億7,000万円で、前年度に比し約28億9,000万円の減となりました。この結果、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は約12億8,000万円の黒字となり、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支に財政調整基金の積立てや取崩しのほか、繰上償還額を考慮した実質単年度収支は約5億6,000万円の黒字となりました。

令和4年度の歳入総額より4.7%減となった主な理由をお聞かせください。

次に、財政構造の現況です。

歳入についてですが、624億円中149億円、構成比でいいますと23.9%、約4分の1近くを占める国庫支出金ですが、前年度から1割減少しています。

小樽市で行う多くの事業執行のための国庫支出金が令和4年度同様減少しているということは、やはり令和5年度の事業にも影響があったと思いますが、いかがでしょうか。財政への影響、減少したことで事業展開に支障があったのか、なかったのか。あったのであれば、お聞かせいただける範囲で内容をお示ください。

歳入の中で次に構成比で大きい市税ですが、こちらは僅かではありますが、前年度の収入済額と比べると1.5%伸びています。市民税、固定資産税、軽自動車税などがあります。どの項目で収入済額が増えているのでしょうか。また、その理由をお聞かせください。

第1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 下兼議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、今定例会提出議案について御質問がありました。

初めに、ウイングベイ小樽への行政機能の一部移転についてですが、まず、公共施設等再編経費の当初予算の内訳につきましては、年間の賃借料1億5,000万円のほか、施設の改修費を10年分割分として年額1億5,000万円、合わせて当初予算額3億円であります。

次に、当初予算における賃貸料1億5,000万円の積算根拠につきましては、当該施設所有者である株式会社小樽ベイシティ開発より1坪当たりの月額単価を3,000円と示され、契約坪数が3,872坪であることから、月額賃料を1,250万円とし、当初予算において年間賃借料1億5,000万円を計上したものであります。

次に、移転までの間に追加改修費が必要となる可能性につきましては、各区画の最終的なレイアウトなど、詳細設計は確定いたしておりますので、施設改修に係る追加費用の可能性はないものと考えております。

次に、保健所、こども家庭課、小樽市総合福祉センター、小樽市勤労女性センターの移転について、施設を賃借することと建て替えることにつきましては、建て替えた際の建築費の試算は、保健所、小樽市総合福祉センター、小樽市勤労女性センター各庁舎の合計で約46億円となります。

また、今回の移転先である民間施設を賃借する場合においては、移転する四つの部署の占有面積で試算いたしますと、今後30年の累計額で約40億円となります。

次に、決算についてですが、まず、歳入総額が4年度決算より4.7%の減となった主な理由につきましては、コロナ禍における新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の大幅な減のほか、感染防止対策協力支援金給付事業や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業などの終了に伴い、その財源である国庫支出金や道支出金が減少したことなどによるものであります。

次に、令和4年度と比較して国庫支出金が減少したことによる影響につきましては、その主な要因は、コロナ禍において国の補正予算等に対応して実施した、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業や、生活者及び事業者に向けた各種支援事業に対する国庫支出金であり、年度によって支援対象や金額などが異なることから生じた差であるため、5年度の事業執行に支障は生じておりません。

次に、令和4年度と比較して収入済額が増加した税目につきましては、法人市民税、入湯税、固定資産税・都市計画税であり、増加した要因は法人市民税では、法人の事業年度における予定申告の有無によって税収に影響があり、4年度に予定申告がなかった大口法人が5年度には予定申告を行ったことにより増加したものであります。

入湯税では、宿泊、日帰りとも入湯者数の増加によるものであり、固定資産税・都市計画税では、家屋の新築や増築、償却資産の設備投資が増加したものであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、下兼黨議員。

（16番 下兼 黨議員登壇）

○16番（下兼 黨議員） 2項目めの質問に移ります。市長の政治姿勢についてです。

迫市長は令和4年8月、多くの市民の皆様の負託を受け再選を果たされました。市長は、令和4年第3回定例会の提案説明の中で最重要課題に人口減少問題を挙げられ、その対策を進めるため五つの重点項目を掲げました。2年前は、新型コロナウイルス感染症がまだ蔓延していた中でのスタートであったと思います。現在2期目の折り返し地点であります。公約の中で進んだこと、または、まだ途中にあることなどをお聞きたいと思います。

まず、五つの重点公約についてです。

一つ目の「子育て支援策の着実な推進」ですが、保育料の引下げと第2子無料化、18歳以下の子ども医療費の実質無償化、放課後児童クラブの利用手数料の無償化など、子育てに関わる家計負担の軽減が着実に進んでいると感じます。

二つ目の「子どもの学習環境、教員の働く環境の改善」でも、市内の全小・中学校の校舎の耐震化、全小・中学校の普通教室に冷房設備を整備しました。夏季休業も終わり2学期が始まりましたが、まだ暑い日が続いています。子供たちが涼しく快適に授業を受けられることは本当によかったです。

三つ目の「子どもたちの豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す環境づくりの推進」では、拠点校方式で合同部活動を開始しています。

四つ目の「創業支援の充実と起業人材の移住の推進」では、昨年2月、小樽商工会議所の協力を得て、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターの設置がされ、移住の相談数、決定数ともに増加をしているとお聞きしました。

そして五つ目の「小樽の個性を活かし、人や企業に共感されるまちづくり」では、小樽港クルーズターミナルの岸壁改修を行い、大型クルーズ船の受入れが始まりました。

五つの重点公約をそれぞれ見てきましたが、着実に実行できているように感じます。市長御自身はどのようにお感じになっているのでしょうか。

2年前、市長は、今後4年間の市政全般にわたる施策を進めるに当たってのまちづくりの三つの柱とそれぞれの具体的な施策を上げています。あれから2年がたちました。一つ目は「安全安心なまちづくり」、二つ目は「活力あるまちづくり」、そして三つ目は「将来を見据えたまちづくり」です。

三つの柱の進捗状況はそれぞれどのようなになっていますでしょうか。現在、具体的に進んでいる施策などがあればお聞かせください。

そして、市長には、やはり人口減少対策のことをお聞きしなければなりません。先日の記者会見の中で、社会減が一定程度抑えられていることとして、外国人材を活用している企業が増えていて、全体の人口に占める外国人は間もなく1,000人に達し、この傾向はこれからも続いていくだろうとお話をされていました。さらに、これから増えていくであろう外国人との共生社会をどうつくっていくのか、大きな課題だと思っているとおっしゃっています。

全国各地でも外国人材に関する諸課題が挙げられています。一つには、受入れに関する課題として、企業側が外国人材の募集や採用に関するノウハウがないということ。現在、多くの業態では慢性的な人手不足に陥っている状況であると考えています。今後さらに外国人材への関心が高まってくことに鑑みると、受入れに関する課題についても把握し、検討を進めていかなければなりません。そのほか、就労環境に関する課題もあると聞いています。職場内でのコミュニケーションのほか、生活環境や文化の違いに対する理解が進まないこともあります。

外国人とは限りませんが、厚生労働省の令和3年雇用動向調査結果の概況によると、職場の人間関係が好ましくなかったという理由で、離職、転職したことが男性、女性とも上位を占めているデータもあります。さらに、地域住民に対しても外国人が暮らすということへの理解を深める必要があります。

そこでお聞きいたします。本市では、これからも外国人材が増えると仮定した場合、どのような課題があるとお考えでしょうか。

本市としては、外国人材の必要性についてどのようにお考えでしょうか。

本市に住民登録をされている外国人が増えてきたのは、いつ頃からなのでしょうか。少しずつ増えてきたのでしょうか、お聞かせください。

本市としても、外国人材との共生社会をどのように構築していくのか、行政として取組を進めていかなければならないと思います。そして、「将来を見据えたまちづくり」では、これから整備を進める事業が待っています。小樽市新総合体育館の整備、小樽公園の整備、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の本格活用など、市民が期待して待ち望んでいます。小樽市民の声をしっかりと聞いていただきたいで

す。

最後に、市長がこれからの2年でやりたいこと、そして、やらなければならないことをお聞かせください。

第2項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、市長の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、五つの重点公約につきましては、人口減少対策を最重要課題と位置づけ、社会減に歯止めをかけることに重点を置き、様々な取組を進めてまいりました。

中でも子育てに関わる家計負担の軽減につきましては、保育料の引下げや第2子の無料化、放課後児童クラブ利用手数料の無償化、18歳以下のこども医療費の実質無償化などを実現しており、私といたしましてもこの2年間で公約を着実に進められたと考えております。

次に、三つの柱の進捗状況につきましては、主なもので申し上げますと、「安全安心なまちづくり」としましては、避難行動要支援者避難支援計画の策定や医療的ケア児に対する保育所・小学校への看護師等の派遣開始のほか、性的マイノリティーの方々が暮らしやすい社会の実現のため、パートナーシップ宣誓制度を導入いたしました。

「活力あるまちづくり」といたしましては、小樽観光協会との連携によるナイトインフォメーションの開設や、小樽商工会議所との連携によるおたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターを通じた移住の促進、町内会活動の支援としてデジタル化の推進や防災活動に対する支援を強化することといたしました。

「将来を見据えたまちづくり」としましては、住民票のコンビニ交付を開始したほか、キャッシュレス決済、市立保育所のICT化を実施するなど、順次、行政のデジタル化を進めております。

また、小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発では、大型クルーズ船の接岸を可能とする岸壁改良事業が完了し、観光船ターミナルなどの施設整備に取り組んでいるところであります。

次に、外国人材の受入れに当たっての課題につきましては、市内企業からは、住居の確保や就労環境の整備、コミュニケーションに対する不安、受入れに多額のコストを要することや手続が煩雑であることなどの課題があると伺っているほか、文化や習慣の違いによる近隣住民とのトラブルを防止するため、ごみ出しのルールなどの生活マナーの周知を図る必要があることなど、様々な課題があるものと認識いたしております。

次に、外国人材の必要性に対する見解につきましては、本市におきましても少子高齢化による生産年齢人口の減少が進んでおり、市内企業における労働力の確保が課題であると認識いたしておりますので、外国人材だけではなく、女性や高齢者といった多様な人材を受け入れていくことが必要であると考えております。

次に、本市に住民登録をされている外国人が増えてきた時期等につきましては、この10年間の外国人の住民基本台帳人口で見ますと、令和元年までは平均で毎年おおむね45名程度の増がありましたが、令和2年、3年のコロナ禍におきましては一旦減少が見られたところであります。その後、令和4年、5年におきましては、それぞれ年間で130名程度、令和6年には7月末までの数字で既に120名程度の増となっております。

以上のことから、ここ3年程度で増加傾向がさらに顕著になっているものと考えております。

次に、これからの2年につきましては、引き続き、移住・定住に向けた取組など、人口減少対策を重点的に進めていくとともに、プール室を併設した小樽市新総合体育館の整備や小樽公園のリニューアルに向けた事業を推進するほか、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の本格活用に向けた検討、安定した新たな財源となる宿泊税の導入など、多様化する行政諸課題について着実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、下兼黨議員。

（16番 下兼 黨議員登壇）

○16番（下兼 黨議員） 第3項目めの質問です。災害時における男女共同参画についてお聞きいたします。

奥能登を震源とした令和6年能登半島地震の発生から8か月が経過いたしました。まちでは、道路の復旧が進み、お店も徐々に営業を再開し始めていますが、その一方で瓦礫が撤去されていない地域やいまだ断水が続いている地域など、被災地にはまだ多くの震災の傷跡が残っています。突然やってくる災害に備えて、平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となり、力強く復興を進めていくためには、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立する必要があると考えます。

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。内閣府男女共同参画局では、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の中で、こうした観点から国の防災基本計画、男女共同参画基本計画、避難所運営ガイドライン等において次の事項が定められました。

「地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画を拡大する。」「市町村（都道府県）は、自主防災組織の育成、強化や、防災リーダーの育成等を図るものとし、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。」「市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における運営管理に努めるものとする。」「市町村（都道府県）は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとし、その際、女性の参画を推進し、女性の意見を反映できるよう配慮するものとする。」「被災地の復旧・復興に当たっては、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。」としています。

そこでお尋ねします。まず、防災・危機管理体制における女性の参画についてです。

昨年5月には、さきのガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況を発表しています。小樽市の回答を見てみますと、「本庁の行政職員のうち、防災・危機管理部局に配置されている女性職員の状況を教えてください。」の設問に対し、「防災・危機管理部局職員総数は6人、うち女性人数は1人」と回答しています。

次に、「令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に、職員に対し、「男女共同参画の視点からの防災」をテーマにした研修・訓練を1回以上実施しましたか」の設問には、「いいえ」と回答しています。

研修・訓練は必要だと思いますが、実施しなかった、あるいはできなかった経緯をお聞かせください。

また、今後、実施の予定はありますか。

本市は地方防災会議を設置しています。会議の委員の人数は30人、うち女性委員は6人です。「地方防災会議に女性委員を増やすための取組をしていますか」の設問には、「はい」と回答しています。では、どのような取組をしているのか、お聞かせください。やはり、委員の半数は女性が必要だと考えますが、小樽市はどうお考えでしょうか。

今までの防災会議の中で女性委員の意見が反映された部分はありましたか、お聞かせください。

平常時の備えとして、避難所運営マニュアルの作成や見直しに際し、男女共同参画の視点を持っていただきたいと思っています。本市の御見解をお聞かせください。

マニュアル作成や見直しに当たって、女性団体などから聞き取りを行ったことはありますか。行った場合、どの団体で、聞き取りした時期、内容などをお聞かせください。行っていない場合、聞き取りの必要はあると考えますが、今後、検討するお考えはありますか。

次は、避難所での女性の環境についてです。

災害時に避難所等で女性が直面する課題として、育児、介護、女性用品の不足、プライバシーや衛生の問題、不眠、膀胱炎や婦人科系の疾患、炊き出しや掃除などの過度な負担、そしてDV、性暴力などが挙げられています。

まず、育児、介護、女性用品についてですが、小樽市では、育児、介護、女性用品の配置はどのようになっていますか。サイズや用途を言いたくても、わがままだと受け取られるおそれから、なかなか言い出せない。さらに、避難所で生理になった女性がナプキンをもらいに行ったところ、男性職員から「1人2個ね」と言われた話があります。避難所に女性職員が不足しているためではないでしょうか。

では、小樽市では、指定避難所の女性職員の配置についてどのようにお考えでしょうか。

次に、プライバシーや衛生の問題についてです。

小樽市が想定している指定避難所でのプライバシー確保はどのようになっていますか。避難所では入浴もままならず、着替えたり体を拭いたりすることも難しく、我慢し続けると婦人科系の疾患につながるおそれもあります。

次に、DV、性暴力の問題についてです。

災害時でもDVや性暴力、性的ハラスメントが起きています。これは学術調査により、東日本大震災で改めて明らかになりました。小樽市では避難所で女性を守ることについてどうお考えでしょうか。当事者の女性たちが避難所の運営への参画や防災対策づくりに入っていることが当たり前の状態をつくっていくことが大事だと思います。

避難所では、男女それぞれのリーダーが必要だと思います。小樽市は女性のリーダーの必要性、育成についてどのようにお考えでしょうか。内閣府は2020年、女性の視点を盛り込んだ防災・復興ガイドラインを作成、トイレや更衣室などを適切な場所へ設置することや性暴力防止、相談窓口の周知を促したとあります。

「災害が起きてからではなくて、平常時から、きちんと女性が参画している状況をつくっていくことが重要です」、減災と男女共同参画研修推進センター共同代表の浅野幸子さんはおっしゃっています。防災の鍵は女性の参画。女性が関われば避難所が変わる。小樽市には女性の声を防災へ生かすため、女性の参画を促進していただきたいです。

第3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、災害時における男女共同参画について御質問がありました。

初めに、防災・危機管理体制における女性参画についてですが、まず、男女共同参画の視点からの研修・訓練につきましては、これまでも女性の視点に立った配慮について本市の避難所運営マニュアルなどにおいて取り入れてまいりましたが、研修・訓練の実施に当たり、特に男女共同参画の視点をテーマに据えて実施するまでには至っておりませんので、今後は能登半島地震における避難所運営の課題なども踏まえながら、研修や訓練に取り入れることを検討してまいりたいと考えております。

次に、本市防災会議に女性委員を増やす取組につきましては、防災委員を委嘱する際には、構成機関に対し、可能な範囲で女性からの登用をお願いしているほか、公募委員は女性を条件にしているところであります。

また、国におきましては、女性目線での防災対策を推進するため、女性委員の割合を30%以上とすることを目標としていることから、まずはこの目標をクリアできるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防災会議における女性委員の意見の反映につきましては、女性委員から特段の意見はありませんでしたが、小樽市地域防災計画などの内容を審議いただき、その内容を承認いただいております。

次に、避難所運営マニュアルの作成などにおける男女共同参画の視点につきましては、現在の避難所運営マニュアルでは、避難所設置に当たって女性を配置することのほか、更衣室や授乳室の確保、男女別トイレの設置、避難所の巡回など女性の視点を取り入れておりますが、見直しの際には、能登半島地震の課題なども踏まえ、改めて整理したいと考えております。

次に、避難所運営マニュアルの作成などにおける女性団体等からの聞き取りにつきましては、これまで女性からの意見は聞き取りをしておりますが、女性団体等からの聞き取りは実施いたしていません。防災対策を推進する上では、ただいま答弁させていただきましたとおり、女性の視点は重要であると考えておりますので、今後、見直しを行うに当たっては女性団体等への聞き取りを行ってまいりたいと考えております。

次に、避難所での女性の環境についてですが、まず、本市での育児、介護、女性用品の配置につきましては、育児用品として液体ミルク、紙おむつ、おしりふきを、介護用品として紙おむつ、おしりふきを、女性用品として生理用品を旧天神小学校に備蓄しており、それぞれ被災後2日から3日分の数量を確保いたしております。

次に、指定避難所の女性職員の配置につきましては、避難所運営マニュアルにおいて指定避難所の開設に際しては、名簿班に女性を配置し、女性のニーズを把握するほか、物資班の窓口女性を配置し、女性用下着や生理用品などを直接本人に支給することなど、女性の視点からの配慮を行うこととしております。

次に、指定避難所でのプライバシー確保につきましては、災害時に避難所となる小・中学校において、女性が授乳や着替えに利用できる教室を確保することやトイレを男女別にすることのほか、段ボールベッドや間仕切り、避難所用テントなどを設置することとしております。

次に、指定避難所で性暴力などから女性を守ることににつきましては、避難所は避難者の生活の場であることから、本市の避難所運営マニュアルにおいて避難所運営委員会を編成することとしており、避難所内の秩序維持や防犯対策のため、定期的に巡回を行うとともに、警察によるパトロールを要請することとしております。

また、避難所内に危険箇所がないか、女性から意見を聞くことや、トイレ、風呂、シャワー室の周辺では複数での行動を徹底するなど、犯罪の発生防止に努めることとしております。

次に、避難所における女性のリーダーの必要性和育成につきましては、ただいま申し上げました避難所運営委員会においては、年齢や性別の違いによる様々な視点に配慮する必要があることから、女性に参画いただくことが必要であるものと考えております。

また、避難所開設時には、市職員が対応に当たることから、女性職員には限りませんが、避難所開設・運営に係る職員研修を令和4年度から行っているところでありますので、女性職員の参加を今後、進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、下兼薫議員。

（16番 下兼 薫議員登壇）

○16番（下兼 薫議員） 第4項目めに移ります。地域共生社会についてです。

令和5年第4回定例会で地域共生社会について代表質問をさせていただきましたが、今回は今年3月に策定された第2期小樽市地域福祉計画についてお聞きいたします。

市長は、「本計画は、行政はもとより、小樽市社会福祉協議会、市民の皆様や地域活動団体等に主体的に取り組んでいただきたいことを盛り込んでおります。皆様との協働を深め、地域共生のまちづくり実現のための取組を推進してまいります。」とおっしゃっています。

そして、第1期計画の振り返りで、「第1期計画では、基本理念である『「お互いさま」と支え合い、誰もがしがわを実感できるまち おたる』の実現に向けて、上述のとおり、三つの基本目標を柱に15の施策に取り組みました。第1期計画期間の3年間は、コロナ禍により、地域における活動や人が集う交流に制限を余儀なくされるなど取組の進捗に影響のあった施策がありましたが、一定の進捗があったと評価できる施策もありました。市が主体となって取り組まなければならない項目の進捗はもとより、停滞した様々な活動を活発にしていくための取組を進めるとともに、地域共生社会実現のために必要な地域福祉活動の担い手の育成など、引き続き今後の課題として取り組む必要があります。」と結んでいます。

では、まず、第1期地域福祉計画の取組と評価についてお聞きいたします。

「困りごとを抱えた方への支援」で、有償ボランティアによる生活支援サービスを実施したとありますが、評価では、「生活支援サービスはニーズと供給のマッチングに課題があり、今後も実施に当たっての検討が必要です。」としています。どのような問題があり、また、有償ボランティアは足りていたのでしょうか。

次は、「漏れのない相談支援体制づくり」です。

「市内の障がい者支援事業所等が役割を分担し、障がい者の生活を地域全体で支える体制を整備しました。」とありますが、具体的にどのような整備をしたのでしょうか、お聞かせください。

「福祉サービスの適切な利用の促進」では、「出張相談会を実施するなどアウトリーチに向けた取組を行いました。」とありますが、やはり、ひきこもりなど支援が届きにくい層へのアウトリーチの進め方が今後の課題です。

次は、「権利を擁護する取組の推進」です。

評価の中で、中核機関の設置はできなかったとあります。中核機関は成年後見人制度の利用が必要な人を発見し、必要な支援につなげる地域連携の仕組みの中核を担うものと考えていますが、設置への進

捗状況はどのようになっていますでしょうか。

次は、「持続可能な買い物支援の実現」です。

高齢者の移動支援をテーマにモデル地区で医療機関、商業施設、金融機関や入浴施設への無料送迎の試験運行が実施されたとありますが、モデル地区はどこで、何人が利用したのか、利用者の感想などがありましたらお聞かせください。

さらに評価では、「買い物支援を課題として、生活支援体制整備事業等で引き続き検討を進めていく必要があります。」となっていますが、生活支援体制整備事業とはどのような内容の事業なのでしょうか、お聞かせください。

次は、第2期地域福祉計画についてです。

基本目標は第1期計画と変わらず、「つながりを持てる地区づくり」、「助けて」と言える地域づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」です。施策は15から10に見直されました。

まず、「施策1 多様な主体のつながりづくり」です。

「第1期計画の進行管理を行った中で、関係機関及び関係団体等からの意見や、地域共生社会の実現に向けて、小樽市が積極的に取り組んでいくべきと考えられる取組や計画を進める中で、地域に明確な課題があり、それを解決するための取組を「重点的取組」として位置づけています。」、「行政（小樽市）が取り組むこと」では、「地域住民、地域で活動する団体、事業者、行政など多様な主体が連携して、地域を支える重層的なネットワークづくりに取り組みます。」、そして、「小樽市社会福祉協議会が取り組むこと」では、「地域住民が主体となった居場所の立ち上げ、多様な世代が集う地域食堂やサロン活動など、コミュニケーションが図れる環境づくりの支援に取り組むとともに関係団体に先行事例の情報を提供します。」ともあります。

子ども食堂や地域食堂、サロン活動など、小樽市でも支援の輪が徐々に広がっていると感じているところですが、利用したいと思っても自宅の地域にサロンなどがなければ気軽には行けません。少しお散歩がてら、お茶でも飲んでおしゃべりができるサロンが自宅の近くにあればうれしいです。

そこでお尋ねいたします。小樽市内にはこういった場が現在は何か所あり、包括圏域ごとの開設はどのような状況になっていますか。また、こういった関係団体と協力すると場が広がるとお考えでしょうか。

「施策3 地域活動等への参加、推進」です。

「地域づくりを進めるためには、ボランティア活動や町内会活動といった地域活動等の活性化が必要です。」と現状と課題を挙げています。

「行政（小樽市）が取り組むこと」では、「各種講座等の開催を通じて地域福祉の担い手の養成を進めていきます。」とあります。担い手の育成を進めるための各種講座等とは、どのような講座なのでしょうか。

「施策4 困りごとを抱えた方への支援」です。

現状と課題では、「高齢化や単身世帯の増加に伴い、相談する家族や友人もなく自分だけで困りごとを抱えてしまう場合があります。また、ひきこもりや不登校など生きづらさを抱えている人への対応が急務とされており、地域で支援が必要な人を把握し、適切な支援へつなぐことにより社会的孤立を防ぐことが求められています。」とあります。

「統計から見る小樽市の現状」では、小樽市の人口は年間1,900人程度の減少傾向にあり、年齢3区分別人口の構成比の推移は、年少人口と生産年齢人口は低下が続いているが、老年人口は上昇が続いています。また、世帯数と世帯人数の推移で、高齢者単身世帯は増加傾向にあり、高齢人口の約4割に達し

ています。

独り暮らしの高齢者は、同居人がいる高齢者に比べ、孤独や孤立を感じているのではないかと心配しています。さらに、孤独死などで引取り手がない無縁遺体が急増しているとの報道も目にしました。無縁遺体の急増の理由については、自治体は独居の高齢者が増えていると見ているとのこと。

そこで、「行政（小樽市）が取り組むこと」では、「ケアラー、ひきこもり、孤立・孤独などひとりで悩みを抱え込み、自ら相談に来られない方の把握と支援に努めます。」とあります。相談に来られない方を把握し、支援していくためには、どのような方法があるとお考えでしょうか。

「小樽市社会福祉協議会が取り組むこと」では、「社会福祉法人懇話会「しあわせネットワーク・おたる」を構成する法人と地域生活課題の解決に取り組めます。」とあります。しあわせネットワーク・おたるの活動の内容と小樽市との関わりについてお聞かせください。

次は、「施策6 漏れのない相談支援体制づくり」です。

現状と課題、「市民にとって分かりやすく、かつ漏れのない相談支援体制を構築することが求められます。」とあり、具体的な取組では、「相談支援体制の充実」、「地域の「気づき」「見守り」の機能強化」とあります。

さらに、「行政（小樽市）が取り組むこと」では、「福祉総合相談室を中心に関係機関と連携し、属性、分野を問わず世帯の抱える相談内容をすべて受け止められる体制を目指します。」とあります。

全てを受け止められる体制を目指すですが、第1期計画でも本市がワンストップ窓口として福祉総合相談室が機能していると認識しております。第2期計画での福祉総合相談室の重要性についてお考えをお聞かせください。

第2期小樽市地域福祉計画の中で、四つの重点的取組が上げられています。「世代間交流の充実」、「町内会が担う役割の周知、町内会活動の活性化」、「相談支援体制の充実」、「自主防災組織の育成及び推進による「共助」の充実」、これらは三つの基本目標に全て通じています。今年度から令和10年度までの5年間でしっかりと推進していただきたいと思っております。

第4項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、地域共生社会について御質問がありました。

初めに、第1期地域福祉計画の取組と評価についてですが、まず、有償ボランティアによる支援につきましては、ボランティアの方が提供できる活動内容と利用者が必要とする支援内容に隔たりがあり、うまくマッチングができませんでした。

ニーズに対応できるボランティアの人数は十分とは言えないと考えております。

次に、「障がい者の生活を地域全体で支える体制」につきましては、基幹相談支援センターである本市が地域生活支援拠点のコーディネート役になり、小樽市障がい児・者支援協議会において居住支援、相談支援、緊急時の受入れなど六つの機能について障害福祉サービス事業所等の役割を整理することで、障害のある方やその家族の生活を連携して支える体制を整備いたしました。

次に、中核機関設置の進捗状況につきましては、成年後見利用促進法に規定される中核機関としての役割とは、本人にとって適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦する機能であります。

この機能を小樽・北しりべし成年後見センターに加えるため、6市町村会議と運営委員会において検

討を行い、今年度から後見人候補者選定を試行いたしております。

今後は、課題等整理をした上で、令和7年度からの本格実施を目指しております。

次に、買物支援のモデル事業につきましては、令和4年度に石山町で年2回、各1週間程度実施し、延べ37名の利用がありました。利用者の感想は、外出の機会が増えた、久々に買物や入浴に行けてリフレッシュできたなどの声がありました。

次に、生活支援体制整備事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で引き続き暮らせるよう、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民、社会福祉法人、小樽市社会福祉協議会、民生・児童委員、町内会など多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供や、地域の支え合いの体制づくりを推進していくものであります。

次に、第2期地域福祉計画についてですが、まず、地域での居場所などの状況につきましては、子ども食堂等は開設に当たって市への届出は必要ではないため、地域で活動している団体全ては把握いたしておりません。

市で把握している件数といたしましては、市内で子ども食堂などを運営する団体と市で構成をする、おたる市民かふえネットワークに参加している団体と、小樽市社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動推進事業で助成をしている団体を合わせて28か所となります。

包括圏域ごとの件数は、北西部地域が3か所、中部地域が9か所、南部地域が7か所、東南部地域が9か所であります。

また、地域での居場所を広げていくためには、町内会や地域で活動する団体がお互いに連携して取組を広げていくことが重要であります。

本市といたしましては、新たに開設を考えている団体や継続して活動する団体を支援するため、成功事例の情報提供などを行ってまいります。

次に、地域福祉の担い手を養成するための講座につきましては、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、認知症サポーター、介護予防サポーターなどの養成講座があります。

次に、自ら相談に来ることができない方への支援につきましては、相談機関が支援を必要とする方を把握するためには、町内会や民生・児童委員、地域住民などが身近でお困りの方がいた場合、最寄りの相談機関に情報提供をいただくことが重要となります。

今年度から実施している重層的支援体制整備事業により、相談支援体制を強化したことや地域からの情報を相談窓口に寄せていただくことを改めて周知し、いただいた情報に基づいてアウトリーチによる継続的な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、社会福祉法人懇話会しあわせネットワーク・おたるにつきましては、地域における公益的な取組を実施することを目的に、市内で福祉事業を行う小樽市社会福祉協議会を含む社会福祉法人が連携して平成29年度に設立されたもので、地域づくりや生活支援などのため三つの委員会を置き、生活困窮者の支援や地域ニーズの共有、地域づくりに向けた活動などを行っております。

市の関わりといたしましては、委員会にオブザーバーとして参加し、取組を進めていくため連携を図っているところであります。

次に、福祉総合相談室の役割につきましては、計画に基づいた福祉施策を推進していくとともに、近年増加している複雑化・複合化した相談に対応する包括的な相談支援体制の中心となる窓口として、地域生活課題を抱えた方に寄り添い、解決に向けて伴走して支援していく役割を担う部署であると考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、下兼薫議員。

(16番 下兼 薫議員登壇)

○16番(下兼 薫議員) 最後の項目になります。小樽市の除雪についてお伺いいたします。

昨シーズンは1月7日のどか雪に始まり、暖気の影響で建設部や除雪関連業者、団体の皆様は本当に大変な御苦勞をされたと思います。ですが、あと3か月余りでまた雪の便りがやってきます。小樽市民にとっても今シーズンの雪の降り方が気になっているのではないかと思います。

そこで何点かお尋ねいたします。

令和5年度の天候状況に特徴はありましたか。また、昨年度の主な課題についてお聞かせください。

それを踏まえてですが、令和5年度の決算では除雪費の予算現額22億円に対し、支出済額は約19億1,800万円でした。不用額は約2億8,000万円。この不用額の内訳をお示しください。

今年度は除雪ステーションの区域変更があるとお聞きしています。変更の内容、経緯などをお聞かせください。

今年度の除排雪作業に係る新たな取組があればお聞かせください。

昨年度、ロードヒーティングの試行的な部分停止が行われましたが、部分停止によって市民からの意見、交通への支障はなかったのでしょうか。また、今年度も部分停止は継続されるとお聞きしていますが、部分停止の試行は検討されているのでしょうか。

次に、令和2年12月に策定された小樽市雪対策基本計画からです。

「持続可能な雪対策の推進」で、「人口減少により、除雪業務の担い手不足等が想定される中、将来にわたり、安定した除雪体制を維持するために、持続可能な雪対策を推進します。」とあります。

I C T の導入、A I の活用も検討とありますが、現在のところどこまで進んでいますでしょうか。

次に、「市民の声」には、日常の道路パトロールだけでは把握しきれないような、地域に住んでいる人が気づく情報が含まれていますので、これらの情報を有効に活かす必要があります。」と課題を挙げています。そういった情報を生かすためには、情報量を増やすことも重要な要素になってくるのではと考えます。より多くの情報を収集することによって、道路パトロールの効率化やそれぞれの地域の情報をさらに受け取りやすくする方法を検討する必要があります。

現在、市民からの情報は電話、Eメールで受け付けていると思いますが、除雪情報のやり取りにL I N Eを活用してみたいかと思いますが、現在、小樽市公式L I N Eのメニューの中に、道路・除雪通報サービスがありますが、こちらのサービスは直接L I N Eのやり取りができない仕組みとなっています。メニューをタッチすると、小樽市ホームページの道路・除雪通報サービスにジャンプするつくりになっており、通報するためには、名前、Eメールアドレス、画像の添付など、操作のハードルが高くなっています。

現在、携帯電話所有者のスマートフォン比率は97%であり、70歳代の方も9割以上の方が所持されているという調査結果もあります。さらに、L I N Eの利用者数は2023年12月時点で9,600万人とS N Sの中では圧倒的な利用率です。そのような利用者の背景に鑑みると、L I N Eアプリで完結できるような仕組みにすると、格段に寄せられる情報量が増えるのではないかと考えます。また、本市においても市内各所サービスセンターにてスマートフォン教室が開催され、通われている方も多いと伺っています。

そこで、市公式L I N E、または除雪に特化した公式L I N Eを新設し、市民の声をより受け取りやすい取組を進めていただきたいと思います。これまでの検討内容をお示しいただき、導入への課題はどのようなことがあるのか、お聞かせください。

次に、恒久的な雪堆積場の確保ですが、「融雪施設、流雪溝の調査、研究」を令和5年度をめぐりに検討とあります。検討結果についてお聞かせください。

先ほども申し上げましたが、小樽市の5年から10年先、人口減少に伴い除雪関係の企業、人員も減少していくのではと危惧しています。たくさんの企業が地域総合除雪に参加していただくためのお考えがありましたらお聞かせください。建設部や除雪関係企業、団体の方々のみならず、市民の皆様の御協力と御理解がなければ冬場は乗り切れません。頑張ってくださいようお願いいたします。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、小樽市の除雪について御質問がありました。

初めに、令和5年度の天候状況の特徴につきましては、1月6日時点で積雪深が20センチメートルと少雪でありましたが、1月7日の大雪により一気に87センチメートルまで増加いたしました。

また、1月下旬や2月中旬には記録的な暖気に見舞われるなど、異常気象の影響を大きく受けたシーズンであったと考えております。令和5年度の主な課題につきましては、1月上旬の記録的な大雪の影響により、一部の通学路において小学校の3学期始業式までに排雪作業を終えることができなかったことや、堺町本通りでは歩道の除排雪が行き届かなかったことのほか、暖気の影響により、ざくざく路面の対応に遅れが生じたことなどが課題であると考えております。

次に、令和5年度の除雪費不用額の主な項目と金額につきましては、除排雪費が約1億6,600万円、ロードヒーティング経費が約6,900万円となっております。

次に、除雪ステーションの区域変更の内容につきましては、第6ステーションの区域のうち緑地区、最上地区それぞれの一部を第2ステーションの区域に編入するものであります。

また、経緯につきましては、令和5年度の第6ステーションの共同企業体から、現状の除排雪体制では観光に配慮した除排雪を実施し、区域内の除排雪を遅滞なく継続することが難しい状況であり、体制の強化も困難であると相談を受けたところであります。

第6ステーションの区域は、主に中心市街地であり、商業施設や観光地が密集し、他の地域と比べ交通量が多いため、区域内の除排雪作業に遅れが生じたものと考えますが、全市的に共同企業体の構成員の増加は困難な状況にあります。このことから、隣接する地域で第6ステーションの一部地区に編入した場合も、効率的かつ効果的に作業が可能であると考えられる第2ステーションを選定し、地区の編入を行ったものであります。

次に、除排雪作業に係る今年度の新たな取組につきましては、ただいま申し上げました第6ステーション区域の一部を第2ステーション区域に編入することのほか、昨年度の大雪の影響を受け、小学校3学期の始業式に間に合うよう、通学路の排雪作業を開始するとともに、観光に配慮した堺町本通り線の歩行空間を確保するため、歩道の人力除雪班を新設し、作業を実施してまいりたいと考えております。

次に、ロードヒーティングの部分停止の試行につきましては、昨年度に部分停止した箇所において、市民の皆さんからの意見や苦情はなく、交通障害や事故の報告もありませんでした。また、今年度につきましても、部分停止が可能な箇所の検討を行っているところであります。

次に、ICTなどの導入や活用の検討状況につきましては、令和4年度にICTの導入に向けてスマートフォンのGPS機能を活用し、除雪作業の軌跡のパソコン上での把握や、オペレーターに事故・危

除箇所・要配慮箇所などを知らせることもできる除雪車両運行管理システムの試行のほか、雪処理場や雪堆積場においてダンプトラック台数の集計にA Iを活用できないか情報収集を行いました。これらのシステムの導入には多額の費用を要することや、吹雪によってダンプトラックが識別できないなど、技術上の課題を認識したところであります。

次に、除雪に特化した公式L I N Eの利用につきましては、現在、市民の皆さんからの声を受け取るには小樽市公式L I N Eから市のホームページを介して、道路や除雪に関する通報などを受け取っております。市民の皆さんとの相互のやり取りをL I N Eのみで完結するためには、機能の拡張が必要になることから、今後、システムの見直しの必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、融雪施設につきましては、整備する場所により効率的な排雪作業が可能となりますが、施設整備など多額の費用を要することとなります。

流雪溝につきましては、排雪量が軽減できるメリットはありますが、流雪溝に流す水は一定の水量と勾配が必要となるほか、融雪施設と同様に施設整備に多額の費用を要することとなります。これらのことから、現時点において、融雪施設や流雪溝の施設整備は難しいと考えておりますが、今後も除雪業務を維持していくため、引き続き、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、除雪事業者の確保につきましては、人口減少や除雪オペレーターの高齢化などにより、現在の除雪体制を維持していくため、道路除雪等業務への登録要件を緩和するなど、多くの除雪事業者が地域総合除雪に参加できる仕組みについて検討してまいりたいと考えております。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、下兼議員。

○16番（下兼 薫議員） 2点ほど再質問をさせていただきます。

まず、地域共生社会についてなのですが、「持続可能な買い物支援の実現」で、第1期地域福祉計画では石山町の人たちが37人が外出の機会も増えたという感想もあったと今お答えをいただきましたが、今後、そのモデル地域は増やしていくおつもりなのでしょうか。どこの地域という希望なども多分あると思うのですが、市ではどういうふうに捉えているのか、お聞かせください。

あともう1点、除雪ですけれども、恒久的な雪堆積場の確保というところで、今、融雪施設や流雪溝は、現時点では難しいとお話がありましたが、やはり、人口減少が進んでいく中で、除雪業務に就かれる人たちの確保も難しいと考えます。雪堆積場の確保もですけれども、一時はやりました融雪、流雪溝も何とか今の技術で流れと坂という問題を解決していく調査などは進められていくおつもりはあるのか、お聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 下兼議員の再質問にお答えをさせていただきます。

融雪施設ですとか流雪溝の調査・研究についてお尋ねがありまして、本答弁では、いずれも多額の費用がかかるという御答弁をさせていただきましたが、今の御質問にもありましたとおり、今後、人口減少が進んでいきますと担い手の不足というのが懸念されておりますので、そういった問題を解決していくためには、やはり、お金で解決しなければならない政策というのが必要になってくると思いますし、多額だということでそれを見過ぐすわけにはいきませんので、将来を見据えながらも、この融雪施設ですとか流雪溝の設置につきましては、そういった人口減少社会を見据えながら、引き続き、調査・研究はしていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉保険部長。

○福祉保険部長(勝山貴之) 下兼議員の再質問にお答えいたします。

地域共生の関係で、買物支援、今後の取組をどうするかということでございますが、令和4年度に石山町会で一応モデル事業、試行という形で実施いたしました。そこでもいろいろな課題がございましたので、今はまずそれをどうしていくかということもございますので、現時点では次の展開といえますか、どこでやるかについて検討していないという状況で、しばらくストップしているという状況でございます。

○議長(鈴木喜明) 下兼議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時10分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 14番、佐藤奈緒美議員。

(14番 佐藤奈緒美議員登壇)(拍手)

○14番(佐藤奈緒美議員) 自由民主党の佐藤奈緒美でございます。自由民主党を代表いたしまして、質問をいたします。

第1項目めは、議案内容の御報告、御説明いただきましたウイングベイ小樽への行政機能一部移転について数点お聞きいたします。

この行政機能の移転は、令和6年度当初予算に計上され、今年12月2日には保健所、こども家庭課が開設、来年4月には関係団体を含む小樽市総合福祉センター及び小樽市勤労女性センターがそれぞれ移転を予定しております。もう数か月と時間がない中で通常の業務をこなしながら移転に関わる調整や関係団体との協議、それに伴う対応に追われており、関係職員の皆様におかれましてはさぞや多忙な日々を過ごされていることとお察しいたします。

先日、この移転に伴う改修事業費の増額要因について御報告と御説明をいただきました。当初設計時点より3億3,700万円を超える追加改修費についてお尋ねいたします。

当初設計時点には組み込まれておりませんでした検査室工事、5階の生体保管庫形成工事、什器備品工事、カメラ設置工事の4項目が追加されておりました。その4項目の工事設計金額の合計は改修費の半数以上の1億6,000万円以上になります。

最初に、現時点で改修事業費の上程が今定例会となった理由をお聞かせください。

続きまして、追加された工事についてお聞きいたします。

まずは、検査室についてお尋ねいたします。

現在、生活衛生課では各種の検査業務を各検査室にて行っております。検査する上で必要な機器について、新しいものを調達する予定はありますでしょうか。また、そのほかの備品についてもお聞かせください。

あわせて、現在の検査業務と今後の検査業務との違いがあればお聞かせください。

現状の業務が支障なく継続できるスペースは十分に確保できるのでしょうか。

続きまして、生体保管庫についてお聞きいたします。

750万円ほどの工事予算となっておりますが、現在の保管の状況と、今後はどのような環境で生体保管

をすることになるのかについてもお聞かせください。

第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、ウイングベイ小樽への行政機能一部移転について御質問がありました。

初めに、改修事業費の上げが今定例会となった理由につきましては、最終的な詳細レイアウトの確定が5月中旬となり、それに伴い、設計変更や関連工事費の再積算を行い、追加費用の確定が7月となったため、今定例会に補正予算案として提案したものであります。

次に、検査室の機器等の調達につきましては、老朽化の進んだ器具棚や非飛散性アスベストが含まれる実験台など移設ができない備品類や、安全機能の高い高圧蒸気滅菌器などを購入することとし、本年第2回定例会において備品や機器の購入費用を計上したところであります。

次に、現在と今後の検査業務の違いにつきましては、検査業務自体に直ちに違いが生じるものではありませんが、法令が求める高い基準を満たす整備を行うことにより、各種物質の拡散防止や作業員の安全確保を高い水準で実現することが可能となり、多くの物質を安全かつ正確に検査できる環境が整うこととなります。

次に、今後の検査業務のスペースにつきましては、より効率的に検査が行えるよう複数に分かれていた検査室を適正に配置し、各室とも十分なスペースを確保しております。

次に、生体保管庫の状況につきましては、現在は保健所内の限られたスペースを利用して、応急処置が必要な動物を一時的に保管しておりますが、給湯や空調の設備がなく十分なケアが難しい面があります。このたびの整備により、保管場所が広くなり、給排水のほか、給湯や空調の設備が整備をされ、これにより衛生面の向上が図られ、個体の状態に合わせた、より適切な管理ができるようになるものであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、佐藤奈緒美議員。

（14番 佐藤奈緒美議員登壇）

○14番（佐藤奈緒美議員） 2項目めは、本市における防災についてお聞きいたします。

我が国は地震大国と言われ、今までも幾多の大地震を経験してまいりました。北海道では1993年7月の南西沖地震、北海道ブラックアウトとも呼ばれた2018年の北海道胆振東部地震はまだ記憶に新しいのではないのでしょうか。各地の地震速報を見ますと、毎日、全国のあちこちで地震発生ニュースを目にいたします。

今年の1月に発生した能登半島地震は、当初想定をはるかに超える災害でありました。この能登半島を含む北陸地方で20世紀以降に発生したマグニチュード6以上の大きな地震は、1930年に発生したマグニチュード6.3の大聖寺地震以来15回以上もあります。同じ日本海沿いとはいえ、小樽市には能登半島のような大きな地震は来ないのではないかという声をよく耳にすることがありますが、過去に震度4は2018年の北海道胆振東部地震を含め11回、震度5は北海道南西沖地震の際に1度経験しております。市内には518か所の土砂災害警戒区域もあることから、地震による津波被害もさることながら、さらには土

砂災害も想定されます。

本市のホームページでも、災害規模が大きくなればなるほど、発生直後からいろいろなところで建物の倒壊や火災が同時発生し、全ての災害現場に消防や警察など公的機関が駆けつけることは不可能な状態となり、被災者支援等の緊急対応、すなわち公助に限界が生じます。このことから共助と自助が重要になりますとあります。

万が一、大規模な災害が発生した場合は、一般的に市役所や消防及び警察による救助活動や支援物資の提供など公共支援である公助の割合は10%、地域やコミュニティーの人たちが協力して助け合う共助の割合は20%、自分自身の身の安全を守る、いわゆる自助の割合が70%と言われておりますので、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、地域の方々が自主的に結成する防災組織である、いわゆる自主防災組織の活動強化は必須です。

ですが、本市の自主防災組織の活動カバー率は約25.6%と全国の60%を大きく下回っている現状です。このカバー率の低さは、本市における防災の課題の一つであろうかと考えます。

本市は、昨年の2023年7月に自主防災組織の活動カバー率100%である埼玉県春日部市と連携協力に関する都市間協定を結んでおります。私も自由民主党は、今年7月にその春日部市に視察に行き、春日部市危機管理防災課の御担当者より御準備いただいた資料を基に防災対策についてお話を伺いました。人口や市民の平均年齢、また地形や産業など、いずれも本市とは違う都市ではありますので、春日部市が行っている自主防災組織への関わり方の全てを本市で取り入れていくことはもちろん困難な部分もあるかと思いますが、本市にはどの部分を取り入れていくことが望ましいのか、どのような環境を整えることが必要のかなど、春日部市と本市の取組を照らし合わせながら、自主防災のカバー率を向上させていくことは重要と考えます。それらを踏まえて、本市の防災対策について、特に自主防災組織の活動への関わりについての所見をお聞きいたします。

最初に、この春日部市、小樽市の連携協力に関する都市間協定についてお聞きいたします。

まず、春日部市とはどのような経緯で協定を結んだのでしょうか、お聞かせください。

続きまして、この協定の中から幾つかお尋ねいたします。

「災害対策に関する相互応援による「安全・安心なまち」づくりの推進」とあります。「この協定に基づく取組を効果的に推進するため、情報交換や意見交換を行うものとする。」とありますが、定期的に行われているものなのでしょうか、または災害時に行われるものなのかをお聞かせください。

「取組の実施については、必要に応じて、別途、覚書を締結するものとする。」とありますが、近々、その予定があればお示しください。もし予定があるならば、どのような事柄なのかを併せてお聞かせください。

続きまして、自主防災組織への関わりについてお聞きいたします。

本市の自主防災組織について、市の考えをお聞かせください。

また、災害発生時における被災者全般への対応、特に高齢者、身体の不自由な方、子供たちなど、災害弱者に対する特別な対応についての考え方、対応方法をお聞かせください。

また、本市では、昨年2023年においては前年より354万人増加の761万人もの観光客が訪れる北海道を代表する観光都市でございます。この観光客への対応については、小樽市観光客等の災害時対応マニュアルを基に行われると思いますが、関係機関のネットワークを構築させ、十分な連携、そして迅速な対応が必要であると考えられます。

本市では、どのような方法でこのネットワークの強化を図っていらっしゃるのでしょうか。

また、最近、新たに観光に関わる事業を始めた関係機関事業者へは、どのように周知し、綿密な関係

を構築しているのかについてお示してください。

自主防災組織を強化していくことは、地域の安全は地域で守るという共助の基本認識の向上が求められるのではないかと考えます。阪神・淡路大震災の教訓の伝承と市民への防災への取組を推進、純然たる民間自立の発想や、その民間パワーの努力によって、地域防災力向上のために、自治体によっては防災士の認証を受けた方を自主防災組織に配置や活用を促進している傾向が多く見受けられます。

本市では、このことについてどのような見解をお持ちでいらっしゃるのか、お聞きいたします。

続きまして、災害警報発令時の市職員、自主防災組織等への伝達方法について、現在はどのような方法で行われているのかをお聞かせください。

また、本市が目指す自主防災組織の活動カバー率の達成率と、そこに向けた課題、そして、その課題を解決するべく対策をお聞かせください。

この項目、最後にお聞きいたします。

本市では、春日部市以外にも他都市や多種多様な企業と災害対策に関わる協定を結んでおります。他都市との災害対策に関わる協定について、現在の状況をお聞かせください。

小樽市地域防災計画に記載されている企業のほかにも災害協定が締結されている企業もあり、今後増えていくとお聞きしております。現在、災害協定を結んでいる企業は何社になりますでしょうか。協定を締結するに当たって、当該基準はあるのでしょうか。また、締結する際の規定などがありましたら、お聞かせください。

第2項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、防災について御質問がありました。

初めに、埼玉県春日部市との都市間協定締結の経緯につきましては、令和4年9月に春日部市長と私がお話したことがきっかけとなりました。春日部市の水害への対応や自主防災組織の組織率が100%であるなど、災害対策の取組が本市の参考となり、災害対策に関する相互応援により、安全・安心なまちづくりの推進が図られるほか、北海道新幹線の札幌延伸を見据え、まちづくりや地域振興などの分野においても連携の効果が期待されることから、都市間協定を締結することとなったものであります。

次に、この協定に基づく意見交換などにつきましては、本年1月にオンライン会議を開催し、避難所の開設方法や市民への情報伝達手段などについて意見交換を行ったほか、災害時の庁舎利用や防災備蓄庫などの状況を確認するため、2月には春日部市に職員を派遣したところであります。

また、春日部市からは避難行動要支援者に対する取組状況について問合せがあるなど、災害時だけではなく、平時から意見交換を行っているところであります。

次に、覚書の締結につきましては、都市間協定の締結と同時に、災害が発生した場合において、被災市の応援要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、両市間の応援を迅速に遂行することを目的に、春日部市と小樽市との災害対策における相互応援に関する覚書を取り交わしております。

現時点では、これ以外に覚書締結の予定はありません。

次に、本市の自主防災組織についての考えにつきましては、自主防災組織は、防災における共助の主体であり、大規模災害発生時には公助の速やかな対応が困難となることも想定されることから、市民にとって重要な存在と考えております。このため、各町内会等に対し、自主防災組織の結成に係る

啓発を継続的に行うとともに、自主防災組織が計画する各種訓練や研修に対し、支援を行っているところであります。

次に、災害発生時における被災者への対応につきましては、被害情報や避難情報、復旧等に係る情報を発信するとともに、避難所の開設や支援物資の提供など、必要な支援を行うこととしております。

特に、高齢者や身体の不自由な方、子供たちなど、いわゆる災害弱者への対応としましては、個別避難計画に基づく支援や避難所における個室の提供のほか、必要な支援物資に対する配慮などが考えられます。

次に、小樽市観光客等の災害時対応マニュアルに基づく関係機関とのネットワーク強化につきましては、平常時から関係機関が緊密な関係を築き、訓練や定期的な勉強会などを通して人的ネットワークを構築し、有事に備えることとしております。しかしながら、現状において訓練や勉強会等は十分ではなく、また、現行マニュアルは内容の見直しが必要であることから、今後、改訂作業に取り組むとともに、訓練や勉強会等の開催についても検討し、関係機関のネットワーク強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、新たに観光事業を始めた事業者への周知や関係構築につきましては、関係団体などの災害時連携団体を通じて災害時対応マニュアルの周知や関係構築が行われることとなりますので、改めて、本市から災害時連携団体に対し、新たに事業を始めた事業者へのマニュアルの周知について要請してまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織における防災士の配置につきましては、地域防災力の担い手である防災士が自主防災組織に加わり、災害時のみならず、日頃から地域の防災訓練などに携わることにより、地域の防災力向上が期待できることから、自治体において防災士の配置や活用が進められているものと考えております。

次に、災害警報発令時の市職員や自主防災組織等への伝達方法につきましては、津波警報の発令など職員の参集が必要な警報の発令は、消防本部の順次指令システムや登録制メールの自動配信機能を利用し、自動音声による電話やメールにより職員へ連絡することとしております。

なお、職員の参集に至らない災害警報については、庁内メールで市職員へ周知しておりますが、自主防災組織等への個別、直接の連絡は行っておりません。

次に、本市の自主防災組織の活動カバー率につきましては、令和4年度末の時点で25.6%、本年4月1日現在では44.2%と増加しておりますが、自主防災組織は防災における共助の主体であることから、将来的には100%を目指す必要があるものと考えております。

活動カバー率向上の課題といたしましては、本市は比較的災害が少ないことにより地域住民の防災意識が高くないことや、高齢化による地域防災活動の担い手減少などが考えられますので、引き続き、防災意識の高揚と自主防災組織の役割や重要性の周知を図るとともに、町内会等の防災に係る組織や活動状況を改めて確認するなど、活動のカバー率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、他都市との災害対策に係る協定の状況につきましては、北海道と道内全市町村が結ぶ協定のほか、愛知県半田市、宮崎県日南市との3者協定、また、埼玉県春日部市との間において相互の応援に関する連携・協力について災害協定を締結しております。

次に、民間企業との災害協定につきましては、現在70社と物資供給等の災害協定を締結しております。締結する際の基準や規定はありませんが、災害時における食料品や生活必需品、避難場所の提供など、本市が必要とする支援をいただける企業と締結しているところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、佐藤奈緒美議員。

（14番 佐藤奈緒美議員登壇）

○14番（佐藤奈緒美議員） 第3項目めは、本市における救急・救命体制についてです。

最初に、本市における救急出動についてお聞きいたします。

総務省消防庁が先日公表いたしました、2023年の全国の救急車出動件数の速報値によると、救急出動件数は前年に比べて5.6%増の764万件、また、救急搬送人数は664万人と前年比6.8%増でした。これは、日本人の人口から計算いたしますと1年間に国民の20人に1人が救急搬送されたこととなります。

本市の状況を確認したところ、本市では2022年の救急出動件数は今から65年前の1959年の救急業務開始以降最高の件数である7,062件を記録しておりましたが、昨年2023年の救急出動件数は過去最高の7,666件と昨年から604件の増加を記録しており、2年連続で7,000件を超える救急出動件数となっております。また、救急搬送人員につきましても、昨年から546人増加で過去最高の6,796人を記録しており、非常に驚いております。

これだけ出動件数や搬送人数が増加していることについて、本市ではどのような課題があると捉えているのでしょうか。

現在までそのような状況の中でどのような対応をされていらっしゃるのでしょうか。

さらに、今後に向けて、ほかにはどのような対策が必要になると考えられますでしょうか。

また、今年1月に総務省消防庁から公表された「令和5年度版 救急・救助の現況」を目にいたしました。このデータには、全国の救急業務及び救助業務の実施状況をまとめたものと併せて、救急蘇生統計も含まれております。次は、この救急蘇生について触れさせていただきます。

日本医師会のホームページの中の一文を抜粋いたしますと、「救急車の平均到着時間は10.3分といわれています。心停止から1分ごとに、救命率は7～10%下がります。その間に、あなたに出来ることがあります。一般市民の方による迅速な救急通報、迅速な救急蘇生は、救急隊や医療機関での処置と比べて、心停止患者の救命、社会復帰に、より大きく貢献するといわれています。」と書かれております。

この処置の一つに、通称AEDと呼ばれている自動体外式除細動器による心肺蘇生があります。2004年7月1日、厚生労働省より、それまでは医師にしかできなかった電気ショック治療が医療従事者ではない一般市民がAEDを使用して電気ショックを行うことができるように医師法が改正されました。それにより、病院、診療所、救急車はもちろんですが、空港、駅、学校、公共施設やスポーツ施設、企業などの商業施設や人が多く集まるところを中心に設置されるようになりました。現在では、全国で約67万台もの設置台数となり、20年前にはどこを探しても見つけづらかったAEDは、現在では町中で見かけるようになりました。この台数は、今や世界でもトップクラスになっています。

このことで我が国の一般市民がAEDを使用し、除細動を実施することによって、心原性心肺機能停止傷病者の命をつなぎとめられる環境は整ってきたのではないかとと思われるのですが、一方で、心停止を目撃した一般市民がAEDによって電気ショックを実施した割合は4.1%となっています。昨年のデータでは、AEDの使い方に自信があるかとのアンケートで自信があると答えた方は38%と4割に満たないことが浮き彫りになりました。倒れている方がいたら助けたいと多くの方は心の中で思うでしょう。それなのに、いざというときにAEDが使えないことが要因となり、お互いの命を守り合うことが困難になるのではないのでしょうか。

また、救命医療の第一人者と言われる国士舘大学の田中教授は、AEDの場所が分からないというアクセシビリティの問題について指摘されております。どこでも見かけるようにはなっていないのです。

が、いざ自分の目の前で倒れた方を救助しようとしたときなど、実際に使用するとなったそんな状況の中で一番近くの設置場所が分からない方は多いのではないのでしょうか。

今後さらに高齢化が進むことで、救急医療が逼迫する状況は、本市におきましても大きな課題の一つと考えられます。これからの小樽市の安心・安全を守っていく上で、救命体制が市民に普及していくことは、みんなが安心して暮らせる社会づくりに大きく関わっていくのではないかと類推いたします。

以上を踏まえて、本市の救命体制についてお聞かせください。

先ほど申し上げた119番通報を受けてから救急車が到着するまでの時間は全国平均で10分強ですが、本市は119番通報を受けてから救急車が到着するまでに平均でどのぐらいの時間がかかっているのでしょうか。

総務省消防庁の公表によると、一般市民が心肺蘇生を実施する数は増加傾向が見られます。本市での一般市民による心肺蘇生の実施件数、併せてAEDを使用した件数の過去3年の年ごとの推移をお聞かせください。

また、この「令和5年度版 救急・救助の現況」には、一般市民によるAEDを含む心肺蘇生実施有無の生存率が記載されております。本市における一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者の過去3年の年ごとの生存率をお聞かせください。

AEDは電源を入れると音声ガイダンスが分かりやすく誘導してくれるので、初めて使用する方でも安心して使用することができます。ところが、やはり実際にはAEDにちゅうちょする方が非常に多いのも現実です。幾らテレビや新聞、広告などでAEDのことを知っていても、いざ自分の目の前で倒れている方を何とか救おうと思っていても、なかなか自ら心肺蘇生を行おうと思う方は多くないように感じます。

誰でもが講習会を受講することが望ましいと考えますが、本市における救急講習会の講師と講習会場、そして講習会の種類について、それぞれの内容をお聞かせください。

この講習会をスタートしたときから現在までの受講者数の傾向はどのようになっているのでしょうか。推移の状況から、本市ではどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

続きまして、AEDの設置についてお聞きいたします。

本市が把握している、おたる救急ステーションに設置されているAEDの現在の状況を、10年前と比較してお聞かせください。

近郊他都市では、市のホームページでAED設置箇所を載せている自治体があります。町ごとに分けられ、さらに細かく枝番表示までしている自治体、また、AEDマップという市内地図に設置箇所をマークアップしている自治体もあり、とっさの場合でも自分の居場所から一番近くにある装置を見つけることができるのは明確です。

いずれにいたしましても、1分1秒でも早く傷病者を救うことを考えますと、本市でもホームページで設置箇所の確認ができることは非常に望ましいことだと思いますし、市民全体の安心につながると思うのですが、このことについて、本市の見解をお聞かせください。

今年6月3日に文部科学省から各自治体、各関係者に「心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について」という通知が出されております。文部科学省の調べによると、教員養成段階において必修となっている授業においてAEDを用いた学習を行っている大学は全体の11.7%以下と数値的には低迷しているようにお見受けいたしますが、現職段階においては、教職員を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習を行っている割合が84.4%となっており、現職になってから学校や自治体にて救急講習を受講する機会があるのだと考えられます。

そこでお聞きいたします。本市の保育所、幼稚園、学校などの教職員の方々は救急講習を受講しているのでしょうか。

また、近郊都市では、小学校、中学校の授業に取り入れている自治体もあります。全国的に見ると、中学校で命を守る、命のバトンをつなぐ講習として救命講習、心肺蘇生法の手順や方法を学んでいるなど多くの記事がインターネットで紹介されております。

この項目、最後の質問です。

本市の小学校、中学校でAED使用を含む心肺蘇生法についての学習はどのように扱われているのでしょうか。

第3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、救急・救命体制について御質問がありました。

初めに、救急出動についてですが、まず出動件数や搬送人数の増加に伴う課題につきましては、傷病者により近い消防署所の救急車を出動させる体制に支障を来し、消防本部の5台の救急車を効率的に運用できなくなることで、到着時間が遅くなる傾向にあることと考えております。

次に、出動件数等の増加への対応につきましては、救急搬送者は約半数が入院の必要がない軽症であることから、緊急を要しない救急車の利用を控えていただくため、市のホームページやSNSを通じて救急車の適正利用と総務省消防庁から提供され、救急車を呼ぶか迷ったときに活用できる全国版救急受診アプリ「Q助」の活用について市民の皆さんに周知しているところであります。

次に、今後に向けての必要な対策につきましては、ただいま答弁いたしました全国版救急受診アプリ「Q助」のより一層の利用促進など、救急車の適正利用について救急の日のイベントや救急講習の場を通じて市民の皆さんへの浸透を図ってまいりたいと考えております。

次に、救命体制についてですが、まず、本市の救急車が119番通報を受けてから現場に到着するまでの平均時間につきましては、令和5年の1年間の平均時間では10分39秒となっております。

次に、一般市民による心肺蘇生件数等につきましては、年ごとの心肺蘇生の実施件数とAEDの使用件数を順で申し上げますと、令和3年が心肺蘇生実施件数が66件、AEDの使用件数が2件、同様に令和4年が68件、8件、令和5年が82件、18件となっております。

次に、一般市民の心肺蘇生による生存率につきましては、令和3年がゼロ%、4年が5.9%、5年が3.4%となっております。

次に、救急講習の内容につきましては、本市では消防本部が救急講習会を行っており、講師は消防職員が務めております。講習会場は、消防庁舎のほか、要請された事業所など指定のあった場所を会場とする場合があります。

講習の種類は、一般救急講習、普通救命講習、上級救命講習、応急手当指導員講習及び応急手当普及員養成講習があり、講習の内容は、各種講習に応じて心肺蘇生法や止血の方法、窒息時の対処方法などの応急手当の学科と実技の項目があります。

次に、講習会の受講者数とその推移の状況につきましては、年ごとに集計を始めた平成6年から令和元年までは2,000人から3,000人の間で推移してございましたが、コロナ禍であった令和2年から新型コロナウイルス感染症が5類に移行するまでの間は、講習会をほぼ中止していたところであります。令和5

年からは講習会を再開し、受講者は1,002名でありました。このような推移の状況から、当面はコロナ禍以前の受講者数まで回復ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、おたる救急ステーションにつきましては、ＡＥＤを設置し、かつ応急手当講習を受けた従業員等が勤務している事業所等からの申請を受けて消防本部が認定しております。

そこに設置されているＡＥＤの台数について現在と10年前を比較いたしますと、平成26年は30台、現在は36台となっており、6台増加しております。

次に、市のホームページでＡＥＤの設置場所を地図で表示することにつきましては、救急救命の観点から望ましいと考えておりますので、現在、市のホームページで案内をしている、おたる救急ステーションについて、住所の掲載に加え場所を地図上で示し、確認しやすいように対応してまいります。

次に、市内にある保育所、幼稚園、学校等の教職員の方たちの救急講習の受講につきましては、これから学校等からの申込みを受け、消防本部が救急講習を実施しているところであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、救急・救命体制について御質問がありました。

救命体制についてですが、本市の小・中学校におけるＡＥＤ使用を含む心肺蘇生法についての学習につきましては、小学校では、学習指導要領において取り扱う内容とされていないことから実習はしておりませんが、全小学校にＡＥＤが設置されており、保健の授業などでその機能や役割についての学習をしております。

中学校では、学習指導要領において、ＡＥＤ使用を含む心肺蘇生法などの応急手当ができるようにすることが求められておりますので、保健体育の授業で実習しているところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、佐藤奈緒美議員。

（14番 佐藤奈緒美議員登壇）

○14番（佐藤奈緒美議員） 域内経済の強化に向けた地域通貨の実施は、決済手段のデジタル化の関連で本市のDX化に寄与します。

第4項目めは、DXの観点から地域通貨についてお聞きいたします。

2020年12月、政府において、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

その後、2021年12月には、デジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定されました。このことにより、このビジョンが目指すべきデジタル社会とし、今後、行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要と言われるようになりました。

DXを推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことが重要と考えられている中で、自治体の先行事例も多く発表されており、全国的にDX化は加速している状況です。

このDXの構想の一つである地域通貨について、自由民主党では会派視察でデジタル地域通貨での成功事例として挙げられることが多い千葉県木更津市へ視察に行き、その通貨であるアクアコインについて、担当部署である経済部産業振興課、通貨発行の金融機関である君津信用金庫の御担当者から、導入

に至った経緯や概要、普及活動などについて学んでまいりました。木更津市も人口減少・高齢化社会が本格化してきていることや自治会加入の低下、また、市内事業所の減少、それに伴う商店会の団体数及び会員総数の減少など、本市で抱えている問題と遜色がない状況でした。

地域経済の活性化の観点からと同時に地域コミュニティの活性化の観点からも課題を整理した結果、行政主体から市民主体のまちづくりへの転換を促進する新たな仕組みを構築するため、デジタル地域通貨であるアクアコインを導入する運びとなったと伺いました。

2017年10月に導入に向けた委員会を設置し、その5か月後に実証実験をスタートさせ、2018年2月には導入・普及推進まで進むというとてもスピーディーな経過をたどり、現在に至っております。利用額は導入時から6年で21倍にも膨れ上がり、昨年の全利用額21億1,900万円、そのうち680万円が税金です。また、事業者間での取引額が7,800万円でありました。このデータから、地域通貨は地域経済における域内循環の増加に大きく貢献している様子が理解できます。

本市にお尋ねいたします。本市でも過去に地域通貨の実証実験の経験がありますが、どのような経緯で、どこが主体となって行われていたのか、お聞かせください。

また、いつ行われたのかについてもお示しください。

それについて、本市ではどのように関わっていたのか、お聞かせください。

その実証実験結果を受けて、本市ではどのような所感をお持ちになりましたでしょうか。

今年6月より、小樽観光協会でデジタル地域通貨おたPayの実証実験事業が行われております。この事業はどのような背景からスタートすることになったのでしょうか、お聞かせください。

また、本市では、これに関してどのような関わりをお持ちになっているのかについても併せてお聞かせください。

この実証実験について、小樽観光協会または事業に関わった関係者から動向や結果など報告を受ける予定はありますでしょうか。

例えば今年4月、宮崎県都城市は出産・子育てに係る給付金において、地域通貨を導入した旨のニュースが流れました。それを皮切りに、ほかの自治体でもどんどんと行政からの給付金のデジタル化が進んでおります。

今、出産世代や子育て世代の方々にとってはスマートフォンを使いこなせる方が多くいらっしゃる傾向にある中で、デジタル通貨を使用することに抵抗感をお持ちになる方は少ないのではないのでしょうか。むしろ、小さな子供を連れての買物はQR決済のほうが便利という声も多く聞かれます。本市でも令和4年から窓口でのキャッシュレス決済を導入いたしました。

市民の皆様の利便性が高まっていると感じるのですが、実際にどのくらいの利用状況であったのか、令和5年度の状況をお聞かせください。

この通貨は金融機関が通貨として発行します。小樽市内に支店を置く金融機関でもDXに積極的に参加しようとしている銀行サイドのメリットも大いにあります。また、地域内で経済が流通すると、事業者も安定いたします。金融機関、経済界と協働して本市でも取り組むべきと考えるのですが、いかがでしょうか。

この項目、最後の質問です。

例えば、本市では、まだ地域通貨の実証実験の経験がなく、ゼロからの立ち上げであれば、業務を委託する企業を選定しなければなりませんし、また、その委託に関わる費用も膨大と思われます。過去に実証実験を行った事業者に話を伺うと、そのアプリは現存しており、多少のメンテナンスは必要であろうと思われるが使用できる状況とのことでした。コスト面について少なからず軽減できると考えますが、

導入の検討も含め、本市の見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、地域通貨について御質問がありました。

初めに、本市で行われた実証実験につきましては、平成24年に設立された小樽商科大学及び民間事業者等で構成される、地域通貨TARCA運営委員会が主体となり、スマートフォンを利用した電子決済システムを用いて人と人とのつながりや域内経済循環の促進を生み出すことを目的としたものであり、実施期間は平成24年11月から26年8月までとなっております。

次に、実証実験における本市の関わりにつきましては、運営委員会が主体となって実施されたものであり、直接的に市は関わっておりません。

次に、実証実験の結果につきましては、本市が直接報告を受けた記録はありませんが、運営委員であった小樽商科大学学術研究員のレポートによりますと、地域通貨の長期的な流通を行うに当たってはセキュリティの確保や費用対効果、利用者の十分な理解が必要など、諸課題が指摘されていることから地域通貨の普及には整理すべき課題が多いものと考えております。

次に、一般社団法人小樽観光協会が、おたPayの実証事業を実施した背景や本市の関わりにつきましては、地域DMOである小樽観光協会が観光客や市民の消費による経済循環をより高めることや、実証実験の結果、得られるデータを分析し、今後の本格実施に向けた検討を行うことを目的に、市内の宿泊施設や飲食店などと連携し、実施しており、独自に取り組んでいるものであります。

次に、実証事業の結果報告につきましては、今後、開催されるDMO形成連絡会議において、小樽観光協会から報告があるものと考えております。

次に、窓口でのキャッシュレス決済の令和5年度の利用状況につきましては、証明書発行手数料や入館料のキャッシュレス決済を導入した七つの窓口で、合計約17万9,000件のうち、約2万3,000件がキャッシュレス決済であり、約13%の利用率となっております。

次に、本市における地域通貨の取組につきましては、ただいま答弁いたしましたとおり、地域通貨の普及には整理すべき課題が多いことから、他都市の成功事例などを調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、TARCAの実証実験において作成されたアプリも含む導入の検討につきましては、実証実験当時とは状況が変わっており、当時のアプリを使用することが望ましいのか不明であり、また、ただいま答弁いたしましたとおり、地域通貨の取組については整理すべき課題が多いことから、他都市の成功事例などを調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時12分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 高 野 さ く ら

議 員 横 尾 英 司

令和6年
第3回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和6年9月10日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松岩一輝議員、下兼薫議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第26号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）（拍手）

○7番（平戸理史議員） みらい会派を代表して質問いたします。

昨年、政府が発表したこども未来戦略方針の中には、こんな言葉が繰り返し強調されています。「2030年までがラストチャンス」、まさにこの国の将来を考えた際に、一番の課題である少子化対策にとって、2030年までのこれからの5年、6年が我々に残された猶予期間となってしまいました。それまでに、少子化のトレンドを何とか改善し、次世代にいい形でバトンをつなげるべく、頭をフル活用して様々な提言をしていきたいと思います。

まず、育休に関して質問をしていきます。

今年の6月、かわいい赤ちゃんが我が家の一員となりました。おなかが減れば泣き、おむつを交換して泣き、おむつを交換しても泣き続ける。そのかわいさに癒やされながらも、睡眠不足の夫婦2人で何とか過ごしているというところです。これがもし、妻が仕事で育児に積極的に参加できず、ワンオペ育児を私がすることになったら、赤ちゃんのかわいさに癒やされる心の余裕を保つことができるのか、子育てが嫌になってしまわないのか不安です。男性がワンオペ育児をする例はまだ多くないかもしれませんが、女性でも男性でもワンオペ育児が大変なことに変わりはありません。

今後、赤ちゃんを家庭に迎える職員の皆さんには、育休という制度をまず理解していただいて、その上で、ぜひ積極的に使って、育児の大変さと赤ちゃんの成長の喜びを身をもって体感していただきたいと思います。また、管理職クラス以上の職員の皆さんも、育休の制度をいま一度しっかりと理解していただいて、利用を促していただきたいと思います。

さて、育休について考えていく上で、まず、次世代育成支援対策推進法という法律があり、時限法として期限が令和7年3月31日までとなっておりましたが今年に改正されまして、法律の期限が10年間延長され、令和17年3月31日までとなりました。この法律に基づき、職員の子供たちの健やかな育成や職場環境の整備のために、小樽市特定事業主行動計画を策定されていますが、これについても法改正に合わせて期限を10年間延長とするのか、まず伺います。

また、本市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画というものが策定されています。これら二つの特定事業主行動計画が策定されていますが、中身を見てみると、どちらも職員が子供をすくすく育てるために職場として何をすべきか、どのような目標に向かっていくかということが決められていますが、二つの法律に基づく特定事業主行動計画がそれぞれ策定さ

れていることによって、内容的にかぶっていたり、整合性に疑問がある記載も見受けられます。これら二つの行動計画について、分かりやすさや整合性を取るという観点で、一つの行動計画として一体化して策定することが望ましいのではないかと考えますが、そのようなことは実際に可能なか伺います。

法律の期限が延長されたことによって、行動計画を再度策定する必要があるこのタイミングで一体化していくべきと考えますが、本市の御見解を伺います。

特に、男性職員の育休取得率を向上させようという項目がありますが、この目標値に関して、これまでも議会議論の中で何%を目指すべきという議論があったことも承知しています。政府の示したことも未来戦略では、公務員の場合、2025年に1週間以上の取得率85%、2030年までに2週間以上の取得率85%と、高い目標が設定されています。

これらを踏まえて、本市の目標設定は、今後どのように設定していくのか、本市職員の育休取得率がここ数年でどんどんと上昇していることも踏まえて、お考えをお聞かせください。

私としては、政府の示したパーセンテージや日数を超える、より高い目標を設定して、本市が本気で子育て環境を充実させるという意思を示していただくことを期待しています。

また、こども未来戦略の中で、2025年度をめどに育児休業給付金を現行の実質8割から実質10割に引き上げるといわれることも言われています。これには条件があり、両親がともに14日以上の子育休を取った場合は、最大28日間まで実質10割が給付されるというものです。これまで育休を取る際には実質8割が給付されていたものの、手取りが2割ほど下がってしまうことから育休の取得をためらってしまうという意見がありましたが、今後、共働きの家庭であれば、男性が14日以上の子育休を取れば経済的な負担もなく、実質10割を受け取れるようになるわけですので、育休の取得率は向上が見込まれます。

来年度から始まるとのことですが、育休取得率が上昇することによって、どのような影響が見込まれるのか、また、その影響への対策についてはどのように行っていくのかについてお考えをお聞かせください。

次に、無痛分娩に係る費用助成についてです。

まず、無痛分娩に関しては、各医療機関によって無痛分娩を選択できる方の条件が決まっており、全ての方が選択できるものではないこと、また、無痛分娩には普通分娩とは異なるリスクがあることを前提に、無痛分娩を選択したいと思う方の経済的な負担を軽減することを考えるべきです。

無痛分娩の最大のメリットである出産時の痛みの緩和は、出産時だけではなく出産を迎えるまでの妊婦のストレス・不安を少なくすることが期待できます。1人目を普通分娩で産んだ後に、もう二度とあの痛みを経験したくないとトラウマになる方も一定数いらっしゃいますし、2人目を考える際に、できることならあの痛みはもう経験したくない、次に産むなら絶対に無痛分娩を選択したいといった声も聞かれ、無痛分娩を選択できる環境の必要性、重要性を認識しました。

また、そのほかにも一般に、普通分娩より出産後の体の回復が早かったり、計画分娩となることが多いためにパートナーの立会いや入院に向けた準備を計画的に進めることができるというメリットもあります。7月に実施された東京都知事選挙で2期目の当選を果たした小池百合子東京都知事は、無痛分娩に係る費用助成を選挙時の公約の一つに掲げて当選しました。そのこともあり、新聞などの報道でも無痛分娩に関する記事を見る機会も多くなったように感じました。妊娠から出産に係る診療については、病気やけがではないとの理由から、現在は保険診療の対象外となっています。もちろん無痛分娩に係る費用も同様です。

令和5年4月から出産一時金は42万円から50万円へと増額されましたが、物価高や燃料費の高騰などに応じて医療機関も出産に係る費用を値上げしたために、出産する側にとっては負担する費用に大きな

違いはないとも言われています。もともと無痛分娩を選択した場合には出産一時金を超える費用がかかっており、その経済的な負担も無痛分娩を選択する際のハードルとなっています。東京都の昨年度の出生数は約8万8,000人。幾ら東京都といえども、産婦人科医だけでなく麻酔科医が必要になる場合もある無痛分娩の費用助成した場合に、無痛分娩を選択する人が著しく増えてしまい、医療機関の受入体制に無理が生じるとの指摘もあるようです。

まず、小樽市では昨年の出生数が357人でしたが、そのうち無痛分娩を選択された方の人数、割合を把握していればお示しください。

小樽市内では、小樽協会病院が昨年从无痛分娩の取扱いを開始したとのことです。本市の分娩施設で無痛分娩が選択できるようになったことは、本市で出産する方、今後、妊娠を望む方たちにどういった影響があると考えられますか、お答えください。

お隣の札幌市でも無痛分娩に対応している医療機関があり、近いところでは手稲区に無痛分娩を取り扱っている医療機関があります。道内では、小樽市及び江別市を含む、いわゆる札幌市近郊、旭川市、函館市には無痛分娩を取り扱う医療機関がありますが、そのほかの都市では確認できませんでした。私の調べた中では、道内で十数件の医療機関で無痛分娩の取扱いがあり、そのほとんどが札幌市に集中している状況でした。出産までに何度も健診を受けることや、いざ陣痛が来た場合を考えると、自宅から遠く離れた医療機関を選択することは難しいため、妊娠された方の住む場所によって選択できる医療機関はおのずと限られてきます。その点、先ほども述べたように、小樽市にお住まいの方は無痛分娩を選択できる、比較的選択しやすい環境にあると考えられます。本市の子育て関連施策は年々充実してきていると感じますが、さらにもう一步踏み込んで、無痛分娩の費用助成について検討を始めるタイミングではないでしょうか。

現在、本市では妊産婦健診に対する費用助成を行っていますが、その内容をお示しください。

また、妊産婦健診に対する費用助成は近隣他都市も同様の助成を行っているように思いますが、本市の妊産婦健診への助成、支援という観点で、他都市とはここが大きく違うという点があればお示しください。

群馬県下仁田町では、無痛分娩に関する費用助成を行っています。無痛分娩にかかった費用のうち、上限は10万円、助成率2分の1とのことです。実際のところ、無痛分娩を選択した場合の経済的な負担は各医療機関によって10万円弱から20万円ほどと言われておりますので、1件当たりの助成に関して、先ほどの上限10万円、助成率2分の1という数字は今後の参考になると考えます。何かと出産前後に本当にお金はかかりますし、出産を控えた方にとって大きな負担であることに変わりはありません。

また、政策の差別化という点でも、全国的にあまり例のない支援内容となっていることも評価できます。

昨年、政府が発表したことも未来戦略では、2026年度をめどに出産費用の保険適用が検討されるということです。出産は病気ではないから保険は適用されないという理屈が過去のものとなることを期待しています。

その中で、通常分娩は保険適用となる見込みとなっているものの、無痛分娩をするか、しないかは自己の選択であることから、無痛分娩に関しては保険適用とならないと言われております。であれば、行政として出産支援をする中で、特に政策的な独自性、ほかのまちとの違いを出していくことを考えれば、徐々に注目度が上がり、ニーズも高まってきている無痛分娩への支援を考えるべきです。

そのほかにも、精神的なハードルも無痛分娩にはあります。それが、おなかを痛めて産んだ子供という表現があるように、陣痛に耐えることを美德とする価値観です。世代間で大きな違いがあるように思

いますが、個人的には、体の中で命を大きく育ててくれたことへの尊敬はあれど、それが出産方法によって変わることはありません。また、海外を見ても、医療提供体制が充実している国を中心に、無痛分娩を選択する方の割合が7割や8割、中には9割近くが無痛分娩を選択している国さえあります。精神的な面での無痛分娩のハードルは下がっていますし、むしろ無痛分娩を選択した方の出産に係る不安感の少なさや出産後の体の回復の早さなど様々なメリットが注目されてきており、無痛分娩を選択する方、選択したいと考える方の割合が年々高くなってきているというデータもあります。

無痛分娩を選択する上で、残るハードルは経済的な負担の大きさと医療提供体制の安定的な確保についてと考えますが、本市の御見解をお示ください。

以上で、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 平戸議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、子育て関連施策について御質問がありました。

初めに、育休についてですが、まず、本市の特定事業主行動計画の延長につきましては、次世代育成支援対策推進法、いわゆる次世代法において、地方公共団体の機関は、特定事業主として行動計画を策定するものとされているため、このたびの法の期限延長に伴い、本市の特定事業主行動計画の期間も延長する予定であります。

次に、次世代法と女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の一体化につきましては、国が示しているそれぞれの行動計画策定指針において定める要件を満たしていれば、両法に基づく事業主行動計画を一体的に策定することは可能とされております。

次に、本市の対応につきましては、女性活躍推進法の期限が令和8年3月31日までとなっておりますので、期限が延長された場合には、特定事業主行動計画の一体化を検討したいと考えております。

次に、本市男性職員の育児休業取得率の目標につきましては、令和6年度末で20%としている現在の目標値を、令和4年度は28.2%、5年度は44%と上回っておりますので、政府の示した目標値を踏まえ、引上げを検討しているところであります。

次に、育児休業取得率の上昇に伴う影響につきましては、育児休業を取得した職員の職場に影響がありますので、業務に支障が生じたり、他の職員に過度な負担とならないよう、代替の会計年度任用職員を任用することとなりますが、令和7年度からの育児休業給付の引上げにより、代替の会計年度任用職員の確保が難しい28日以下の短期間の育児休業取得が増えることも想定をされるため、対応策を検討する必要があるものと考えております。

次に、無痛分娩の費用助成についてですが、まず、本市の令和5年の出生数のうち無痛分娩を選択された方の人数、割合については把握いたしておりません。

次に、本市の分娩施設で無痛分娩が選択できるようになった影響につきましては、出産時の痛みに対して不安を感じている方にとっては、出産方法を自ら選択できることで、その軽減につながるものと考えております。

次に、本市の妊産婦健診に対する費用助成の内容と近隣他都市との違いにつきましては、当該健診は、北海道が北海道医師会と協定を締結し、妊婦健診は14回分、超音波検査は6回分、産婦健診は2回分の受診料の公費負担を行っており、本市は当該協定に参加をする形で同様に実施しております。

また、道内の大多数の都市が当該協定に参加していることから、基本的な費用助成の内容は近隣他都市と大きな違いはないものと認識しております。

次に、無痛分娩を選択する上でのハードルにつきましては、妊娠・出産を望む方を含め、広く無痛分娩についての正しい知識を理解していただくことに加え、普通分娩よりも費用の負担が大きいことや、産科医や麻酔科医をはじめとした医療スタッフの安定的な確保が必要となるため、現状では実施できる医療機関に限られるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）

○7番（平戸理史議員） 次に、第2項目め、生活保護を受けている方の自立に向けてということで、今回は生活保護を受ける方のパチンコやギャンブル等に関して質問していきます。

まず、日本国憲法第25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、そして、生活保護法第1条には、「この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」とあります。日本国民であれば生活保護を受ける権利を有しておりますが、生活保護の目的は被保護者の自立にあるということを忘れてはなりません。

市民の方から、生活保護を受給している人がパチンコに行っているが問題ないのかという相談を受けたことがあります。制度上、生活保護を受ける方がパチンコやギャンブル等に行くことは禁止されていないものと承知していますが、私としては、生活保護の目的である被保護者の自立を考えれば、パチンコやギャンブル等に生活保護費を費やすことは非常に望ましくない使い方であると考えますが、本市としては、そういった使い道に関してどういった所感をお持ちなのか、お示しください。

次に、パチンコやギャンブル等をした場合の被保護者がしなければならないとされている収入の申告についてです。

生活保護法第61条、届出の義務には、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、すみやかに、保護の実施機関または福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとあります。パチンコやギャンブル等をすれば、当然勝った、負けたはあるにしても、収入を得ていることになると考えられます。ギャンブル等の払戻しは、生活保護法で言う収入に当たると考えていいのか、お示しください。

次に、ここで一つ確認しておきたいのが経費の考え方について。パチンコやギャンブル等をする方からは、今日、幾ら勝った、負けたと1日を単位として払戻金と経費を計算している方が多いように思いますが、例えば競馬では、収入の申告をする上では、経費の計算単位は1日なのか、それとも1レースといった単位なのか、お示しください。

次に、そういったギャンブル等による収入の申告が何件あったのか、過去5年間の申告状況をお示しください。

次に、私なりに本市でどの程度の収入申告があつてしかるべきなのか、試算してみました。令和5年版小樽市統計書を見ますと、令和4年度生活保護を受けている世帯数は月平均で3,237世帯、人数は月平均4,028名となっています。また、公益財団法人日本生産性本部が出したレジャー白書2023においては、1年間に1回以上パチンコに行く人の割合は8.1%、1年間に平均31.9回パチンコに行き、1

年間で平均8万8,400円を費やしているというデータが出ています。また、一般的にパチンコの還元率は80%ほどと言われています。これらを基に試算してみました。試算によれば、本市の生活保護を受けている方でパチンコをしている方は262人、パチンコに費やした費用は1年間で合計約2,300万円、それを基に、1年間で合計1,800万円程度の収入申告があつてしかるべきとの試算結果となりました。今お示した試算はパチンコに限っての話となりますので、競馬、競艇などほかのギャンブルで収入を得ている方も一定数いることが想定され、それに伴って収入申告の数、金額も大きくなることが予想されます。

続いて、生活保護費の不正受給に関してです。

生活保護法第78条には、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者は、その費用の全部または一部を徴収するとあります。この生活保護費の不正受給について、全国的に度々報道されていることは御承知のとおりだと思います。不正受給と言いましても理由は様々なようですし、それが意図的に収入を隠した悪質なものもあれば、生活保護制度への理解が足りていないことによる申告漏れといった類いのものもあると推察いたします。

そこで、過去5年間の不正受給の件数をお示ください。

また、生活保護法には罰則が規定されており、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法によるとあります。全国的な不正受給に関する報道を見ましても、特に悪質で不正受給の金額が大きい場合以外は罰則を受けていないように思いますが、本市では、不正受給の悪質性に応じた対応について、金額や不正受給の回数など、どこまでの不正であれば対応を変えるという基準等があればお示ください。

その上で、パチンコやギャンブル等を行っているにもかかわらず、収入の申告を行っていない場合、特に長年収入申告を行っていない場合に関しては、市民の生活保護行政の信頼を揺るがしかねない悪質な不正受給に当たると考えますが、本市のお考えをお示ください。

次に、不正受給をどうやって防止するのかについてです。

生活保護を受けるためには、ケースワーカーが面談や家庭の状況、収入の確認などを行うとのことですが、生活保護制度についてあまり知識のない方も当然いらっしゃると思いますが、不正受給を防止するための対策といいますか、例えば、こういった収入の申告を忘れている、していない方が多いですよという説明などは行われているのか。また、そのほかにも不正受給を防止するために取られている対策等があればお示ください。

次に、日々、被保護者と面談をしたり、家庭訪問をケースワーカーが行っていることと思います。被保護者世帯80世帯につきケースワーカー1人という配置基準が示されていますが、令和6年7月末現在の被保護者世帯数とケースワーカーの配置数をお示ください。

次に、どのようにして被保護者に収入を正しく申告させるのかについてです。もっと言えば、どのようにして、被保護者のパチンコやギャンブル等の利用状況を把握するかということです。

生活保護の制度上、被保護者に対して正しく収入を申告しましょう、してくださいと言うだけでは、収入申告が増えることはないと思います。なぜなら、パチンコやギャンブル等をして、せっかく得たお金であっても、収入申告をしてしまえば、結局は翌月もしくは翌々月の生活保護費からその分が減額されるだけだからです。さらにパチンコに限れば、詳細は割愛しますが、いわゆる三店方式という方式が取られているために、パチンコに使った金額に関係なく、景品交換所で景品を交換した対価として受け取った金額がそのまま収入となるものと言えます。例えば、1万円をパチンコに費やし景品交換所で1

万円に交換した場合、財布の中身は変わっていませんが、1万円が収入とみなされるということです。つまり、適切に収入申告を行えば、パチンコやギャンブル等をすればするほど被保護者の使えるお金は減ってってしまうということになります。繰り返しになりますが、これでは収入を適切に申告するとは考えられません。

では、実際にどのように利用状況を把握するのかという話になりますが、現時点で、本市としてできる範囲で一番確実性があるのは、他都市で行われている例のある実際の場外券売所や店舗にケースワーカーが出向き、直接、確認をするという方法だと思います。ただ、直接顔を確認しても使用した金額や払い戻された金額の把握が困難という問題点はあります。

これまでに、本市でそういった実際の店舗等に出向いて、利用状況の確認したことはあるのか、お聞かせください。

また、これまでパチンコやギャンブル等を行っている被保護者の把握のためにしてきたことがあればお示しください。

そして、パチンコやギャンブル等をする方の把握ができた後に何をしていくかに関してですが、まずは、これまで市に対して適切に収入申告を行ってこなかった分の申告を行っていただくことを第一歩として、次のステップとして、強制はできませんが、各業界がのめり込み防止のために実際の店舗等への入店、入場を制限する制度を行っていますので、そちらへの登録を求めていくという対応が考えられます。パチンコの場合、自己申告・家族申告プログラムというものを行っています。これは本人や家族がパチンコへの、のめり込みを防止するために、各店舗の協力の下、上限金額、上限回数、上限時間、入店制限といった制限を各店舗にしてもらうことができます。このプログラムでは、本人の同意がなくても家族からの申請があれば入店制限の申込みができる点もポイントです。

また、家族からの申請による入店制限を申し込んだ場合には、申込者が入店した場合に、店舗スタッフが実際に退店を促す声がけをするとともに、プログラムを申し込んだ家族へも連絡するという一方で、家族の協力を得ながらのめり込み防止に取り組んでいけるということになります。私の調べた中では、小樽市内にあるパチンコ店7店舗のうち、この自己申告・家族申告プログラムを導入している店舗は6店舗と、1店舗が未導入なものの大半の店舗で導入されていました。

なかなか行政だけでは、このパチンコやギャンブル等の問題に取り組んでいくことは困難です。先ほど述べたプログラムを積極的に活用するなどの対策に取り組んでいただきたいと思います。本市の考えをお示しください。

ここまでいろいろと生活保護に関して質問を行ってきましたが、目指しているのは、被保護者がパチンコやギャンブル等をしないようにすることではなく、被保護者の自立を促す、自立への道筋をつけることです。冒頭でも述べましたが、被保護者がパチンコやギャンブル等に行くことは、自立という目的とはかけ離れているように思えてなりません。その意味で、行政として、まずは利用実態を把握し、正しく収入申告をさせること、家族の協力も得ながらパチンコやギャンブル等との付き合い方を考えることが自立に向けた一歩となると思いますので、不正受給防止という観点もありますが、自立を促すというポジティブな観点で取り組んでいただきたいと思います。

以上で、第2項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、生活保護を受けている方の自立に向けて御質問がありました。

初めに、生活保護費の使い道につきましては、生活保護法第60条において、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならないとされていることから、生活保護費をパチンコなどで浪費することは好ましいことではないと考えております。

次に、ギャンブル等による収入につきましては、収入認定の対象となり、競馬の払戻金を収入申告する場合の経費の計算単位は、他自治体の事例を参考に、レースごとに判断することとしております。

なお、過去5年間でギャンブルによる収入の申告はありません。

次に、過去5年間の生活保護法第78条適用による不正受給の件数につきましては、令和元年度が64件、2年度が55件、3年度が44件、4年度が30件、5年度が18件となっております。

次に、被保護者の不正受給につきましては、平成18年度の国からの通知を基準としており、ギャンブル等による収入申告を行っていない場合は、不正受給に当たると考えます。

次に、生活保護費の不正受給対策につきましては、ケースワーカーが定期的に被保護者宅を訪問した際に、収入申告を含めた生活保護制度の説明を行っております。そのほか、年度当初に保護のしおりを配布し、収入申告の必要性について周知を図っております。

次に、令和6年7月末現在の被保護世帯数とケースワーカーの配置数につきましては、被保護世帯数が3,083世帯、ケースワーカーは37名が配置されております。

次に、被保護者のギャンブル等の状況確認につきましては、生活実態把握のため、ケースワーカーがパチンコ店などへ出向くこともあり、また、定期訪問時に生活状況の聞き取りを行う中で、生活費を過度にギャンブル等に費やしていないかを確認しております。

次に、ギャンブル依存症に対する取組につきましては、これまでも被保護者が過度にギャンブル等を行い、生活を圧迫していると疑われる場合は、医療機関受診や適正な家計管理の指導を行っておりますが、民間の様々な取組につきましても情報収集し、被保護者の自立に向けて支援を続けてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）

○7番（平戸理史議員） 第3項目め、新型コロナウイルス感染症について質問していきます。

新型コロナウイルス感染症が、道内では直近、第34週の定点当たりの報告で6週連続増加、小樽市でも3週連続増加となっております。コロナ禍での日常生活の思いを忘れてはなりません。今、当時の心構えとは多少乖離しているように思われます。それはそうです、5類感染症に移行しているわけですから。しかし、ウイルスは人類にとっての脅威であることに違いありません。地球温暖化が止まらず進行し、永久凍土が融解していることによる新種のウイルスが発生する可能性など、この先、人類が滅亡の危機にさらされるとしたならば、その原因となるのはウイルスであると警告を鳴らされる文献もあるくらいであります。まだ安心はできないものと思います。

そこで、いま一度、警鐘を鳴らす意味を込めまして、質問してまいります。

そこで、本市の現状についてお聞きしてまいります。5類感染症に移行してからは、感染者数の報告は定点報告となりました。これまでの全数把握から定点把握を用いて発生動向が公表されております。一部の市民からは、新たな報告様式について、特に実際の感染状況について理解しづらいとの声を耳にいたします。

最初に、お聞きいたします。定点による報告とは、どのような報告方法なのか、お知らせください。

次に、本市における定点医療機関数をお示ください。また、その数と定点医療機関の選定方法、そして定点医療機関は一定なのか、期間で変わるものなのかをお示ください。また、定点医療機関名は市民へ周知されているのかについてもお知らせください。

次に、お尋ねいたします。定点報告数から市内感染者の全数を知り得ることは可能であるのか、あるいは推測することが可能なのか、お聞きいたします。

感染者の中には重症化される方もいらっしゃると思います。特に、高齢者や重度な疾患を抱えている市民が感染した場合、入院治療を必要とする場合があります。いわゆる重症・中等症ステージ2患者等です。令和6年4月から入院体制は通常の対応へ完全移行し、確保病床によらない形での体制になっております。

そこでお伺いいたします。5類感染症に移行してから、本市の感染者のうち入院治療をされた感染者数の集計はされているのでしょうか。集計しているのであれば、傾向をお知らせください。

また、現在、入院設備の整った医療機関全てで入院を必要とする患者を受け入れられるのでしょうか。医療機関で調整しての入院対応なのでしょうか。

また、新型コロナウイルス感染症での入院患者は一般病床か隔離されているのか、お知らせください。

新型コロナウイルス感染者ピーク時には、病床が逼迫し、病床使用率が問題となりましたので、お尋ねいたします。今後、新型コロナウイルス感染症対策のための病床が逼迫した場合、病床の確保はどのようにになりますか、お知らせください。

クラスターについてお尋ねいたします。ある報道機関の記事によると、福岡県内の高齢者施設で6月末に利用者と職員の計数十人が感染するなど、同月内に2度、クラスターが発生し、対応に迫られ、軽症だったものの亡くなった利用者もあり、同施設の職員によると、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけを季節性インフルエンザと同じ5類感染症に引き下げた後、国などの補助が終わったことで施設は職員の定期的な抗原検査をしなくなり、経営に余裕がない施設が万全な体制を継続するのは厳しいとの記事でありました。

そこでお尋ねいたします。本市において、5類感染症に移行後のクラスター発生についての有無をお知らせください。発生ありの場合、件数と施設の種別をお知らせください。また、社会福祉施設等における感染症等発生時の保健所への報告基準についてもお示ください。

最近では新型コロナウイルス感染症に関する市民への情報が不足しているように感じます。身近でも、感染していたのだ、救急搬送で入院していたのだとの声を聞きます。感染状況や感染者の実数を知ることによって不安要素もありますが、市民それぞれの注意喚起が高まるものと思っております。

新型コロナウイルス感染症をめぐるっては、季節性インフルエンザのように都道府県が警報や注意報を出す指標がないことから、令和5年8月に厚生労働省が注意喚起の判断をする際の参考となる指標を自治体に示しています。

そこでお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症の警報や注意報の基準の設定について、今後の見通しが分かればお示ください。

次に、参考のために、同じ5類感染症のインフルエンザの注意報と警報の基準について、それぞれお知らせください。

また、令和5年8月9日の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部による事務連絡のうち、「2 都道府県による住民への注意喚起等の目安について」の「(2)考えられる目安」について、要約してお知らせください。

次に、厚生労働省の注意喚起判断の目安に、令和5年10月、北海道独自の指標が加えられましたが、

その加えられた内容をお示しください。

国と道から注意喚起判断の指標が示されております。現在、感染対策は個人や事業者の判断に委ねられております。

そこで、本市としての5類感染症に移行後の新型コロナウイルス感染症の予防対策についてお示しください。

この項の最後に、新型コロナワクチン接種についてお尋ねいたします。無料接種期間が終了し、定期接種が始まります。

そこでお聞きいたします。定期接種の期間、対象者、自己負担額、使用ワクチン、接種の目的について、それぞれお知らせください。また、市民への周知の方法をお知らせください。

以上、第3項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、新型コロナウイルス感染症について御質問がありました。

初めに、本市の現状についてですが、まず、定点による報告につきましては、感染症法に基づき、北海道が患者定点として選定した医療機関から報告のあった感染症患者の数を週及び月単位で集計したもので、通年で実施しております。

次に、定点医療機関につきましては、本市の新型コロナウイルス感染症の定点には、市内5か所の医療機関が選定されております。

定点の選定については、できるだけ地域全体の感染症の発生状況を把握できるよう、国の要綱で人口及び医療機関の分布等を勘案して定点数や診療科目等が決められており、北海道において決定されております。

定点医療機関は、廃院の場合などを除き原則として変更されるものではなく、また、医療機関名につきましては、市民の皆さんの受診行動に影響を与えるおそれがあるため、公表しておりません。

次に、市内の感染者数につきましては、定点報告数から全数を知ることはできませんが、報告数の傾向や水準から市内の感染状況を推測することは可能であります。

次に、入院治療の患者数につきましては、定点医療機関1か所からの報告により把握しております。入院患者数の発生動向調査を開始した昨年9月の第39週から本年8月の第35週までで、最も入院報告数が多かったのは、昨年12月、第50週の19人であり、次いで多かったのは、本年2月、第7週の16人でした。その後、低く推移しておりましたが、本年8月、第32週からやや増加傾向となり、直近、第35週の報告数は5人となっております。

次に、入院につきましては、本年4月から国の方針により通常の医療提供体制に移行したため、医療機関の入院受入れ状況を保健所が把握することはありませんが、医療機関の間での調整により患者を受け入れていただいております、これまでに保健所の調整を要した事例はありません。

一般的に、新型コロナウイルス感染症の患者は、医療機関の判断により、個室や陽性者同士の病室での対応が行われております。

次に、病床確保につきましては、病院の機能に応じて、重症な患者の医療を担う医療機関や、症状が軽快した患者の医療を担う医療機関、特別な配慮が必要な患者を受け入れる医療機関など、平時の医療機関の役割分担を確認しながら、必要な場合には小樽市感染症対策協議会の協議を通して、入院受入体

制を構築してまいります。

次に、クラスターの発生件数などにつきましては、病院や社会福祉施設等における保健所への報告基準は、同一の感染症が疑われる患者が10名以上となった場合や、死亡者が1週間以内に2名以上発生したときなどとなっております。この基準により昨年5月8日以降、現在までで保健所が把握したものは、病院が12件、高齢者・障害者施設が36件、保育所が4件となっております。

次に、感染予防対策についてですが、まず、新型コロナウイルス感染症の注意報等につきましては、国では他の感染症と同様の基準の設定には長期間のデータの蓄積や季節性などの分析を要することから、現時点での揭示は困難としております。

次に、インフルエンザの注意報等の基準につきましては、注意報は定点医療機関当たりの報告数が10人以上、警報では30人以上となっております。

次に、注意喚起の目安につきましては、厚生労働省の通知の中では、都道府県が外来の逼迫状況、定点医療機関当たりの報告数、在院者数等を総合的に勘案して目安を設定し、注意喚起に活用することが示されております。

次に、北海道独自の指標につきましては、注意喚起判断の目安として、発熱外来患者の急増などの保健医療の負荷の状況、医療現場への聞き取り、イベントの有無といったこれまでの観点に、令和5年10月から定点医療機関当たりの報告数が30人以上という新たな要素が加えられたものであります。

次に、感染予防対策につきましては、日頃のせきエチケット、マスク着用、手洗い、換気に加え、感染が疑われる場合に備え、抗原検査キットや解熱剤などの常備薬を準備しておいていただきたいと考えております。また、高齢者や基礎疾患のある方々には、重症化を防止するため、この10月から始まるワクチン接種を検討いただきたいと考えております。

次に、新型コロナワクチンの定期接種につきましては、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、本年10月1日から来年3月31日までの期間、接種日に65歳以上の方、または60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方を対象に実施いたします。

本年度、定期接種に用いるワクチンは、ファイザー社、モデルナ社のほか、厚生労働省の薬事承認を申請中である第一三共株式会社、武田薬品工業株式会社、Meiji Seikaファルマ株式会社を加えた5社のワクチンの中から、予防接種実施医療機関が選定することとなり、自己負担額は3,300円ですが、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯は無料といたします。

今後、広報おたるや市のホームページ、町内会への回覧板などにより周知を行ってまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

（7番 平戸理史議員登壇）

○7番（平戸理史議員） 第4項目め、小・中学校の不登校児童・生徒と健康診断について質問していきます。

ここ数年、全国的に小・中学校の不登校児童・生徒が増加しているとのことで質問してまいります。

文部科学省が令和5年10月に発表した令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、小・中学校における不登校児童・生徒数は、小学校が10万5,112人、中学校が19万3,936人の合計29万9,048人で、前年度、令和3年度から22.1%増加して過去最多となったとのことであります。10年連続の増加で、不登校の小・中学生の数は30万人に迫っています。

最初にお聞きいたします。文部科学省の調査における不登校児童・生徒の定義についてお知らせくだ

さい。

次に、本市における令和4年度の不登校の児童・生徒数を、小・中学校別にお示しください。

全国的に不登校児童・生徒数が増加している中であって、本市において令和4年度は若干ながらも減少したと聞いております。教育関係者の御努力の成果と思われます。

そこでお聞きいたします。令和4年度と同調査においては、指導の結果、登校するまたはできるようになった児童・生徒の人数が示されておりますが、この項目における本市の児童・生徒数を小・中学校別にお示しください。また、不登校児童・生徒の登校に向けた現在の本市の取組についてお知らせください。

不登校児童・生徒の健康診断について伺います。

学校における健康診断は、決められた日時に校医が学校に訪問し、児童・生徒が受診するという流れになります。

まず、当日学校を欠席し、健康診断を受けることができなかった児童・生徒への対応について伺います。

次に、本市における不登校児童・生徒の健康診断受診率や健康状態の把握についての対応について、伺います。

学校での健康診断を受診できずにいる子供について、一部の保護者から健康面を不安視する声が上がっております。また、不登校当事者の保護者の中には、体に異常が出てから健診の必要性を認識した保護者もおります。児童・生徒の健康を守る必要性については、学校教育法や学校保健安全法の法律で根拠づけられているものと思います。健康診断当日欠席の場合、別日に学校で受ける対応のところもあるとのことですが、不登校児童の中には来校することが困難な児童・生徒も多くいることから、来校が困難な場合についての対応を検討する必要があると感じます。

そこでお伺いいたします。不登校などの理由により、健康診断を受けていない児童・生徒に対する配慮や学校以外で受診ができるような支援について、本市の見解を伺います。

次に、学校外で受診した場合の受診費用についてお伺いいたします。

受診費用は無料となるのか、保護者の自己負担となるのかを伺います。

成長期の大切なときに健康診断を受けられないことにより、重大な健康リスクを見逃してしまうことがないようにすることが重要なことであると思います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 平戸議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、小・中学校の不登校児童・生徒と健康診断について御質問がありました。

初めに、文部科学省が示している不登校の定義につきましては、当該年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるもの（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）」と定義されております。

次に、本市における令和4年度不登校児童・生徒数につきましては、文部科学省の令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果では、小学校は60人、中学校は119人です。

次に、指導の結果、登校するまたはできるようになった本市の児童・生徒数につきましては、令和4年度の同調査では、小学校は20人、中学校は40人であります。

次に、不登校児童・生徒の登校に向けた現在の本市の取組につきましては、市教委では、学校と連携を図り、不登校傾向が見られる児童・生徒の状況を把握するとともに、教育支援センターのコーディネーター等が学校を訪問して、学校と共に支援方策を検討しております。

また、不登校児童・生徒の学びを保障する場として、小樽市教育委員会庁舎内に「ふれあいルーム」を、小樽市生涯学習プラザ、市立小樽図書館、銭函市民センター内に「ふらっとルーム」を開設し、一人一人に応じた学習やスポーツ活動を行うとともに、学校と連携し、1人1台端末を活用したオンライン授業のサポートをしているほか、「ふれあいルーム」や「ふらっとルーム」に通級することが難しい児童・生徒に対しては、訪問型の支援を行っております。

また、今年度から中学校1校が、北海道教育委員会の不登校児童生徒に対する支援推進事業の指定を受けており、当該校では、専任教員を配置し、自分の教室で授業を受けることが難しい生徒に対し、別室においてオンライン授業や個別の学習支援、教育相談等を実施しております。

次に、健康診断当日に学校を欠席した児童・生徒への対応につきましては、後日、児童・生徒が登校した際に、学校で測定可能な身長、体重、視力などの検査を実施しているほか、尿検査においては2次検査日を設定して対応しておりますが、医師の診断が伴う検査につきましては、医師の確保など、別日を設定することに課題があることから、どのような対応ができるか検討が必要であると考えております。

次に、本市における不登校児童・生徒の健康診断受診率や健康状態の把握につきましては、健診日当日に欠席した児童・生徒が、その時点で不登校児童・生徒として扱うかどうか判断することが難しいことから、受診率の正確な算出は困難であると考えております。また、健康状態につきましては、学校が定期的に家庭訪問などを実施し、本人の様子を観察したり、保護者から聞き取ったりすることにより、把握に努めております。

次に、不登校などの理由により、健康診断を受けていない児童・生徒に対する配慮や学校以外で受診ができるような支援についての見解につきましては、児童・生徒の健康診断は健康の保持増進を図るとともに、健康状態を把握し、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる目的もあることから、未受診の児童・生徒に対して何らかの手だてを講じることは大切であると認識しており、今後どのような対応ができるか、検討してまいりたいと考えております。

次に、不登校児童・生徒が学校以外で健康診断を受診した場合の費用の負担につきましては、保護者の自己負担となっております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、平戸理史議員。

○7番（平戸理史議員） 私から2点、再質問させていただきます。

1点目、無痛分娩の費用助成に関してですが、最後のところで、経済的な負担の大きさだったり、医療提供体制の確保のハードルがあるという認識をお持ちということが答弁であったのですが、ハードルがあるということは、今後これらに対して対策を取る必要があると考えていらっしゃるのか、そこについてもお答えをお願いします。

2点目については、生活保護を受けている方の自立に向けてというところで、パチンコ店などにケースワーカーがその内容を説明するだとか、店舗に出向いて実際に確認しているという話でしたが、その対策を取っているにもかかわらず、過去5年間、ギャンブルの収入申告がないということは、その対策では不十分だということ言えると思います。

なので、今後、今までとは違った対策が必要になってくるのかと思いますが、具体的な施策について今はないかもしれませんが、違うことをやっていくのだというお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（安部俊克） 平戸議員の再質問にお答えいたします。

無痛分娩の対策について、今後、検討されるのかという御質問でしたけれども、いろいろなハードルもありますし、質問の中にもありましたように、メリットだけでなく、いろいろなデメリット、リスクもあると認識しております。

小樽市内の分娩される方にとっても、まだ普及されていない背景としては、やはり無痛分娩に対する認識というものが、メリット、デメリットも含めてなかなか広まっていないということも考えられますので、まずはそういったことも含めて、今後、無痛分娩について、果たしてどれだけ市内でニーズ、必要性があるのかですとか、他都市での普及状況なども見ながら、この取組については引き続き、必要性も含めて検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（勝山貴之） 平戸議員の再質問にお答えいたします。

生活保護、パチンコの関係でございますけれども、パチンコ店に出向いたり、説明しているのになかなか申告がないということで、対策が不十分ではないかという御指摘をいただきました。

確かに、出向いてもなかなか効果が出ないということもございますし、説明しても、普通の稼働収入とかと違って、収入としての認識が十分持たれていないということもあろうかと思います。実際にパチンコ、ギャンブルでの収入について、どこまで把握できるのか、どうやって把握するかというのは難しい問題もございます。

いずれにしろ、どんな対策があるか、なかなか効果が出ていないということも御指摘ございましたので、他自治体の取組ですとか情報交換しながら、効果的なものがあれば、小樽市でもできるのかどうかも含めて考えてまいりたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 平戸議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時35分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、白川貴城議員。

（2番 白川貴城議員登壇）（拍手）

○2番（白川貴城議員） 令和6年第3回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

まず、令和6年度小樽市一般会計補正予算案について伺います。

公共施設等再編経費が第2回定例会では3億4,723万2,000円だったのが、補正後では7億4,944万円と4億220万8,000円の増額となっております。その理由と内訳について御説明ください。

本年第2回定例会の予算額から倍以上になっており、物価高騰などの影響があるとはいえ、一見かか

り過ぎではないかとの印象も持ってしまいます。本年2月21日の市長記者会見記録では、賃料が年間で1億5,000万円、改修費が10年分の分割として1億5,000万円、合計3億円を予算計上したとのことでした。また、移転する機能を収めるための施設を造ることになった場合と、何年間かウイングベイ小樽に入居して賃料を払っていくことを比較させ、遜色ないという結果が出ているので、移転することが過大な負担になるとは考えていないこともおっしゃっておりました。

今回の補正予算について、なぜそれが今定例会での上程となったのか、その理由をお聞かせください。

そして、移転までの間に新たに施設改修が必要となり、追加費用が発生することもあるのでしょうか、その可能性についてお答えください。

12月に迫った保健所等移転の補正予算がここまで増えることを考えたとき、新総合体育館整備事業費についてはどのように予想されているのか。今後、事業費などが増額するとした場合、こういった理由での増額が可能性としてあるのか、見解をお聞かせください。

過去に建設部や教育委員会が現在の場所に移転した際、困難となってしまったサービスなどはあったのでしょうか。もしあれば、どのようなサービスがあり、それに対してどういう対策を講じたか、お聞かせください。

また、そのときの反省が今回の移転にどのように生かされているか、御説明ください。

会見に話を戻します。

市長は、当時の今後の課題として、ワンストップでサービスができるかどうかということを整理していかなければならないと思っているとのことでしたが、この件について整理された内容について説明していただき、現在の進捗、移転までに実現が可能なのか、お示しください。

やはり、お金をかけるなら、その分、これまで以上に広く市民の皆さんに使ってもらえるようにすべきと考えます。本年第1回定例会で我が会派の横尾議員の質問に対し、民間の施設を活用することで行政機能がより身近に感じ、今まで以上に市民ニーズに応えることができるとともに、民間事業者との連携が深まることで新たな行政サービスが生まれるなど、行政サービスの在り方について考える機会になるとの答弁でしたが、その方向性について変化はないかを含め、改めて現在の市長のお考えをお聞かせください。

続いて、病院事業会計の令和5年度決算について伺います。

令和4年度に比べ、入院収益、外来収益が共に増加したことにより、収益は120億370万2,517円となり、対前年度比0.8%の増となっておりますが、延べ患者数については入院患者で11万9,587人、外来患者が19万4,204人となっており、こちらは前年度比較で、入院患者は6,524人増加し、外来患者は1万5,073人減少とのことでした。収益120億370万2,517円の内訳となる入院収益と外来収益をお示しください。

入院患者数が増加する分、入院収益が増加したことで、外来患者数が減少しても外来収益のマイナス分をカバーして入院・外来収益合計で収益増となったということであれば理解できるのですが、外来患者数が減少したにもかかわらず、外来収益が増加したことについて御説明ください。

地域医療支援病院に承認されたことにより、本年4月1日から初めて受診される際には、かかりつけ医からの紹介状が必要となっておりますが、市民への周知の状況と現場での混乱などの課題はなかったか、お聞かせください。

紹介制を試行していることで収益、費用、延べ患者数にどのような効果が現れているか、お示しください。

次に、市内小・中学校のエアコンについて伺います。

市長が早い段階で手を打っていただいたことで、市内小・中学校で2学期からエアコンが使用できる環境となったことは、昨年の夏を思い返せば、素晴らしい判断だったと考えます。その後、我々公明党小樽市議会議員団として、市内小学校へ視察に伺いました。そこでは、昨年のような下敷きをうちわ代わりにして仰ぐなどの集中力低下につながる要因がなくなり、集中して授業を受けられているとのことでした。

ただ、教室内の人口密度や教室の位置によってはエアコンの効き目に差があったり、席の位置でエアコンの冷気が当たりやすい場所、そうでない場所があったり、また、廊下との温度差が大きいことから一部ドアを開放したりと、それぞれの現場で新たに必要となった対応があることも分かりました。ほか、ある学校では、放課後児童クラブで使用している教室でも構造上の問題からエアコンの冷気が届きづらいところもあると伺いました。

市教委として、エアコン設置完了後の学校のフォローなどは予定としてあったのでしょうか、お聞かせください。

設置したエアコンが効果的に稼働するように、現場の状況を把握し、問題があれば対策を講じる必要があると思いますが、これまで市教委から各現場に対してどのような形で現状把握をされているのでしょうか。設置されて稼働してからまだ日が浅いこともあるため、今後、決まっている予定などがあればお示しください。

エアコンの保守点検について、メンテナンス計画はどのようになっているか、お示しください。

次に、行政評価について伺います。

行政評価は、限られた財源で最大限の効果を生み出すことが目的であると考えます。令和5年度予算編成方針の基本方針では、四つ目の項目に、事業開始後、長年経過している事業、費用対効果の低い事業については、行政関与の必要性や緊急性を踏まえ、重点的に徹底した見直しを行うこととありました。また、原則として新規事業の創設や既存事業の拡充に必要な財源については、スクラップ・アンド・ビルドにより捻出することとするもありました。この見直しを行う上で、行政評価は非常に重要になると考えます。

調書の中に施策を推進するための事業費、職員の人件費の推移が分かれば、評価の妥当性が出せると考えますが、見解をお聞かせください。

第7次小樽市総合計画の市政運営の課題にもあるように、人口減少、少子高齢化の進行など、社会情勢が変化し、市民ニーズや行政課題が複雑、多様化する中、市民や団体が参加、もしくは協働によるまちづくりの推進が必要です。

他市でも実施しておりますが、行政評価の中で、施策の進め方に行政が主だって進める、行政と市民の協働で進める、市民の協働を拡大して進めるといった区分を設けることで、協働によるまちづくりの進捗が見えやすくなると考えますが、見解を伺います。

また、行政評価のサイクルとして、例えば本年実施した事業については来年度評価を行い、その翌年度に改善策を組み込む3か年を要するPDCAサイクルかと思います。

この1サイクルに3か年を要することの妥当性について御説明ください。

事業を実施して見つかった改善点を生かすのが2年後となれば、その間に新たな課題が発生し、予定している改善策が効果を生まない可能性があると考えますが、これについて見解をお伺いします。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 白川議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政・政策について御質問がありました。

初めに、令和6年度補正予算案についてですが、まず、公共施設等再編経費が増額になっている理由と内訳につきましては、主な理由としましては、検査、診察、相談機能の整備などにより各区画の変更が生じた結果、改修費が増額になったものであります。また、電話、パソコンの各執務室への配線等工事や什器備品の整備については、設計が確定した後に予算計上することとしていたものであります。内訳につきましては、改修費の増額分3億3,780万8,000円、事務机等什器備品調達分3,087万7,000円、電話・パソコン配線分3,352万3,000円であります。

次に、補正予算の上程が今定例会となった理由につきましては、最終的な詳細レイアウトの確定が5月中旬となり、それに伴い、設計変更や関連工事の再積算を行ったほか、什器備品の配置や各種配線経路が確定したため、結果、追加予算の確定が7月となり、今定例会に補正予算として提案したものであります。

次に、移転までの間に新たな施設改修の必要が生じ、追加費用が発生する可能性につきましては、詳細設計は確定しておりますので、施設改修に係る追加費用の可能性はないと考えております。

次に、庁舎移転に伴う行政サービスの提供につきましては、過去の建設部や教育委員会の移転では提供が困難となった行政サービスはないものと考えております。

次に、ワンストップサービスの整理につきましては、保健所の手続で申し上げますと、手続で必要とする書類には、住民票や所得課税証明書があり、市役所本庁舎等でこれらを取得の上、保健所窓口にお越しいただいておりますが、現在、これらの書類の添付を必要としない方策について検討を進めているところであります。

次に、移転により、行政サービスが市民の皆様にとって身近に感じていただけることや、新たなサービスが生まれることなどにつきましては、行政機能の集約化や民間事業者などとの連携による新たな行政サービスの提供や在り方などの検討を進め、移転後、若者や子育て世代、障害者、高齢者等、様々な市民の皆さんが集い、活動できる多世代交流拠点となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、行政評価についてですが、まず、調書に事業費・人件費の推移を示すことにつきましては、費用対効果の検証には有効なものと思われまので、作業量も踏まえながら採用について検討してまいりたいと考えております。

次に、行政評価の中で、市民との協働などの区分を設けることにつきましては、今後、評価の観点を整理していく中で検討してまいりたいと考えております。

次に、行政評価のPDCAサイクルに3か年要することにつきましては、本市の行政評価では、主に施策の進捗状況を点検しており、施策の効果が現れるには時間を要することから、おおむね妥当なものと考えております。

次に、改善点を生かすまでに新たな課題が発生した場合につきましては、行政評価で見いだした改善点は翌年度に反映することとなるほか、個々の事業の見直しは毎年度の予算編成作業の中でも行われることから、その中で新たな課題に対応できるものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 白川議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政・政策について御質問がありました。

初めに、病院事業会計の令和5年度決算についてですが、まず、入院収益と外来収益につきましては、入院収益が70億8,539万2,807円、そして、外来収益が31億736万1,963円であります。

次に、外来患者が減少したにもかかわらず、外来収益が増加した要因につきましては、紹介制の試行により外来患者は減少しましたが、診療単価の高い専門的な治療を必要とする患者の割合が増えていることが挙げられます。

また、令和5年度から一部診療科の医師を増員し、診療体制の強化を図ったことに加え、外来での化学療法など高額な薬品を使用する治療が増加したことも主な要因であると考えております。

次に、地域医療支援病院の承認に伴う4月1日以降の状況につきましては、当院では、令和4年10月より消化器内科において初診時に紹介状の持参をお願いする紹介制の試行を開始し、その後、試行する診療科を順次拡大して、混乱が生じないように準備を進めてきたところであります。

市民の皆さんに対しましては、広報おたるの特集記事や病院広報誌、市民公開講座などを通して、受診方法の変更や役割に応じた医療機関への受診についての理解を求めてきたものです。

本年3月には、地域医療支援病院の承認に伴う変更について、リーフレットの新聞折り込みや回覧板による周知を図ってきたところであります。

また、職員に対しましては、紹介状を持参せずに来院した場合の対応として、患者の病状の程度を確認した上で、当院での診察、あるいは地域医療機関への紹介を判断するよう、紹介制試行の段階から取り組んでおりました。これらの取組により、4月以降も窓口などでの混乱はなく、診療に当たっております。

次に、紹介制を試行したことによる効果につきましては、紹介制導入の目的は、地域の医療提供体制維持のため、医療機関の機能分化と連携強化を推進することです。日頃の健康管理や軽症の患者の受診はかかりつけ医が行い、専門的な治療が必要な患者の診療は当院が担当するという医療機関の役割分担を行い、連携を図るものであります。

それらの効果を数値的にお示しすることはできませんが、取組を継続することで、効率的な医療の提供のほか、医療従事者の負担軽減、患者にとって待ち時間の短縮につながるものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 白川議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政・政策について御質問がありました。

初めに、令和6年度小樽市一般会計補正予算案についてですが、小樽市新総合体育館の整備事業費につきましては、小樽市新総合体育館の設計費や建設等に係る事業費については、令和6年第4回定例会で債務負担行為の議決をいただいた後、令和7年1月に入札公告を予定しており、それに向け、現在、精査をしているところであります。

事業費につきましては、物価高騰分の時点修正等により算出することになりますが、昨今の原材料費や人件費の高騰により、ある程度、上昇する可能性があるものと予想しております。

次に、小・中学校のエアコンについてですが、まず、エアコン設置後の現場へのフォローにつきましては、市教委では、普通教室に新たに設置する空調設備の操作や温度設定等について記した、小樽市立小中学校空調設備運用ガイドラインを本年5月に改訂し、各学校へ周知したところであります。

次に、エアコンの稼働状況の把握につきましては、市教委職員が学校を訪問し、稼働状況を確認するとともに、校長から児童・生徒の反応などの聞き取りを行ったほか、8月末に学習環境への効果や児

童・生徒の体調などについて各学校へ調査を行い、状況の把握に努めているところであります。

また、ガイドラインで温度設定等を示しておりますが、温度の状況は学校の立地や教室内の人数などによって異なることから、各学校における温度設定については、児童・生徒の体調や室内温度を考慮し、校長の判断で調整するよう、改めて通知しております。

次に、エアコンのメンテナンスにつきましては、エアコンを大切に長く使うためには、フィルター清掃が必要であることから、ガイドラインには稼働期間の開始前と終了後の清掃の実施について位置づけており、その清掃方法の資料を各学校へ配付し、周知しております。

また、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律では、業務用エアコンの簡易点検が管理者に求められているため、各学校から市教委へ3か月ごとに報告書を提出するよう依頼しております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、白川貴城議員。

（2番 白川貴城議員登壇）

○2番（白川貴城議員） 次に、フューチャー・デザインの積極的な活用について伺います。

フューチャー・デザインとは、政策形成に当たり、現代世代のみならず、まだ生まれていない、例えば、50年先の将来に生きる人々を仮想将来世代とし、その世代をも利害関係者として捉え、仮想将来世代と現代世代の双方の視点を持って考えることで解決方法を見いだすものです。

現在の視点からの評価だけでは、既存計画や政策が未来社会に及ぼす影響を適切に評価できないかもしれません。また、現在の視点の延長では、方針転換を要するような本質的な課題の顕在化や改善案の提起も容易ではありません。

この点について、本市では、現在、進めている計画や政策について、目指すべき姿、目標に対する評価方法をどのように行っているか、御説明ください。

また、これまでに進めてきた計画や政策で方向転換を要するようなことはあったでしょうか。新型コロナウイルス感染症に伴うもの以外で、課題や改善策の提起はどのように行われたかも含め、具体例があればお示しください。

フューチャー・デザインの仮想将来世代といった新しい仕組みを導入することで、より長期的視点から潜在的課題やリスク、未来の価値やニーズを捉え、現世代と将来世代を俯瞰した観点から政策評価や持続可能性を高めるための対策も見えてくると思います。

そこで、フューチャー・デザイン手法とバックキャストを活用した持続可能なまちづくりについて、少子高齢化や人口減少が進む本市において、フューチャー・デザイン手法を取り入れ、行政サービス、行政や漁業、農業、子育てや介護など、持続可能な未来への多様な課題に対応するために、現在の延長ではなく、抜本的かつ独創的な施策の展開が必要と考えます。このフューチャー・デザイン手法を活用することにより、近視眼的な判断や意思決定ではなく、現世代と将来世代の双方の利益を考慮した意思決定を促し、具体的かつ創造的な将来像を示すことができます。

一方、バックキャストは、その将来像から逆算して現時点からの必要な行動や戦略を考える手法であり、この手法を活用することで、現時点から将来に向けての具体的な行動計画を立てることができます。

そこで、このフューチャー・デザイン手法により、将来の目標やビジョンへの関係者間の合意を形成した上で、その将来像から逆算して、現時点からの必要な行動や戦略を考えるバックキャストで、持続可能なまちづくりに向けて具体的で効率的な行動計画を策定することは、大変、有意義であると考えますが、見解をお聞かせください。

このフューチャー・デザインについては、既に行政での活用事例があります。まちの将来ビジョンづくりに住民参加の仕組みを取り入れている岩手県矢巾町では、自治体として初めてフューチャー・デザインの手法を取り入れ、行政課題について約6か月にわたる討議を行いました。町民が現代世代と仮想将来世代グループに分かれ課題を検討した結果、仮想将来世代グループからは、地域の様々な資源やまちの長所を有効に活用することで、新たな地域の創造につながる様々な提案が出されました。仮想将来世代グループの討議には、矢巾町の持続可能な未来をつくるために、現在の延長ではなく抜本的かつ創造的な施策を提案する傾向が見られたとのことでした。最終的に合意形成セッションにおいては、現世代グループが、仮想将来世代グループが提起したアイデアに理解を示し、もともと仮想将来世代グループが提案した施策が半数以上取り入れられる結果となったとのことでした。

このフューチャー・デザイン手法を導入することで、参加者の将来のリスクへの認知や、将来の地域の目標に対する意識の共有が図られると同時に、現行計画の評価や改善への視点も磨かれます。この結果を受けて、矢巾町はフューチャー・デザイン手法を行政活動や政策立案に取り入れるための機構として、役場に未来戦略室を設置し、令和5年度には未来戦略課へと格上げしました。

ここで私が着目するところは、将来可能性といわれる現代世代が自分の利益を差し置いても将来世代の利益を優先するという可能性です。フューチャー・デザインは、人々が先ほど述べた将来可能性を發揮できる社会の仕組みのデザインとその実践ができるものと考えられます。

フューチャー・デザインは、小樽市の新しい価値を発見することにつながる非常に重要な考え方です。まずは勉強会などを通して考え方を共有し、理解の輪を広げてはどうかと思いますが、見解を伺います。

仮に、本市でフューチャー・デザイン手法を取り入れるとした際、現行の体制からこういった課題があるのか、お聞かせください。

原因と結果は常に対となっているもので、現在の結果があるのは過去の原因があつてのものです。それと同じく、将来あるべき姿のために私たちが、今、何を、どう変える必要があるのか、また、それは具体的に、誰が、何をすればいいのかを考えていく必要があります。そして、将来の人々のためになることをしたいという気持ちを持って物事を決めていくことができれば、持続可能な社会構築が進むものと考えます。今後、財政に限らず、持続可能な社会を考えていく上での政策的な課題について、フューチャー・デザインの考え方を活用した議論が次の時代を担う若年世代を含めた社会各層で行われ、当事者としての関心が高まっていく一助になると考えます。

こういった考えを共有することで、庁内だけでなく、まちぐるみでフューチャー・デザイン手法を政策立案に取り入れるための組織を整備し、様々な行政課題の行き詰まりの打開を目指すことも大変重要と考えますが、市長の見解をお聞かせください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、フューチャー・デザインの積極的な活用について御質問がありました。

初めに、現在の計画等の評価方法につきましては、総合計画などにおいて指標の推移などから進捗状況を評価する仕組みを取り入れているところであります。

次に、計画等で方向転換した具体例につきましては、私が就任して以降、これに当てはまるような事例は特にありません。

次に、フューチャー・デザイン手法等を用いた計画の策定につきましては、フューチャー・デザインは持続可能な社会を考えていく上で、意義のある手法であると考えております。

次に、フューチャー・デザインの勉強会や手法を取り入れる際の課題、まちぐるみでの組織整備につきましては、まずは他都市で行われている取組などの情報収集に努め、その上で課題を整理し、本市に適した実施方法について模索してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、白川貴城議員。

（2番 白川貴城議員登壇）

○2番（白川貴城議員） 次に、空き家対策について伺います。

本年8月8日、気象庁は19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表しました。15日17時をもって、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う政府としての特別な注意の呼びかけは終了しました。

しかし、大規模地震の発生の可能性がなくなったわけではないことから、日頃からの地震への備えについては、引き続き実施することを呼びかけており、いつ、何があるか分からない状況となっております。

本市においては、災害が比較的少ないイメージがあり、危機感のなさがかえって危うさを感じ取れてしまう状況です。今回は地震でしたが、津波や風水害、土砂災害、雪害など、本市でも起こり得る災害に備えていかなければなりません。

この災害に関連して問題となるのが、空き家、空き地問題です。災害と空き家がどう関係するのか、それは災害の多発化、激甚化によって著しく荒廃していなかった空き家でも、豪雨や豪雪、地震などで一気に荒廃し、地域住民の生命、身体または財産に危険が差し迫る状態になる事態が発生しています。災害と空き地の関係については後ほど触れます。

日々の議員活動において、市民の方々から相談を受ける中、空き家に関してのものが増えてきております。この空き家問題については、過去10年の会議録を遡れば何度も議論されてきました。

今から10年前の平成26年では、我が党の松田前議員が、当時、俱知安町と島牧村で、倒壊の危険性がある空き家の所有者に適正な管理を求める条例の制定に向けて動きがあったことを挙げ、小樽市での条例化を訴えておりました。それに対し、答弁では、自由民主党空き家対策推進議員連盟が中心となって、空家等対策の推進に関する特別措置法案が議論されていると聞いておりますので、その動きを見ながら空き家対策の検討を進めていく必要があるものと考えておりますとのことでした。

平成25年時点で市内の空き家戸数は何戸あり、市内住宅総数の何%を占めていたのか。また、このときの結果は、道内で空き家率の多い順で見たときに何番目だったのか、お示してください。

そして、空き家の危険度を把握するために、腐朽・破損があるのかないのかを分類していますが、腐朽・破損があるとされた空き家がそれぞれ何戸該当したのか、これも道内で割合が多い順で見たときに何番目だったのか、お示してください。

第2次小樽市空家等対策計画を見ると、全国及び小樽市の空き家率の推移は、平成10年以降着実に全国平均を上回っている状況を考えると、当時の答弁では、危険な空き家への対応については大きな課題であると認識していながら、国などの動向を待つとありましたが、迅速な対応が必要だったのではない

かと思います。本市の現在の空き家の状況を踏まえ、これについての見解をお聞かせください。

その後、我が党のリードで制定された平成27年全面施行の空家等対策の推進に関する特別措置法は、倒壊のおそれがある空き家を自治体が特定空家等に指定し、現在までに空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家の除却や修繕が各地で進められてきました。

空家等対策の推進に関する特別措置法が施行となり、本市でどのような効果があったのでしょうか。特定空家が空家等対策の推進に関する特別措置法施行後に何戸あったのか、現在までに何戸減らせたのか、その実績と、この取組で新たに見えた課題などがあればお示しください。

話を戻し、空き家の撤去が各地で進められているものの、今後も住居目的のない空き家が増える見通しであることを踏まえ、政府は特定空家になる前の段階での対策を強化することとし、空き家の管理強化や活用を促すために、自治体ができる対応策を拡充する空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日に施行されました。状態の悪い物件の区分として、新たに管理不全空家を創設し、特定空き家等の予備軍として市区町村が所有者に是正を勧告した場合、固定資産税等の住宅用地特例の適用対象から除外する仕組みを設けました。

総務省による平成30年時点の調査結果によると、賃貸・売却用物件や別荘などを除く、使用目的のない空き家は全国に約349万戸あり、平成10年からの20年間で約1.9倍に増えています。国土交通省は、このままのペースでは令和12年に約470万戸まで増えると推計しました。手入れをして活用可能な空き家を増やすなどして、同年に400万戸程度に抑える目標としております。

本市において、令和5年2月6日放送の「明日へ向かってスクラムトライ！」では、本市の管理が不全な空き家に触れており、その数は400件以上あると想定しているとのことでした。そして、その数は今後も増える見込みで、深刻な社会問題であることは間違いありません。

先ほど、使用目的のない空き家について、国での発生目標を令和12年に400万戸程度に抑えるとしておりますが、本市での目標と具体策をお示しください。

そのほか、番組では、空き家発生予防の取組として空き家相談会、空き家セミナーを行うとのことでしたが、現在までに何回開催され、延べ人数で何名の方が参加されて空き家発生予防につながったのか、今後の相談会、セミナー開催予定も含めてお知らせください。

国土交通省の調査では、令和5年3月末現在、何らかの対応が必要であると市区町村が把握している空き家は約53.5万件ですが、このうち、特定空家等として把握されているのは約4.1万件にすぎないとの内容でした。特定空家等に至る前の段階にある状態のものが多くを占めていると見られ、そこへの対策に焦点を当てた今回の法改正により、実効性のある対応の進展が期待されるところです。

そこで、本市では、今回の法改正により、どのように対応を進めていくのでしょうか。空き家率が高い本市にとって、空き家、空き地に生い茂る草木の越境による被害や冬場の空き家の屋根の雪が敷地内に大量に侵入する被害など、実際に現時点で不安や不満を抱えている市民の方々が注目する点であると思います。その具体策についてお示しください。

そして、本年4月1日に相続登記の申請義務化が始まりました。これまでは不動産を相続しても登記は任意でしたが、申請義務化は土地の有効利用を阻む所有者不明土地をこれ以上、増やさないために必要な制度となります。

そもそも所有者不明土地とは、不動産登記簿を見ても直ちに所有者が判明せず、判明しても所在不明で連絡がつかない土地のことを指します。不動産登記簿を見ても、直ちに所有者が判明しない土地の面積については、民間研究機関が平成29年に公表した推計では、九州の面積に相当するとのこと。これまで相続登記が任意であるがために招いた結果ですが、何世代も放置されたことで相続人はネズミ算

式に増えてしまい、不動産登記簿を見ても所有者が判明せず、判明しても連絡が取れない所有者不明土地となります。

所有者不明土地が起こす問題として、それは、かつて東日本大震災の復興事業が挙げられます。住居の高台移転をする際、宅地として確保したい土地があっても所有者を探索するだけで何か月もかかり、工事が遅延するという、迅速さが要求される復興事業で致命的なことと言っても過言ではありません。ほかの重要な公共事業でも同様のことが起きているとも言われております。

これについて、ある市民から相談を受けました。ほとんど関わりのない亡くなった親族の不動産について相続権があることを市の通知書で気づき、どう対応したらよいか分からず困っていたとのことでした。このように、自分自身が所有している不動産の対応はできていても、自分が知らないうちに誰かの不動産を相続することは誰にでも起き得ることです。

今回の義務化により、不動産を取得した相続人はそれを知ってから3年以内に登記申請をする義務を負うこととなります。義務化施行前の相続も未登記であれば義務化の対象となりますが、3年間の猶予期間があります。正当な理由なしに申請義務を怠ると10万円の過料が適用されます。また、申請義務化の簡易な履行手段として、相続人の申出で登記官がその人の氏名、住所などを職権で登記する制度もできました。

政府は、自治体と連携したきめ細かい広報活動で、こうした負担軽減策の周知も進めてほしいとしています。

本市では、この申請義務化についてどのように対応を進めているか、これまでの取組と今後の予定をお聞かせください。

平成25年時点の総務省住宅・土地統計調査を基に作成された地方別戸建ての空き家予備軍率ランキングでは、北海道、東北地方で数ある市区町村の中で、本市は1位となっております。このランキングでは、高齢者のみの世帯が住む住宅を空き家予備軍と捉え、本市の空き家予備軍は1万2,320世帯で、戸建ての総戸数に占める割合が37.2%と非常に多い結果となりました。

日本では、既に様々な専門書で指摘されているように、人口・世帯数の減少、新築志向の強さと新規住宅供給量の多さ、中古住宅供給システムの課題の多さ、空き家に対する所有者の問題意識の希薄さといった多様な要因で空き家が発生しています。さらには、定住意識が強いことも上げられます。それは長く住み続けたい人が多いことは、むしろよいことと思われそうですが、その結果、特に住宅地として開発されたエリアでは、老朽化すると若年層や子育て世代ニーズに合致せず、住み替えが進まないため、そのままエリアとして放置されることになりかねません。

加えて、土地や建物などの所有権に対する権利意識が強い一方で、所有に対する責任や義務の意識が強いとは言えない空き家を放置するなど、土地が適切に利用されていなくても自分の土地の利用方法は自分の自由であるという考えが根強くあります。

空き家対策の好事例として、エリアマネジメントを導入した住み替えシステムの確立をした千葉県佐倉市のユウカリが丘のような取組があります。中長期的な話にはなりますが、行政主導ではなく、市民、事業者、地権者等が主体となって、その地域をつくるだけでなく、育てるという協働のまちづくりにつながると考えます。エリアマネジメントの導入について、本市の見解を伺います。

今、大事なのは、所有者や相続者が問題を先送りしないという意識を高めていく呼びかけが必要と考えます。そして、問題を先送りにさせない後押しやフォローを行政がやっていく必要があると考えますが、問題を先送りにしない、させないことについての方策は行っているか、お聞かせください。

また、これからは家を購入する時点で、住まいの終活を見据えて解体、引っ越し資金の積立てを行う

等の仕組みをつくることや早い段階で相続人を決めることを促す活動を行うなど、市独自の先進的な取組が必要ではないでしょうか、見解をお聞かせください。

第2次小樽市空家等対策計画の空き家等対策の基本目標である「安全・安心で、快適に暮らせるまちづくり」が実現できれば、災害による被害拡大を最小限に抑えられる可能性が上がり、多くの命を救うことにもつながります。ふだんからの災害に負けないまちづくりの推進を強く望みます。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、空き家対策について御質問がありました。

初めに、平成25年時点の空き家数などにつきましては、人口1万5,000人以上の市町村を対象とした総務省の住宅・土地統計調査によりますと、本市の空き家は、住宅総数6万3,980戸のうち1万1,020戸、空き家率17.2%で、道内では9番目に多い空き家率になっております。

次に、腐朽・破損がある空き家の戸数などにつきましては、本市においては空き家総数1万1,020戸のうち3,220戸、その割合は29.2%で、道内では4番目に多い割合になっております。

次に、危険な空き家への対応につきましては、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行された後は、空き家対策を強化するため、建設部に空き家対策の担当部署を設置いたしました。平成28年度には空家等対策計画を策定、29年度には特定空家等32棟を認定し、法による措置を行うなど、危険な空き家に対する取組を強化してきたところであります。

この結果、総務省の住宅・土地統計調査におきましても、平成25年までの空き家率の増加傾向が30年には、ほぼ横ばいに転じており、取組に対する一定の効果が発揮されているものと考えております。

次に、特定空家等の認定等につきましては、現在まで52件を認定し、法に基づく措置を行った結果、13件は解消し、現在39件になっております。

また、取組から見えた課題につきましては、相続人が多数の場合は、その調査に多くの時間を要すること、全員の合意がなければ売却、解体等ができないことのほか、所有者である企業が倒産した場合は、措置を促せないことなどが挙げられます。

次に、使用目的のない空き家の抑制につきましては、本市においては使用目的がない空き家の目標戸数は設定しておりませんが、空き家問題の解決には、空き家ガイドブックの配布や、空き家セミナー、相談会を開催するとともに、流通困難な空き家を利活用させることを目的とした小樽市空家等流通プラットフォーム事業を立ち上げるなどの取組を行っているところであります。

次に、相談会等の取組につきましては、空き家相談会については令和4年度から2回開催し、延べ10名が参加しております。また、空き家セミナーについては令和5年度に1回開催し、32名が参加しております。今後も相談会とセミナーは、各年度に1回程度、開催してまいりたいと考えております。

次に、管理不全空家等への対応等につきましては、昨年の法改正により、特定空家等に至る前の状態にある管理不全空家等の規定が新たに盛り込まれたことから、今年度中の認定基準策定に向け作業を進めているところであります。認定基準の策定後は、まず、空き家等の調査を行い、その基準に基づき、管理不全空家等を認定し、指導、勧告の措置を行うこととなります。

次に、相続登記の申請義務化に伴う取組等につきましては、これまで空き家ガイドブックや広報おたるで周知してきたところでありますが、今後は市のホームページへの掲載のほか、空き家セミナーなど

を通じてさらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市におけるエリアマネジメントの導入につきましては、千葉県佐倉市では、エリアマネジメントの一環として住民、事業主などが主体となり、高齢者の住み替えをあっせんするなど空き家にさせない取組を行っております。このエリアマネジメントの導入により、快適な地域環境の形成や地域活力の回復増進につながることが期待されますが、主体となる住民、事業主などが自主的かつ継続的に活動していけるかが課題であると考えております。

次に、空き家所有者等への問題意識の醸成につきましては、空き家に関する様々な問題を先送りさせないため、現在、空き家の管理や相続に関する情報などを記載した空き家ガイドブックなどを配布しているほか、空き家相談会やセミナーなど様々な機会を通じて問題意識の醸成を図っているところであります。

次に、空き家対策に関する先進的な取組につきましては、今年度から空家等流通プラットフォーム事業を創設し、流通困難な空き家の利活用に取り組んでいるところでありますが、今後は空き家の流通を行っているNPO法人などと連携を図るなど、先進的な取組について検討し、空き家対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、白川貴城議員。

（2番 白川貴城議員登壇）

○2番（白川貴城議員） 最後に、ユマニチュードについて伺います。

国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える令和22年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障害高齢者数が約612万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが重要です。認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が一人の尊厳ある人として、その個性と能力を十分発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指し、本年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。

特に、地方公共団体は、認知症の人やその家族等によって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っています。認知症の人も家族も安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要です。

現在、本市で実施されている認知症に係る取組について、どのようなものがあるか、お聞かせください。

社会の高齢化が進む中で、認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の当事者が尊厳を持って最後まで自分らしく暮らせる地域社会の構築が求められています。そのためには、誰もがなり得る認知症について、一人一人が自分事として身近な問題として捉えることが重要です。

そこで、行政が軸となり、小・中学校の児童・生徒、地域の企業、経済団体や自治会等と連携して、認知症サポーター講座のさらなる展開や新しい認知症観を定着させる啓発資料の作成・配布など、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組を強化すべきと考えますが、見解をお聞かせください。また、今後、予定されている新たな取組などがあればお示しください。

認知症と軽度認知障害の方を合わせて全国で1,000万人を超える状況下では、認知症の人や家族などが安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要です。実際に、記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者や家族の不安から行動・心理症状が発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少な

くありません。認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制することは特に重要であると考えます。

そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていることを、見る、話す、触れる、立つの四つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードが注目されています。

介護の現場では一生懸命にケアしても相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。実際、口腔ケアを嫌がり、声を荒げていた90歳代の男性に対して看護師がユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せず口を大きく開け、口腔ケアを受け入れ、笑顔を見せていました。国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認されています。

また、ユマニチュードに先駆的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もあります。

本市では既に、世界アルツハイマー月間に合わせ、ユマニチュードについての展示がされておりました。本市でのユマニチュードの考え方を取り入れた取組についてどのようなものがあるか、お示ください。

そして、その取組の結果、どのような効果が確認でき、どのような課題が見つかったか、併せてお聞かせください。

福岡県福岡市でもユマニチュードの取組を進めております。平成28年度、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、平成30年度に福岡市はまちぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しました。対象は、家族介護者や小・中学校の児童・生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたります。講座を受けた市民からは、もっと早く知っていればよかった、今後は介護をする人たちに私たちが伝えたいとの声が寄せられたのを受け、こうした取組を継続的に実施しようと、本年4月から福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置しています。

そこで、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守ること、また、介護、医療現場だけにとどまらず、それ以外でもユマニチュードのさらなる普及に積極的に取り組んでいただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、代表質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、ユマニチュードについて御質問がありました。

初めに、本市の認知症に係る取組につきましては、認知症サポーター養成講座、認知症予防教室、認知症カフェ運営への助成、認知症をテーマとした映画上映会やパネル展の開催などを行っているほか、地域包括支援センターでも認知症に関する相談に応じております。

次に、認知症の取組の強化につきましては、本市では、これまでも小・中学校等を対象に認知症サポーター養成講座を行ってきたところであり、今月には桜町中学校3年生を対象に講座を開催いたしました。この後、11月には、子ども食堂において母子を対象とした講座の開催も予定しておりますので、引

き続き、新しい認知症観の定着、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるため、これらの取組を強化、推進することが重要であると考えております。

次に、ユマニチュードの考え方を取り入れた取組につきましては、認知症サポーターステップアップ講座において、ユマニチュードの四つの技法を取り入れたロールプレイングを行っております。また、小樽市立病院認知症疾患センターでは、世界アルツハイマー月間のパネル展、認知症疾患センターでのユマニチュードDVDの貸出しなどで、ユマニチュードの普及啓発に努めているところであります。

次に、ユマニチュードの考え方を取り入れた取組の結果、確認できた効果と課題につきましては、認知症サポーターステップアップ講座受講者からのアンケート結果から、ロールプレイングがあり具体的にイメージできた、動作一つで相手に伝わる印象が変わること、ユマニチュードの技法を知ることができてとても勉強になったなどの感想をいただき、御家庭や職場でも活用したいとのことでした。また、具体的な技法を身につけるためには、練習を重ねることなどが課題として挙げられます。

次に、ユマニチュードの普及につきましては、ユマニチュードは認知機能の衰えた方へ分かりやすく伝えるための効果的な技法でもありますので、御質問にありました福岡県福岡市の取組も参考にしながら、介護、医療の現場だけにとどまらず、周知を図ってまいりたいと考えております。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、白川貴城議員。

○2番（白川貴城議員） 再質問が1点、ウイングベイ小樽への行政機能移転の件で、ワンストップサービスの質問をさせていただいたのですが、そこで先ほどの御答弁では、所得課税証明書などのそういった証明書の添付を必要としない方策について検討していくという御答弁をいただいたのですが、これは保健所と小樽市総合福祉センターを含めての対応という認識でよろしかったのでしょうか。ほかにも、例えば住民票といった部分も含めて、そういった添付の資料がないような方向性で進めていくという認識でよかったのか、確認させていただきたいのですが、御答弁をお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 白川議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

ウイングベイ小樽に施設が移転した後のワンストップサービスについての御質問だと思いますけれども、今回、答弁をさせていただいたのは、まず、保健所の窓口に関して、これまで添付していた書類を添付が必要ない方法を考えていながら利便性を図っていきたいという、保健所の窓口に特化した答弁ではありました。

ただ、全体的にワンストップを進めていく必要ということは十分認識しておりますので、それ以外の窓口でも添付書類等があれば、今回のような添付を必要としない方法があるかどうかなども含めて、住民の利便性を図っていける方法をこれからも検討していきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 白川議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 4時15分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

1 項目め、行政機能の移転についてです。

保健所移転に関する議案が提案されています。小樽市総合福祉センターについては、説明が不十分だったということで話合いの場を設けましたが、保健所についてはどうでしょうか。看護学校がウイングベイ小樽での開設に至らなかったことから保健所がウイングベイ小樽への移転を要望したということですが、保健所の運営に関することを協議する小樽市保健所運営協議会でさえ議論されず、利用者の意見を取らず、議会への説明も不十分なまま、庁内検討だけで移転を決めたことは問題です。市長の掲げた対話の重視に期待した市民から落胆の声が聞こえています。

小樽市勤労女性センターが利用団体から取ったアンケートでも、34.6%が交通アクセスの負担などから移転に反対、またはどちらかといえば反対と答えています。また、保健所や小樽市社会福祉協議会が市役所から離れると一連の手続をするのに大きな負担になるという声や、障害を持った方からも不安の声が届いています。保健所は様々な方が利用します。どのようにして利用者の声を聞いてきたのですか。主な意見を紹介してください。また、その声に対し、市長の感想を述べてください。

公共施設再編に関して、市は今まで2016年の小樽市公共施設等総合管理計画策定から小樽市公共施設再編計画、小樽市公共施設長寿命化計画、そして、小樽市本庁舎長寿命化計画と、特別委員会も設け、パブリックコメントで意見も聞きながら進めてきました。再編計画でも、小樽市本庁舎長寿命化計画でも、現本庁舎敷地に新市庁舎を建て替え、そこに保健所を統合化するとしていました。その後、小樽市本庁舎長寿命化計画で、市役所別館のみを建て替えるという方針が出され、保健所庁舎については改めて検討するということになっていました。その状態でいきなり今年1月に保健所や小樽市総合福祉センター、小樽市勤労女性センターなどをウイングベイ小樽に移転すると決め、保健所は12月2日に引っ越すという早さです。今までの議論は何だったのでしょうか。現在、小樽市総合福祉センターに入っている、とみおか児童館も、結局小樽市勤労女性センターを改修して、そこに移るということです。

全体のプランがないまま、行き当たりばったりで、全体的計画性がありません。公共施設の配置は、まちづくりにとって重要です。公共施設をセットで考えて進めるべきではありませんか。

2月の市長定例記者会見で、ウイングベイ小樽と市役所にまたがる様々な手続をワンストップでできるか整理すると言っていたのですが、市民の利便性について何か考えているのですか。

財政負担についてです。建て替えの場合と比較し、移転による財政的影響はどのように試算し、市の財政運営に及ぼす影響をどのように判断していますか。

広報おたる9月号で、保健所が12月に移転することを初めて知り、びっくりしている市民がいます。小樽市自治基本条例では、「市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供するよう努めます。」としています。日本共産党は、行政機能配置については、第1に、市民の利益にかなっているか、第2に、市民の納得が得られているか、第3に、まちづくりの観点でふさわしいのかが重要だと考えます。

その観点で、今進めている保健所及び小樽市総合福祉センターの移転は市民への不利益となり、納得が得られていません。全体的計画性がないように、まちづくりの視点もありません。周知と議論が不十分です。移転は一旦立ち止まるべきではありませんか。市長のお考えをお伺いします。

1 項目めの質問は以上です。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) 松井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、行政機能の移転について御質問がありました。

初めに、保健所等の来庁者から担当した者に寄せられた主な意見につきましては、車椅子利用の方などから、駐車場が狭く、エレベーターもなく不便であり、早く移転するようにと要望がある一方、居住地によっては遠くなるとの声も寄せられております。また、この8月に開催した小樽市保健所運営協議会において移転についての意見を募りましたが、特に異論はなかったところであります。

私としては、このたびの保健所庁舎の移転によって、来庁者に不便をおかけしてきた駐車場やバリアフリーなどの問題の解決を図ることができると考えておりますが、庁舎が遠くなる方々もおりますので、こうした方々には丁寧に移転の経緯などを説明し、理解いただけるよう努める必要があるものと考えております。

次に、公共施設の配置の考え方につきましては、市全体の公共施設の整備方針は、小樽市公共施設再編計画や小樽市公共施設長寿命化計画などにおいてお示ししているところでありますが、計画策定後の社会状況の変化などにより、計画よりも前倒しで整備が完了したものや整備方針を変更したものがあります。

今回の移転は、小樽市公共施設再編計画や小樽市公共施設長寿命化計画に整備方針が明確に位置づけられていなかった保健所や小樽市勤労女性センターのほか、市中心部には適地がないことから、当面維持することとしていた小樽市総合福祉センターなど、整備方針の検討が求められていた施設について、方向性をお示したものであります。

次に、ワンストップでできるかの整理につきましては、保健所の手続で申し上げますと、手続で必要とする書類には住民票や所得課税証明書があり、市役所本庁舎等でこれらを取得の上、保健所窓口にお越しいただいておりますが、現在これらの書類の添付を必要としない方策について検討を進めているところであります。

また、これまで必要な書類を電話などで確認していただき、郵送でも手続が可能であることをお知らせしてまいりましたが、引き続き周知してまいります。

次に、財政面の影響につきましては、保健所、小樽市総合福祉センター及び小樽市勤労女性センターを建て替える場合と、これらの施設がウイングベイ小樽に入居する場合の費用について、30年間の比較、検討を行ったところ、移転したほうが費用の軽減になる見込みとなりました。施設改修などに相応の費用を要することとなりましたが、可能な限り抑制を図ることで、長期的に見て過度な財政負担にならないものと判断したところであります。

次に、このたびの行政機能の移転につきましては、現在の各施設は老朽化が進み、早期の移転が必要と考えております。移転先となるウイングベイ小樽は、耐震性能やバリアフリーに対応し、利用環境の改善も期待されることから、総合的に判断し、移転を決定したものであります。今後は、移転に向けて丁寧な周知を図りつつ、スケジュールに沿って進めてまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、松井真美子議員。

(3番 松井真美子議員登壇)

○3番(松井真美子議員) 2項目め、暑さ対策についてです。

小・中学校のエアコン利用状況についてお聞きします。

昨年の記録的な猛暑から、エアコン設置について市議会では全会派で要望し、市内のいち早い行動によって、全ての普通教室への設置が今夏完了しました。子供たちの学習環境が整えられたことは喜ばしいことです。しかし、実際、食中毒警報が発令された日で、どれだけの教室で稼働されていたでしょうか。

7月に保護者から問合せがありました。いまだに冷却グッズを子供に持たせるようにという指示があるばかりでエアコンが使われていない、学校に聞くと、エアコンをつけるのは28度からになっていると言われたのですが、実際にその基準はあるのでしょうかというものです。教育委員会に確認しましたら、目安は28度としているけれども、学校の判断で使用できることも示しているとのことでした。

今年7月末までの使用開始を目指して工事を進めてきたと思いますが、2学期から一斉利用ではなく、使用可能となった学校から順次使用開始できたのでしょうか。また、2学期が始まりましたが、全校で使用は可能となっているのでしょうか。

物価高騰からエアコンの電気代を気にする教師も見受けられます。学校の電気代は市が負担するものと確認していますが、子供たちの健康と学習環境を守るために導入したエアコンなので使ってくださいと学校に伝える必要性についてどのようにお考えですか。

普通教室にはつきましたが、体育の授業や部活動、災害時には避難所としても利用される体育館にエアコンを設置するべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、クーリングシェルターについてです。

昨年の第3回定例会で、日本共産党の高野さくら議員は、冷房のある公共施設などを住民に開放する指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターを設置することについて質問しました。市長は、市民の健康を守る観点から、本市に適した熱中症対策を推進することは大切なことと考えており、国の動向などを注視しながら有効な対策について検討していきたいと答弁されました。

環境省の熱中症予防情報サイトによると、道内でクーリングシェルター、または暑さをしのぐ施設を指定済みか、本年9月までに指定を予定している自治体は、8月14日現在で35市中19市となっています。残念ながら、小樽市はどの項目にも丸がついていません。義務ではないにもかかわらず、真夏日に備え、道内でも札幌市100か所、帯広市20か所、函館市16か所など、クーリングシェルターを指定する自治体は増えています。市役所や図書館などの公共施設のほかに、スーパーなどの商業施設も誘客につながるメリットがあるということで協力してくれるそうです。

市立小樽図書館にエアコンが設置され、「冷やし図書館始めました」のポスターを目にしました。ユニークで面白いとは思いましたが、クーリングシェルターとしてしっかり位置づけをしたほうが分かりやすいと思いますが、いかがですか。

今夏、クーリングシェルターを担当する庁内部署をお聞きしましたが、決まっていませんでした。市長も有効な対策を検討していきたいと答弁されているのですから、担当を決めたほうがいいのではありませんか。

危険な暑さから一時的に避難できる場所があると分かっているれば安心です。来年度に向け、積極的にシェルターの設置を進め、市民に暑さから避難できる場所があると周知する必要があると思いますが、市長の見解を伺います。

街路樹について伺います。

環境省のまちなかの暑さ対策ガイドラインでは、街路樹で木陰をつくることを勧めています。日射や地面からの熱を大幅に減らし、体幹運動や暑さ指数を下げるには、葉の茂っている木の上の部分、樹冠を大きくすることが望ましいとしています。世界では、樹冠が地面を覆う割合、樹冠被覆率を高めるこ

とが温暖化やヒートアイランドに対して最も効果的で経済的だとして、目標を持って樹冠被覆率を高める取組が進められています。

昨年の小樽市の真夏日は22日でした。本市でも温暖化対策は待ったなしの課題です。小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】では、2050年ゼロカーボン目標達成に向け、市街地における緑化を推進することで二酸化炭素の吸収源の増加に取り組み、自然と調和した町並みをつくることを掲げています。

小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】における街路樹に対する市の取組をお示してください。

第2次小樽市緑の基本計画によると、2015年の街路樹の高木の植栽本数は約9,500本となっています。道路種別では、市道で約4,000本、国道で約3,900本、道道で約1,600本というのが9年前の状況です。現在の植栽本数はどうなっていますか。

また、その植栽状況による温暖化の影響について、市長の見解をお聞かせください。

環境省による意識調査で、まちなかの移動で夏に最も暑さを感じるのは、特に自宅周辺や交差点信号待ちという結果が出ています。

桜町に住んでいる方から相談がありました。バスを降りて熊碓神社に向かう上り坂、広い道路への日射が強くてぐったりする、歩いている人が暑さからいっときでも逃れられる木陰があるといいのだけれどというお話でした。暑さ対策、温暖化対策には街路樹が効果的ですし、ストレスを緩和することができます。市道桜町本通線に街路樹を植えることを考えてはどうでしょうか。

山はあっても、小樽市は緑が少ないという声をお聞きすることがあります。ほかにも緑がないところが見受けられますが、住宅地に街路樹を植える計画についてお聞かせください。夏の炎天下、目の前の信号が赤になったとき、少しでも日射を避けたいと思います。そんなとき、近くに木陰があると本当に助かります。

市内中心部の街路樹について伺います。市道浅草線などにはプラタナスなどもありますが、場所によっては樹冠が大きくなり、木陰となる面積が広くないところもあります。また、小樽駅前の国道には街路樹が全くなく、日射を避けられる場所がありません。日本では、街路樹は道路標識などと同じ道路の附属物と位置づけられています。長い間、景観を楽しませてくれる緑の文化財のような存在として、多くの観光客も訪れる小樽市中心部でこういったものが望ましいのか、専門家の意見を聞き、関係団体と協議しながら、これからの小樽市のまちづくりとして考えてみてはいかがでしょうか。

市長は1月の所信表明で、次世代を見据えたまちづくりとして、森林の整備促進をおっしゃいました。街路樹の長寿命化、景観維持のためには、グリーンインフラとして定期的な点検、整備が欠かせません。次世代に街路地を効果的に残すために、専門的な知識と技術を持つスペシャリストも育成、配置することが必要ではないでしょうか。人の配置も含め、街路樹を維持していくための十分な予算を求めますが、市長の見解を伺います。

2項目めの質問は以上です。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、暑さ対策について御質問がありました。

初めに、クーリングシェルターについてですが、まず、市立小樽図書館の位置づけにつきましては、気候変動適応法第21条第1項第1号では、指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの適合基準の一つとして、「当該施設が、適当な冷房設備を有すること。」があります。市立小樽図書館は本年

7月に冷房設備を設置しており、スペース的な要件も満たすものと考えられますので、今後、指定について検討してまいりたいと考えております。

次に、クーリングシェルターの指定及び周知につきましては、市民の健康を守る観点から、気候変動への適応及び熱中症対策としてクーリングシェルターは必要と考えておりますので、来年度に向けて指定を進め、指定施設の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、街路樹についてですが、まず、小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】における街路樹に関する市の取組につきましては、「第6章 目標達成のための施策・指標」で、「6.7 自然とまちなみの調和」の項目の中で「身近にふれあえる緑地や街路樹などの保全に取り組みます。」と記載しております。

次に、街路樹の現在の植樹本数につきましては、令和5年版小樽市統計書によりますと、国道は3,405本、道道は1,548本、市道は3,230本で、合計で8,183本となっております。

次に、街路樹の植樹状況を踏まえた温暖化の影響につきましては、令和元年度の実績では、市内の温室効果ガス排出量に占める市全体の森林吸収分は1%程度となっておりますので、街路樹の減少に伴う温暖化への影響は小さいと考えております。

一方で、街路樹の減少は、大気中の二酸化炭素の吸収源の減少につながることは間違いありませんので、街路樹については、引き続き適切な管理を行いながら、保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、桜町本通線の街路樹の植樹につきましては、街路樹を植樹する場合は、歩道内に植樹ますの設置が必要となりますが、その場合、小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例と道路緑化技術基準の規定では、歩道幅員が3.5メートル以上必要となります。当該道路の歩道の幅員は2.9メートルしかないので、新たに街路樹を植樹することは困難であると考えております。

次に、住宅地の街路樹につきましては、現在、植樹する計画はありませんが、先ほど申し上げたとおり、街路樹の植樹には3.5メートル以上の歩道幅員が必要となることのほか、地域住民の理解が得られるかなど、総合的に判断する必要があるものと考えております。

次に、本市中心部における街路樹につきましては、まずは街路樹の現状を把握した上で、これからのまちづくりに適した樹種や配置について専門家に意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、専門的な知識を持った職員の配置などにつきましては、現在、専門的知識を持った業者に街路樹の剪定を委託しており、その際、周辺の街路樹も点検していることから、現時点では専門職の配置は考えておりません。

また、街路樹を維持していくための予算につきましては、適切な予算の確保に努めていきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 松井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、暑さ対策について御質問がありました。

小・中学校のエアコン利用状況についてですが、初めに、エアコンの使用開始につきましては7月末の工事完了を目指して進め、その結果、完了した28校で順次使用を開始しました。学校行事等と作業工程が合わなかった1校についても8月9日に工事が完了し、使用可能となり、2学期の始業式からは全小・中学校で使用しております。

次に、エアコンの有効活用を学校に伝える必要性につきましては、市教委では、学校に対してエアコ

ンの有効な活用を伝えることが大切であると考えたことから、空調設備の操作や温度設定等について記した小樽市立小中学校空調設備運用ガイドラインを本年5月に改訂し、各学校へ周知したところであります。

また、本ガイドラインには温度設定等を示しておりますが、温度の状況は学校の立地や教室内の人数などによって異なることから、各学校における温度設定については、児童・生徒の体調や室内温度を考慮し、校長の判断で調整するよう、改めて通知しております。

次に、体育館へのエアコンの設置につきましては、各小・中学校の体育館には大型送風機に加え、移動可能なスポットクーラーを複数台配置するとともに、体育の授業は可能な限り午前中の涼しい時間帯に実施しているほか、暑さ指数が高い日には体育を他の教科に振り替えるなど、暑さ対策を行っている学校もあることを承知しており、まずは今夏の学校の状況を把握してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）

○3番（松井真美子議員） 第3項目め、子育て・教育についてです。

初めに、保育所について伺います。

市は、2024年度に今後の保育所の在り方を検討するという方針の下、小樽市子ども・子育て会議に意見を求め、そのワーキング会議で出された意見を基にまとめられた、小樽市保育所等の在り方に関する意見書を受け取っています。さらに、関係機関等から意見を聞いた上で、方針案を決定するとしています。

ワーキング会議では、幼稚園の預かり保育も需要の受皿になり得ることも含めて考えるべきという意見があります。そもそも、ゼロ、1、2歳児の入所待ちが多い現状ですし、幼稚園と保育所は性質が違います。親の就労などで子供の保育を必要とする場合、幼稚園が代替することはできるとお考えですか。

本当に子供にとってどうなのか、この意見がワーキングでは十分に検討されたのか疑問です。幼稚園の方々は利害関係者ですし、ワーキングメンバーを見ると保育所が1名しか参加していません。もともと保育所としてやってきたところからもよく意見を聞くべきだと思いますが、いかがですか。

ワーキングでの市の説明で、建て替えについては、市立保育所は国の補助がないので、全額市の費用で賄うことになるというのが前提でした。しかし、枠はありますが、過疎対策事業債の活用も可能です。建て替えによる市の負担が重過ぎるという議論の前提が崩れています。木造での新築の提案がありましたが、温暖化対策としてCLT（直交集成板）を活用して建築した場合の支援制度はありますか。

また、ゼロカーボンシティとの関係で、木のぬくもりある保育所の検討をはいかがでしょうか。

市立保育所は利潤を追求する施設ではないからこそ、障害のある子供や医療的ケアが必要な子供など、保育士の加配が必要な子供の受皿にもなるという役割があります。需給の調整弁、保育のインフラとして、市立は市立で存続させる意味があると思いますが、市長の見解をお聞かせください。

手宮保育所と最上保育所の存続を求める署名が集められ、市長に提出されたと聞いています。その思いをどう受け止めますか、市長の決断を求めます。

次に、放課後児童クラブの民間委託についてです。

既に民間委託している塩谷児童センター以外の15か所、計25クラブを一括で来年4月から民間委託するという事です。これからどうなるのかと不安を感じている支援員の方がいます。子供の発達や特性を継続的に把握した関わりや、専門的な知識が求められる支援員を不安定で賃金の低い会計年度任用職

員としていることがそもそも問題で、募集しても人が集まらないという悪循環になっています。

今後は、受託事業者と雇用契約を結ぶことになりますが、現在いる約130名の支援員や補助員の方たちは全員移行される予定ですか。給与や勤務時間、休暇など処遇が今より後退することはありませんか。また、これから新規に雇用される方についての給与はどうですか。

大阪府吹田市は、指導員不足から民間に委託したことで、それまでの指導員が全員入れ替わり、未経験者ばかりになったということです。子供を誤って早く帰したり、保護者に連絡しないまま帰さなかったりなどの混乱が相次ぎ、また、他の学年と遊ぶ機会が設けられなくなるなど、子供が楽しくなくなったと言っている、指導員に心を開かなくなったなど、質が低下したことで再び公営に戻しました。求められるのは単なる託児ではなく、遊びや生活を通して友達と成長できる居場所です。民間委託されると、質が低下しても行政から見えにくくなり、責任を持つことができなくなるのではないですか。

特別な支援が必要な児童を受入に伴う加配で、現状10人程度職員の欠員が生じていると聞いています。民間に委託となれば、障害のある児童などが受入を断られるようなことが起こるのではありませんか。

不登校支援について伺います。

長い夏季休業が終わるこの時期、学校に行くのがつらいと苦しむ子供がいます。文部科学省の調査では、不登校の児童・生徒が5年で倍増したということです。小樽市でも、2017年度の不登校は小学生が25人、中学生が76人、合計で101人でしたが、2021年度には小学生が67人、中学生が129人、合計で196人と2倍近くになりました。今は、つらくなったら無理をせず休もうという雰囲気も広がり、自分を大切にしやすくなったことは悪いことではないと思います。

北海道教育委員会が今年3月に出したHOKKAIDO不登校対策プランには、子供に学校を休んでいる間の気持ちを聞いたところ、小・中学校ともに約7割の子供が、ほっとした、楽な気持ちだったと回答していることが示され、休み始める前の児童・生徒が抱えるストレスが大きいことが分かります。

また、対策プランでは、「対策プラン01 学校の風土を「見える化」し、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする」、「対策プラン02 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する」、「対策プラン03 学びの場を確保し、学びたいときに学べる環境を整備する」という三つの対策プランが示されています。

学びたいときに学べる環境の面でいうと、現在、小樽市では教育委員会内にふれあいルーム、小樽市生涯学習プラザ、図書館、銭函市民センターに「ふらっとルーム」が開設されており、2023年度は、「ふれあいルーム」は小学生が15人、中学生が40人、「ふらっとルーム」は小学生が11人、中学生は2人が利用したとお聞きしています。

学校へ行くことはできるが教室に入ることが難しい児童・生徒の居場所として、校内教育支援センターの設置が進められています。教室へも復帰しやすく、調子が悪いと感じる子供たちが学校内でいつでも安心して休むことができる居場所となります。

中島教育長も、4月、新聞の取材に、別室登校について教員の確保などについて検討したいとおっしゃっていましたが、校内教育支援センターについて検討が進んでいるのか、お聞かせください。

子供を学校に行きにくくしているのは何でしょうか。文部科学省の2021年度不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書では、子供への聞き取りで、小学生が最初に学校に行きづらいつと感じ始めたきっかけで一番多いのは、教師のことという回答であったことが明らかにされていますが、これに対して、教員への聞き取りでは、児童・生徒の無気力や不安が最も高くなっており、子供の思いと学校側の認識にずれがあることが分かります。また、いじめが背景にあっても、理由を聞かれた子供は、空気を読む

こともあれば、何となくと答えてしまうこともあるといいます。原因特定の難しさと子供の声を聞き取ることの大切さを感じます。

子供からのＳＯＳを見逃さず、安心して学べる場所にするなどが記載されたＨＯＫＫＡＩＤＯ不登校対策プランを取り組んでいくためには、教員が子供たちに寄り添い、受け止める余裕がなければできません。教員の長時間労働はそれを難しくしている要因になっていると思いませんか、見解をお聞かせください。

平和事業についてお聞きます。

今年８月、終戦79周年を迎えました。小樽市では毎年８月に原爆のパネルポスター展や映画上映会など平和事業が行われています。私は、第２回定例会の総務常任委員会で、この平和事業について質問しました。核兵器のない平和な世界の実現を目指し、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えていくことを目的に行われる平和事業は、核兵器廃絶平和都市をうたう小樽市として、大変意義のある事業であると感じます。

ウクライナやガザなど、世界は今、緊迫感の中にあり、核兵器使用の脅威すら高まっています。しかし一方では、被爆者の体験を紙芝居にしてユーチューブで同世代に伝える高校生など、若い世代で核兵器廃絶に向けた行動が広がっていることは希望です。次の世界に平和を引き継いでいくためには、若い世代に戦争の現実を知ってもらうことが大事です。

道内で札幌市、函館市、北見市、苫小牧市、旭川市などは毎年、子供たちを被爆地に派遣する事業を行っています。小樽市では、終戦50年、60年、70年の節目の年に子供たちを被爆地に派遣する事業が行われてきました。来年は終戦80周年です。過去の事業から後退することがないように、80年の節目の年にふさわしい予算をつけて取り組むことを求めます。市長の思いをお聞かせください。

例えば、フェリーを利用して子供たちを被爆地に派遣するというのでしょうか。新日本海フェリーは小樽市経済の柱です。海で栄えた小樽市の歴史を子供たちに学んでもらう機会にもなります。総務常任委員会では、来年の平和事業については、市内の団体の動向を踏まえながら検討を行っていきたいと答弁がありましたが、市長の決断一つでできることです。見解をお聞かせください。

３項目めの質問は以上です。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、子育て・教育について御質問がありました。

初めに、保育所についてですが、まず、幼稚園を保育所の代替とすることができるかにつきましては、その目的が教育と保育で異なることや通常の預かり時間が幼稚園のほうが短いことなどの違いが挙げられますが、幼稚園において、預かり保育制度を活用した場合、保育所と同等の預かり時間を確保できることから、代替になり得るものと考えております。

次に、保育所関係者からの意見聴取につきましては、小樽市子ども・子育て会議による意見書を踏まえて、本年４月から６月にかけて公立保育所及び民間保育所等からも、市内の保育の受皿に関する意見を伺ったところであります。

次に、保育所建築に係る支援制度等につきましては、ＣＬＴを活用して建築する場合の国の支援制度はありますが、公立保育所は支援対象外となっているため、活用することはできません。

なお、将来的に保育所を建築する必要が生じた場合には、他の財源も含めて幅広く検討するとともに、

木造を含めた様々な建築手法についても研究する必要があるものと考えております。

次に、公立保育所につきましては、これまでも保育の需要と供給の調整弁としての機能を担ってきているほか、保育士等の加配などが必要となる障害のある子供や医療的ケアが必要な子供を積極的に受け入れる体制づくりも求められていると考えておりますので、必要なものと認識しております。

次に、手宮保育所及び最上保育所の存続を求める署名につきましては、本市の保育環境を思う気持ちから提出されたものと受け止めております。保育環境の充実は少子化対策の重要な柱であり、私の公約でもありますので、本市の子育て支援を決して後退させることがないよう、様々な観点から検討してまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブの民間委託についてですが、まず、支援員などの処遇等につきましては、本人の意思確認を行った上で、受託事業者に全員転籍していただくことを想定しており、給与等の処遇につきましては現状の水準を下回ることがないよう、現給保障を含め、求めてまいります。

また、新規に雇用される職員の給与につきましては、転籍する職員に準じるよう、求めてまいりたいと考えております。

次に、行政としての責任につきましては、このたびの民間委託は放課後児童クラブの運営を委託するものであり、当該事業の実施主体はあくまでも本市でありますので、日頃から受託事業者と連携を図りながら状況把握に努め、改善が必要な事象が発生した場合には速やかに指導するなど、行政として適切に対応することで果たしてまいりたいと考えております。

次に、障害児の受入れにつきましては、児童の入会決定や職員の加配の判断は委託後も市の業務であり、これまで同様、職員の欠員が生じた場合は新規採用または土曜日のみ勤務する職員の代替勤務で速やかに対応することを受託事業者に求めますので、欠員を理由に入会をお断りすることはないものと考えております。

次に、平和事業についてですが、まず、終戦80周年として実施する事業につきましては、具体的な検討はこれからとなりますが、戦時を体験した世代が高齢化する中で平和の大切さを幅広い世代に伝えていくためにも、過去の事業や他都市の取組を参考にしながら終戦80周年としての事業を行いたいと考えております。

次に、フェリーによる子供たちの派遣事業につきましては、現代の北前船とも言われるフェリーを体験できることは、フェリー航路がある本市ならではの取組であります。被爆地まで行くことを考えますと、飛行機よりも工程が長くなるといった課題がありますので、今後の事業を検討する際の参考とさせていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） ただいま、子育て・教育について御質問がありました。

不登校支援についてですが、初めに、別室登校である校内教育支援センターにつきましては、本市においては、今年度から中学校1校が北海道教育委員会の不登校児童生徒に対する支援推進事業の指定を受けており、当該校では専任教員を配置し、自分の教室で授業を受けることが難しい生徒に対し、別室においてオンライン授業や個別の学習支援、教育相談等を実施しております。

また、本事業の取組の成果と課題を分析し、児童・生徒への適切な支援に役立てるとともに、今後の取組について検討してまいりたいと考えております。

次に、教員の長時間労働がHOKKAIDO不登校対策プランの取組を難しくしている要因ではないかとの見解につきましては、HOKKAIDO不登校対策プランを実現するためには、学校が全ての児

童・生徒にとって、自分という存在が大事にされていると実感できる環境をつくり、不登校児童・生徒の気持ちを理解し、個に応じた具体的な支援を行うことが重要であると考えております。

私としては、教員の長時間労働のみをもって本プランの実現を難しくしている要因とは考えておりませんが、不登校支援の充実を図るためには、児童・生徒や保護者とのきめ細かな面談などが必要であり、効率的な業務改善や組織マネジメントの充実などを通して、子供と向き合う時間を確保することは大切であると認識しております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）

○3番（松井真美子議員） 4項目め、危機管理についてです。

災害時、受援計画についてお聞きします。

受援計画は、大規模な災害が発生した際に、他の自治体からの応援を迅速、的確に受け入れて、情報共有や各種調整を行うための計画です。東日本大震災で全国からの支援を十分に活用できなかったことを踏まえ、政府は自治体に計画の策定を求めています。能登半島地震では、他の自治体からの応援職員やボランティアの受入れがスムーズに行われず、支援物資の滞りや倒壊家屋の撤去が遅れる要因にもなりました。

北海道新聞の記事によると、受援計画未策定の石川県珠洲市に応援職員として派遣された奥尻町の職員は、指示がほばない中、前任の引継ぎを踏まえて試行錯誤を続けた、疲弊する珠洲市の職員に細かい指示を仰ぐことはできなかったと語っています。2023年6月時点で、道内では31市町村が計画未策定だということです。小樽市も策定していません。

小樽市業務継続計画には、小樽市受援計画を策定すると記載されています。早急に策定するべきではありませんか。

北海道災害時応援・受援マニュアルが2018年に策定され、2021年2月に改正されています。その後、発生した能登半島地震の教訓も踏まえ、さらにグレードアップした応援・受援体制を構築するために、マニュアルの改訂を求めるお考えはありますか。

三重県津市では、能登半島地震の支援活動に当たった消防、警察、自衛隊の幹部を招いて、職員に講演をしています。各幹部は共通して、支援部隊が効率的に活動するには被災地の受援体制が重要と強調しています。司令塔機能を強化し、発災時の応援体制を確保するためには、組織間連携が重要だと思いますが、市と警察、自衛隊などとの連携会議を今後、検討してはいかがでしょうか。

ごみ収集車の体制についてお聞きします。

7月23日、市内で小学生がごみ収集車にはねられ死亡するという大変に痛ましい事故が発生しました。今後このような事故が起きないことを願い、質問いたします。

事件を起こしたごみ収集車には、運転手1人しか乗車していませんでした。運転、回収の作業を1人でこなすのはどう考えても危険です。

今回、市の委託業務中ではなかったということですが、市の業務委託契約では、1台に乗車する人数はどうなっていますか。

先日、北しりべし広域クリーンセンター視察の折に職員の方にお聞きしましたら、市の委託ではないごみ収集の多くがワンオペになっているということでした。この実態について、市長はどうお考えになりますか。

児童がごみ収集車にはねられる事故が全国で多く発生しています。どうしても運転席や助手席側の下が死角になり、小さな子供は見えづらくなります。運転席から真下が見えるミラーをつけたり、後方を確認できるモニターの設置は効果的だと思いますが、収集車への設置状況はどうなっていますか。

また、事故を起こした人をよく知る人は、あの運転手は乱暴な運転をする人ではないとおっしゃっていました。生活に欠かせない収集業務でありながら、成り手も少ないとお聞きします。

複数体制にするなど、ごみ収集車の交通安全対策についてはどうお考えですか。

4項目めの質問は以上です。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、危機管理について御質問がありました。

初めに、災害時受援計画についてですが、まず、小樽市受援計画につきましては、業務継続計画を令和7年度に見直すことを予定しておりますので、見直しに合わせ、受援計画を策定する予定としております。

次に、北海道災害時応援・受援マニュアルの改正を求める考えにつきましては、現在、北海道では、令和6年能登半島地震を踏まえ、同マニュアルの改正を検討中とお聞きしておりますので、進捗状況について確認してまいりたいと考えております。

次に、市と警察、自衛隊などとの連携会議につきましては、小樽警察署長や陸上自衛隊第11特科隊長には本市の防災会議委員を務めていただいております。各種計画に対する御意見や小樽市総合防災訓練への参加もいただいているほか、日頃から意見交換や情報交換を行う体制としていることから、現在のところ、新たに連携会議を設置することは考えておりません。

次に、ごみ収集車の体制についてですが、まず、市が収集する生活系一般廃棄物に係る業務委託契約における乗車人数につきましては、今回、事故のあったじんかい車、いわゆるパッカー車1台につき、運転手と作業員合わせて2名以上を配置することとしております。

次に、民間事業者の多くが1人でごみ収集を行っていることにつきましては、廃棄物の収集運搬に際し、法令等には従事者数に対する規定はないことから、各事業者が業務内容などを考慮し、必要な人員数を決めているものと認識しており、そのこと自体に特段、問題はないものと思っております。

次に、パッカー車のサイドアンダーミラーとバックモニターの設置状況につきましては、ミラーは既に義務化されておりますので全車に設置されており、バックモニターは85台中27台に設置されていると聞いております。

次に、ごみ収集車の交通安全対策につきましては、今回の事故を受け、7月25日付で一般廃棄物収集運搬事業者に対し、運転時の安全確認等の周知徹底について文書により注意喚起を図っており、併せて事故防止対策として、側方衝突警報装置の導入などについてもお願いしたところであります。

交通安全対策については、各事業者がその責任において講じなければならないものと認識しておりますが、今後とも必要に応じ、注意喚起など、事業者に対する交通安全の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

(3番 松井真美子議員登壇)

○3番(松井真美子議員) 5項目め、決算についてです。

2023年度決算について伺います。

一般会計決算は、歳入で市民税や地方交付税などが予算額を上回り、歳出で職員給与費や他会計への繰出金などに不用額が生じたことから、実質収支は約12億8,500万円の黒字となり、14年連続の黒字決算となりました。

前年度と比較し、歳入では、市税は個人市民税、たばこ税などで減となりましたが、法人市民税、固定資産税、入湯税などで増となり、市税全体で増となりました。

個人市民税が前年度と比較して減となったことや、法人市民税、固定資産税が増となったことについて、その理由を説明してください。また、今後の見通しも示してください。

10年前の2014年度決算と普通会計で比較してみました。歳入における一般財源総額は約359.8億円から約391.8億円と32億円ほど増加し、そのうち経常一般財源では13.4億円増えています。経常一般財源のうち、地方税は約5.6億円増、普通交付税は約8.1億円の減でした。合わせて約2.5億円の減です。

地方税が増加しているものの、それ以上の普通交付税の減となっている中で、普通会計歳入における経常一般財源が10年前と比較し増となったことについて、市長の見解を示してください。

歳入における経常一般財源が増加傾向ということは、歳入では、事業を継続していく財源が確保されていると見ることができます。

一方で、歳出はどうでしょうか。一般会計の決算説明書による一般財源の充当で見ますと、増加した項は、総務管理費が2014年度から約10.2億円増、次いで、社会福祉費が6.2億円増、財政調整基金費が5.8億円増です。総務管理費で大きく増加した事業は、北海道新幹線推進費、生活バス路線運行費補助金です。減少した項は、公債費で16.2億円減、次いで、生活保護費6.6億円、都市計画費4.4億円となります。

これらの項が大きく変動している要因をどのように分析していますか、主な要因を説明してください。

港湾費でも、一般財源で1.1億円から3.4億円へと増加しています。ここには、石狩湾新港管理組合負担金が含まれます。2014年度は例年と比べて負担金の金額が少なく1.6億円でしたので、昨年度の2.5億円と比較すると約1億円増えたことになります。港湾建設費の多くは一般財源ではなく、市債が財源となります。先ほど述べたように、公債費が大きく減少したことが市財政を好転させる要因の一つと言えます。しかし、港湾建設費の起債は、2014年度の1.2億円から昨年度は7.1億円に増加しています。こうした大型公共工事に確保された財源が投入されてきたのが昨年度決算でした。

歳入で経常一般財源が確保され、歳出で公債費の大幅減、財政調整基金の積立て増などがあり、先ほどから述べてきた大型公共工事に回した予算があれば、さらに市民の暮らしを応援する見通しが持てきたのではないのでしょうか。

昨年度決算を踏まえ、予算執行の方針を大型工事優先から市民の暮らし優先に切り替えることを求めますが、いかがですか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) ただいま、決算について御質問がありました。

初めに、令和4年度と比較して市税が増減した理由につきましては、個人市民税が減となった要因は、納税義務者が減少したことによるものであり、法人市民税が増となった要因は、法人市民税は法人の事業年度における予定申告の有無によって税収に影響がある税のため、令和4年度に予定申告のなかった大口法人が、5年度には予定申告を行ったことによるものであります。

固定資産税が増となった要因は、家屋の新築や増築、償却資産の設備投資が増加したことによるものであります。

市税収入の今後の見通しにつきましては、現時点では大きく変動する要素はありませんが、人口減少や景気の動向、毎年の税制改正など複数の要因が影響するため、予測は難しいものと考えております。

次に、普通会計における歳入の経常一般財源の総額が平成26年度と比較して増となったことにつきましては、使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される経常一般財源が増えることにより、人件費、扶助費、公債費のような、毎年度経常的に支出される経費に充当する一般財源の割合が減少するため、経常的な支出に変動がないと仮定した場合には、他の政策的な事業を実施する余力が増えることにつながるものと考えております。

次に、平成26年度と比較し、歳出科目の項において、一般財源充当額が大きく増減した主な要因につきましては、まず、増加額が大きい項といたしまして、総務管理費では、北海道新幹線推進費や生活バス路線運行費補助金の増のほか、緊急生活支援給付金給付事業に係る国からの交付金の一部が令和6年度に交付されること、社会福祉費では、障害者支援サービスの利用増や後期高齢者の医療費の増に伴う支出が増えていること、財政調整基金では、決算前年度における実質収支の黒字額が増え、法定積立額が大きくなったことなどによるものであります。

また、減少額が大きい項といたしましては、公債費では、建設事業の厳選により市債借入れが抑制され、その元利償還額が減少してきたこと、生活保護費では、生活保護受給者の減少に伴い、扶助費が減少したこと、都市計画費では、下水道事業債の元利償還額の減少に伴い、下水道事業会計繰出金が減となったことなどによるものであります。

次に、令和5年度決算を踏まえた今後における予算執行の方針につきましては、このたびの決算においても実質収支の黒字を確保し、一定額を財政調整基金に積み増すことにより、将来の行政需要への備えを進めることができました。

一方で、喫緊の課題である人口減少対策や老朽化した公共施設の更新が控えていることに加え、物価高騰に伴う様々な支出増に対応する必要がある見込まれます。

そのため、安定した財政運営を念頭に置き、さらなる財源の確保に努めながらも、人口減少対策などの必要な施策に対しては、今後も適切なタイミングで財政出動を行うことが重要であるものと考えております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

○3番（松井真美子議員） 再質問いたします。

1 項目めの保健所の移転についてです。

利用者の意見として、バリアフリーのことや駐車場のこと、あとは遠くなるというようなことを聞いたということですが、理解を深めていくように説明したいという御答弁だったのですが、1月に移転を市は決めたということですが、それからどのように市民に周知してきたのでしょうか。

本来ならば、それが決まる前に市民に案を出して、それからパブリックコメントなどで意見をもらう時間を設けてから、進めるべきだったと思うのですが、この点についてどうお考えですか。

あと、ウイングベイ小樽と小樽市にまたがる手続について、住民票、所得課税証明書などを添付しなくて済むように検討を今、進めていると、まだ検討の段階だということなのですからけれども、仮にその証明書の一部添付が不要になるといっても、運転免許証を持っていない方とか、マイナンバーカードを持っていない、そういう顔写真のついている証明書を持っていない方に対しても、しっかり対策が取られるような方策を考えているのかどうかお聞きします。

あとは、3項目めの保育所についてですが、幼稚園が代替になり得るというような御答弁だったかと思うのですが、市長がおっしゃっていましたように、やはり保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省ということで、管轄も理念も全く違うわけです。特に乳児に関しては、何でも口に入れてしまったり、寝かせ方一つで命に関わるということもありますので、保育の専門知識がある保育者の下で継続的な保育が必要だと思います。やはりニーズがあるから保護者は保育所を選ぶわけです。幼稚園は現実的ではないと考えますけれども、その辺がどうなのかということ。

あと、放課後児童クラブについてです。

支援員の処遇は今より下回ることをないように求めていくという御答弁でしたけれども、最初の契約をするときは交代しないということで契約を結ぶのかもしれませんが、そもそも企業は営利を目的としているわけですから、利益を上げるためには、やはり人件費を少しでも削りたいと思うのが普通だと思うのです。実際に経験のある指導員が雇い止めをされたりという事態も起きています。そうすると、頻繁に人の入れ替わりも起こりますので、必然的に保育の質も下がるということも起きていきますので、やはり民間に委託するということはふさわしくないのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

不登校支援についてです。

校内教育支援センターが今年度から中学校1校で実施されているということをお聞きしました。専任教員を設けて実施されているとお聞きしたのですけれども、やはり学校に行けない子供、できれば学校に戻りたいと多くの子供は思っていると思います。教室に入るのがつらいという子供にとっては、いつもここにあるよという居場所が学校内にあれば救われると思うのです。今は1校ということなのですから、できればそういう居場所が全ての学校にあるといいなと思うのですけれども、先ほどの専任教師という面では、教員配置の課題というのは大きいのかとも思います。

今後の見通しについて、検討しているということもおっしゃいましたけれども、どのような目安で、どのような課題があつてということがあればお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松井議員の再質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの関係でお答えさせていただきますが、民間への委託によりまして、結果的に保育の質の低下になるということで、民間への委託というのが適切ではないのではないかなというようにお尋ねでありました。今回、答弁させていただいておりますが、採用する職員の処遇については、基本的には現給保障という形で、今の職をまず維持していくということはしっかりと守っていかなければなりませんし、今回、我々といたしましては、民間の柔軟性であるとか、専門性であるとか、民間は民間のよさがあると思っております。担当からお話を聞きますと、ユニークな遊びを取り入れている事例もあるというようなことで聞いておりますので、決して民間に委託することがふさわしくないということではなくて、市が最終的にはコントロールしていくことになりますので、我々は、最終的には官と民としっかりと連携をしながら、市としては責任をしっかりと果たしていきながら、保育水準の維持といいます

か、確保はしっかりと果たしていきたいと思っております。

私としては、民間は民間のよさがありますので、それをしっかりと活用させていただきながら、市としてはしっかりとそれをコントロールしていくという考えでありますので、御理解いただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 松井議員の再質問にお答えいたします。

私からは2点お答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目、市民への周知ということについてでございます。

保健所に限定してお答えしたいと思いますが、保健所の利用者につきましては、定期的に保健所を利用するという方はほとんどおられなくて、医療費の手続等で、あと予防接種の関係の手続等で年に1度、あるいは数度、年に3回程度、お越しになられる方が極めて多いという状況でございます。

そうした中で、保健所を頻回に利用されている方々としては、関係団体の方が比較的、保健所にお越しになられるという機会がございますが、そういった方々には、かなり早い時点で保健所に移転の可能性が出てきたというお話をさせていただいております。確かに、遠くなるというお話はそういった中でも出されておりましたが、保健所の移転の経緯、特に老朽化とかバリアフリーの問題なども御説明して、御理解いただきながら今日に至っているという状況でございます。

それから、2点目、ワンストップに関連して、手続に添付する書類のことで、住民票とか所得課税証明書が必要としない方向でも検討しているということで市長から答弁させていただきましたが、これはマイナンバーカード、あるいは運転免許証の所持にかかわらず、持っていなくてもできるような形を今、検討しているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（安部俊克） 松井議員の再質問にお答えいたします。

幼稚園が保育所の代替になり得るという答弁に対しまして、現実的ではないのではないかという御質問でした。

本答弁でもさせていただきましたが、幼稚園における預かり保育の制度というのが、文部科学省、厚生労働省でも定められております。その中では、ゼロ歳から2歳の子供に対しての預かり事業ということで、当然、保育所と同等の子供1人当たりの面積を確保するですとか、配置職員につきましても児童の数に応じた必要な職員数も保育所と同等の職員を確保する、それから職員の資格についても保育士等の有資格者を置くという、保育所と同等の要件を備えた上での一時預かり事業ということですので、これは保育所の代替となり得ると考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 松井議員の再質問にお答えさせていただきます。

校内教育支援センターについての今後の見通しということについてお話しさせていただきますと、現在、北海道教育委員会からの加配教員を1人、長橋中学校に配置いたしました。長橋中学校では、コネクトルームという別室をつくりまして、その別室で教室になかなか入ることができない子供たちを中心に指導を行っているという聞いてございます。

また、この事業は、協力校として長橋小学校、幸小学校、塩谷小学校との連携も果たしていくという

事業になっておりまして、小学校からの接続も踏まえた不登校支援ということで、この事業が進められてございます。

1学期間が終わって学校にその成果を確認したところ、やはり学習機会の保障ができるということであったり、子供たちの学習意欲にもつながっている、それから、子供たちの気持ちが落ち着ける場所にもなっているということで、その成果について、学校からは聞き取りをしているところでございます。

今後の見通しについてでございますが、今、校内教育支援センターについては、文部科学省も概算要求で拡充の方向だということを示しているということもあります。今後の北海道教育委員会の施策も含めて、また、生徒指導に関する加配を活用できるかなど、今後、北海道教育委員会とも検討していく中で、小樽市全体としての不登校対策の支援の事業として、この校内支援センターをどう生かしていくか、今後、そういう視点でも検討してまいりたいと考えているところでございます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

○3番（松井真美子議員） 再々質問させていただきます。

保健所の周知に関してですけれども、一般的には定期的に利用されている方がいないということで、そんなにいろいろな方の意見は聞けていないのだと思うのです。9月に出された広報おたるで初めて知ったという方がいらっしゃって、新聞報道もありましたが、一般的にまだ知られていなくて、今になって反対の陳情も上がってきたりということで、本当に知らない方が多いのかと思うのです。そういう状況で進めてしまうのかと。パブリックコメントなど、一般的に広く意見を募るというようなことはお考えになっていないのか。

それと、幼稚園の預かり保育が代替になり得るとお聞きしたのですけれども、実際、本当に小樽市内でこういうことは行われているのでしょうか、そこをお聞きしたいです。

それと、校内教育支援センターです。北海道教育委員会の意向も踏まえてということで、増えていくことを望んでいますけれども、やはり教師がどれだけ入っていただけるのかと。今いる教師の方に負担が行くようでは、これは本末転倒というか、押しつけられるような状況になっても困ると思うので、その辺はどうかをお聞きしたいです。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

保健所移転の周知について、十分ではないのではないか、あるいは9月の広報おたるで初めてお知りになった方もいらっしゃるということですので、それについては私どもとしても重く受け止めなければならないと思っておりますし、既に市内各所、移転についてのポスターも掲示を今させていただいております。身近なところで言いますと、市役所の北口の入り口のところにもポスターを掲示しておりますし、庁内で掲示しておりますサイネージでも来庁していただいた市民の皆さんの目につくような形で掲示もしております。そういったことも含めて、残り時間は少なくなってきましたけれども、今後、さらに保健所の移転についての周知に努めていきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（安部俊克） 松井議員の再々質問にお答えいたします。

幼稚園の預かり保育につきまして、現状、市内で実施している一時預かり事業、幼稚園型というもの

を実施している施設はございません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 松井議員の再々質問にお答えいたします。

この事業によって教師の負担ということについてのお話だったかと思っているところでございます。
この事業は、やはり、いかに専門の教員を配置しながら、現行の教員は様々な日常業務を行って大変に忙しい思いをしておりますので、そういうところの教員方の負担にならないような、どんな校内の体制ができるか、また、そういう教員の配置によって支援ができるかということが大切であると思いますので、今後、そういう点も含めて検討していきたいと思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時43分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 松 岩 一 輝

議 員 下 兼 薫

令和6年
第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和6年9月11日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、白濱聡議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第26号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○18番（高橋 龍議員） 一般質問を行います。

初めに、市職員の欠員等についてお聞きいたします。

近年、小樽市では、市職員の欠員が課題となっております。市の行政機能が円滑に運営されるためには十分な人材の確保が不可欠ですが、現在はその数に満たないという状況です。市職員の欠員がもたらす影響として、行政サービスの質の低下が挙げられます。限られた人数で業務をこなすことにより、サービス提供のスピードが遅れたり、住民への対応が不十分になる可能性があります。また、業務の過負荷によって職員の労働環境が悪化し、さらなる欠員を招く悪循環が生じることも懸念されます。

このような状況を改善するためには、一般論として、職員の採用と定着に向けた施策の見直しや職員の労働環境の改善、福利厚生の実施、キャリアパスの明確化などが求められます。また、人材育成やリクルートメント戦略の強化も必要です。さらに、市職員の役割を多様化し、効率的な業務運営を図るための組織改革も検討が望まれます。

現在の小樽市の市職員の欠員状況について、総数に加え、部署別の欠員状況もお聞かせください。また、その原因の一つとしては離職があると考えますが、そのほかで何かあれば併せてお聞かせください。

市職員の欠員が行政サービスや市民生活に与えている具体的な影響について、どのように評価していますか。欠員によって滞りの生じているプロジェクトや施策についてなど、表面化している課題や、部署の中で欠員を補うための時間外勤務が増えているなどについても御説明をお願いします。

次に、課題解決に向けた現行の取組と、今後の展望についてです。

この点についても、かねてより議会議論が行われてきたところですが、この間、何か進んだものがあるのか確認したいと思います。

欠員の対策としては、離職率を下げて、採用数を増やすというシンプルに人数の確保という点と、現行の業務の見直し、効率化という労務負担の軽減という点が挙げられます。

まず、前者について伺います。

リクルートメントの観点で、市長部局における直近の採用試験応募数と採用数、辞退数と過去の数字の比較を示していただき、辞退の理由で主なものをお答えください。また、他都市や民間企業との併願に関連して、本市の採用で見られる傾向についてもお聞かせ願います。

次に、リクルートメント戦略や新規採用者の人材育成における具体的なプログラムや取組などについて

てお示しください。

次に、定着率についてもお聞きします。職員の労働環境の改善は官民を問わず、あらゆる職場において課題が存在しています。ただ一口に改善といっても広範に及ぶため、少し区切ってお聞きします。

休暇の取得に関してです。

年次有給休暇、健康増進休暇の取得率について、直近と過去の比較でお示しください。また、休暇の取りやすさや職場での理解度を図る一つの指針として男性の育児休業が挙げられると考えられますが、近年の取得率と期間の推移について御説明ください。欠員が多いため、望んでも取得できない、取得しづらいといったケースはあるのでしょうか。

コロナ禍を経て、以前と比べてリモートワークが働き方の選択肢として確立してきたとも捉えています。もちろん、窓口、相談業務や個人情報等、外に出せないものの取扱いなどがある担当など、業務によっても向き不向きがあることは承知していますが、コロナ禍の真っ最中にはリモートで業務ができないかということも議論の俎上にのせていたことも確かです。フルリモートは難しいにしろ、労働環境の改善という観点では、働きやすさの一助にはなると感じています。リモートでの勤務は、現在どのように整理されているのか、お答え願います。

そして、この項の最後に触れるのは、欠員対策における今後の展望についてです。

例えば、一つ目には、先ほども申し上げたリクルートメント戦略。二つ目に、制度や仕組みの面、つまり労働条件、キャリアパスの明確化、DXによる効率化などです。三つ目には、コミュニケーションの円滑化と、ハラスメントの防止や管理職のリーダーシップ研修といった職場環境に関することなどが考えられますが、欠員によって市のプロジェクトや施策に遅滞が生じることは、単なる人手不足にとどまらず、ひいては地域全体の発展にも影響を及ぼします。本市の持続可能な発展を実現するためには、早急な対応と実効性のある対策をお願い申し上げます。

次に、人口減少対策に関わり、タスクフォースの進捗についてお聞きします。

ここでいうタスクフォースは、かねてより質問してまいりました市役所庁内を横断して集められる、若手職員を中心とした組織を指しております。

当該タスクフォースにおいて、本年第1回定例会で市役所庁内の若手職員を集めた政策等に関して話し合う会議体の設置について、進捗等をただした経緯がございます。その際、御答弁といたしまして、令和6年度の早期から分野横断的な政策検討ができるような準備を進めていること、具体には、人口対策を庁内で推進していくという中で、現在、人口戦略推進本部の下にある枠の中で、若手職員のタスクフォースとして位置づける旨、前向きに進めていただいているものと受け止めておりました。

現在、年度も中盤に差しかかりましたが、そのタスクフォース設置に向けてどの程度進んでいるのか、進捗について御説明いただけますでしょうか。

また、当初、スムーズにいけば年度早期にも立ち上げとのことでしたが、さきに申し上げたとおり、現時点で既に年度中盤でありますので、多少の遅滞が出ているものと受け止めております。ここから先のスケジュールとして、どのようにお考えですか。

申し上げたとおり、このタスクフォースは、人口減少問題についての対策を話し合うことが使命です。それぞれ業務で経験してきた分野でアイデアを募ることはもちろん、経験外の政策領域でも既成の概念にとらわれず、柔軟な発想を生かしてもらうことが重要になってくると考えます。

この質問の第1項目では職員の欠員についてお伺いしましたが、その点とも関連しての質問です。

国のデータによれば、30歳以下の地方公務員の離職率は9年間で2.7倍になっているとのこと。また、若手職員が地方公務員を退職する理由の中で、キャリア形成、スキルアップのためという答えが多

く見受けられ、総務省からは、若手職員に対して仕事の面白さや、やりがい、成長を提供できる職場となっているかという課題が提起されています。

ここでスキルアップ、成長に着目します。政策立案に際して必要な点について、目的、対象者、ターゲット、現状の課題の把握、見込む効果とその根拠、要する予算、財源など一つの事業の中でも考えることは多くあります。成功の可能性も確かに大切ではありますが、それ以上に明確な狙いと申しますか、意図してその動きをつくれるかどうか、振り返ってみて検証ができるかどうかという点に主眼を置いていただきたいと思います。それが後に政策の精度を向上させることにつながり、再現性の高い事業モデルとなるからです。

そのことから、まさに若手職員の方に経験を積んでいただく意味合いでも、タスクフォースを組織してプロジェクトを推進していくことの必要性を強く感じております。改めて、市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

費用対効果や時間ないしは労力対効果という点とも整合性を取りながら、一石を投じるような動きが起きることを期待しております。

最後の項目として、小樽市に居住する外国人住民の現状についてです。

昨今、日本で暮らす外国人の数も増え、よきにつけ悪しきにつけ、様々な形で地域コミュニティにも変化のときが訪れています。本市も例外ではなく、そうした流れは今後も進むことと思ひ、以下、伺ってまいります。

まずは、市内居住の外国人の人数、地域別の居住分布について、お示しいただける範囲で御説明願います。

また、どこの国から来られているのか、単身あるいは家族などの世帯構成、年齢構成について、その目的についても傾向などをお示しください。

次に、実際に海外から本市へ来て暮らす際に直面する壁についてもお聞きます。

外国人住民の日常生活のサポートとしての日本語教育について、本市での取組やその成果などがあればお聞かせください。あるいは、市で直接行う事業だけでなく、間を取り持てて紹介できるような民間の活動などについて連携しているものがあれば説明していただけますか。

次に、市役所の窓口等で言語の違いを埋める対応についての課題を示していただき、どのような対応策が取られているかも説明していただけますでしょうか。

市内の企業、事業者の中で労働力不足が叫ばれ、担い手として外国人を雇用しているという話も多く耳にします。実際に私の家の近隣にも社員寮のような形で何人も海外の方が居住している建物もあり、会えば挨拶やちょっとしたコミュニケーションを取る機会が増えてきました。全国的に見ると近隣住民とのいさかいなど、ネガティブな面を取り沙汰されることもあります。現状、私たちの地域では大きな問題は起きておりません。とはいえ、悪意の有無ではなく、言語はもとより、文化、生活習慣、価値観の違いなどにより、あつれきが生じないとは限りませんし、刑法に抵触するケースでは、日本人と外国人のどちらが加害、被害の側になるかも分かりません。

事の重大性はケース・バイ・ケースですが、そうしたいざこざに際して、市に相談が来るとも考えられると思います。日本人同士である場合と、片方または双方が外国人である場合、市の担当部署が変わったりということはあるのでしょうか。

次に、市役所庁外の関係機関との連携についてはいかがでしょうか。事と次第によっては国際問題にもつながる可能性がある中で、既遂の事項やインシデントなどについても情報交換の必要性があると考えます。どのような位置づけで他機関との連携を図っているのか、御説明いただけますか。あるいは、

今、連携していないとしても、今後において必要になるのではないかと思います。いかがですか。

ここまでは外国人の中でも大人を想定した質問ですが、次に、子供に関することまで広げるとどうでしょうか。

小・中学校の中での困り事が起きているのではとも推察します。一定の期間、日本に居住することで言葉の壁を乗り越えられるとは思いますが、授業の内容が理解できるようになるまでの対応や保護者に対する連絡なども課題として考えられます。現場での対応方法などについて説明していただけますか。

結びに、現代において、多様な背景を持つ外国人の方々が私たちの社会に加わることは、もはや避けて通れない現実です。日本人も外国人も、住民が安心して暮らせる地域社会を構築するためには、行政としても適切な対応が不可欠です。それは質問で申し上げたように、例えば、言語とコミュニケーションの壁を取り除くことが一つ。公共サービスや行政手続において、多言語対応を進め、必要な情報が正確に伝わるよう努めることなどがさらに求められます。もっと言うと、外国人住民が、法的な手続や行政サービスを受ける際の支援として、公的あるいは行政的サポート体制の充実が望まれます。もちろん、地域の方々の懸案事項である治安や秩序の維持は大前提でありますから、誰もが安心して暮らせるよう、犯罪や差別の防止に向けた施策も講じなくてはなりません。

ともすれば、イデオロギーとして、グローバリズム、反グローバリズム、あるいはナショナリズムの考え方がぶつかり合い、考えの違う相手には、互いにヘイトを向け合うということが起きている昨今、ゼロか100かの極端なあおり合いになっているところも多く目にします。

全体の標準化、平均化としてのグローバリズムや自分至上主義的なナショナリズムのどちらかに傾倒するのではなく、それぞれの国家の独立性、文化、価値観を尊重し合いながら国際的な関わりを持っていく、いわゆるインターナショナルな観点を強調することが多文化共生を目指すに当たり望ましいのではないかと考えるところです。

小樽市自治基本条例における市民の定義は、「市内に住所を有する者並びに市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者及び活動する団体」とされています。つまり、国籍を問わず、市内に居住する方、社会活動をしている方などが市民と位置づけられるわけです。

それぞれが手を取り合い、まさに多様性を尊重する社会の実現に向けた施策を推進していただくことをお願い申し上げ、再質問を留保して、終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市職員の欠員等について御質問がありました。

まず、市職員の欠員状況につきましては、本年9月1日現在で、総務部1名、産業港湾部1名、生活環境部1名、福祉保険部2名、こども未来部4名、建設部3名、教育委員会8名、水道局1名、消防本部1名、病院局22名、合計44名となっております。

また、離職以外での欠員の原因につきましては、採用試験における合格後の辞退や、職種によっては応募者が少ないことにより、必要人数を確保できないことが挙げられます。

次に、市職員の欠員による具体的な影響につきましては、欠員代替の会計年度任用職員を任用することなどにより、可能な限り行政サービスや市民生活に影響が生じないよう努めているところでありますが、会計年度任用職員も確保できない場合には、例えば、保育所において児童受入れ人数を制限するな

どの対応を取っております。

また、欠員により、時間外勤務の増加など、管理職を含む周囲の職員の負担が増えている実態もあるものと認識しております。

次に、採用試験の応募数などにつきましては、令和5年度と5年前の平成30年度の状況で申し上げますと、令和5年度が、応募は542名、採用は51名、辞退は30名、平成30年度が、応募は355名、採用は31名、辞退は6名となっております。

また、辞退の理由につきましては、他の自治体等に合格したためというものが多く、併願に関する傾向としましては、札幌市周辺の自治体が多くなっております。

次に、リクルートメント戦略や新規採用者の人材育成における具体的な取組につきましては、まず、応募者確保のための取組として、採用試験を年度に複数回実施するとともに、筆記試験として、全国各地のテストセンターや自宅で受験が可能なSPIを導入しているほか、就職説明会への参加や複数の就職情報サイトの活用により、採用試験についてのPRを行っております。

また、辞退者対策の取組として、内定者に対し定期的にメールマガジンを発信し、本市の業務に関する情報提供などに努めております。

新規採用者の人材育成の取組では、採用時や採用後、半年経過時などに行う基本研修に加え、エクセルや会計事務など業務上必要な知識、スキルの習得を目的とする特別研修を実施しているほか、各配属先での職場研修やOJTにより、育成に努めているところであります。

次に、年次有給休暇と健康増進休暇の取得率につきましては、令和5年度と5年前の平成30年度の状況で申し上げますと、令和5年度が、年次有給休暇は36.4%、健康増進休暇は88.8%、平成30年度が、年次有給休暇は29.1%、健康増進休暇は92.5%となっております。

また、男性の育児休業取得率と取得期間につきましては、直近3年間の推移で申し上げますと、取得率は、令和3年度が14.7%、令和4年度が28.2%、令和5年度が44%、取得期間は、1か月以下、1か月超3か月以下、3か月超の順で申し上げますと、令和3年度が、40%、60%、ゼロ%、令和4年度が、54.5%、36.4%、9.1%、令和5年度が、45.5%、22.7%、31.8%とそれぞれなっております。

なお、欠員が生じている職場においては、業務の負担により、休暇や育児休業を取得しづらいケースもあるものと考えております。

次に、リモート勤務につきましては、令和4年6月から、総務部広報広聴課を対象にテレワークの試行を開始した後、本年6月から、市役所本庁舎と保健所に勤務する全ての正職員に対象を拡大しており、現在、テレワークで実施可能な業務と課題の抽出を行っているところであります。

次に、人口減少対策のタスクフォースについて御質問がありました。

まず、進捗状況につきましては、庁内の人口戦略推進本部において、銭函地区などにおける人口対策の方向性を検討している段階であり、その補助組織として具体策の調査検討を行うこととしているタスクフォースについては、現時点で設置には至っておりません。

次に、今後のスケジュールにつきましては、現時点で具体の時期はお示しできませんが、人口戦略推進本部における対策の進捗に応じて設置を検討したいと考えております。

次に、若手職員によるタスクフォースの必要性につきましては、私としましても、今後のまちづくりを担う若手職員の人材育成の観点から、また、新たな発想、視点を取り入れ、将来のまちづくりを考えることは大変重要であると認識しておりますので、引き続き、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、市内居住の外国人を取り巻く課題について御質問がありました。

まず、市内居住の外国人の方々の人数につきましては、令和6年7月末現在、住民基本台帳人口で992人であり、地域別の居住分布につきましては、おおむね市内全域に居住しており、特に銭函1丁目から3丁目までの地域が多くなっております。

次に、国籍等につきましては、まず、国籍は、ベトナム、中国、ロシアが上位3か国となっており、世帯構成は、居住者の約6割が単身世帯となっております。

また、年齢構成は、20歳代、30歳代が多い状況にあり、居住目的は、住民票の記載事項である在留資格によりますと、技能実習が多い状況にあります。

次に、外国人住民に対する日常生活のサポートにつきましては、本市では、日本語教室を毎年度4月から7月と9月から12月の毎週水曜日にボランティア団体の協力をいただき実施しているほか、本年9月からは、昨今の外国人住民の増加に伴い、平日の参加が難しい方のため、月に一、二回、土曜日にも開催することといたしました。

昨年度は32回開催し、11の国と地域、延べ224名の参加があり、参加者からは、学んだ日本語を日々の生活で生かすことができるとの声をいただいております。

また、民間が行う活動との連携としては、日本文化に対する理解を深めていただくことを目的に、年1回、本市と小樽市文化団体協議会の主催で、茶道、華道などの体験を行う日本文化体験会を実施しているところであります。

次に、市役所における言語の違いに係る課題と対応策につきましては、近年の外国人の増加により、様々な言語を話す方が来庁されますので、窓口対応における意思疎通が一番の課題となっております。

対応策といたしましては、多言語に対応できる通訳機を窓口に10台配備したほか、出入国在留管理庁が実施する行政窓口等に対する通訳支援事業に登録し、電話による通訳サービスも併せて利用しております。

次に、いざこざがあった際の外国人の方の相談部署につきましては、日本人同士の場合と同様に、初めに相談を受けた部署が相談者の困り事に応じた担当部署を案内することとなり、外国人が相談者であるという理由で市の担当部署が変わることはありません。

次に、関係機関との連携につきましては、市役所に外国人とのトラブルなどの相談があった場合には、担当部署が相談者から内容を伺い、その内容に応じて関係機関につなぐなどの対応をすることとしております。

今後、外国人との接点も増え、市役所だけでは解決できない事案の発生も予想されますことから、内容に応じて関係機関と連携して対応していく必要があるものと認識しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

市内居住の外国人を取り巻く課題について御質問がありました。

小・中学校における外国人の子供の授業や保護者への連絡などの対応につきましては、道教委の加配教員2名が外国人の児童・生徒が在籍している小・中学校を巡回し、日本語を指導しているほか、ボランティアの方に学習支援をしていただいている学校もあります。

また、保護者との連絡を円滑に行うため、通訳機や多言語の学校文書や教材を活用できる文部科学省の情報検索サイトを利用しております。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

○18番（高橋 龍議員） 再質問いたします。

まず、職員の欠員に関して、1点目にお聞きしますが、御答弁の中で、応募が少ないところがあると。そのときに、職種によってはという表現がありまして、この応募数が少ない職種というのは具体的にどの辺りになるのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

2点目ですけれども、市の採用試験の内定者にメールマガジンを送っているということで、実際に内定から働き始めるまでの間につながり続けるという意味では非常にいい取組だと思うのですが、その内容に関してはどのようなことを内定者に送っているということになるのでしょうか。

次に3点目、男性の育児休暇の話ですが、部署によっては欠員との兼ね合いで取得しづらいところがあるというお答えでありましたけれども、対応策は何か考えられることがあるのかという点をお聞きいたします。

最後に4点目、人口減少対策のタスクフォースに関してですけれども、銭函地区のプロジェクト的なことになるのでしょうか、御答弁いただきましたけれども、他方でといいますか、組織することは遅れてしまっているという状況で、何に時間を要したというのが影響として大きかったのか、この点をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の欠員に関して、応募が少ない職種についてお尋ねがありましたが、基本的には資格を持った職種になります。多分この自治体でも必要な人材だと思っておりますけれども、具体的に申し上げますと、建築、土木、それから保育士といったところが挙げられるような状況になっております。

それから、タスクフォースの組織化について遅れている旨、答弁させていただきましたが、具体の人口対策の協議が急がれておりますので、その協議に時間を要しているということが一つ背景にあります。

もう一つは、タスクフォースを組織化することが目的では決してありませんので、タスクフォースを通じて、若い職員のスキルアップですとか、モチベーションの向上につなげていくということが大きなテーマにもなっております。ですので、組織化することだけではなくて、こういった形で若い職員のスキルアップやモチベーションにつながっていくのかということもしっかりと考えながら組織化しなければいけないと思っております。そうした点もあって、今、組織化が遅れておりますことを御理解いただければと思っておりますが、できるだけ早い時期に組織化していきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（薄井洋仁） 高橋議員の再質問にお答えいたします。

私からは、職員欠員対策としてのメールマガジンの部分でございますが、内容としましては、本市の業務に関する情報提供ですとか福利厚生に関する部分といったものをメールマガジンとして情報提供しています。そういった中で、情報提供するだけではなくて、相手方といいましょうか、そちらからも御質問等をいただくこともありますので、そういったものに対する回答もメールマガジンの中でさせていただいているという状況でございます。

それからもう1点、育休が部署によっては取得しづらいといったところの対応策の関係ですが、明確に、そういった状況がどこなのかという部分については把握し切れていないというのが現状でございます。育休を取られた場合には、会計年度任用職員を採用して、そこの業務を担っていただくということ

になります。

現在、そういった対応を取らせていただいておりますが、今、御質問にあったようなところまでの対応は、まだしっかりと切り切れていないのかなという部分は感じておりますので、それは今後、引き続き検討していくべき課題かと思っております。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

○18番（高橋 龍議員） 男性の育休の件で、1点だけ再々質問させていただきたいと思います。

育休を取得して欠員が出たところに会計年度任用職員を採用するという御答弁がありましたけれども、そこについて、育休ですから一定の時期は見えてくると思うのですが、そこに対して過不足なくといますか、必ずきちんと埋めていらっしゃると捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（薄井洋仁） 高橋議員の再々質問にお答えいたします。

私の先ほどの答弁で言葉足らずのところがあったかと思うのですが、今、御質問がありましたとおり、全てを会計年度任用職員で対応させていただいているという形ではございません。

ある一定の期間以上の場合には、そういう対応を取らせていただいておりますが、そこまでに至らないケースについては、幅広に少し考えていただいてもよろしいかと思うのですが、職場の人間でフォローしているという現状もございますので、必ずしも、その期間が幾日であろうとも全て会計年度任用職員で対応しているということではございません。

○議長（鈴木喜明） 高橋議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○20番（中村岩雄議員） それでは、一般質問をさせていただきます。

HPVワクチンの普及について伺います。

まず、小樽市議会だより第97号掲載の令和6年第2回定例会「みらいの主な質問」中の「HPVワクチン普及に向けて」の問いの訂正とおわびをさせていただきます。

令和6年8月1日発行の小樽市議会だより第97号掲載の令和6年第2回定例会「みらいの主な質問」中、「HPVワクチン普及に向けて」の問いで「小樽市医師会から、HPVワクチンの接種について、市内中学校での講習会、済生会ビレッジでの集団接種や、ウェブでの接種受付等が提案されている」の、この表現については、私の質問の本意とは異なり、明確な誤りであります。

ただ、誤解されやすい文章表現でもあったことから、いま一度その文章を正しながら、この第3回定例会の一般質問において取り上げさせていただくことといたしました。

この間、御迷惑をおかけすることとなりました小樽市医師会、HPVワクチン普及に向けての活動案を提案され、実践活動を展開されております津田哲哉、黒田敬史両医師をはじめとする関係各位、そして何よりワクチン接種対象者を含めた市民の方々へ、衷心よりおわびを申し上げる次第であります。

HPVワクチン普及に向けての活動案が津田哲哉医師、黒田敬史医師により、小樽市医師会に提案され、4月10日、小樽市医師会の理事会において承認されています。第2回定例会代表質問では、その提案内容を御紹介させていただき、市と協力しながら実施していただきたく、市のお考えをお聞きしたか

ったわけですが、他の項目もある中で、質問時間に限りがあり、本来の質問意図とは異なる誤解をされやすい文章となってしまいましたので、本来の文章で改めて確認を含め、お聞きしたいと思います。

今、医師会有志によるHPVワクチン普及に向けての医師会を通じた活動が提案されています。医師会主導で推進したい理由として、1、まず、子宮頸がんワクチンは産婦人科、小児科施設だけでなく、内科、耳鼻科はじめ、多くの市内医療施設で接種可能となっていること。2、産み育てやすい社会づくりや未来を守ることにつながること。3、打ちましようというよりは、まずはHPVワクチンのことを正しく知って考えましようというメッセージを小樽市内対象者に周知する活動を医師会主導で行いたいことを挙げています。

普及に向けてできることとしては、（1）医療施設や公共の場、マスコミへの啓発、（2）市民向け講習会の実施、（3）お祭り、縁日での情報提供ブース出展、（4）おたる潮まつりでねりこみに参加するなどを提案されています。

さらに、具体的に（1）については、①外来患者への資料提供、子供や親世代へパンフレットを渡す。②学校などにパンフレットを置く。③院内勉強会を実施し、職員にパンフレットを配布する。④マスコミ媒体の活用、北海道新聞の小樽・後志欄への掲載依頼。

（2）については、①命の教育や女性ヘルスリテラシー向上の重要性と併せて、子宮頸がんやワクチンの正しい情報を伝える。②5月から6月、7月から8月に小樽経済センター、医師会館などで2回開催を予定。③6月18日にロータリークラブでの講話を開催予定。

（3）については、対象者がプライベートで集まる場で情報提供する。①6月20日から22日までの龍宮神社例大祭、7月14日から16日までの住吉神社例大祭。②祭りごとに週末半日から1日出店。例として6月22日、7月15日。③小児科、産婦人科、医師会関連のボランティアで運営する。④自主制作資料とお菓子などの景品を渡す。⑤紙芝居的に上映時間を決めてPCスライド説明会を実施する。

（4）については、非対象者へも周知を広げながら、関係者が普及イベントを楽しむこと。①7月27日土曜日の潮ねりこみに参加。②団体名は（仮称）小樽のお産と子供を守る会 with 小樽市医師会。③25名以上で単独梯団での参加が可能。④踊り子以外に自主制作資料とお菓子などの景品を渡す人を置く。⑤衣装は寄附を募り、出店でも着られるTシャツをそろえて参加する。⑥ステッカーやアクセサリを装着して自施設で踊るなどがあります。

市と協力しながら実施していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせくださいというのが本来の質問の本旨でした。

第2回定例会では十分にお伝えできなかったHPVワクチン普及に向けての活動案を、より忠実かつ詳細にお示しし、どのように実践されているかを御紹介させていただきながら、小樽市との連携協力の現状と今後に向けての課題などにも触れていければと思います。

その上で、HPVワクチン普及に向けての小樽市医師会を通じた活動案の内容はよく検討されていると思いますが、御意見、御感想をお聞かせください。

次に、実践活動の具体については以下のとおりです。

講演としては、6月18日にロータリークラブで実施しております。

それからビラ、うちわ配りについては、6月21日の龍宮神社例大祭、7月15日の住吉神社例大祭で配布いたしました。7月27日のおたる潮まつりについては、医師会所属の小樽市立病院、小樽協会病院、野口病院の3梯団がうちわを持ってねりこみに参加し、小樽市にうちわ500枚を提供しております。8月9日の龍宮神社盆踊り大会、8月17日に済生会ビレッジ、8月31日のおたるストリートピアノジャム2024、9月1日の朝里神社例大祭でもビラ、うちわを配布しております。

啓発ポスターの掲示については、小樽市三師会225施設で掲載依頼し、小樽市の公共施設に保健所を窓口
に30枚ほど提供しております。

マスコミへの啓発、マスコミ媒体の活用については、FMおたるでPRの放送を2回、北海道新聞小
樽・後志版、おたるジャーナルでも取り上げていただいております。

この段階までで、小樽市には、うちわ500枚、ポスター約30枚を提供しておりますが、市はこの対応、
協力をどのようにされたか、お知らせください。

行政による包括的な御協力があつて、必要な予防策が市民の健康や衛生面の向上、改善につながると
思います。市のより積極的に包括的な協力が必要かと思ひます。市の御感想をお聞かせください。

キャッチアップ接種の延べ件数と実施率の直近の数字を、これまでの数字と比較しながらお知らせく
ださい。

HPVワクチン普及に向けての活動と、市の施策の効果がどう反映しているのか、分析と評価をお示
してください。

キャッチアップ期間は、2024年9月までに1回目の接種を開始するのが標準的な接種方法となるため、
既に本格的なキャンペーン活動としては9月現在でピークを越えているわけですが、キャッチアップ期
間の最後まで諦めることなく、有効な施策を推進していくことが必要です。

また、今後の12歳から16歳でのHPVワクチン定期接種の安定した接種率を市内で得るために、これ
からも切れ目のない施策が求められます。子宮頸がんへの理解やワクチンの必要性を定着させるために、
小樽市としてどのような活動を行うか、小樽市医師会との連携について市のお考えをお聞かせください。
また、具体策などをお示してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の質問にお答えいたします。

HPVワクチンの普及について御質問がありました。

初めに、HPVワクチン普及に向けての小樽市医師会を通じた活動案につきましては、客観的なデー
タに基づき、ワクチン接種について正しい知識を持って考えることを促す内容であるとともに、医師会
主導で啓発活動を推進するものとなっており、HPVワクチンの普及啓発を進める本市といたしまし
ても、非常に心強いものであると考えております。

次に、医師会が作成された啓発物品への市の対応につきましては、まず、啓発うちわにつきましては、
おたる潮まつり実行委員会事務局に500枚の提供があり、祭り期間中、会場内で自由にお持ち帰りいた
だくこととし、全て配布しております。

また、啓発ポスターにつきましては、8月下旬、大判、小型合わせて約30枚を頂いており、小樽市本
庁舎、保健所庁舎に掲示したほか、市内各サービスセンターや小樽市総合体育館、市立小樽図書館、市
立小樽文学館・市立小樽美術館、小樽市総合博物館、小樽市勤労女性センターといった市の施設に大小
各1枚ずつ掲示しております。

次に、医師会が行っているHPVワクチン接種普及活動への小樽市の協力につきましては、医師会か
らの申入れを受け、ワクチン接種が可能な委託医療機関を増やしたほか、先ほどのワクチン啓発ポス
ターの作成に際しても、ポスターの掲載内容の校正段階から市保健所が参加するなど、医師会の担当の医

師たちと連絡を密にし、医師会が主導する啓発活動に協力させていただいているところであり、医師会との共同の取組は非常に重要であると認識しております。

次に、直近のHPVワクチンキャッチアップ接種の比較につきましては、北海道に報告している調査様式に基づき、各年4月から7月末までの接種延べ件数と実施率の順に申し上げますと、令和4年が56件、1.35%、5年が126件、2.9%、6年が229件、5.17%となっており、現時点では増加している傾向にあります。

次に、HPVワクチンの普及に関する小樽市の取組の評価につきましては、キャッチアップ接種の最終年度となる本年度は、まず、4月に対象となる方へ個別勧奨はがきを送付するとともに、市の公式SNSやFMおたるの番組内で周知を続けたほか、8月末には、再度、未接種者宛てに、表裏の両面ではがき6面分の情報量が記載できる圧着式による個別勧奨はがきを発送いたしました。

昨年度までと比べ、接種件数が増えており、ワクチン接種に関する問合せも増加していることから、普及啓発の効果は着実に現れているものと考えております。

次に、HPVワクチンの普及啓発に関する今後の市の方策につきましては、ワクチン接種受託医療機関に対し、キャッチアップ接種対象年齢の患者に声かけを行っていただくよう、協力依頼の文書を送したほか、来年3月末のキャッチアップ期間の最後まで、市の公式SNSなどを通じて、確実に必要な回数の接種を終えるよう周知を継続してまいります。

また、定期接種対象者への啓発活動につきましては、今後、国から発出される通知を参考に、より効果的な方法を検討していくとともに、引き続き医師会と連携を密にし、取り組んでまいります。

○議長（鈴木喜明） 中村岩雄議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、佐々木秩議員。

（25番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○25番（佐々木 秩議員） 一般質問をします。

アイヌ遺骨返還・アイヌ施策について伺います。

アイヌ民族の誇りや人権に関わる問題が多く注目される中、不正な方法で持ち去られたアイヌの人たちの遺骨をふるさとに返還する動きが多く地域で起こっています。それは、本市においても例外ではありません。

まず、小樽市でのアイヌ民族の歴史について触れます。小樽市のまちには桜チャシという望洋東公園の遺構、船浜遺跡、色内、勝納、忍路など、多くのアイヌ語地名が存在し、かつてはアイヌの人たちの大地であったことがうかがわれます。縄文以来の先住民族の歴史が累々と築かれていたのです。

小樽市の名前の由来となるオタルナイ地域に限っても、1806年の記録では、クツタルシ、今の入船から、海岸に沿ってオタスツ、今の銭函までに、アイヌのコタン、集落があり、1822年には43軒、150人が住んでいたとの記録があります。

1869年、開拓使が設置され、北海道がアイヌの大地から日本の国土となり、和人の開拓が本格的に始まり、その最先端のまちとして、小樽市は鉄道が走り、運河や石造倉庫群が造られていきます。これらが今やほかにない歴史とロマンのまち小樽市として観光資源となっています。

しかし、そこに住んでいたはずのアイヌの人たちはどうしたのか。資料にはなかなか残っていないのですが、オタルナイの都市化に伴い、開拓使によって何度も強制移住させられた事実があったようです。結果、地域のコタンは消滅、小樽市のアイヌの人たちの存在は、和人の歴史の陰に隠れてしまいました。

こうした中、1888年に人類学者である東京帝国大学の小金井良精が自らの研究のため、小樽市内にあ

ったアイヌの墓から遺骨や副葬品を掘り出し、持ち去りました。小樽市のアイヌ遺骨はその後、ふるさとの墓に戻ることなく、時を経ます。

余談になりますが、小樽の歴史というと、どうしても和人の明治以降の歴史ばかりが目に行きがちですが、こうしたこの地の先住民であるアイヌの人たちのこと、そして、その虐げられてきた歴史にも目を向けるべきでしょう。

2007年、先住民族の権利に関する国際連合宣言に日本も賛成し、国連で採択されました。その中で、先住民族の遺骨返還に対する権利が明記され、国に返還を可能にする努力を求めています。これを受け、日本においてもようやくアイヌの遺骨返還の動きが始まりました。

こうして、政府は2017年、出土地域が分かる遺骨について、地域のアイヌ民族団体が要望した場合に返還する方針を発表。2018年には、文部科学省は各大学が保管する遺骨の返還ガイドラインを示し、各大学で保管する遺骨についても返還に向けた動きが加速していますが、返還申請がなかった遺骨はウポポイへの集約が進み、2019年には全国12大学の遺骨が集められ、現在に至っています。

では、小樽市での返還の動きはどうなっていたかについてですが、先ほど述べたように行政による強制移住によって、もともといたアイヌの子孫が小樽市にはいません。そこで、市内外のアイヌの皆さん、和人有志の皆さんなどで構成する団体で、返還協力の申入れを市に行い、小金井が盗掘した大量のアイヌ遺骨、その後の考古学発掘で出土した遺骨を返還し、小樽市のいずれかの地に再埋葬できないかと動き出しました。ふるさとの地から持ち出された遺骨はふるさとの土に返してあげたい、その思いです。その団体と市が協力し、現在、国に対して返還の手続を進めている状況とお聞きしています。

そうしたことも踏まえ、改めて小樽市のアイヌ遺骨返還の動きについてお聞きします。

そもそも小樽市で出土し、小樽市で再埋葬されるべき遺骨は何体あるのでしょうか。また、同時に出土した副葬品の情報もお伝えください。

アイヌ遺骨返還を求める団体、インカルシペの会とはどういう団体か。また、遺骨返還に対してどういう立場なのか説明ください。一方、市としては、本市へのアイヌ遺骨返還についてどのような立場で関わっているのでしょうか。

市内からの出土が明らかなアイヌ遺骨等の返還手続はどの程度、進んでいますか。現状についてお聞かせください。

インカルシペの会が国土交通省に提出した出土地域特定遺骨等返還申請書では、返還を求める出土地域特定遺骨等の納骨または埋葬の予定地を示す書類の添付を求められますが、申請書上、この予定地はどこになっていますか。また、市の想定する場所も同じでしょうか。

返還後の埋葬方法や、その後の祭祀供養等について、配慮すべき点はありますか。

また、返還に係る費用負担について説明願います。

いずれにせよ、本市から出土したことが確認されたアイヌ遺骨は、ふるさと小樽の地に尊厳の念を持って再び葬られることになるという点はよろしいでしょうか。

次に、小樽アイヌ協会設立と小樽市の対応について伺います。

こうしたアイヌ遺骨返還の動きに呼応する形で、市内においてアイヌ民族の方3人が昨年11月に公益社団法人小樽アイヌ協会を設立しました。同協会では、これまで協会はなかったが、小樽市にはアイヌの歴史があり、今もアイヌがいるということを伝えたいと述べ、今後、伝統文化の発信活動などを行う予定とのことでした。

まずは小樽市における遺骨返還をしっかりと進めた上で、今後について、公益社団法人小樽アイヌ協会も発足したことも踏まえ、2019年5月に施行されたアイヌ施策推進法、アイヌ新法にのっとった施策

を本市においても進めるべきと考えます。

アイヌ施策推進法や同法に基づく交付金について概要を説明の上、その中での小樽市の役割について御説明ください。

市は、こうした推進法や関係団体設立などの動きを受けて、アイヌ施策推進やアイヌ協会との対応窓口となる部局の設置など、どのような展望を持っていますか、お考えをお聞かせください。

最後に、これまでも市は、アイヌの方々の心情を踏まえ、その歴史や精神文化を理解、尊重した対応をいただいているとのこと。今後も引き続き同様にお願いいたします。

再質問を留保し、質問を終えます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

アイヌ遺骨返還・アイヌ施策について御質問がありました。

初めに、小樽市で出土し、再埋葬されるべき遺骨と副葬品につきましては、現在、民族共生象徴空間、いわゆるウポポイから返還されることとなっている遺骨は19体、そのほか、小樽市総合博物館において1体保管しておりますので、再埋葬されるべき遺骨は20体となっております。

そのうち8体の遺骨には副葬品があり、主なものとして、太刀やつばなどがあります。

次に、アイヌ遺骨返還を求めるインカルシペの会につきましては、先人の遺骨を小樽市の地に戻すことを目的に、地元のアィヌの方を代表として結成され、現在は国土交通省からアイヌ遺骨等の地域返還対象団体として特定された団体であります。

また、市の立場につきましては、遺骨返還について直接的な当事者ではありませんが、団体からの要請を受け、遺骨返還が円滑に進むよう、国や関係機関との調整などを行っております。

次に、アイヌ遺骨の返還手続の現状につきましては、インカルシペの会は、本年7月に国土交通省から遺骨等の地域返還対象団体に特定されましたので、市としましても、団体と協力をしながら、アイヌ遺骨等の返還に係る具体的な方法や費用負担等について、現在、国や大学と協議を行っているところであります。

次に、返還を求める出土地域特定遺骨等の納骨等の予定地につきましては、申請団体とは、この間、その予定地についても協議を行ってきた経過があり、本市の提案に対する団体の意向も確認したところ です。

この協議結果を踏まえ、申請書には、市営墓地である小樽市中央墓地内の一区画を記載したことを確認しており、本市が想定する場所と同一の区画となっております。

次に、埋葬方法などにおける配慮すべき点につきましては、インカルシペの会からは、アイヌの文化にのっとり、埋葬や祭祀供養を行いたいとの意向が示されておりますので、可能な限り、返還団体の意向に沿った形で進められるよう協力してまいりたいと考えております。

次に、返還に係る費用につきましては、原則、遺骨を保管していた大学において負担すべきものと考えており、団体と協力しながら、現在、文部科学省や大学と協議を行っているところであります。

次に、アイヌ遺骨の埋葬につきましては、文部科学省が平成30年に作成した、大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドラインにおける遺骨返還の考え方として、アイヌの精神文化やアイヌの人々の心情等を踏まえ、尊厳ある慰霊の実現を図ることとされておりますので、その趣

旨に沿って埋葬されるものと考えております。

次に、アイヌ施策推進法及び交付金の概要と市の役割につきましては、アイヌの人々の民族としての誇りや自発的意思の尊重等を法の基本理念とし、アイヌの人々が抱える様々な課題の解決や、総合的かつ継続的にアイヌ政策を推進することが基本的な考え方とされております。

推進に当たっては、市がアイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで交付金を活用することができるとともに、市は、計画に記載された事業を推進する役割を担うこととなります。

次に、アイヌ施策推進やアイヌ協会との対応窓口につきましては、現在、アイヌ遺骨等の返還と埋葬を優先し、総務部を中心に対応しているところでありますが、埋葬後の対応につきましては、今後、取り組む内容を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 佐々木議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、小池二郎議員。

（19番 小池二郎議員登壇）（拍手）

○19番（小池二郎議員） 一般質問いたします。

児童・生徒の交通安全の見守りについて御質問いたします。

7月23日、夏季休業初日に市内で交差点の横断歩道を渡っていた児童が車にはねられ亡くなる痛ましい事故が発生しました。お亡くなりになられた児童におかれましては、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族におかれましても謹んでお悔やみ申し上げます。

特に小学生の子供を持つ保護者にとって他人事ではなく、自分事として考えた方も多かったのではないのでしょうか。私も同年代の子供を持つ父親として、大変ショッキングな事故でありました。そのような中、保護者の方からも交通安全についての御相談がありました。子供たちの安心・安全な登下校の実現に向けて、これまでも議論はされてきておりますが、現状の取組についてお聞きいたします。

交通安全においては、学校やPTAだけでなく、行政、警察、町内会など地域との連携が重要とされています。登下校の交通安全において、本市ではどのような関係機関、団体等が関わっているのか、お示ください。

学校においては、学校保健安全法の第27条、30条で定められているように、学校や教師の果たす役割について、登下校の際の交通安全のルールを教えることや、警察や保護者と連携を図るよう努めることとされています。登下校の安全は学校だけの問題ではなく、児童・生徒等の登下校時の際の責任は、基本的には保護者にもあります。このことは、あまり認識されていない方も多いのかと思います。

交通安全活動の現状は、教員不足や働き方改革における課題等の学校側の負担、共働き世帯が多く、見守り活動をする保護者の負担、活動されているボランティア団体の高齢化、解散等様々な問題、課題があります。その中で、学校やPTAがどのように行政や地域団体等と連携を強化していくのが重要と考えます。

行政としては、生活環境部や教育委員会が関わっているのかと思いますが、それぞれどのような役割、また、どのような連携をされているのか、お示ください。

また、交通安全の見守り活動について、どのような課題があるとお考えなのか、お示ください。

次に、見守り活動時の持ち物についてお聞きいたします。

先日、私は、息子が通う学校のPTAの学校応援係として、学校から子供を通しお借りした腕章をつけ、信号のある横断歩道の近くに立ち、見守り活動をいたしました。腕章があることで、一目でその役

割が分かることや目立つことはよいと思いましたが、旗などはないので、実際に危険な車が来たときに、どのような対応をすればよいのか考えながら見守っていました。ほかの学校、地域においてもそれぞれ見守り活動時の持ち物は違うと思いますが、活動を通して、腕章だけでなく、できれば旗があれば、より効果が高いのではないかと感じました。

そんな中、ある学校では、より多くの保護者に見守りに御協力をしていただくため、登下校見守り中と印刷された紙をＰＴＡが用意し、その紙に保護者が割り箸をつけて旗代わりで使用しているというお話をお聞きしました。低予算でできる取組としては、すばらしいと思いましたが、実際にそれを利用した保護者からお聞きしたところ、素材が紙なので、活動中に雨が降った場合、しわしわになってしまい、家で乾かして使用しているとのことでした。もし予算があれば、しっかりとした旗を用意できたのかと思います。しかしながら、そもそも用意するのは学校なのか、ＰＴＡなのか、特に決まりがなく、曖昧な状況になっているのかとも考えます。

ある学校においては、腕章は学校が用意してくれたとＰＴＡの方からお聞きいたしました。それぞれの学校においての見守り時の持ち物は違うかもしれませんが、実際に旗などの持ち物を新たに用意する場合、費用については、課題の一つではないかと考えます。

そこで質問ですが、まず、見守り活動時の持ち物はどのようなものがあり、一般的に、保護者が見守り活動をする際、どのような持ち物があればよいとされているのか、お示してください。

次に、見守り活動時の持ち物は、どのような効果が期待できるのか、お示してください。

次に、各学校では旗など見守り活動時の持ち物を新しく用意するにも、それなりの費用が必要となることから、負担は大きいと思われますが、その必要経費についてはどのようにすべきと考えますか、お示してください。

今後も児童・生徒の安全を守るための取組は重要と考えます。学校、ＰＴＡ、地域、警察、そして行政が連携を強化し、効果的な活動を行うためにはどうすべきなのか、考えていく必要があると思います。

次に、本市のスポーツに関わる質問を何点かいたします。

これまで議会で何度かスポーツに関わる質問をしまいましたが、今回は、大きく本市のスポーツに対する考え方、取組について質問いたします。

この夏はオリンピック、パラリンピックがフランスのパリで開催され、オリンピックでは、柔道、バドミントン、バレーボール、水泳など数多くの競技で道内出身のアスリートが活躍されました。陸上競技では、旭川市出身の女子選手が金メダルに輝く、すばらしい功績を残されました。オリンピックに出場するだけでもすばらしいことですが、メダリストになることは、まちの誇りであり、まち全体が盛り上がっていたのではないのでしょうか。

今回のオリンピック、パラリンピックにおいては、残念ながら小樽市出身の選手は出場しておりませんが、3年前の東京オリンピックでは、陸上競技で小池祐貴選手が出場されていました。小池祐貴選手が小樽市出身であることは御存じの方も多いと思いますが、意外と知らない市民も多くいるように感じます。

また、オリンピックだけでなく、現在、活躍されている小樽市出身のスポーツ選手では、Ｊリーグで活躍されているサッカー選手や女子バスケットボール選手がいますが、どのくらいの市民が知っているのでしょうか。また、本市のスポーツの歴史からひもといてみても、圧倒的にスキーにまつわる選手がすばらしい活躍、功績を残されています。

また、児童・生徒においては、一部新聞等で全国大会に出場する選手の表敬訪問等が報道されることにより、関係者以外の方が知る機会がありますが、報道以外で小樽市出身の選手がどのような種目で、

どんな活躍をされているか、あまり市民に知られていないのではないかと思います。

このことについて、本市の見解と、多くの市民に広く知っていただく必要性と、その取組があればお示しください。

全道大会で上位に入ることも、全国大会に出場することも、とても素晴らしいことだと思いますし、さらに全国大会で表彰されるとなると、まち全体で喜びを分かち合えるのではないのでしょうか。私の知っている情報の一部ですが、今年、体操や空手で全国大会に出場した児童・生徒もいます。また、児童・生徒だけでなく、市外に出られた小樽市出身の選手に関して、応援することも大切なことと考えます。

今年の夏、道外の高校ではありますが、甲子園で、先発出場した小樽市出身の選手もいました。数年前には、市内の中学校を卒業し、道外の高校で体操の高体連全国大会で種目別鉄棒で日本一になった選手もいます。陸上でも全日本女子駅伝に出場し、活躍した選手もいます。スキー選手では、さらに多くの選手が全国大会に出場し、活躍されているのにもかかわらず、これまで、まち全体で応援しているようなムードは感じられません。

本市として、スポーツ選手を応援する取組は、基金以外でどのような活動をされてきたのか、お示しください。また、スポーツ選手の全国大会出場等の情報や小樽市出身選手の活躍された情報をどのように把握されているのか、お示しください。

他都市の取組を見ると、商店街や公共施設に応援メッセージやポスターを掲示することで、まちじゅうに応援ムードを広げている取組もされていたり、地元の子供たちやファンが書いたメッセージを集めて掲示することや全国大会出場ののぼりを掲げて多くの方に知っていただく取組をされています。のぼりは市民だけでなく、市外から来られている方が見ても、まちぐるみで応援しているムードが伝わります。

応援活動はそれだけでなく、パブリックビューイングなど様々ではありますが、応援する市民が増えることで、選手やチームの活動資金を支援するための寄附金が集めやすくなることも考えられます。

これらの応援活動を通じて、まち全体でスポーツ選手やチームをサポートし、一体感を高めることが本市に必要と考えますが、見解をお示しください。

地元から応援された選手の気持ちを考えれば、うれしいだけでなく、いずれ地元で恩返ししたいと思う選手もいるのではないのでしょうか。

応援された選手が引退後、ふるさとのために小樽市に戻り、子供たちの指導をし、次に活躍する選手を育成することで、とてもよい好循環が生まれるのではないかと考えますが、本市としての見解をお示しください。

スポーツ選手のセカンドキャリアについて少し触れましたが、セカンドキャリアについての課題は国レベルの課題であると考えております。多くの選手は引退後、競技から離れることや、ほかに仕事をしながらボランティアで指導している方が多くいます。本市においても、全国レベルで活躍された選手が小樽市内で仕事として、その競技指導に当たっている方は数少ないのではないかと思います。

本市のスポーツ選手のセカンドキャリアについての見解と、支援の取組があればお示しください。

スポーツ施設など、環境を整えることも重要であります。市民がスポーツに関心を持っていただくことが重要であり、応援活動もその一つと考えます。まち全体でスポーツを応援する取組について、今後、強化していただきたいと思います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、児童・生徒の交通安全の見守りについて御質問がありました。

まず、本市の登下校の交通安全に関わっている関係機関や団体等につきましては、小・中学校、PTA、退職校長会、学校運営協議会のほか、道路管理者、小樽警察署、本市生活環境部や教育委員会などの行政機関、町内会や民間企業などであります。

次に、交通安全の見守り活動における生活環境部と教育委員会のそれぞれの役割等につきましては、市教委は、各小学校から提出された始業・終業時間と見守り活動の要望場所を取りまとめ、生活環境部へ報告しております。

生活環境部は、各小学校からの要望場所等を関係する町内会や実際に活動を行っていただいている交通安全奉仕員へ伝えるとともに、交通安全指導員を配置し、見守り活動を行っております。

また、見守り活動の課題につきましては、少子化による保護者の減少や町内会構成員の高齢化による担い手不足などが挙げられます。

次に、保護者が見守り活動をする際の持ち物につきましては、文部科学省が作成した「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」において、見守り活動時の例として、ベスト、ジャンパー、帽子、タスキ、腕章、名札、旗などが示されておりますが、腕章や旗が一般的であると認識しております。

次に、見守り活動時の持ち物の効果につきましては、見守り活動中であることが一目で分かることにより、子供や地域住民の安心感と交通安全意識を高めることにつながるとともに、ドライバーへの注意喚起を促す効果が期待できるものと考えております。

次に、交通安全の見守り活動に係る物品購入の経費につきましては、まずは、各小・中学校の見守り活動の体制や使用している物品の状況を把握することが必要であることから、調査を行った上で、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、本市のスポーツの考え方について御質問がありました。

まず、報道以外で本市出身の選手の活躍が市民に知られていないことの見解と多くの市民が知る必要性等につきましては、市長へ表敬訪問を行っていただいた選手については、市のフェイスブックを通して、その活躍を紹介する取組を行っておりますが、本市出身の全ての選手の活躍について、市民にお知らせすることは難しいものと考えております。

しかしながら、選手の活躍を多くの市民に知っていただくことは、本市のスポーツ振興上、必要であることから、どのような取組ができるか、今後、研究してまいりたいと考えております。

次に、スポーツ選手を応援する取組と全国大会出場選手等の情報把握につきましては、市教委が行っている応援の取組としましては、選手やその御家族からの申出がありましたら、市長表敬訪問として市長と面会し、激励や労いを行っております。

また、全国大会出場等の情報把握としましては、市内在住の方については、沖津基金青少年スポーツ振興事業の申請や北海道スポーツ協会から送付される国民スポーツ大会出場者名簿により把握しており、市外在住の方については、報道などの情報によるところとなっております。

次に、応援活動を通じて、まち全体でスポーツ選手やチームをサポートし、一体感を高めることの必要性につきましては、まち全体でスポーツ選手やチームを応援することは、市民同士の結束感が生まれ、地域に対する愛着につながることが期待できると考えておりますが、応援活動の方法や体制につきましては、状況に応じて検討するものと考えております。

次に、応援された選手が引退後、本市に戻り、子供たちを指導し、選手を育成することにつきまして

は、近年、スポーツの指導者不足と言われる中で、本市の子供たちの指導を担っていただけることは、本市のスポーツ振興にとって有意義であると考えております。

次に、スポーツ選手のセカンドキャリアやその支援につきましては、スポーツ選手のセカンドキャリアについては、子供たちなどへの指導や地域への貢献など地域社会の活性化に寄与できるものと思われる。

現在、本市においてスポーツ選手のセカンドキャリアについての支援はありませんが、スポーツ選手として高い技術を有し、指導者として、子供たちに夢や希望を与えることができるようなふさわしい人材がいた場合には、どのような支援を行うことができるか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 小池議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 3時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 一般質問をいたします。

居心地がよく歩きたくなるまちづくりについて伺います。

初めに、旧国鉄手宮線の活用と北運河の回遊性についてお聞きます。

現在、見直しが行われている総合計画の中には、様々なテーマが挙げられております。その中に「強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち」という項目で重点とされている観光における「小樽市の魅力を深める取組」の一つに「朝里川温泉、天狗山、北運河、祝津地域など、市内に点在する観光資源のニーズを捉えた磨き上げと発掘及び回遊性を高める取組」とありました。

ここで挙げられた地域の中で、交通の拠点である小樽駅からほど近いのは北運河であり、回遊性を高めることが小樽市の魅力を深める大事な取組となると考えます。

小樽運河の原風景、幅40メートルのままの当時の姿を残す北運河のかいわいには、小樽市指定歴史的建造物に指定された倉庫や建物も複数存在します。しかし、運河で有名な小樽市にもかかわらず、ほとんどの方は、中央橋から南側にある運河だけを見て、運河観光を終えてしまっております。最初から北運河を目指して観光に来る方は少ないことから、さらに北へと足を延ばしてもらうことが必要だと想定されます。

ここで課題となるのは、どうやって歩いてもらうか、回遊性を高めるかということですが、ここで注目すべきは、北運河と並行して散策路が存在する旧国鉄手宮線です。旧国鉄手宮線は、明治13年に部分開業した幌内鉄道の一部であり、小樽市が物流の拠点として成長するきっかけとしてだけでなく、日本の近代化を支え続けた路線です。昭和60年に路線が廃線となった後、活用方法を模索する中、軌道を残したまま平成13年に寿司屋通り側から中央通までの約510メートルをオープンスペースとして整備しました。平成22年3月には旧国鉄手宮線活用計画を策定し、平成25年から平成28年まで、小樽市総合博物館手宮口前まで1,096メートルの整備を進め、完成し、中心部の地域を起点に、北海道鉄道の発祥の地である小樽市総合博物館までの約1,600メートルの散策路が整備されました。

旧国鉄手宮線活用計画での活用テーマは、「まち・ひと・ときをつなぐ」です。「まちをつなぐ」として、市民が集う商店街、観光客が楽しむ堺町、昔ながらの姿が残る北運河や小樽市総合博物館などを

つなぐ。「ひとをつなぐ」として、市民が憩い楽しみ、観光客も訪れ、市民と観光客の交流が生まれる。「ときをつなぐ」として、先人が築いた小樽市の歴史を伝え、小樽市の魅力を高める。まさに旧国鉄手宮線の活用が旧国鉄手宮線活用計画で定めたテーマ、「まち・ひと・ときをつなぐ」のとおりにより実現することができれば、北運河地域も含めたまち中の回遊性が高まると考えられていたと想像がされます。

旧国鉄手宮線の活用が北運河への、また、北運河の活用が旧国鉄手宮線への観光客等の回遊性に与える影響について、見解をお聞かせください。

次に、夜間の景観形成についてお聞きします。

今までの議会議論の中でも、旧国鉄手宮線のライトアップについては夜の魅力づくりとして有効な取組との見解が示されています。今回お聞きするのはライトアップだけではなく、それも含めた夜間の景観形成についてです。

東京都の「良好な夜間景観形成のための建築計画の手引」は、夜間の景観形成に関して解説したのですが、この手引きの中では、夜間の照明計画の基本事項として、「まぶしく不快な光（グレア）の抑制」、「適切な色温度」、「演色性の確保」、「快適な陰影」、「鉛直面の明るさ」、「光のオペレーション」、「環境に配慮した照明」という「光の質の向上のための7原則」が示されています。具体的には、単純に光の量を増やすのではなく、周辺環境との調和に配慮したり、照度は確保しながら輝く度合いである輝度を抑え、光害を生じさせない照明を増やしていくなどというものです。

旧国鉄手宮線活用計画の基本方針の中で「素朴な風景」を演出し、鉄道施設としての歴史の保全を重視」、「夜間利用のために照明灯を設置」とされ、在来の照明に倣った街灯が設置されているかと思えます。しかし、素朴さが伝わっているのか、夜間における安全性・安心感を確保され十分に利用されているのかなど、夜間利用のための照明としての目的が利用者の目線で本当に達成されているのでしょうか。

小樽運河には2灯式のガス灯が全長1,140メートルの水路に沿って63基も並べられ、レトロな印象を与えていますが、夜景の写真にはライトアップされた運河通りの石造りの倉庫や古い建物も映り、幻想的でノスタルジックな夜間の景観をつくっています。

良好な光環境とは、地域の社会的状況や生態系、夜空を含む自然環境の特性を踏まえ、適切な照明により、社会の安全性・効率性・快適性や良好な景観を確保しながら、省エネルギーの実現や自然環境への影響を最小化する十分な配慮がなされた光環境のことです。

地域の個性を生かした夜間景観の形成の観点から、都市の発展とともに築かれてきた歴史的・文化的な地域の景観資源について、夜間でも存在感を感じられるよう、その特徴を光で演出されているか。このような事項を改めて検証し、魅力的な夜間景観の形成について検討する時期に来ているのではないかと考えますが、見解をお示してください。

次に、旧国鉄手宮線を支える体制についてお聞きします。

旧国鉄手宮線の活用に当たっては、ごみ清掃、花植え、花壇の管理、除雪などの維持管理を考慮する必要があり、市民と協働でまちづくりを推進するという観点から、全ての維持管理を行政が担うのではなく、また、市民が旧国鉄手宮線を守り育てるという姿勢は、市民に親しまれる魅力的な旧国鉄手宮線として来訪者にアピールすることにもつながることから、アダプト・プログラムなどを活用しながら市民と行政の役割分担の中で維持管理を進めていくことが考えられるとされていました。

現在、公園愛護会の制度を活用し、北海道鉄道文化保存会が旧国鉄手宮線愛護会を設立し、担っているようです。公園愛護会設立要綱の第3条では「愛護会は公園の地域住民をもって構成するものとし、

一公園につき一愛護会とする。」となっており、他の団体が同じ場所で愛護会という形では関われない状況かと思います。例示されていたアダプト・プログラムであれば、多くの団体や企業などが協力することも可能になると思います。

なぜ、公園愛護会の制度を活用したのか、その理由と現在の課題があればお示しください。

会員の高齢化や減少などにより、活動の継続が困難になる団体がほかの公園愛護会などでも生じてきていることなどから、もう少し多くの方や団体などが維持管理の活動に関われる制度を検討してはいかがと思いますが、見解をお示しください。

また、ほかの公園とは違い、小樽市の歴史を伝える遺産や文化財でもありますので、維持管理上の特殊性などがあればお示しください。

この項目の最後に、ウォーカブルシティについてお聞きます。

改めて、旧国鉄手宮線活動計画の活用テーマと現況について確認しますが、「ときをつなぐ」については、平成30年には北海道遺産に「小樽の鉄道遺産」として選定されていますし、北海道のアメリカ式鉄道関連遺産として、経済産業省の近代化産業遺産に登録され、令和3年7月16日に日本遺産の候補地域に認定された「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽～「民の力」で創られ蘇った北の商都～」の構成文化財となっていることから、テーマに沿った活用が進んでいると考えられます。

次に「まちをつなぐ」、「ひとをつなぐ」についてですが、これは場所と場所をつなぐことと、人と人との交流であるため、実際にこの地域を歩くことが鍵になると考えられます。

今、ウォーカブルな都市空間の形成が都市政策の重要な施策となっています。ウォーカブルとは、歩きやすいという意味で、ウォーカブルな都市空間とは、快適な歩行環境を備えた都市空間という意味になります。旧国鉄手宮線の活用テーマと現在の都市政策の重要な施策がリンクしているのではないのでしょうか。

令和2年6月に成立した都市再生特別措置法等の一部を改正する法律により、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出による魅力的なまちづくりの制度が整備されました。この制度では、市町村が都市再生整備計画に、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを進める区域を設定することで、国はその区域内で行う官民一体で交流・滞在空間を形成する取組を、法律、予算、税制等をセットで支援するものとなっております。

歩くまちづくりには、何より歩きたくなる歩行環境がなくてはなりません。歩きたくなる環境とは、にぎわいのある魅力的な沿道、町並みと、町並みと調和した快適な街路空間のことです。まさに旧国鉄手宮線の散策路や北運河などは居心地がよく歩きたくなる環境に十分ふさわしい場所であり、設定区域にもなり得ると考えます。

国土交通省は、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指し、市町村や民間事業者等による取組や、産学官等の多様な主体が連携する取組を支援していくために、まちなかウォーカブル推進プログラムとして取りまとめています。中心市街地を歩きやすく魅力ある空間に改変することで、中心市街地の活性化、地方税収の増加、交通弱者に優しいまちの形成、公共交通の利用促進などの効果が期待できるとされています。

道内他都市の状況を確認したところ、札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市などがウォーカブル推進都市として、政策実施のパートナーとして具体的な取組を進めており、中でも函館市はウォーカブル区域、滞在快適性等向上区域を設定しています。

国土交通省では、現在もウォーカブル推進都市は随時募集を受け付けていますので、小樽市もまずはウォーカブル推進都市として応募してはいかがかと思いますが、市の見解をお聞かせください。

このような制度の活用も視野に入れるとともに、整備や活用の効果などを検証・分析し、現在までの整備状況や周辺土地利用の変化、バリアフリーの観点、優れたデザイン、植栽、くつろぎのスペースとしてのニーズなどを考慮して、旧国鉄手宮線活用計画や整備の見直しをすることも必要かと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、スクールロイヤーについて伺います。

今、教育現場では、子育て環境の変化やSNS利用者の増加と低年齢化、学校に対する保護者の意識の変化等により、虐待やいじめ、学校や教育委員会への過剰な要求等の件数が増加しています。このような中、子供の最善の利益を最優先として、スクールロイヤー、専ら教育行政に関与する弁護士に関わってもらうことで、事案の未然防止や速やかな初期対応による問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることが期待されています。

文部科学省が実施した教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査（令和4年度間）によると、スクールロイヤーに相談できる体制が整っている自治体は、都道府県で82.9%、指定都市で80%、中核市で64.5%、中核市を含む市町村等で11.3%という実態が分かります。法務相談体制を整備した都道府県のうち、市区町村教育委員会も活用できる制度としていたのは28道府県となっています。

スクールロイヤー未配置の市町村でも88.5%が自治体の顧問弁護士に相談できる体制を整備しています。スクールロイヤーの新規配置を検討している市町村は6.3%で、このうち4割が令和5年度中、6割が令和6年度以降の配置を計画しています。

小樽市では、スクールロイヤーは配置していないかと思いますが、北海道教育委員会では、公立学校の学校運営を支援するとともに、教員の負担軽減に係る取組の一環として、令和3年度からスクールロイヤー制度を導入しています。

この制度は、学校での外部からの執拗な苦情や過剰な要求などトラブルの初期対応に関して、学校がスクールロイヤーからの助言を受けることが可能となっており、小樽市立小・中学校においても活用できるものです。

そこでお聞きしますが、小樽市では教育委員会として弁護士に相談できる体制はありますか。また、教育委員会と市長部局とが別々に弁護士に相談できる体制はありますか。

道教委のスクールロイヤー制度について確認いたしますが、制度の活用に当たっての申請の流れは、小樽市立学校から市教委、市教委から後志教育局、後志教育局から教育庁本庁のようになっています。このように市教委に相談する場合、メリットとして現場の管理職または教職員が直接弁護士に相談することにより、迅速な対応が可能となること、また、弁護士も直接現場の声を聞くことで現状を素早く把握することができることがメリットと言われています。

しかし、デメリットとして、情報の確認や決裁等で弁護士への相談や弁護士からの事実確認等の対応が遅れる可能性があります。また、学校では弁護士の助言を必要としているにもかかわらず、教育委員会の判断により、相談が必要な事案が弁護士につながらない可能性もあります。

このようなデメリットに対応するために、市教委では制度の活用に当たってどのような対応をされていますか、お示してください。

令和3年10月27日付事務連絡「学校における法務相談支援事業に係る相談事例の送付について」に「各学校において、対応が難しい事案が生じた場合には、法律的な観点からスクールロイヤー（弁護士）の助言を受けることができる制度となっております。申請すべき事案か判断に迷う場合なども含めて、お気軽に問合せくださるようお願いいたします。」と記載されております。

また、道教委ホームページに掲載されている「スクールロイヤー制度チラシ」には「～困ったときに

は、まず相談。相談しないことによるリスク（学校運営への影響）を回避しよう～」と記載されております。問合せ先や担当は、どちらも北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革係となっていました。

各学校において、スクールロイヤーの活用を申請すべき事案か判断に迷う場合なども含めて、学校から市教委を通さず道教委へ直接連絡し、事前に問合せや相談できるものと考えてよろしいでしょうか。もし、市教委を通して連絡が必要だという場合には、その理由をお示してください。

文部科学省が実施した「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査」によると、相談案件は、都道府県・市町村、いずれも「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に係る対応」、「いじめに係る対応」が最も多く、このほか「学校事故に係る対応」、「触法・非行・暴力等の問題行動に係る対応」、「教職員の不祥事に係る対応」、「不登校児童生徒に係る対応」などと続いています。

10年ほど前と比べて、本市においても法務相談が必要な機会が増えたと考えていますか。増えていると感じる場合、それはどのような背景や状況の変化があると考えていますか、見解をお聞かせください。

前出の調査において、法務相談の案件は「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に係る対応」が最も多いとされていました。度を越えたクレームや要求、文字にしにくい暴力的な言葉を次々と投げつける、こうしたカスタマーハラスメントに毅然とした対策を打ち出す民間企業が増えています。

一方で、対象者が市民であるという事情から、自治体のカスタマーハラスメント対策には特有の難しさがあるとされていますが、学校現場では、対象者が児童・生徒の保護者であることが多く、対応はなおさら困難となります。

前出の「学校における法務相談支援事業に係る相談事例の送付について」では、学校における法務相談支援事業の相談事例の過剰なクレームとして、保護者からの執拗なクレーム、暴言、数時間にも及ぶ時間外の電話等の事案が複数発生していて、対応する教職員のメンタルも疲弊しているというものが示されています。長時間、保護者の対応をしなければならないのかという論点ですけれども、執拗な長時間にも及ぶクレームについては、法律的には業務妨害に該当し得るものであり、必要以上の対応は不要とされています。

このように、こういった行為が不当要求行為等になるのか、明確な基準はあるのでしょうか。もしなければ、早急に基準づくりを進めていただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

また、不当要求行為等への対応マニュアルの作成と職員間での周知の徹底を行い、特定の職員に負担がかからない仕組みづくりも重要です。職員が不当要求行為を受けたにもかかわらず、自治体が事業主として適切な対応をしない場合、被害を受けた職員から責任を追及され、一職員の被害が自治体への損害賠償請求に至った事例も発生しています。

全ての職員に心身ともに健康な状態で業務に当たってもらうためにも、不当要求行為には毅然とした対応を心がけるためにも、市教委として学校での対応マニュアル等を示す必要があると考えますが、見解をお聞かせください。

このような事例の発生を抑えるためには、保護者や地域住民側の意識改革も必要となります。度を越えた要求が不当要求行為に当たることを認識してもらい、どの行為が該当になるのか、市として不当要求行為にはこういった対応をするのかについて、ポスターや市の広報誌などを利用して啓発活動を行うことも有効かと思います。このような不当要求行為の周知啓発について、市教委の見解をお聞きします。

被害を受けた対応者の救済に関しての方針を示すことも必要かと思います。相談体制の整備や担当者の変更などの対応、被害者のケアについて、どのような方針をお持ちか、お示してください。

「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」によると、弁護士に依頼できることは、助言・アドバイザー業務のほか、代理・保護者との面談への同席等もできることとされており、「保護者等が

限度を超えた要求を繰り返したり、学校・教育委員会に対して危害を加えることを告知したりするような場合や、保護者側の代理人として弁護士が就き、法的論争を必要とする場合等、弁護士が学校や教育委員会の立場に立った代理人として直接保護者等とやりとりをすることが適切な事案があります。」とされています。また、弁護士が学校や教育委員会の立場に立った代理人として保護者等との学校や教育委員会の交渉の窓口となることにより、学校や教育委員会の過度な時間的・精神的負担が軽減されることが期待されています。

しかし、道教委のスクールロイヤー制度では、学校への法務相談、道教委が主催する研修会等の講師、その他、対応が困難な諸課題の解決に関し、道教委が適当と認める活動とされており、代理、保護者との面談への同席等については触れられていません。

学校の代理などとして保護者との面談への同席等を依頼することはできますか。できない場合は、その理由についてお示してください。

文部科学省は、教員の負担軽減のため、学校が抱える問題に法的助言をするスクールロイヤーによる学校や教育委員会のアドバイザー業務等、代理人業務の双方を含む相談体制の整備などについて検討を求める通知を全国の教育委員会に出しました。通知は、保護者が限度を超えた要求を繰り返すなどした場合は、スクールロイヤーが学校や教育委員会の立場に立った代理人として直接やり取りをすることが適切な事案もあるにもかかわらず、令和3年度にスクールロイヤーを活用した39都道府県教育委員会のうち、保護者との直接交渉や保護者との面談への同席を依頼したのはごく一部であったことから、今後、助言業務と代理人業務の双方を担う法務相談体制の整備方法や具体的な運用方法について整理し、各教育委員会における一層の体制整備の支援をしていくので、円満な解決や教員の負担軽減のためにも、幅広く活用してほしいという概要と承知しております。

市内でスクールロイヤーが学校や教育委員会の立場に立った代理人として直接やり取りすることを希望する事案はありましたか、お聞かせください。

最後に、スクールロイヤーが助言業務と代理人業務の双方を担う法務相談体制の整備が必要であり、道教委にも相談体制整備の拡充を強く求めているかどうかと考えます。

今後のスクールロイヤーの配置及び体制整備について、市教委の見解とその理由をお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の御質問にお答えいたします。

居心地のよく歩きたくなるまちづくりについて御質問がありました。

初めに、旧国鉄手宮線の活用と北運河の回遊性についてですが、それぞれの活用がお互いの回遊性に与える影響につきましては、旧国鉄手宮線と北運河のエリアには、旧日本郵船株式会社小樽支店や小樽市総合博物館、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫などが点在しております。

現在、旧日本郵船株式会社小樽支店の施設改修や運営方法を見直し、小樽市総合博物館の展示内容の充実など、同エリアの魅力づくりに取り組んでおり、このことによって散策の動機づけがなされ、双方への回遊性が高まっていくものと考えております。

次に、夜間の景観形成についてですが、魅力的な夜間景観の形成につきましては、散策路の街灯は、かつて沿線で使用されていたようなデザインとし、明るさを抑え設置したのですが、改めて現場の状

況を確認し、夜間における安全性の確保と沿線住民への影響を考慮しつつ、地域の特性を生かした夜間景観を創出するため、どのような方策がよいか、検討してまいりたいと考えております。

次に、旧国鉄手宮線を支える体制についてですが、まず、公園愛護会の活用などにつきましては、アダプト・プログラムは、対象活動が清掃のみで、経済的支援は民間団体による断続的なものとなっております。

一方、公園愛護会は、対象活動である清掃や草刈りなどに対して経済的支援を継続的に行えることや草刈り機などの貸出しも行えることから、公園愛護会の登録を促したものであります。

また、公園愛護会にしたことによる課題はないと認識しておりますが、近年、愛護会の高齢化などによる担い手不足が課題であると考えております。

次に、多くの団体等が維持管理の活動に関われる制度の検討につきましては、先ほど申しあげました公園愛護会の課題を踏まえ、多くの方や団体等が公園愛護会として維持管理の活動に参加できる仕組みなどについて、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、他の公園と違う維持管理上の特殊性などにつきましては、草刈りにおいてレールや枕木があることにより、作業がしづらいことや、観光客などの歩行者が多いため、作業に細心の注意が必要になることが挙げられます。

次に、ウォークアブルシティについてですが、まず、ウォークアブル推進都市につきましては「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを目指す何らかの取組を実施中、あるいは構想等を持っている地方公共団体が応募の対象となっております。

現在、本市において、この要件に該当する取組はないこと、また、応募の有無にかかわらず、補助事業の採択に影響がないことから、直ちに応募する考えはありませんが、今後も引き続き、国の動向を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、旧国鉄手宮線活用計画等の見直しにつきましては、当該計画は、主に施設整備の方針を定めたものであり、旧国鉄手宮線の整備の完了に伴い、本計画も完了しているものと考えております。

しかしながら、整備後における当該施設周辺の土地利用やニーズも変化していること、また観光客も増加していることから、地域の回遊性や夜間景観の創出などについて、どのような方策が必要か、改めて検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 横尾議員の御質問にお答えいたします。

スクールロイヤーについて御質問がありました。

初めに、市教委から弁護士への相談体制につきましては、市教委が相談したい事案がある場合には、小樽市の顧問弁護士に相談することが可能となっておりますが、市教委が市長部局とは別に委託契約等を行っている弁護士はおりません。

次に、デメリットに対する市教委の対応につきましては、学校から市教委にスクールロイヤーの活用の相談があった際には、迅速に手続が行われるよう、市教委から申請前に後志教育局に連絡を行うとともに、学校が作成する申請書の作成を支援するなど、協力を行っているところであります。

また、学校から申出のあった事案については、全て後志教育局へ申請書を提出することとしております。

次に、学校から道教委へ事前に相談等を行うことは可能かにつきましては、スクールロイヤーの活用を申請する際には、道教委の学校における法務相談支援事業実施要項に基づき、市教委を通して手続を

行う必要がありますが、スクールロイヤーの活用を申請すべき事案か判断に迷う場合などは、学校から道教委の担当に事前に問合せや相談をすることは可能となっております。

次に、10年前と比較し、法務相談が必要な機会が増えているのかにつきましては、10年前にはスクールロイヤー制度がなかったことから、法務相談が必要な事案数を単純に比較することはできませんが、文部科学省は、虐待やいじめのほか、学校事故への対応等について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加しているとしており、本市においても、今年度、既に2件の法務相談が行われていることから、同様に増加傾向にあるものと認識しております。

次に、不当要求行為等の基準につきましては、保護者等からの相談を受けた学校は、成長過程にある子供に対し、将来的な視点を踏まえた対応を行う必要があることから、明確な基準を定めることは難しいと考えております。現在、学校に対して不当要求行為等の基準を示しておりませんが、今後、国や道、他都市の作成状況などを調査し、本市独自の基準を作成できるか、検討してまいりたいと考えております。

次に、不当要求行為に対応するためのマニュアル等を示す必要性につきましては、市教委としては、学校は保護者や地域住民からの要望に対して、その思いを的確に受け止め、信頼関係を築くことが重要であると考えていることから、保護者等との適切な対応の在り方を示した手引きの作成について、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、不当要求行為に係る周知・啓発についての市教委の見解につきましては、不当要求行為に関する周知・啓発を行うためには、明確な基準の設定が必要であるとともに、周知・啓発を行う取組が保護者等との良好な関係構築や児童・生徒への指導にどのような影響があるかも踏まえ、慎重に検討する必要があるものと考えております。

次に、不当要求行為に対する相談体制等の対応と対応者へのケアにつきましては、学校が保護者等から相談を受けた場合には、担任や担当教員任せにすることなく、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に対応することが大切であると考えております。

教職員が不当要求行為を受けた際には、管理職である校長や教頭に相談するとともに、その対応が難しい場合は、複数体制での対応や管理職に担当を変わるなどして、問題を学校全体で共有し、対応しております。

また、対応者へのケアについては、市教委が派遣するスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることが可能となっております。

次に、道教委のスクールロイヤー制度で弁護士に、学校の代理などとして、面談への同席等を依頼できるのかにつきましては、道教委の制度では、スクールロイヤーの業務は、学校からの法務相談であり、面談への同席等が業務に含まれていないことから、同席等を依頼することはできないこととなっております。

次に、スクールロイヤーが学校や市教委の代理人をすることを希望する事案につきましては、今年度、申請を受けた学校から、スクールロイヤーに直接やり取りしてほしいとの要望がありました。

次に、今後のスクールロイヤーの配置及び体制整備についての市教委の見解につきましては、現在、道教委で行っているスクールロイヤー制度では、助言をしていただくことはできますが、代理人業務はできないこととなっており、本制度を活用した学校からは、代理人として対応してもらいたいとの要望があったことから、道教委に対し相談体制の充実等について要望してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

○10番（横尾英司議員） 2点だけ再質問させていただきたいと思います。

旧国鉄手宮線の活用について、紹介させていただいたテーマのとおりに活用ができた場合の北運河への影響、また、北運河の活用が旧国鉄手宮線の観光客等の回遊性に与える影響があるのかということを開かせていただきましたけれども、具体的に、この旧国鉄手宮線の観光客が多くなることによって北運河の回遊性もまたよくなっていくのか、そういう意味で聞かせていただいたのですが、少し私の聞き方が悪かったのか分からないですけれども、周りの旧日本郵船株式会社小樽支店などを整備することによって回遊性が高まるというようなお話、具体的に旧国鉄手宮線の活用というか、市民と観光客が交流されるといったことが実現した場合の影響という部分は、はっきり聞けなかったと思いますので、もう1回この部分を確認させていただきたいと思います。

あと、もう1点ですけれども、スクールロイヤーのお話ですけれども、被害を受けた対応者への救済に関しての方針というのを確認させていただきますけれども、この辺の対応については、しっかりと学校なり、そういったところに周知はされているものなのか確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の再質問にお答えさせていただきます。

旧国鉄手宮線の回遊性について再質問がございましたけれども、今回答弁させていただいた考え方ですけれども、回遊性というのは、この先に行ってみたい、その先に魅力があるのだという、魅力の連続性によって回遊性が向上していくのだろうと考えております。

今回、魅力づくりという意味で申し上げますと、旧日本郵船株式会社小樽支店の改修を終えまして、今後、指定管理をすることによって、より集客力の高いイベントなどが行われるような仕組みづくりも検討していきたいと考えておりますし、小樽市総合博物館でも、電気機関車の新たな展示方法も今、考えて、間もなく一部公開することになっております。そういった先々に魅力をつくっていくことで回遊性を高めていくという趣旨でお答えさせていただきまして、手宮線の回遊性が高まれば、その効果というのが北運河地区にも波及するでしょうし、北運河地区への回遊性が高まれば、旧国鉄手宮線の回遊性にも関わってくるのではないかなというようなことでお答えさせていただきました。

ただ、直ちにそれで回遊性が高まるわけではないと思っておりますし、やはり歴史的な建物だけが並んでいるだけで回遊性が高まるわけではなくて、そこには商業的な機能も少なからず必要だと思っております。商業的な機能については、行政が直接、関わっていくわけにはいきませんが、そういった機能も誘導できるような形で、これから官民でもしっかりとその辺を協議してまいりたいと思っております。そういった意図で答弁をさせていただきました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 横尾議員の再質問にお答えさせていただきます。

被害を受けた対応者への救済に関しての方針が教育委員会から学校にきちんと周知されているのかというような再質問だったかと思います。

まず、スクールカウンセラーの活用ということにつきましては、各学校には十分周知されていると思いますので、それに対する申請については理解されていると思いますが、やはり校長のリーダーシップの下、担任や担当が一人で抱えたり、担ったりしないで、学校全体で組織的に対応していくということが大切でありますので、今後、そういうことも記した適切な保護者との対応の手引きみたいなものも作

成し、その中に不当要求行為等に対する対応の仕方なども盛り込みながら学校にお知らせしていきたいと思っております。

これまでの対応に加えて、そのような対応も周知していく中で学校を支援してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 横尾議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 一般質問します。

初めに、障害者控除対象者認定書についてです。

市民に知られていないと感じている制度に、この障害者控除対象者認定書があります。介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者に準じて、障害者控除対象者認定書を発行してもらえます。そして、税申告で障害者控除の適用になります。一般障害者ならば、所得税で27万円、住民税で26万円、住民税非課税となる所得が135万円に引き上がります。おおむね要介護4以上の場合、特別障害者として認定されることもあり得ます。特別障害者ならば、所得税で40万円、住民税で30万円です。本人でなくても、同居し、扶養している方が認定書の交付を受ければ、同居特別障害者控除の適用も受けられます。

ある80歳代の男性は、妻と2人世帯で、入院した際の医療費が高く、相談に来ました。今までは元気だったので、税負担について深く考えてこなかったというのです。介護認定は、と聞くと、要介護1だと話します。そこで、直ちに障害の窓口に行き、障害者控除対象者認定書の申請を行いました。その後、医療費・介護保険料の負担が減り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の下で各種給付金の対象になりました。

昨年度の納税義務者のうち、65歳以上の方は1万4,761人になります。2022年末の65歳以上の人口は4万5,013人ですから、約32.8%の方が課税者だということになります。昨年度、要支援2以上の要介護認定を受けた方は1万313人であり、これに32.8%を掛けますと3,382人となり、これが要介護認定を受けている方のうち、納税義務者のおおよその人数と想定され、障害者控除対象者認定書が該当する可能性がある方です。

市長は、本来、受けることのできる税控除が受けられず、納税義務者となり、医療費や保険料を多く負担している実態についてどのような感想をお持ちですか、お聞かせください。

認定書の発行件数は、過去10年で延べ発行件数が最も多かった年度が2015年度の376件、昨年度は302件でした。おおむね300件前後で推移しています。しかし、要介護認定を受けた人数は増えています。新規に要支援以上の認定を受けた人数は、昨年度で2,931人、要支援2以上の方は、認定者総数の86.7%です。新規の要支援2以上の方はおよそ2,530人と予測されます。この人数に先ほどの課税者割合の32.8%を掛けると約830人。ところが、障害者控除対象者認定書の申請件数は302件、まだ知られていないのではないかと推察します。

市長は、この申請件数を踏まえ、市民に制度が知られていないと感じませんか。

他市の状況について、主立った市に聞き取りを行ったところ、要支援2以上の要介護認定者に対して、認定書の発行件数の割合が多い自治体は、帯広市で11.6%、江別市で6.3%、苫小牧市で6.0%で、小樽市は2.9%でした。最も割合が多い帯広市では、昨年度の要支援2以上の要介護認定9,034人で、障害者控除対象者認定書の発行件数は1,050件でした。取組としては、案内文書の送付と共に申請書も送付しているとのことでした。

小樽市では、要支援2、要介護1から要介護5と認定された方に対して、「障害者控除対象者認定書の交付申請について」との文書を発送し、周知に努力をしていることは承知しています。

小樽市でも申請書を送付し、より申請しやすくするよう検討を求めます。お答えください。

小樽市ホームページで障害者控除対象者認定書と検索して真っ先にヒットする項目は、障害者ハンドブックの一部です。帯広市のホームページの障害者控除のページには、「障害者手帳がなくても対象となる場合がございます」と障害者控除対象者認定書の内容が示されています。一方、小樽市の場合、税申告の手引きには記載されていても、税申告のホームページでは、同様の記載がありませんでした。

税申告の時期に、広報での案内、ポスターの掲示やホームページでの案内などを強化し、申請件数を増やすための努力を期待しますが、市長の見解を示してください。

次に、図書館の駐車場の拡充を求めて質問します。

市立小樽図書館の駐車場台数は12台となっています。しかし、休日には、駐車場が足りず、路上に駐車し図書館を利用しなければならない状況が生まれています。図書館では、市役所駐車場の利用も呼びかけていますが、市民会館等でイベントがあると市役所駐車場も止めるところがありません。また、高齢になると市役所から図書館の道のりも苦労がかかります。

まず、利用を呼びかけている市役所の駐車場ですが、市役所駐車場の1台当たりの駐車スペースの幅は2.3メートル、奥行き5メートルとなっています。小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例は、駐車場整備地区及び周辺地区について適用される条例ですが、建設部によると、それ以外の地域であっても参考にするとのことでした。この条例では、駐車場の幅は1台当たり2.25メートル以上と定めています。ところが、国土交通省の標準駐車場条例では、幅2.3メートル以上、そのうち、0.3を乗じて得た台数は2.5メートル以上とし、そのうち1台分は、3.5メートル以上と定めています。また、1992年に建設省から発出された駐車場設計・施工指針では、小型乗用車は2.3メートル、普通乗用車は2.5メートル以上を原則としています。建設部の話では、新たに整備予定の新幹線新駅駐車場は2.5メートルの幅とのことでした。

このことに照らしても、市役所駐車場の幅員を拡大するべきではありませんか、お答えください。

あわせて、市長は、小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例の改正が必要だとは思いませんか。

話を図書館の駐車場に戻します。

教育長は、現在の図書館の駐車場の形状について、駐車しやすい駐車場との認識ですか、または駐車がしづらいとの認識ですか。

国土交通省の道路の移動円滑化に関するガイドライン、先ほど述べた施工指針によれば、障害者用駐車場は3.5メートルの幅員が必要です。しかし、図書館には3.5メートル幅の駐車スペースが存在しません。

道路の移動等円滑化に関するガイドラインに対応した障害者用駐車場の整備が必要ではないですか、教育長の見解を示してください。

図書館の利用者が利用しやすい駐車場と駐車スペースの拡充を求めます。お答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、障害者控除対象者認定書について御質問がありました。

まず、認定書の存在を知らず障害者控除を受けていない実態につきましては、障害者控除を受けられることを知らずに控除の申告ができず、市民税が課税となることで、医療費のほか国民健康保険料や介護保険料の額に影響のある場合はあるものと承知しております。

今後におきましては、障害者控除の該当となる方が適切に控除を受けられるようにすることが必要であると考えております。

次に、制度の認知につきましては、要介護認定の結果を通知する際に障害者控除申請の案内文書を同封しているほか、市のホームページにも記載し、周知を図っておりますが、より制度を理解していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、申請書の送付につきましては、要介護認定の結果を通知する際に、案内文書と共に申請書も同封してまいりたいと考えております。

次に、申請件数増のための取組につきましては、対象となる方に認知されますよう、市のホームページの内容をより分かりやすいものとなるよう見直すとともに、税申告の案内文書においても、認定書による障害者控除について記載してまいります。

次に、図書館の駐車場について御質問がありました。

まず、市役所駐車場の幅員につきましては、小樽市役所の敷地が狭く、高低差や形状が複雑なこともあり、日によっては十分な駐車台数を確保できていない状況にありますが、駐車される方の利便性や安全性を考慮いたしますと、拡幅は有効な手段であることから、今後、台数確保とのバランスを取りながら検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例につきましては、条例制定当時の道路構造令を基に駐車幅を2.25メートル以上と規定しておりましたが、現在の道路構造令では2.3メートル以上となっていることから、今後、条例改正について検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 小貫議員の御質問にお答えをいたします。

図書館の駐車場について御質問がありました。

初めに、図書館の駐車場についての認識につきましては、図書館の駐車場は、昭和57年の竣工当時から変わらないもので、自動車が安全に駐車し、出入りができることを念頭に、狭い敷地を有効的に活用するよう配置したものと考えております。

しかしながら、傾斜地に配置していることや、近年は車幅が広い自動車が増加していること、また、当館が今年度に行った利用者アンケートでも、駐車場に止めにくいといった御意見をいただいております、駐車しやすいとは認識しておりませんが、当館の敷地を最大限活用し、多くの方が利用できるよう、工夫しているものと承知しております。

次に、国土交通省の道路の移動等円滑化に関するガイドラインに対応した障害者用駐車場の整備の必要性につきましては、直近のガイドラインでは、「障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること」、「有効幅は、三、五メートル以上とすること」、「障害者用である旨を見やすい方法により表示すること」などの基準が示されており、当館の障害者用駐車場は、有効幅が若干不足しておりますが、正面玄関前の一番公道側を障害者用と表示し、御利用いただいているところでございます。

ガイドラインに対応した障害者用駐車場の整備につきましては、狭い敷地であることから、幅員を広

げると全体の駐車台数を減らすこととなるため、どこに障害者用駐車を配置できるかを含め、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、図書館駐車スペースの拡充につきましては、敷地が狭く、駐車場として使用できるスペースが限られており、大規模な駐車場配置の変更は難しいと考えております。

また、駐車場の幅員を拡幅することで、1台当たりの駐車スペースは広がりますが、現在の駐車台数を確保することは困難であると考えております。

このことから、現在、満車時には近接する市役所駐車場の利用をお願いしておりますが、今後は、周知方法を工夫するなど、市役所駐車場の利用を促していきたいと考えております。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

○6番（小貫 元議員） 再質問いたします。

最初の障害者控除対象者認定書の関係は、予想していたよりも、ある意味で全丸的な回答が来てしまっていてありがたかったのですが、引き続き期待したいと思います。

少し気になるのは、市の税申告と確定申告は、今は別の会場になってしまったということで、恐らく市民税申告との関係では、市の努力で、かなり対応していただけるのかと思って、今、期待して話を聞いていたのですが、税務署との連携なども今後、視野に入れていただきたいと思いますので、これについて一言お願いしたいと思います。

この件については、要介護認定のそもそもの分母が大きいので、本当にそういう面で、市は努力していると思います。

次に、図書館の駐車場に関連してですが、教育長の答弁もあったように、結局、図書館との関係では市役所駐車場の利用をこれからも呼びかけていくというところで、市役所駐車場の幅員拡大については有効な手段だということによって、台数の確保もあるから今後の検討だということなのですが、私は、図面を見てみて計算すると10台ぐらい止められる数が減ってしまうかと思うのです。ただ、この間、9月2日に市役所の駐車場を見て回ったら、3ナンバーの車、いわゆる施工指針では普通乗用車とされている車ですが、これが34台ありまして、約3割です。場合によっては、3ナンバー同士が並んでいるというところもありまして、そうなってしまうと、私みたいな体だとなかなか乗り降りが大変だろうと思って見ていました。

これはやはり、公用車の取っている分が十何台ありますので、それとの配置も含めて、検討することだったので、これは検討結果を待ちたいとしか言いようがないのですが、先ほど教育長からもあったように、幅が広い車が増えていきますので、ぜひ、そういった幅を増やすという対応を早急に求めたいと思います。これについてお願いします。

あと、肝腎の図書館です。これについては、今の障害者用駐車場はバックで止めると障害者がもう降りられない構図になっております。早急に配置の検討が必要だと思いますので、今後、検討ということではなくて、これは早急に検討すべきだということで、どうするのか、答弁を求めたいということで、再質問いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再質問にお答えさせていただきます。

私から駐車場に関して御答弁させていただきますけれども、議員からも御指摘があり、教育長からも

答弁がありましたが、車幅の広い車も増えているというのも現実だと思っております。本答弁の繰り返しになりますけれども、駐車される方の利便性、それから安全性も確保していかなければならないと思っておりますので、いろいろな角度から検討させていただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（柴田健治） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

税申告における障害者控除の申告でございますけれども、日頃から我々市民税の担当でも税務署との連携を図っておりますので、こちらについては、今後も連携を図った上で対応していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 小貫議員の再質問にお答えをいたします。

障害者用駐車場の配置について、早急に検討してはというなお話があったかと思います。私も現地に行って、実際に館長と共に障害者への駐車場の止め方をどのようにしたらいいのかということも含めて、検討したところでございます。そこで、やはり冬の問題もございまして、今の障害者用駐車場は冬はロードヒーティングになっているということ、また、車椅子を利用している方があそこを利用するということは、非常に玄関からも近いということもありますし、いろいろなことが考えられますので、今後、現在、使っている方々の声も聞きながら迅速に対応していきたいと思っておりますのでございます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

○6番（小貫 元議員） 今の答弁に関して一つだけ再々質問をいたします。

再質問では、図書館の障害者用駐車場について早急な検討をお願いしたいのだということを述べさせていただきました。あの位置というのは、仮に運転手が障害者の場合、前向きに止めなければいけない構図になっております。そうなりますと、いわゆる歩行者の動線と駐車場が一体となっているというのが今のあそこの駐車スペースの関係でして、統計的にも、バックで駐車場から出るときに事故が多いと言われておりますので、これは教育委員会だけではなくて、建設部の皆さんなどとも知恵を出し合って、早急にというところが答弁いただけていなかったもので、早急に検討するという議題になるのか、それとも、もうしばらくお待ちくださいということになるのか、再度、答えていただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

障害者用駐車場の止め方については、前向きに止めなければというところは私自身も承知しているところでございます。他部局との協議ということもありますので、まず、早急に他部局との協議はいたしていきたいと思っております。

それを受けまして、では、実際にどのようにすればいいのかということについては、今後、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 小貫議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時35分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 自由民主党の松岩一輝でございます。一般質問を行います。

初めに、子供と若者の意見聴取・反映についてであります。

令和5年4月に、こども家庭庁が発足されました。内閣府のこども家庭庁設置法の概要には、「こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする」旨の記載があります。

また、こども家庭庁の発足と同時に、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子供が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念には、子供や若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる、こどももまんなか社会の実現があります。子供・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、また、子供・若者の意見が尊重され、子供・若者のために何が最もよいことかを優先して考慮されることが重視されています。

本市では、こども基本法を踏まえ、子供や若者の意見の重要性や、聴取の在り方をどのように考えているのか、お示してください。

こども家庭庁の調査研究報告書では、子供や若者の意見聴取の取組内容について、計画や条例等による宣言や制度化、フォーラムや首長への報告機会等の開催、子ども議会などの常設の会議体や場の設置による意見収取・反映、不定期の機会や場による意見収集・反映、日常的な場における意見収集、アンケートやSNSによる意見収集・反映の6分類に、対象とする子供・若者の学齢を、小学低学年、小学高学年、中学生、高校生、大学生・一般の5分類に分けて国内先進事例をまとめています。

なお、こども家庭庁は、子供・若者をおおむね30歳未満と定義しております。

本市では、子供や若者の意見聴取において、どのような取組が行われているのか、お示してください。

子供や若者の意見を踏まえて、本市の政策の決定に反映されたことがあればお示してください。

市民が直接意見を表明し、計画策定等に反映される場として審議会等がありますが、子供や若者の委員としての参加状況についてお示してください。

子供や若者の意見聴取の取組としてよく用いられる手法に子ども議会の開催が挙げられます。本市では過去に平成4年の市制70周年の際に、小樽市子ども議会が行われておりますが、当時の概要と効果についてお示してください。

その後、今日まで本市の主催で子ども議会は一度も行われておりませんが、継続的に行われなかった理由をお示してください。

全国では子供や若者の意見を積極的に聞き取り、まちづくりに生かしている好事例が多数あります。これらの事例を本市ではどのように研究し、今後、実施されるお考えか、お示してください。

次に、災害時の情報発信についてであります。

内閣府が公表する令和6年の災害状況一覧には、本年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震を初めに、8月までに14の地震、津波、雪害、風水害が掲載されております。また、総務省消防庁が公表する令和6年の災害状況一覧には、令和6年能登半島地震など重複するものもありますが、大規模な火災を含め31の災害状況が掲載されております。このほかにも全国では中・小規模な災害も多数発生しておりますので、改めて我が国は災害の発生が多い状況にあることが分かります。

最近では、特に気象観測は精度が向上し、台風や暴風雪などの情報は、被害発生状況や地域を事前に予測して、公共交通機関の運休や大規模イベント開催の可否判断を行うことができるようになりつつあります。

また、8月8日に気象庁は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表しました。南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県においては、1週間程度、平時よりも後発地震の発生する可能性が高まっていることを踏まえ、地域住民に迅速に伝えとともに、避難態勢の準備等の呼びかけを行うなど、災害情報の重要性がより一層高まっています。

現在の災害時の本市の情報発信について、広報広聴課では日頃より、ホームページやSNSの運用をされておりますが、災害時はどのように運用されているのか、体制についてお示してください。

災害対策室は、各部署から寄せられた災害情報をどのように扱っているのか、お示してください。

消防本部は、災害情報をどのように扱っているのか、お示してください。

災害時の情報発信において、SNSは即時に情報の発信と収集ができる、災害に比較的強いという利点が挙げられます。2024年第2回定例会総務常任委員会において、市の公式SNS等による災害時の情報発信について質問を行いました。その際は、災害対策連絡室に広報広聴課の要員を含め、必要に応じ、情報発信できる体制を確保しており、被害状況や避難者のニーズ等を踏まえて、可能な限りリアルタイムで必要な情報発信を行うように考えている旨の答弁がありました。

災害対策連絡室等が発足する前の段階での情報発信はどのような体制になっているのか、お示してください。

広報広聴課の要員は、災害対策室とどのように連携しているのか、お示してください。

市民が必要と感じている情報やニーズをどのように考えているのか、お示してください。

可能な限りリアルタイムで対応することですが、夜間や休日は、誰が、どのように対応するのか、お示してください。

多数の観光客を受け入れている本市においては、災害対策連絡室等が発足されていない公共交通機関の運休など大幅なダイヤの乱れや大規模な事件事故の情報の発信も重要であると考えますが、その対応についてお示してください。

真偽不明な情報や故意のデマ情報の取扱いについて、分析や対応はどのようにしているのか、お示してください。

関連して、消防本部のエックスは非常に効果的に運用されていますが、投稿の内容を拝見いたしますと、災害救助、一般救助など、市民に分かりにくい表現であるように思います。以前、その点について市民に正確・迅速かつ、より分かりやすい情報を伝えるための工夫ができないか、消防本部に検討をお願いしましたが、その後の対応をお示してください。

次に、小樽市指定無形民俗文化財の保護についてであります。

これは、あらゆる事柄に共通した課題ですが、地域の少子高齢化や都市部への人口流出によって、様々なことがこれまでどおりに維持できなくなってきました。無形民俗文化財を取り巻く環境も、それらの影響を直接的に受けていると考えられます。小樽市指定無形民俗文化財は、忍路鯨漁撈の行事と高島越後盆踊りの行事の二つが指定されておりますが、文字どおり形のない民俗文化ですので、保護や振興に寄与するための継承者になる人材が減少することで、対外に向けて発信することも難しくなり、衰退の直接的な原因となってしまいます。

市指定無形民俗文化財には忍路鯨漁撈の行事と高島越後盆踊りの行事の二つが指定されておりますが、両行事の概要と指定に至った経緯をお示してください。

市内には踊りや楽器、歌など技法を用いた文化や芸能がほかにもありますが、市指定無形民俗文化財に指定される基準や指定されていない理由をお示してください。

忍路鯨漁撈の行事と高島越後盆踊りの行事は、それぞれ忍路鯨場の会と高島越後踊り保存会が保存団体として活動されておりますが、それぞれの活動の状況についてお示してください。

両保存団体ともに会員数の減少はもちろんのこと、それに伴う予算不足が課題であると伺っております。教育委員会として経年劣化による既存設備・備品類の修繕や買替えについて、どのような支援を行っているのか、また、今後の支援拡充策についてお示してください。

忍路鯨漁撈の行事と高島越後盆踊りの行事は、共に歌と動作が含まれており、保護や振興を図っていくためには伝統文化を継承する担い手の育成が欠かせません。小・中学生へのふるさと教育の中で、無形民俗文化財はどのように扱われているのか、お示してください。

今後、両団体が北海道や国の無形民俗文化財の指定を目指した場合、教育委員会が行うことのできる支援策について考えをお示してください。

最後に、通学路の交通安全対策についてであります。

本年7月23日、潮見台小学校付近の新富町の国道と交わる交差点において、横断歩道を渡っていた小学校2年生の男の子がごみ収集車にはねられて亡くなられるという大変痛ましい交通事故が発生してしまいました。未来のある小さな命が不幸にもこのような形で失われてしまったことは大変残念でなりません。そして、御遺族の悲しみや苦しみは、計り知れないほど深くつらいものであるとお察しします。

心よりお悔やみを申し上げます。

また、市内では今年に入って4件の交通死亡事故が発生しています。いずれも事故に関連性は認められないものの、改めて交通事故防止に向けた対策を徹底し、繰り返さない決意と取組が求められます。

7月23日に発生した小学生の死亡事故について、事故の発生箇所は本市が行った令和3年度の通学路の安全点検において、通学時間帯も交通量が多い交差点であり、スクールゾーンに進入する車両もあると認めながら、対策は児童への安全指導と啓発活動にとどまっておりました。この点、私は過去の議会議論においても効果的な安全対策を行えず、児童・生徒への指導啓発だけでは十分な対策とは言い難いのではないかと指摘しておりました。

まず、事故の状況や考えられる原因をお示してください。

警察や地域の住民などが事故現場の状況を確認し、住民などは警察や市に再発防止に向けた取組を進めるように要望したと一部報道がありましたが、再発防止の取組として検討されていることをお示してください。

死亡事故の発生による心的外傷後ストレス障害と呼ばれるPTSDなど、何らかの精神的な不調発症のおそれがありますが、当該児童が在籍していた学校の児童や教職員に対する専門的なケアの状況についてお示してください。

本市では、小樽市通学路安全推進会議が小樽市通学路安全プログラムを策定し、平成30年度から学校が交通安全、防災、防犯の観点から抽出した通学路の危険箇所のうち、複数機関による確認、協議が必要な箇所について、学校、警察、道路管理者、市、教育委員会による合同点検を行い、考えられる対策等を取りまとめ、公表しています。

改めて、令和3年度の合同点検において潮見台小学校付近の新富町の国道と交わる交差点を含む学校周辺の通学路は通学時間帯も交通量が多い交差点であり、交通規制のあるスクールゾーンに進入する車両もあることが指摘されております。しかし、対策としては児童への安全指導や啓発活動にとどまっております。

市内には、ほかにも、いつ交通事故が起きてもおかしくない児童・生徒、学校、地域住民から指摘されている危険箇所が多数あります。また、これまでの通学路の点検では、信号機や柵の設置が必要としながらも、物理的な対策が不十分という指摘も伺います。今後の通学路の点検と危険箇所の改善をどのように行う考えか、お示ください。

関連して、これまで通学時のバス運賃助成について、助成を受けられる基準の距離制限を緩和してほしい旨の質問を繰り返し行ってきました。市は、国の基準で助成しているため、全国市長会を通じて制度の見直しを求めるとの答弁にとどまっています。

繰り返しになりますが、歩道が整備されていない通学路も多く、特に低学年の児童には、周囲の交通状況に気を配りながら通学することが難しい場合もあります。今回の交通死亡事故を受けて、保護者や児童からは不安と制度改善を求める声がより一層寄せられています、教育委員会の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子供と若者の意見聴取・反映について御質問がありました。

まず、子供や若者の意見の重要性や聴取の在り方につきましては、子供、若者は、私たちと同じ、意見表明や自己決定などの権利の主体であるとともに、今を生きる市民として、共に地域社会をつくっていく、そして将来を担っていく大切なパートナーであるということをしっかりと認識しながら、その意見を傾聴する姿勢を持つことが、子供の視点に立った施策を展開する上で重要であると考えております。

次に、子供や若者の意見聴取の取組につきましては、市内の中学生を対象に年1回開催しているおたる子ども会議において、平成19年度と29年度には、次期総合計画の策定に向けて、それぞれ「私たちが望む未来の小樽」、「これからの小樽のまちづくり」というテーマで意見を伺ったほか、昨年度からは、市長との対話の時間という枠を設け、対話形式で私が直接中学生の意見を伺っております。

また、最近では、小樽公園のリニューアルに伴うアンケート調査やワークショップを小学生を対象に行っているところであります。

次に、子供や若者の意見の子供政策への反映につきましては、ただいま答弁いたしました小樽公園のリニューアルを小学生へのアンケート調査等を踏まえ進めていることや、中学校の部活動における拠点校方式の導入に当たり、実施する種目について児童・生徒の意見を、また、二十歳を祝う会の企画立案において、若者の意見を取り入れていることなどが挙げられます。

次に、審議会等における子供や若者の委員の状況につきましては、30歳未満の委員が所属している審

議会で申し上げますと、主なものとして、小樽市住宅行政審議会、小樽市生涯学習プラザ運営協議会、小樽市健康増進・自殺対策計画協議会であり、人数は、それぞれ1名となっております。

次に、市制施行70周年記念事業として実施した小樽市子ども議会の概要につきましては、実行委員会の主催により、平成4年7月に、市内28小学校から36名の児童が参加の下、模擬議会として行われ、「21世紀はこんなまちに」をテーマに、小樽市のまちづくりについて意見を述べてもらったものであります。

開催の効果といたしましては、参加者においては、市政に関する様々な課題を考えるきっかけになるとともに、地方自治の学習にもつながり、市といたしましても、発想豊かな小学生の意見を聞く場であったものと当時の記録から推察されるものであります。

次に、子ども議会が継続的に行われていない理由につきましては、平成4年に実施された子ども議会は記念事業として実施されたものであり、継続的に行うことを想定した事業ではなかったほか、子供の意見を聞く手法については、ただいま答弁いたしました、おたる子ども会議などの取組を通じ、子ども議会という形式にこだわらなかったためではないかと考えております。

次に、子供や若者の意見聴取・反映の好事例の研究などにつきましては、こども家庭庁のこども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書における国内先進事例の調査結果や、こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインの確認にとどまっておりますので、これらの事例などを参考に、本市で実施可能な取組について研究してまいりたいと考えております。

次に、災害時の情報発信について御質問がありました。

まず、災害時におけるホームページやSNSを運用する体制につきましては、災害対策本部、またはその準備段階である災害対策連絡室では、総括部広報班として広報広聴課の職員を含めた体制としており、適宜・適切に災害情報を発信することとしております。

次に、各部署から寄せられた災害情報の取扱いにつきましては、被害状況や災害対応状況などを時系列に取りまとめて管理し、各部局と災害情報の共有を行うとともに、北海道から求めがあった場合は報告するほか、市民や報道機関等に情報を発信することとしております。

次に、消防本部の災害情報の取扱いにつきましては、119番通報などにより、消防本部が把握した災害情報を、市災害対策室や関係機関と共有するとともに、国が定める火災・災害等即報要領に基づき、国及び北海道に報告しております。

また、消防車両の出動状況については、電話による災害状況案内サービス及び消防本部公式エックスを活用し、情報を発信しているところであります。

次に、災害対策連絡室等が発足する前の情報発信につきましては、発災もしくは発災のおそれがあるなど、市民周知が必要な場合は、広報広聴課へ連絡し、必要な情報を発信することとしております。

次に、広報広聴課と災害対策室の連携につきましては、災害対策本部または災害対策連絡室においては、総括部広報班として災害対策室と災害情報を共有するほか、災害対策準備室の段階では、災害対策室と常に連絡を取り合える体制としております。

次に、市民が必要と感じている情報やニーズにつきましては、特に災害被害の状況や避難所開設など、市民生活への影響が大きい情報については、地域住民の不安解消や混乱防止のほか、応急対策を円滑に実施する上で極めて重要でありますので、的確な情報発信が必要であると考えております。

次に、夜間や休日の情報発信につきましては、災害対策本部または災害対策連絡室においては、24時間体制で、広報広聴課が総括部広報班として対応しており、災害対策準備室の段階では、夜間、休日を問わず、災害対策室と常に連絡を取り合える体制としております。

次に、公共交通機関の大幅な乱れや大規模な事件事故の情報発信につきましては、市民生活への影響

など、事案の内容に鑑み、各担当課が把握している情報などを様々な方法により発信し、併せてFMおたるに情報を提供し、そこから市民に情報が発信されることになっております。

なお、公共交通機関に関する情報発信については、JRやバスなどの各社の運行状況のリンクを市のホームページにまとめて掲載することにより、必要な情報が届くように努めております。

次に、真偽の不明な情報や故意のデマ情報の取扱いにつきましては、災害時にSNSからの情報を活用することは有効と考えておりますが、偽情報や故意のデマ情報を峻別することは困難であることから、市民に対しては、公的な機関等から得た正確な情報に基づいて行動するよう周知するとともに、市といたしましても、同様の対応を基本といたしますが、情報の内容によっては、現場における確認が必要な場合もあり得るものと考えております。

次に、消防本部公式エックスでの情報発信につきましては、消防車両の出動の際は、速やかな情報発信に努めているところであり、これまで用いてきた出動種別が専門的な用語で分かりにくい表現であったことから、本年7月から、市民の皆さんが分かりやすくなるように表現を変更したところであります。

次に、通学路の交通安全対策について御質問がありました。

まず、7月23日に発生した事故の状況につきましては、青信号で横断歩道を渡っていた小学生の子供が左折してきた大型車両に巻き込まれ死亡するという大変痛ましい事故でありました。

事故の原因につきましては、現時点で正確な情報は得ておりませんが、大型車両には死角が多いということ、さらに、今回の事故については、運転手の左折時における左側方の巻き込み確認の不足が考えられるところです。

次に、事故の再発防止の取組につきましては、このたびの事故を受け、一般廃棄物収集運搬事業者のほか、大型車両を所有する事業者が加入する組合等へ改めて安全確認等の周知徹底やさらなる事故防止対策を文書で依頼したところであります。

このほか、小学校における交通安全教室の回数を増やすなどの取組を予定しておりますが、私としては、改めて交通安全運動の在り方を再考する必要があるのではないかと考えております。

また、教育委員会におきましても、2学期開始後、各小学校において児童を対象とした下校指導を既の実施しており、今後、全小・中学校を対象とした通学路安全プログラムに基づく合同点検を実施するとともに、各学校が作成している通学路安全マップの見直しを検討しているところであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 松岩議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、小樽市指定無形民俗文化財について御質問がありました。

まず、市指定無形民俗文化財二つの概要と指定に至った経緯につきましては、忍路鯨漁撈の行事は、鯨漁場として栄えた忍路に伝わる仕事唄、漁の節目に行う祝宴、大漁を祈願する神輿渡御などの関連行事の総体であり、高島越後盆踊りの行事は、新潟県の北蒲原郡、現在の新発田市周辺から高島地区へ移住した人々により伝承された2種類の踊りとはやしを交互に連続して行う盆踊りの行事であります。

指定に至った経緯については、各文化財の保存団体から文化財指定を望む要望書等が提出されたことをきっかけに、小樽市文化財審議会において行事の視察や協議を重ねた結果、忍路鯨漁撈の行事は、鯨漁にまつわる仕事唄や伝統行事などの継承が図られている点が評価され、昭和55年10月に指定しており、高島越後盆踊りの行事は、北海道の開拓史を物語る貴重な文化財である点が評価され、平成13年7月に指定しております。

次に、市指定無形民俗文化財に指定される基準などにつきましては、小樽市文化財保護条例では、国

または北海道の指定を受けた文化財以外の文化財で、市にとって重要であると認められるものを、小樽市文化財審議会の意見を聞いて指定することとしており、無形民俗文化財は、風俗慣習の由来や内容、民俗芸能の発生や変遷の過程などから、その重要性を審議しております。

他の行事などが指定されていない理由につきましては、歴史が浅いことや、由来や変遷が分かる資料の不足などが考えられますが、現在も市内の文化財候補の調査を継続しておりますので、歴史的に価値が高いと小樽市文化財審議会で判断されるものは、新たに指定される可能性があると考えております。

次に、各保存団体の活動状況につきましては、忍路鯨場の会については、会員数の減少や高齢化が進んでおりますが、忍路神社例祭における神輿渡御や地元小学校での体験学習などで、忍路鯨漁撈の行事の伝承活動を行っております。

また、高島越後踊り保存会については、高島公園での高島越後盆踊りの行事の実施に加えて、定期的な講習会やイベントでの踊りの披露、地元小・中学校での体験学習などの伝承活動を行っております。

次に、各保存団体への支援と今後の拡充策につきましては、現在、保存団体が実施する行事の公開などの事業費のうち、公開費や消耗品費、印刷費などを対象として補助金を交付することとしており、保存団体からの交付申請に基づき、財政的な支援を行っております。

公開に資する設備や備品類の修繕も対象となり得ますが、補助金には予算的な上限を設けておりますので、今後、要望があった場合は、予算の拡充について市長部局と協議を行うほか、文化庁や民間企業等による文化財助成事業の活用などについて助言してまいりたいと考えております。

次に、小・中学生へのふるさと教育での扱いにつきましては、各保存団体の皆さんに協力いただきながら、地元の小・中学校の授業の中で、郷土に対する愛着の醸成や無形民俗文化財の普及及び継承者の育成を目指した体験の場を設けております。

忍路鯨漁撈の行事については、忍路中央小学校の児童に対し、忍路と鯨のつながりに関する説明と船こぎや網起こしの実演、鯨漁の道具に触る体験を行っており、高島越後盆踊りの行事については、高島小学校と北陵中学校の児童・生徒に対し、盆踊りの歴史や由来に関する説明と保存会による実演、踊りの指導、盆踊り体験を実施しております。

次に、北海道や国の無形民俗文化財の指定を目指した場合の支援策につきましては、全国では、都道府県や国が詳細な調査を行った結果、市町村指定の文化財が都道府県指定に移行した事例があるほか、本市の松前神楽のように、北海道指定から国指定に移行した事例もありますので、そのような情報を各団体と共有するほか、必要な事務手続などについてサポートしてまいりたいと考えております。

次に、通学路の交通安全対策について御質問がありました。

まず、交通事故により亡くなられた児童が在籍していた学校の児童や教職員に対する専門的なケアの状況につきましては、事故発生当日に、市教委内に学校支援チームを設置し、担当者を当該校に派遣して児童や保護者、教職員の状況を把握するとともに、今後の対応について協議し、スクールカウンセラーを緊急派遣して、児童、保護者及び教職員の心のケアに努めたところであります。

次に、今後の通学路の点検と危険箇所の改善をどのように行うかにつきましては、市教委としては、このたびの事故を受け、これまでの通学路安全プログラムに基づく合同点検や危険箇所の改善に向けた取組が迅速に進められるよう見直す必要があると考えており、学校が行う危険箇所の点検につきましては、学校運営協議会を活用し、地域の方にも御協力いただきながら、これまで以上にきめ細かな把握を行うよう校長に対し、指示しております。

また、関係機関とこれまで年1回実施していた合同点検を、夏期と積雪期の年2回実施することで、季節に応じた危険箇所の現状確認を行ってまいります。

今後の危険箇所の改善については、これまで以上に迅速に進められるよう、小樽市通学路安全推進会議において、どのような連携や方策が考えられるか、協議してまいりたいと考えております。

次に、バス運賃助成制度の改善を求める声に対する市教委の見解につきましては、本市におけるバス通学児童・生徒に係る通学費助成事業は、国が定める豪雪地帯の基準を適用し、特別交付税として事業費の8割を交付されており、本市の基準を変更することは難しいため、スクールバスも含め、北海道の地域性に応じた新たな補助制度の創設について、引き続き、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて道や国に対して財政措置などについて要望してまいりたいと考えております。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

○12番（松岩一輝議員） 再質問いたします。

まず、大項目一つ目に子供と若者の意見聴取・反映についてという質問をしました。その中で、三つの審議会に若者が入っているという答弁がありましたけれども、その三つの審議会に入られた若者は、若い方を積極的に登用しようとして結果的に入ったのか、それともたまたま登用された委員の方が若い方だったのか、分かればお聞かせいただきたいと思います。

それから、大項目二つ目の災害時の情報発信については、多くの答弁で、必要な場合とか、必要に応じてというような答弁が続きました。私としては、その必要な場合とか必要な状況というのがどういうところかというのを質問いたしましたが、再質問として伺いたいのは、市民が必要と感じている情報やニーズをどのように考えているのかということに対して、必要な場合はという市長答弁があったように私は聞いたのですけれども、必要な場合というのはどういう場合かというのをお答えできれば答えていただきたいと思います。

それから、大項目三つ目は、市指定無形民俗文化財の保護について伺いましたけれども、全体を通して、教育委員会の生涯学習課とやり取りをしていただければ、いろいろな支援だとか、今後の保存、発展についていろいろと御意見、御協力いただけるということだったので、引き続き、両保存団体と関係を密にしていきたいということをお願いします。これは再質問ではございません。

続いて、大項目四つ目が通学路の交通安全対策についてでございます。こちらについては、まず、市長答弁の部分では、再発防止に向けた取組の検討として、市長から交通安全の再考という非常に強い答弁もありました。それから、教育長の答弁の中でも、これまでの交通安全対策を複数回やりたり、より充実して迅速にやっていくという強い答弁がありましたので、再質問では非常に全般的になりますので、ここの部分は後日の委員会で質問させていただきたいと思います。

ですので、再質問としては2点ございますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の再質問にお答えいたします。

審議会での若者の委員の選定についてですが、それぞれ職場が異なりますので、どういう過程で選定されたか私は承知しておりませんが、例えば小樽市住宅行政審議会でも申し上げますと、市議会議員の方が委員になっており、それから、小樽市生涯学習プラザ運営協議会につきましては、学校の事務職員の方がおなりになっており、それから、小樽市健康増進・自殺対策計画協議会では、エントリー制度によって委員をお願いしている方々とは承知しておりますけれども、このお三方をどのように選任されたかとかについては私としては承知しておりませんので、委員会か何かでお尋ねいただければと思

っております。

それから、災害についてお尋ねがありました。市民が必要と感じている場合ということなのですが、市民の方が必要と感じる情報というのは災害の状況によって、全く違ってくると思うのです。私が市長になって間もなく、北海道胆振東部地震が発生いたしましたけれども、例えば、そのときの例で申し上げますと、市民の皆さんが必要と感じている情報として、今ぱっと思いついたのは、停電がどのぐらいで解消されるのかということ、それから避難所の開設、あるいは支援物資の支給はどこで行われているのかということです。

最も多かったのが、今、皆さんスマートフォンをお持ちになっていますけれども、停電になりますと充電する場所がないわけでありますので、当時、小樽港に泊まっている船舶の協力もいただいてスマートフォンの充電を行いました、やはり長いところで3日間停電が続きました。松岩議員の先ほどの質問の中には、SNSが災害時に力を発揮するというような御発言もありましたが、スマートフォンの場合は、やはり停電には弱いということにもなります。

繰り返しになりますが、市民が必要と感じている場合というのは災害によって異なっておりますので一概には申し上げられませんので、今、北海道胆振東部地震の例を申し上げさせていただいて、答弁に代えさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 松岩議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 一般質問します。

初めに、高齢者運転免許自主返納について伺います。

近年、高齢化に伴い、運転免許を保有する75歳以上の高齢者は増加し、高齢者が占める交通事故の割合が高まっています。警察庁交通局の令和5年における交通事故の資料によると、特に75歳以上は、ブレーキとアクセルの踏み間違いなどの操作不適が多いことが分かっています。事故に至っていない、運転手本人が気づいていない場合でも、同乗中の家族や周囲の人が危ないと感じることもあって、今後、事故が起きるのではないかと心配の声も度々、私の周りでも耳にします。

本市の高齢化率は、2024年1月1日現在41.9%と年々上昇していることから、高齢者の交通安全対策は考えていかなければなりません。しかし、一方で赤岩地域など、急坂や近くにスーパーがないといった地域にとっては免許返納後の生活の不便さを思うと、なかなか返納に踏み切れない方もいます。

2020年4月から、さっぽろ圏高齢者運転免許証自主返納支援制度が始まっていますが、制度の効果は出ているとお考えでしょうか。

制度の協力店やサービス内容を見ると、主に札幌市の店舗が多くなっており、本市の運転免許の自主返納支援にあまりつながらないように感じます。本市でも利用できる協力店を増やすことは考えていないのでしょうか。

冒頭にも述べたとおり、生活のためにやむを得ず運転している方もいますが、家族が本人に免許返納を促しても、運転に問題ないとなかなか聞いてもらえず、苦勞している例も聞いています。こういった高齢者の運転についての相談窓口というのはあるのでしょうか。なければ、困っている家族に対して相談できる窓口が今後は必要ではないでしょうか。

高齢者の方が交通に不便を感じて自主返納をためらうことのないよう、高齢者が自ら運転しなくてもいい環境にしていくことが本市でも必要だと考えます。

道内では、運転免許返納者に対し、運転経歴証明書交付手数料を助成、バスやタクシーなどの公共交通の補助、商品券の交付を行っている自治体が多数見受けられます。例えば旭川市では、65歳以上の旭川市民であれば、スーパーなどの協力店舗において運転経歴証明書を提示することにより、店舗独自の特典を受けられ、そのほかにも70歳以上の方に対しては、市内を運行する路線バスのうち、市内の停留所相互間を利用制限なく1回100円でバスに乗車することができます。稚内市でも、免許返納した65歳以上の市民に2,000円分の地域商品券を交付、70歳以上の方に対しては定期路線バスまたはJR線の普通列車1回につき100円で利用が可能です。

本市では、自主返納に対しての交通助成はなく、高齢者の移動支援策として、ふれあいパス制度を推奨していますが、ふれあい回数券購入チケットは12枚と利用制限がされています。高齢による身体機能や認知機能の低下などの理由により、運転に自信がなくなった方などの自主返納を促すため、生活が不便になり、困ることのないよう、市として自主返納制度の拡充について改めて考える必要があるのではないのでしょうか。

次に、学校給食について伺います。

学校給食は、学校給食法で健康の保持増進や望ましい食習慣をはじめ、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであるということについての理解を深めることなどが目標として示されています。子供たちにとって給食は同じ味を共感し合う大事な学びの時間でもあります。

教育長は、学校給食は学びの一つだという認識でしょうか、御所見を伺います。

本市では、物価高騰対策として、食材の値上げ分に対する費用を補助し、児童・生徒の今年4月及び5月の2か月分の学校給食費を無償化にしました。保護者からは、新学期はいろいろと購入するものがあり、特に給食費の無償化は大変助かったと喜びの声を聞いています。学校給食費は、小学校であれば子供1人につき年間約5万円、中学校では6万円もかかります。そのほかにも学校で必要な学校教育費がかかるので、学校給食費は子育て世帯にとって重い負担となっています。

日本国憲法第26条第2項では、どんな家庭に生まれても、その家庭の状況に左右されることなく、全ての子供が義務教育を平等に受けられるように定められていますが、経済的に厳しい家庭の子供はもちろん、経済的余裕があっても保護者が多忙化し、1日3食を食べることが難しいという子供が増えています。

市長は、重点公約の中で、子育て支援策を着実に進めていくことや子供の学習環境の改善等を掲げています。物価対策や子育て支援として、学校給食費のさらなる負担軽減を求めますが、いかがですか。

学校給食の食物アレルギー対応について伺いたいと思います。

現在、教育委員会が把握している本市における食物アレルギーに該当する児童・生徒は、過去3年間どのように推移しているのでしょうか。また、その傾向についてもお聞かせください。

今年の2学期以降から、新たな取組として、給食提供食材からアレルギー28品目のうち落花生、クルミ、アーモンド、山芋など10品目を完全除去することになりました。完全除去することで、毎月、保護者が献立をチェックすることがなくなり、保護者の負担軽減になったことはよかったと思いますが、乳アレルギーを持つ子供の保護者からは、週2回から3回、そのほかにも、おかずに1品程度、食べられないことがあるのでお弁当を持たせることがある、お弁当の頻度が高い方に対しては、給食代の負担軽減をしてほしいという声があります。

完全に食べられない場合は、給食費の支払い免除になっていると聞いていますが、一部のお弁当の方に対しても保護者の負担は大きいと聞いています。札幌市では、アレルギーによる一部給食について減額が行われています。

公平性の観点からも、一部お弁当持参の児童・生徒に対して、給食費の負担軽減を考える必要があるのではないのでしょうか。

アレルギーの代替食は卵料理のみ提供しています。学校給食における食物アレルギーについては、安全性を最優先しなければならないので、対応は苦慮すると思いますが、代替がないものは、お弁当のおかずを持っていかなければならないわけですから、クラス内で孤立感を生んでしまう懸念があります。今後は、卵以外の代替食を増やすことも行っていただきたいと思います。いかがですか。

現在、小・中学校では、宗教上の理由で学校給食を満足に食べられない子供が15人います。宗教上の理由により給食が食べられない子供たちは各学校で対応し、保護者が献立を見てお弁当を持参するなど、食物アレルギー対応と同じように行われていると聞いています。中には、お弁当も持たず、何も食わず、給食時間を過ごしている児童・生徒もいたと聞きました。

教育委員会として、そうした実態を把握しているのでしょうか。宗教上、禁忌食材について、その学校の児童・生徒は誰でも食べられる献立を一つでも取り入れるなど、調味料や食材の工夫をすることも必要ではないのでしょうか。教育委員会では、現在、宗教上の禁忌食材について、どのような対応をしていますか。

最後に、給食の残飯処理について伺います。

小学生のときの給食が原因でカレーライスが食べられなくなった方からこんな話を聞きました。その方のお話では、給食を残した場合は持ち帰りができないので、カレーが入っていた食缶に残した牛乳を入れているのを見たときに気持ちが悪くなり、それ以降、カレーライスが食べられないとのことでした。現在も汁物は全て温食缶に入れ、汁物以外には、サラダなどが入っていた入れ物に入れて配膳室に持っていくと聞いています。このように、いろいろな子供がいるので、体調不良になってしまうなどの影響があることも考えられます。

残った牛乳は温食缶に入れるのではなく、そのほかの対応が必要ではないのでしょうか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

高齢者運転免許自主返納について御質問がありました。

初めに、さっぽろ圏高齢者運転免許証自主返納支援制度の効果につきましては、この制度は、運転免許証を自主返納したさっぽろ圏連携中枢都市圏に居住する65歳以上の方が、趣旨に賛同した協力店を利用する際に、運転経歴証明書を提示することで割引などのサービスを受けることができるものとなっております。

返納者が事務局である札幌市に何らかの届出をするものではなく、直接的な成果指標となる返納者数の推移については把握することができないものとなっておりますので、効果の測定は難しいものと考えております。

次に、協力店の増につきましては、現状ではこの制度の効果を測定することは難しく、この事業の拡大の是非を検討できる状況にないことから、私といたしましては、機会を見て、札幌市に対し、まずは本事業を効果測定が可能な事業とするように提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者の運転に係る相談窓口につきましては、北海道警察の免許センターには、運転に不安を

感じる方々やその御家族などからの相談を面談や電話により受け付ける安全運転相談窓口が設置されております。

本市におきましては、高齢者の運転に特化した相談窓口は設けておりませんが、そういった相談があった場合には、これまでも生活安全課でお受けしているところであります。

次に、自主返納支援制度の拡充につきましては、もともと運転免許証を持っていない方との公平性の観点を考慮する必要があるものと考えておりますが、高齢者の誤操作による事故の防止に向けては、運転に不安を感じる方の自主返納は必要なことと考えておりますので、それを促す手法について、引き続き検討してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 高野議員の御質問にお答えをいたします。

学校給食について御質問がありました。

初めに、学校給食は学びの一つだという認識については、学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図ることに加え、食に関する指導のための重要な教材として、児童・生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせる上で重要な役割を果たすものであることから、学びのための生きた教材であると認識しております。

次に、学校給食費のさらなる負担軽減につきましては、今年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食材の高騰分に補助金を交付することで、令和4年度から給食費の保護者負担額を据え置くとともに、4月と5月の2か月間、給食費を無償化する支援を実施しており、さらなる負担軽減につきましては、他の特定財源がない限り、難しいものと考えております。

次に、食物アレルギーを持つ児童・生徒数の過去3年間の推移につきましては、各年度5月1日の人数でお答えしますと、令和4年度は、小学校で77名、中学校で12名、計89名、令和5年度は、小学校で81名、中学校で19名、計100名、令和6年度は、小学校で74名、中学校で27名、計101名となっております。

また、この間の傾向としては、全児童・生徒数に対する食物アレルギーを持つ児童・生徒数の割合は、増加傾向にあるものと認識しております。

次に、一部弁当持参の児童・生徒に対する給食費の負担軽減につきましては、食物アレルギーの原因食物は多岐にわたっており、それぞれの原因食物について献立ごとに1食当たりの減額相当額を積算したり、原因食物の提供数を減らしたりすることは現状では難しい状況にありますが、今後、これらの対応が可能な原因食物について研究が必要であるため、他の自治体の状況などを調査してまいりたいと考えております。

次に、卵以外の代替食を増やすことにつきましては、文部科学省の定める学校給食における食物アレルギー対応指針では、食物アレルギーの原因食材ごとに調理作業を区分化し、専任の調理担当者等を配置し調理しなければならず、調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な対応は行わないこととされております。

本市の給食センターで卵以外の代替食を提供するには、これらの条件を満たすことが必要であることから、現状では代替食を増やすことは難しいものと考えております。

次に、宗教上の理由により給食を食べていない児童・生徒の把握につきましては、各小・中学校からは、宗教上の理由により給食をそのまま食べることができない児童・生徒が各自弁当を持参したり、禁

忌食材を除去して給食を食べており、給食時間に何も食べていない児童・生徒はいないと聞いております。

次に、宗教上の禁忌食材への対応につきましては、宗教によっては認証を受けた食材と施設で専用の調理機器を用いて調理しなければならないとされるものもあり、給食センターで全ての宗教に対応はできないものであります。

そのため、原材料やエキスを表示している食物アレルギー対応用の献立明細表を活用し、保護者に食べない献立を判断してもらう対応をしております。

次に、牛乳の飲み残しの戻し方につきましては、給食センターに戻す際、こぼれることがない温食缶に入れて戻すようにしておりますが、他の残菜と混じらないよう、専用の密閉容器を各教室に用意して回収することは給食配送コンテナの容量から対応が難しいものでありますが、今後、他都市の対応について調査・研究してまいりたいと考えております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

○5番（高野さくら議員） 何点か再質問させていただきたいと思います。

最初に、高齢者運転免許自主返納についてなのですが、答弁を聞きましたら、なかなか効果の検証が難しいということでした。質問で、本市でも利用できる協力店を増やすことは考えていないのでしょうかということを言いましたら、答弁では、札幌市について提言したいようなお話だったのですが、提言するということは、市としてその協力を呼びかけることも含めて考えたいということのお答えなのか、その点を確認したいと思います。

もう一つが相談窓口なのですが、警察で安全運転相談窓口があるということで、市の生活安全課に問合せがあったら、そちらも紹介していますということだったのですが、知らなければ市民の方が相談するということもなかなかないのかと思います。

冒頭に述べたように、やはり運転に不安がある高齢ドライバーの方はもちろん、家族の方が気軽に相談できるように、市でも今言った安全運転相談窓口につなげられるようなお知らせをしたりということも含めてやっていただけないかとは思いますが、その点を伺いたいと思います。

あとは、自主返納支援制度について、市としてお考えはないのかという質問をしましたが、自主返納を促すという取組は必要だという御答弁があったのですが、独自で考えるというようなお話はなかったのかと思います。

道内の状況を私もいろいろ見てきたのですが、道内では半分ぐらいの自治体が自主返納のいろいろな取組をやっていますので、ぜひ本市でも取り組んでいただきたいと思いますので、その点を再度、答弁を求めたいと思います。

次に、学校給食についてなのですが、食物アレルギーの部分で、公平性の観点からも一部お弁当持参の児童に対しての給食費の負担軽減を考える必要があるのではないのかということに対して、今、食物アレルギーもいろいろな方がいるから難しいような話があって、研究したいという答弁があったのですが、札幌市に聞きましたら、細かくきちんとやっているようなのです。牛乳が飲めない人は牛乳分をもらっていないというお話も聞いていたので、研究というよりは、実施に向けてどうやっていったらいいかということで臨んでいただきたいと思いますので、その点を答弁いただきたいと思います。

最後に、宗教上の禁忌食材について伺いました。なかなか難しいとは思いますが、しかし、この間、ほかの議員の方も言っていましたけれども、小樽市の人口を見ると、今、小樽市内の外国人の方が8月で1,000人を超えている状況です。昨年3月頃から毎月10人から20人程度増えていることから、やはり、

今後も小・中学校に外国人の方が増えていくということを考えると、各学校に対応を任せるということではなくて、教育委員会としても、食育なども含めて、周りの子供たちにも共感、理解してもらうように、今すぐには難しくても考えていく必要があるのではないかと思いますので、もう一度、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再質問にお答えいたします。

1点目の運転免許の自主返納に関して、札幌市に提言することについてお尋ねがありましたが、これにつきましては、現行の自主返納支援制度というのは、協力店から割引のサービスを受けられるという内容になっているのですけれども、結局どれだけの人がどれだけ使っているかということが分からない制度になっているので、それでは効果が検証できないことになります。制度を改めるということではなくて、効果を検証できる仕組みというのを考える必要があるのではないのでしょうかということを提言させていただきたいと思っていることでありまして、そういった趣旨で御答弁させていただきました。

それから、3点目の自主返納支援制度の市独自の取組についてのお尋ねかと思いますが、運転免許の自主返納支援制度を行政がやっていく場合についてなのですけれども、例えば何か事業をやって自主返納が進むかという、基本的にはそうではないと思っております。高齢者の方々にとって、自主返納が進まない背景には、お買物に行ったり、通院するのに不便になるということがあるわけなのですが、この問題を何か一つの事業で解消するということは難しいと思っております。

何点か思い当たるのは、一つは、車の誤操作によって重大な事故を引き起こすことになるということのアナウンスをしっかりとやっていくことですか、あるいは自主返納を促す何らかのインセンティブを考えていくという方法もあるかと思えます。

それから、やはり基本的には公共交通をしっかりと維持していくということもこの自主返納を進める上では必要になってきますので、この自主返納支援制度を進めないということではなくて、一つの政策や事業ではなくて、いろいろな観点から考えていく必要があるのではないかという趣旨で御答弁させていただきましたので、御理解いただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（佐藤靖久） 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、高齢者の運転に関する相談窓口の件で御質問があったと思いますので、その点でお答えさせていただきます。

市としましては、市のホームページに運転免許自主返納制度というページを設けておりまして、その中で自主返納制度のお知らせなどもしているのですが、確かに、案内窓口・相談窓口についての記述が載っていないというところもございますので、これについては、専門的な北海道警察の免許センターなどを御案内できるような形で、ホームページの見直し等について検討してまいりたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 高野議員の再質問にお答えをいたします。

一つ目は、食物アレルギーにより、お弁当等を持参している児童・生徒の負担軽減についてのお話だったかと思います。

牛乳の話が出ましたけれども、本市においては、食物アレルギーなどによって牛乳が飲めない子供には、お茶を提供しているということもございます。その他の原因食物の提供数のみを減らして、その減額分を算出するという事は、先ほども申しましたけれども、非常に難しいことになるかと考えております。

しかしながら、食物アレルギーを持つ児童・生徒の給食費の負担軽減に対応している他都市の状況もあるということもお聞きしましたので、他都市の状況を研究することで、今後どのような対応ができるか、検討してまいりたいと考えているところでございます。

2点目です。宗教上で給食を食べられない児童・生徒の対応についての再質問があったかと思います。

まず、児童・生徒の食育というお話がありましたが、各学級においては、児童・生徒に宗教上の理由で食べられない児童・生徒がいた場合には、その理由などはきちんと学級内の子供たちには説明をされているものと思われまます。

それに応じて、先ほども申しましたが、全ての宗教に応じた給食の提供というのは大変難しいと考えておりますので、詳しい献立明細表の提供を今後も継続して、食べられるものは安全に食べていただくよう、今後も指導してまいりたいと考えております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

○5番（高野さくら議員） 1点だけ再々質問したいと思います。

高齢者の自主返納支援制度の拡充についてなのですが、今、市長から御答弁がありました。確かに、免許を返納すると生活が不便になるのではないかとということで、確かに、支援して本当にそこにつながるのかということも難しいのかと思うのですが、市長からは、公共交通の維持もやはり大事だというお話もありました。

だとしたら、ほかの自治体は、免許返納者の部分だけではなくて、高齢者の移動支援ということでもいろいろやっているわけです。後志で見ても、自主返納者の運転経歴証明書の交付の手数料の助成をやったりですとか、いろいろやっていますが、小樽市はやっていない。ふれあいパスも結局、利用制限がされているということです。

そうすると、なかなか自主返納しようとならないのかとも思いますので、とにかく公共交通を進めていくというのであれば、その公共交通の部分も含めて拡充を考える必要があるのではないかと思いますので、もう一度、御答弁をお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

十分意図が伝わっていなかったかもしれませんが、高齢者の方々の運転免許証の自主返納を進めていくということは、やはり重要な施策だとは思っております。ただ、先ほど申し上げたのは、何か一つをやることによって自主返納が進むかということ、必ずしもそうではありませんので、幾つかの施策を複合的といいますか、重層的に進めていくことによって、その後押しをすることができるのではないのかということで答弁させていただきました。

今、高野議員がお話しされた支援策みたいなものは、先ほど私が答弁した中にあった返納を進めるインセンティブの部分に当たると思うのです。ですから、そういった他都市の事例も少し調べてみながら、何もやらないということではなくて、幾つか考えていかなければならないことの一つには、今、議員が

おっしゃられたような支援策、私はインセンティブと申し上げましたけれども、そんなことも考えていく必要があるのではないかということで御答弁させていただきましたので、御理解いただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第6号及び議案第21号につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、議案第7号ないし議案第18号につきましては、地方自治法第98条第1項の規定による権限を付与した決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

なお、両特別委員会につきましては、いずれも議長指名による9名の委員をもって構成することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。白川貴城議員、高野さくら議員、横尾英司議員、松岩一輝議員、佐藤奈緒美議員、下兼薫議員、高橋龍議員、小池二郎議員、前田清貴議員、以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。松井真美子議員、平戸理史議員、橋本布美絵議員、横尾英司議員、中鉢淳二議員、中村吉宏議員、面野大輔議員、高橋龍議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、いずれの委員会においても、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第26号につきましては総務常任委員会に、議案第20号、議案第22号、議案第24号及び議案第25号につきましては厚生常任委員会に、議案第19号及び議案第23号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「請願及び陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号並びに陳情第8号及び陳情第9号につきましては、予算特別委員会に付託いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から9月24日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時00分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 酒 井 隆 裕

議 員 白 濱 聡

令和6年
第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和6年9月25日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、新井田邦宏議員、中鉢淳二議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第26号、請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、前田清貴議員。

（21番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○21番（前田清貴議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第1号並びに陳情第8号及び陳情第9号につきましては、採決の結果、賛成少数により、いずれも不採択と決定いたしました。

次に、議案第1号及び議案第21号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第8号及び陳情第9号について、審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、議案第1号令和6年度小樽市一般会計補正予算、議案第21号小樽市保健所設置条例の一部を改正する条例案は否決、請願第1号総合福祉センターと保健所のウイングベイ小樽への移転の中止を求め、現地での建て替えをすることの要請方について、陳情第8号総合福祉センターのお風呂をなくさないよう求める陳情方について、陳情第9号総合福祉センターと保健所の築港地区移転計画の中止を求める陳情方については採択を主張し、討論を行います。

ウイングベイ小樽への保健所や小樽市総合福祉センターなどの公共施設の移転については、利用者の声を聞かず、丁寧に欠け、移転ありきで進めていくのは問題だと日本共産党は反対してきました。今回提案されている議案第1号や議案第21号は、公共施設等再編関連予算が含まれているので、賛成はできません。

これまで公共施設に関しては、小樽市公共施設等総合管理計画、小樽市公共施設再編計画、小樽市公共施設長寿命化計画の案が示され、その都度、市民や議会に示され、議会では特別委員会も設置されま

した。特別委員会でも丁寧に議論を行い、パブリックコメントを経てから策定されていました。

しかし、今回の移転については、保健所の運営に関することを協議する小樽市保健所運営協議会でも議論さえされず、議会に正式に示されたのは本年第1回定例会です。利用者や市民への意見聴取も不十分です。市民に周知をすと言いながら、決まってから知らせるのは民主主義ではありません。小樽市自治基本条例に照らしても、まちづくりは市民の参加に基づいて進めるという視点が抜けています。十分な期間も十分な議論もなく進めるというやり方は大問題です。

小樽市総合福祉センターでも、浴室の話については憩いやくつろぎ、レクリエーションの機能は浴室を廃止しても目的は果たせると市は言いますが、市民はそう思っていないから、市長と語る会でも移転に反対の声が上がり、お風呂を残してほしいという署名は350筆を超え、請願や陳情が議会に出されています。入浴施設があることで高齢者の外出意欲につながったり、心身ともに健康の一助になっていることは年間6,000人を超える利用者を見ても明らかです。利用者への説明が不十分なことは市自身も認めているわけですから、一度立ち止まり、移転計画は中止し、老朽化やバリアフリー等を改善するためにも現地での建て替えを検討すべきです。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いしまして、討論を終わります。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、下兼薫議員。

（16番 下兼 薫議員登壇）（拍手）

○16番（下兼 薫議員） 立憲・市民連合を代表し、請願第1号、陳情第8号及び陳情第9号につきまして、不採択の立場にて討論いたします。

この陳情と請願は、それぞれ保健所をはじめとする行政機能の一部をウイングベイ小樽に移転するに当たり、現在中心部にある保健衛生や福祉に関する機関が失われることに対する懸念を表したものであると理解しております。

まずもって、陳情・請願の願意として、数々の懸念があるとされ、合意形成がなされていないというお声があったのは事実ですし、市も市民のお声を聞くことが不十分だったことは認めています。

一方、ここで我々が考えるべきは、既存利用者の権利の保護と新たな場になることのメリット、あるいは、願意のとおり、保健所を移転しないとした場合に起こり得ることを考える責任があるということです。

そこで、今定例会の予算特別委員会での質疑によると、仮に移転の計画を中止となった場合、既に締結している工事事業者等との契約に対して巨額の支払い義務が生じてしまう可能性は十分にあるということがありました。単なる契約の履行・不履行という話にとどまらず、関係者への賠償責任や逸失利益まで考えると、金銭的にも労力的にも計り知れない影響が出てしまうことが予見されます。

他方で、これら陳情と請願を提出された方々のお気持ちをどう酌んでいくべきかは、大変悩ましく思います。特に、陳情第8号の説明の際にも言うておられましたが、入浴設備は、ただ汗を流す場ではなく、憩いの場としての役割があるわけです。それを思うと、入浴に来られていた方々が近隣等で交流できるスペースを設けることや、福祉施策の活用することなどで、場所が変わってもそこで形成されたコミュニティがばらばらにならないよう、一人一人に寄り添う形で対応していただけるよう、市には配慮を求めるものです。

以上をもって、討論とさせていただきます。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、佐藤奈緒美議員。

(14番 佐藤奈緒美議員登壇) (拍手)

○14番(佐藤奈緒美議員) 自由民主党を代表し、今定例会に付託された請願第1号、陳情第8号及び陳情第9号について、不採択の立場で討論いたします。

まず、請願第1号及び陳情第9号についてです。願意は、小樽市保健所と小樽市総合福祉センターのウイングベイ小樽への移転中止を求めるものです。今定例会での質疑から判明したことは、昨年12月に両施設の移転が示されてから、都度、議会に説明が行われていること。移転による行政サービスや、事務手続の継続性・安定性が考慮されていること。そのほか移転先へのアクセスも含め、メリット、デメリットも考慮され、さらには移転により高齢者の方々の健康や子育てへの高いメリットが期待できることが確認できました。

また、両施設の建て替えと移転のコストから考えても、建て替えが必ずしも有用であるとは言い難い状況であり、さらに現施設の耐震性、安全性を考えても検討を長期化させることは妥当ではないと考えます。よって、両施設の移転中止を求めるこれらの請願・陳情を採択することはできないものと判断いたしました。しかし、事業推進に当たり、今後は市民への速やかな情報提供をしっかりと行っていただきたいと思えます。

陳情第8号は、小樽市総合福祉センターのお風呂の設備存続を求めるものです。今定例会の質疑で確認できたことは、利用対象者に対する利用者数は限定的であり、それに対して大きな財政出動を行うことは市全体の公平性の観点から難しいこと。自助による入浴機会の獲得が困難と思われる方に対して相談等を受けて対応の用意があることなどであります。本陳情についても、この入浴施設が高齢者の方々の憩いの場となっており、それが願意の重要な要素であることは理解しますが、議論を総合的に判断すると、本陳情の採択は難しいと考えます。

以上により、請願第1号、陳情第8号及び陳情第9号につきまして、不採択の立場を主張し、討論いたします。(拍手)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、新井田邦宏議員。

(1番 新井田邦宏議員登壇) (拍手)

○1番(新井田邦宏議員) 公明党を代表して、請願第1号総合福祉センターと保健所のウイングベイ小樽への移転の中止を求め、現地での建て替えをすることの要請方について、陳情第8号総合福祉センターのお風呂をなくさないよう求める陳情方について、陳情第9号総合福祉センターと保健所の築港地区移転計画の中止を求める陳情方について、不採択の立場で討論いたします。

まず、請願第1号と陳情第9号についてです。小樽市公共施設再編計画には、保健所は、「1970年代以前に建てられた庁舎であり、建物や設備の老朽化が進んでいます。なかでも、本庁舎別館や保健所庁舎など、耐震基準を満たしていない老朽庁舎があり、対策が必要となっています。」とあり、早急な対応が求められております。

また、「総合福祉センターは、昭和45(1970)年建築の施設で、老朽化とともに耐震強度不足が確認されている施設です。」とあり、再編案の内容としては、利用可能な民間施設などが生じるまで現施設を当面維持と計画されており、当面維持とされていたものの、こちらも資する施設等があれば早急に移転の方向性が示されておりました。

小樽市公共施設再編計画での施設再編の考え方として、①施設総量(延べ床面積)の削減、②小樽市の特性や市民ニーズの変化に対応、③安全性の確保とあり、①の説明では、「適切な行財政運営を継続するには、現在保有する公共施設を維持し続けることは困難であるため、公共施設の総量を削減してい

きます。」とあります。今回の移転は、少なくとも保健所庁舎及び小樽市総合福祉センターだけで約4,800平方メートルの施設総量、延べ床面積の削減となり、異種施設の統合による複合化により多世代交流が可能になる、耐震性のある民間施設への移転、また、小樽築港駅直結とバス路線沿いであり、一定程度の利便性も兼ね備えており、移転の規模やタイミングは、小樽市公共施設再編計画からも適切であると考えます。

また、済生会ビレッジによるウェルネスタウン構想の場合でもあり、同じ建物内に行政機能を有することにより、官民連携の新たな形になる可能性への期待も大きいと言えます。

次に、陳情第8号についてです。小樽市総合福祉センターの浴室については、当初の設置した目的として、利用者の方の憩いの場、交流の場であり、また、設立当初のお風呂の普及率が低かったことがあり、それを補うものであります。現在、各家庭のお風呂の普及は、ほとんどの御家庭に進み、利用者の傾向も、ある程度固定の方々が利用されているようであり、公共性が低くなってきております。憩いの場、交流の場も、小樽市総合福祉センター設置当初に比べて市や民間のサービスが提供されてきており、入浴サービスの利用者数も20年前に比べると半数となっております。さらには、近年の物価高騰の影響もあり、維持管理するには少なくとも年間約400万円の公費負担ともなっていますし、浴室を維持するにしても、新設するにしても、今後、多額の財源が必要となることから現実的ではないものと考えます。

以上の理由により、請願第1号総合福祉センターと保健所のウイングベイ小樽への移転の中止を求め、現地での建て替えをすることの要請方について、陳情第8号総合福祉センターのお風呂をなくさないよう求める陳情方について及び陳情第9号総合福祉センターと保健所の築港地区移転計画の中止を求める陳情方について、不採択の態度を表明し、各議員の賛同を呼びかけて、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第1号、陳情第8号及び陳情第9号について、一括採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、請願及び陳情は不採択と決しました。

次に、議案第1号及び議案第21号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月11日に開催されました当委員会において、付託されております各議案について採決いたしました。

採決の結果、議案はいずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、議案第7号ないし議案第18号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第26号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において否決と裁決いたしました。

次に、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、いずれも継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第26号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を主張し、討論を行います。

議案第26号についてです。世界では、ウクライナ侵略を続けるロシアのプーチン政権が核演習や核威嚇を行い、米国をはじめNATO、北大西洋条約機構諸国も、核抑止力の拡大・強化を唱えるなど核をめぐる危険な情勢となっています。日本政府も核の傘を含む米国の戦力で日本への攻撃を思いとどまらせる拡大抑止の強化を米国と合意し、核抑止への依存をさらに強めています。日本は唯一の戦争被爆国であり、戦争の放棄と国際紛争の解決を憲法で誓った国として核廃絶に力を尽くす責務があります。日本政府に求められるのは、被爆国にふさわしい自主的平和外交です。日本政府の政治決断を後押ししていくためにも、地方から核兵器廃絶の世論を高めていくことが重要です。

小樽市は、1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも本条例案の制定が求められます。

次に、陳情第1号についてです。塩谷地区に住む自家用車を持たない高齢者などは、小樽市立病院や

済生会小樽病院など、通院や買物に行くために乗り継ぎをしたり、タクシーを利用しなければならない状況です。オタモイまで来ている、ばるて築港線を、せめて午前、午後それぞれ1往復延伸してほしいという要求は理解できるものです。

陳情第2号についてです。塩谷小学校は、小規模校ならではの取組を地域と一緒にやっている学校であり、小樽市の指定避難所及び指定緊急避難場所として地域住民の安心・安全の拠点としての役割も果たしています。地域におけるコミュニティの核としても重要な存在です。塩谷小学校の存続は必要と考えます。

陳情第5号についてです。今なお物価高騰が続き、労働者の賃金向上も進まない中、子育て世代の経済状況は大変です。無償を基本とする教育の一環である学校給食は国の予算で無償化を進めるべきですが、そうならない以上、まずは自治体として子育て世帯を支援するべきと考えます。

以上、各会派の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第26号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○18番（高橋 龍議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第3号及び陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第20号、議案第22号及び議案第25号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第20号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第22号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議案第25号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については否決を求めて、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方については採択を求めて討論いたします。

議案第20号です。本条例案は、児童手当法の一部改正に伴い所要の改正を行うものですが、マイナンバー関連であり、賛成できません。

議案第22号及び議案第25号です。いずれも健康保険証廃止によるものです。政府は、現行の健康保険証を本年12月2日に廃止する方針です。現行の健康保険証廃止後も有効期限間は利用でき、来年8月からは現行の健康保険証とほとんど見た目が変わらない資格確認書が発行される見込みですが、健康保険証廃止のみを強調し、なりふり構わずマイナ保険証をゴリ押ししています。

マイナ保険証利用率が低迷する中、政府は医療機関や薬局に217億円に上る支援金を配って利用量アップを図りましたが、利用は今なお低迷しています。そのため、今度は、利用実績の低い医療機関を療養担当規則違反となるおそれがあるなどと脅す始末です。現行の健康保険証廃止ありきで政策を推進するのではなく、国民と医療現場の声に向き合い、健康保険証を存続させるべきです。

以上の理由から、現行の健康保険証を廃止することに伴う条例改正については反対いたします。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5,000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく、住民諸団体も大変苦労しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことは重要です。

加齢性の中度難聴者の補聴器購入には、国からの補助はなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第20号、議案第22号及び議案第25号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、前田清貴議員。

（21番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○21番（前田清貴議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方については採択を求め討論を行います。

これまで述べてきたとおり、住民から安全対策として手すりの設置要望が出されています。歩行者等

の事故防止のためにも安全対策を考える必要があります。

以上、各会派の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第27号ないし議案第30号」を一括議題といたします。

まず、議案第27号ないし議案第29号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第27号小樽市教育委員会委員の任命につきましては、常見幸司氏の任期が令和6年10月17日をもって満了となりますので、新たに平井清子氏を任命するものであります。

議案第28号小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、杉下清次氏の任期が令和6年10月5日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第29号小樽市職員懲戒審査委員会委員の選任につきましては、中村誠吾氏が令和6年9月6日をもって辞任したことに伴い、新たに高橋龍氏を選任するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第30号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第27号ないし議案第29号はいずれも同意と、議案第30号は可決と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第5号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

(4番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○4番(酒井隆裕議員) 提出者を代表して、意見書案第1号訪問介護の基本報酬引上げの再改定を求める意見書(案)、意見書案第2号「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書(案)の提案説明を行います。

意見書案第1号です。訪問介護従事者の報酬額を上げ、介護従事者の生活を守ることにより、介護の社会化を維持するため、意見書を提出するものです。

意見書案第2号です。核兵器廃絶の実現に向け、日本政府が核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加をし、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的な役割を果たすよう求めるため、意見書を提出します。

各会派の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長(鈴木喜明) 次に、意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。

(15番 中村吉宏議員登壇) (拍手)

○15番(中村吉宏議員) 提出者を代表し、意見書案第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)について、提案趣旨を説明いたします。

本年1月1日に発生した能登半島地震では多くの方が犠牲となりました。また、今月は震災の爪痕が残る能登半島で、大雨の影響により、さらに犠牲者が発生いたしました。犠牲となられた方々には謹んでお悔やみを申し上げるとともに被災された皆様には改めて心よりお見舞いを申し上げます。

自然災害が多発する我が国の国土において、災害に強いまちづくりを行うことは喫緊の課題であります。強靱な国土を形成し、あらゆる自然災害から国民の生命や財産を守るため、国において必要な措置を講じることが、この意見書案が求める最大の事項であります。

さらには、防災・減災、国土強靱化を進める計画の早期策定、予算の確保をもって我々の生活基盤たるインフラの整備・強靱化の実行を早急に進めることを具体的に国に働きかけるという重要な内容の意見書であります。

そして、全国各地域で気候や土地柄にそれぞれの特性がある中で、我々の暮らす北海道最大の課題は、冬期に降り積もる雪であります。昨今の気候変動の影響で局地的な大雪が発生し、交通が寸断されるなど住民の生活のみならず、観光等で来道される方々にも大きく影響する問題が発生している状況下、こうした状況でも円滑な交通手段を確保できるよう、除排雪や雪害対策などについて国の支援を求めるものであります。

以上、生活の安心・安全確保のために、国に対策、対応を求める本意見書(案)について各会派、議員各位の御賛同をお願いし、提案趣旨の説明といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 次に、意見書案第4号及び意見書案第5号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、高野さくら議員。

(5番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○5番(高野さくら議員) 日本共産党を代表しまして、ただいま提出された意見書案第1号及び意見書案第2号は可決、意見書案第3号は否決の立場で討論を行います。

意見書案第1号訪問介護の基本報酬引上げの再改定を求める意見書(案)です。2024年度介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられました。介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の訪問介護の基本報酬の引下げで、訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が崩壊するおそれがあります。

2023年の訪問介護事業所の倒産は67件に達し、過去最多を更新しています。身体介護、生活援助等訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かさないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられず、介護崩壊を招きかねない状況です。訪問介護は、特に人手不足が深刻であり、ヘルパーの給与は全産業平均の月6万円も下回っており、基本報酬の引下げにより、人手不足に一層拍車がかかることが懸念されています。打開するためには、介護事業所の経営環境及び介護労働者の処遇改善が必要です。基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げが急務です。

意見書案第2号「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書(案)です。人類史上、初めて核兵器を違法化した核兵器禁止条約が発効されてから3年を迎えました。発効してから同条約を批准した国は、本年1月現在で70か国となり、署名も93か国となっています。同条約が実効力・規範力を高める中、日本政府は米国の核の傘の下で署名も批准もしていません。そうした日本政府の対応に、核兵器禁止条約への参加を求める地方議会の意見書が広がりつつあります。

第3回締約国会議は、広島・長崎に原爆が投下されてから80年となる2025年3月に予定されています。唯一の戦争被爆国として核兵器の非人道性を国際社会に訴え、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバーで参加し、核兵器のない世界の実現に向けて国際的なイニシアチブを発揮することが必要です。

最後になりますが、意見書案第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)です。政府が進める国土強靱化は、事前防災、首都機能維持などを言いながら大型開発事業を推進するものとなっています。国土強靱化基本法に基づく基本計画では、国土形成計画と一体で三大都市圏を結ぶ日本中央回廊の形成の事業や北海道新幹線整備などの事業推進が盛り込まれています。高規格道路については、バブル期と経済情勢が大きく変化している今日、必要かどうか、費用対効果等を精査すべきものです。

能登半島地震から学ぶべき教訓は、防災・減災に名を借りた大型開発、強靱な経済基盤の構築を目的とする国土強靱化の推進よりも、住宅の耐震化対策、住民と自治体が必要とする防災対策、住民の命と健康、そして地域経済を守る施策であり、国土強靱化の見直しこそが必要です。

以上を申し上げ、各会派の賛同を求めて、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 1時55分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 新 井 田 邦 宏

議 員 中 鉢 淳 二

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案・決議案

○令和６年小樽市議会第３回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和6年5月分、6月分、7月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号について

放課後児童クラブの民間委託について、市は、現在働いている放課後児童支援員は、原則として委託先に転籍することを前提に考えているというが、一般的に民間委託をすると、支援員の急な入れ替えに伴い、支援員の質への懸念や子供たちとコミュニケーションがとれなくなるといった不安が生じるといわれていることから、現在働いている支援員へ転籍の意向調査を行い、スムーズな転籍を進めてほしいと思うがどうか。

また、民間委託をすることにより、民間のアイデアや人材確保のノウハウを活かし、利用者の意向に沿った開設時間などの提案が期待できることから、公募型プロポーザル方式による選定を実施するに当たり、提案項目に開設時間に関する事項を入れてもらいたいと思うがどうか。

放課後児童クラブについて、現在、本市は行政サービスの公平性という観点から、一律に開所時間を定めているが、国が示している放課後児童クラブ運営指針においては、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定することとなっている。本市の保護者は、市内だけでなく、札幌市近郊などで働いている場合も多いことから、保護者の就労場所や就労時間などの実情を考慮した柔軟な対応が求められると思うが、クラブごとに開所時間を設定した場合、どのような課題があるのか。

また、市は以前に、遊びの環境が少なく、楽しくないから放課後児童クラブを退会したという児童の声を受け、体育館などでの遊びの環境を増やすという対応をしており、民間委託後もこれまでと同様の協力体制が得られるのか心配されるが、民間委託後の放課後児童クラブの遊びの環境について、どのような想定をしているのか。

放課後児童クラブの民間委託について、市は、今後新規に雇用される職員の給与について、委託業者に対し、転籍する職員の給与に準ずるよう求めていくというが、このようにできる担保というものはあるのか。

・議案第1号及び議案第21号、請願第1号並びに陳情第8号及び陳情第9号について

保健所、総合福祉センター、こども家庭センター等の行政機能が、ウイングベイ小樽へ移転することについて、市民からは、エレベーターや広い駐車場などのメリットがあり、早期移転を望む声がある一方、入浴施設の廃止に伴う行政機能の低下などを理由とし、移転に反対する声もある。

今回の移転では、入浴施設以外については、同規模の機能を維持するということであるが、市は、入浴施設について、どういった観点で廃止の判断をしたのか。

また、仮に陳情や請願の願意を満たすよう今から移転を中止した場合、市には、費用面でどれくらいの損失が生じたり、どのような法的責任の問題が生じたりするのか。

さらには、移転により失われる行政機能や役割を既存施設近辺にて補うことができないか、引き続き検討する余地はあるのか。

請願第1号及び陳情第9号は、どちらも保健所及び総合福祉センターのウイングベイ小樽への移転中止を求めるものであり、中止を求める理由の一つとして、交通の利便性を挙げているが、市は、移転先の交通アクセスについて、どのように考えているのか。

また、ウイングベイ小樽への移転は、ＪＲ駅やバス停等の公共交通機関に直結することによる利便性の向上、さらには、民間との連携による子育て機能の向上など、様々なメリットがあると考えているが、市は、このようなメリットがあることについて市民に説明をしてきたのか。

ウイングベイ小樽への行政機能移転について、市は、移転後はＪＲ駅やバス停に直結し、銭函地域などからも利用がしやすくなるとの認識を示しているが、総合福祉センターや勤労女性センターの利用者からは、移転後の交通アクセスが不便になるとの声が上がっていることから、必ずしも市民は交通アクセスが向上したと感じていないことについて、どのように考えているのか。

また、市が移転のことを議会に初めて説明してから予算計上されるまでの期間が短く、十分な議論がなされていないなど、今回請願や陳情が上がっている背景には、市民が納得していない現状があると考えられ、このような状況の中、行政として移転を進めるのは乱暴であることから、一旦移転について立ち止まるべきと思うがどうか。

小樽市総合福祉センターの入浴サービスについて、サービス開始の目的は、入浴設備がない個人宅が多く、その補填という意味合いに加え、高齢者の交流する場としての機能としても、浴室が必要であったというが、現在においては、個人宅での入浴設備も普及していること、維持管理費用や更新費用が高騰する中で、国の補助も見込めないことなどから、事業の効果を加味しながら、福祉サービス事業をやめるといった判断をしなければならないと思うがどうか。

また、小樽市総合福祉センターの入浴サービスは、現在までに多くの利用者の交流の場や憩いの場として活躍してきたことを踏まえると、一定程度の目的や役割を果たしてきたと思うがどうか。

・その他の質問

職員の欠員対策について、職員の離職率を減らす具体的な取組として、働きやすさの向上やメンタルヘルスのサポートなどの施策が重要であるとよく言われている一方、離職した若手の元行政職員の知人に話を聞くと、年功序列の賃金システムに納得できないなど、キャリアパスを明確化してほしいという人も少なくないが、本市ではこのことについて、どのように対応しているのか。

また、若手職員が職場で孤独感を抱くことやコミュニケーション不足が離職につながる要因の一つであると聞かすが、市は、チームビルディング及びコミュニケーション改善の取組をどのように行っているのか。

市は、各審議会等の委員の登用について、小樽まちづくりエントリー制度を活用する場合、積極的に若者を登用しているというが、各審議会等の参加方法が分からないといった理由から、この制度に登録している若者が少ないため、市民へ制度や参加方法を広く周知していく必要があると思うがどうか。

また、子供と若者の意見聴取と反映については、市として様々な検討が行われているところであり、事務分掌上、明確に担当が決まっているわけではないが、子供や子育てに関する政策を多く担っていることも未来部が研究しているという。

しかし、教育部や総合政策部などにも関係することであるため、担当課長や横断的に対応する部署の設置など、担当部署について議論を行ってほしいと思うがどうか。

自治体広告について、本州の高速道路の陸橋などには、自治体が競うように横断幕で広告を出しており、そのユニークなキャッチフレーズからは、いずれも自治体が打ち出したいイメージ戦略がうかがえる。

本市においても、1日3万台近くの車が走る札幌自動車道や、延伸する後志自動車道を活用し、小樽への転入を促すもの、観光都市小樽をPRするもの、おもてなしの精神で小樽を去る方に再訪を促すものなど、様々なシティプロモーションにつなげることができるのではないかとと思うがどうか。

また、土地などの状況が許せば、JRや一般道においても同様のアプローチが可能であると考えるがどうか。

新総合体育館整備事業の入札の在り方について、近年、本市で実施した小樽市立病院整備事業では、入札不調が続き、事業を予定通りに進められなかった経緯があったが、新総合体育館整備事業においても、同様のことが起こり、国の補助金が受けられないなど整備事業自体が滞る可能性があることから、今回はそのようなことがないようにしてほしいと思うがどうか。

また、小樽市新総合体育館整備事業実施方針案では、受注者である共同企業体から直接業務を受託する下請企業には、可能な限り市内企業を使用するよう努めることを明記しているが、今後、入札公告を行う際には、そのことをより具体的な数字での表現とするとともに、市内企業は大手ゼネコンと比較し体力的に弱いことから、年度ごとの支払いではなく、より細分化した支払いとするなどの配慮についても検討してほしいと思うがどうか。

不登校児童生徒の健康診断について、成長期において重大な健康リスクを見逃すことがないよう、不登校などの理由により健康診断を受けていない児童・生徒に対し、可能な限り健康診断の機会を設けていくことが大切であると思うが、不登校児童生徒の中には、来校することが困難な児童・生徒も多くいることから、医療機関など学校以外で受診できるような工夫や配慮をしたり、学校外で受診した場合の費用を助成したりするなどの支援を行うことについて、市はどのように考えているか。

市立保育所2か所で、通所する子供たちに対し、使用期限切れのフッ化物洗口剤を使用したフッ化物洗口が行われた事案について、市は、なぜこのようなことが発生し、原因はどこにあると考えているのか。

また、現在、市内小学校においても、市の事業として児童のフッ化物洗口を行っているが、保護者説明会を開催した際には事業の安全性を疑問視する保護者の不安な声があったという。

市には今一度、現場の実情の把握に努め、安全に万全を期するまで、小学校でのフッ化物洗口を当分中止してもらいたいと思うがどうか。

学校における働き方改革の一環として道教委により行われているスクールロイヤー制度は、現場の教職員に制度の周知がしっかり行われていることと、法務相談となる事例の周知が非常に重要であるとする。

現場の教職員がこの制度を知らなかったということがないように、周知を徹底してもらいたいのと、どういった行為が不当要求行為等に該当するのかといった市独自の基準や、保護者との適切な対応の在り方を示した手引きの作成が必要であると思うがどうか。

また、現場からは、スクールロイヤーに代理人として直接保護者とやり取りをしてもらいたいといった要望もあることから、道教委に対し、代理人として対応することも含めた相談体制の充実等について要望してもらいたいと思うがどうか。

ユマニチュードの考え方を取り入れることについて、近年本市の救急出動件数は増加傾向にあり、救急搬送される患者のうち高齢者が7割を超え、認知症患者も一定数いることで、救急隊員の負担が増えているという。

他市の事例では、高齢者の搬送で現場対応に困ることが多いため、救急隊員を対象としたユマニチュードのトレーニングを毎年行っており、ユマニチュードを活用することで、高齢者や認知症の方とのコミュニケーションを円滑にし、早期搬送につなげる取組が行われ、確実な効果を上げていると聞く。

相手に対する気持ちを相手に伝わる方法で示すということは、滞りなく業務を進め、市民サービス向上にもつながると思うが、市は、救急搬送の場面におけるユマニチュードの効果について、どのような見解を持っているのか。

また、本市の救急現場において、ユマニチュードの考え方を取り入れることについてはどう考えているか。

地域通貨について、市は、平成24年に行った地域通貨TARCA（タルカ）の実証実験において、整理すべき課題が多かったという。

課題の一つに、利用者の十分な理解が必要と挙げているが、現在は、スマートフォンやタブレットが普及し、Wi-Fiやキャッシュレス決済が使える店舗が増えている状況であり、平成24年当時とは環境が大きく変化していることから、同じ課題となる可能性は低いと思うがどうか。

また、地域通貨は、市内経済の活性化や、消費動向に関するデータの集積、消費者の利便性の向上などが期待できるため、先行している他都市の事例を調査し、実証実験システムの見直しや、地域通貨の機能を持ったアプリの利用検討を進めるべきと考えるがどうか。

地域通貨について、市は、Wi-Fi環境が整い、QRコード決済が一般的に利用されるようになった現在において、平成24年に行われた地域通貨TARCA（タルカ）の実証実験当時のアプリを利用することが望ましいか不明であるとの考えを示しているが、市として、当時のアプリ開発者から、意見を聴取するべきと考えるがどうか。

また、小樽観光協会が実施している、おたPay実証実験について、市は、今後開催されるDMO形成連絡会議において報告を受けるとしているが、担当者レベルにおいても、その事業経過を確認してほしいと思うがどうか。

今年は、第3号ふ頭のクルーズ船ターミナルの本格稼働や、小樽国際インフォメーションセンターの開業があり、多くの市民や観光客などが第3号ふ頭とその周辺を訪れているが、現在、港湾室庁舎前の交差点には横断歩道が設置されておらず、クルーズ船ターミナルから小樽国際インフォメーションセンターへ向かうためには、小樽港縦貫線と臨港道路の交差点にある横断歩道を渡ることになり、遠回りしなければならない。

クルーズ船客が小樽国際インフォメーションセンターに立ち寄りやすい動線にすることは、第3号ふ頭のにぎわいづくりに寄与すると考えられることや、今後、観光船ターミナルや緑地の整備が進むことで、さらに人の流れが増加することが予想されるため、安全確保やホスピタリティーの観点からも、できるだけ早く横断歩道の設置をしてほしいと思うがどうか。

地域共生社会について、市は、第1期地域福祉計画で有償ボランティアによる生活支援サービスについては、利用者が求める支援内容とボランティアが提供できる活動内容に隔たりがあり、ボランティアの多くが活動の機会を得られなかったとの認識を示している。マッチングの難しさは理解するものの、市には、ボランティアの登録を増やすことで利用者のニーズに対応し、事業を広げていくことに努めてほしいと思うがどうか。

また、第2期地域福祉計画で掲げている「多様な主体のつながりづくり」として、市は、町内会や地域で活動する団体がお互いに連携して取組を広げていけるよう団体への情報発信や世代間の交流の場となるイベントなどを行うとしているが、いろいろな世代の方々が交流できる場を提供することは重要であることから、市には率先して取り組んでほしいと思うがどうか。

無痛分娩には、出産時の痛みの緩和や不安感の低減、計画的に分娩を進められるなどのメリットが挙げられるが、市は、市内での無痛分娩のニーズや必要性について、現時点では把握していないという。

昨年からは市内の分娩施設でも、無痛分娩を選択できるようになったため、今後は、母子手帳の交付時などにおいて、市民のニーズや意向の調査に努めるべきと考えるがどうか。

また、今後仮に妊産婦検診費用が保険適用となった場合、市で検診を助成してきた財源は、引き続き子供を安心して産める環境整備に充てるべきと考えるがどうか。

放課後児童クラブでの食事提供について、こども家庭庁から、独り親家庭や経済的な困難を抱える家庭等の子供には夏休みなどの長期休業期間中の食事提供の配慮が必要であることから、放課後児童クラブ等において適切に対応してほしい旨の通知があったが、本市では現在全ての放課後児童クラブにおいて長期休業期間中に食事提供をしていない中、このような家庭のニーズや状況についてどのように考えているのか。

また、長期休業中の食事提供の方法について、こども家庭庁から給食センターでの食事提供や弁当事業者と連携した取組などの事例が紹介されているが、事業者からの意見聴取や他自治体の事例を参考にしながら、具体的な取組を進めてほしいと思うがどうか。

空き家対策について、市は、空き家の管理が困難な所有者等の代わりに、民間の企業等と連携し、空き家の保守管理の一部を行っているが、実際に管理代行が対応可能な件数の把握をしていないため、所有者等が空き家の管理を希望した際に、すぐに対応できない可能性があることから、市には、管理代行が可能な件数について情報共有を行ってほしいと思うがどうか。

また、空き家を解体した場合、土地と家屋分を合わせた全体の固定資産税が下がるケースもあり、固定資産税を試算するサービスは、管理不全空家や特定空家の発生を防ぐのに有効な手段であることから、このサービスを空き家ガイドブックなどに分かりやすく目立つよう掲載してもらいたいと思うがどうか。

さらに、市が開催する空き家に関するセミナーや相談会に参加できない方については、建築指導課の窓口で相談を受け付けているというが、日中では行くことができない方や行くことにハードルを感じている方もいることから、セミナーの動画配信を行うなど、時間帯を問わず相談しやすい体制を築いてもらいたいと考えるがどうか。

旭展望台へ向かう市道松山線について、観光ツアーを実施している方から、市道松山線をバスで通行する際に生い茂る木々が車両を傷つけるとの理由で観光バス会社にツアーの実施を拒否されたという旨の市長への手紙が本年8月に届いたという。

旭展望台へ向かう道路の樹木の管理については、車が通行する際に安心して通行できるよう、しっかり点検や整備等をやっていただきたいと3年前にも指摘をしており、市はその際に、車利用者に支障がないようにしていくと答弁しているにもかかわらず、今回このような手紙が届いてしまったことについて、どのように考えているのか。

また、当該箇所については、建設部と産業港湾部が協力し、道路管理及び樹木管理を行っていることは理解しているが、今後このようなことがないように、定期的なパトロールを実施の上、管理してほしいと思うがどうか。

○総務常任委員長報告（質問の概要）

市民の防災意識が高くないことや、町会の高齢化などが要因となり、本市の自主防災組織の数や消防団員数は、減少が続けている。

他の自治体では、中学校において他の部活と掛け持ちが可能な防災部という部活を設立し、防災対策会議への参加や、消火器とAEDの扱い方を学ぶことなどで防災ジュニアリーダーを育成したり、地域や消防団と連携した防災訓練、避難所開設訓練に中学生も参加することにより、地域の中で幅広い年齢層での一体感が生まれたりするといった事例があるという。

本市においても、中学生の世代に着目した取組を強化することで、将来的に自主防災組織の数の増加や消防団への加入促進につなげてもらいたいと思うがどうか。

本市の男性職員の育児休業取得率については、2022年度で28.2%、2023年度で44%と、大きく前進しているものの、いまだ半分以上の取得率であり、せめて1週間とか短い期間であっても半分以上の男性職員が取得をしたり、3か月を超えるような長期取得も増えたりするような取組を推進してもらいたいと思うが、育児休業の取得率向上に当たり、市が課題であると思うことは何か。

また、若い職員や子育て世代の職員が、働きやすい職場だと感じ、子育ての喜びや大変さも含めてしっかり経験できる環境の整備は、子育てに関する政策を重点として掲げている本市の姿勢を示すための大変重要な課題であると思うがどうか。

市は、今年7月に小学校2年生の児童が亡くなった交通事故を受け、通学路安全プログラムに基づいた合同点検、危険箇所の改善を迅速に進められるような取組の見直しや強化を行うというが、従来行ってきた児童への啓発や安全の周知・指導にとどまらず、市としての対応が難しい信号機や柵の設置など道路交通環境に対するハード面について、公安委員会や道路管理者にしっかりと要望を上げ、整備がなされるよう働きかけを行ってもらいたいと思うがどうか。

また、本市の通学バス代助成制度の対象者選定は、国が定める豪雪地帯の交付税措置基準を適用しているというが、今回の事故を踏まえ、低学年の児童に対する距離基準の緩和など、通学路の安全に向けて制度の見直しを行うことは考えていないのか。

小樽市歴史文化基本構想は、本市の観光経済政策や市民による歴史文化の掘り起こし活動に大きな役割を果たしているが、策定されてから5年が経過する中、新たな文化遺産を追加していく仕組みがないなどの課題もあることから、市には、文化遺産を認定する組織づくりを行うなど、この取組をしっかりと進めてほしいと思うがどうか。

また、小樽文化遺産のデータベース化については、広範囲にわたる業務があり、マンパワーの問題でデータベースの追加・修正ができていない状況にあるとのことだが、市が直営で全てを担うことは困難であり、このような状況だと基本構想に記載されている情報発信を進めることが困難であることから、市には、外部委託を含めた対応などを検討してほしいと思うがどうか。

本市のスポーツ振興について、小樽市出身のスポーツ選手の活躍をより広く市民に知ってもらうことや、スポーツ選手のセカンドキャリアを支援することは、本市のスポーツやレクリエーションの普及・啓発につながるとともに、観光だけでなく、スポーツでも市の知名度を上げることにもつながると考えるがどうか。

また、総合体育館で開催しているスポーツに関する教室を子供向けだけでなく、大人向けにも開催したり、町内会での運動に関する活動を推進したりするなど、大人に対するスポーツ振興にも力を入れ、様々な形で多くの市民にスポーツやレクリエーションへ関心を持ってもらえるよう普及活動に取り組んでほしいと思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質問の概要）

買い物支援について、本市では、個人商店等の撤退が続き、遠方までスーパーに出向かなければならない状況が見受けられ、以前と比べ高齢者の買い物が困難となっている。高齢者がスーパーに出向き自分の目で商品を選ぶことは、健康増進にもつながるだけでなく、市内の小売業の消費拡大にも貢献できると考えられることから、福祉部門だけでなく経済部門とも連携して、この問題に取り組んでもらいたいと思うがどうか。

また、高齢者が住む地域から商業施設までのバスの無償運行について、関連法令があることは理解するものの、市には、他都市の事例や事業者への聞き取り調査などを行い、福祉部門だけでなく庁内横断的に情報を共有しながら、このような買い物支援施策を検討してほしいと思うがどうか。

第3号ふ頭周辺の臨港道路について、市は、現時点においては、無電柱化の検討をしていないというが、道路の無電柱化は、都市景観の向上に加え、歩行者にとって障害物をなくすバリアフリーの観点や、都市災害防止の観点などから非常に重要であるため、国は無電柱化を推進しているという。

本市では、道道17号小樽港線、小樽中央線及び国道5号という無電柱化された道路が整備されているため、第3号ふ頭周辺の臨港道路を無電柱化することで、災害時の救護活動をする病院船の受入れにもつながり、また、より良い景観が創出され、クルーズ船や小樽の美しい町並みのアピールにもつながると思うがどうか。

天狗山の整備について、天狗山は、海が近く、山頂の近くまで交通機関が整備されているなど、非常にポテンシャルが高い観光資源であることから、市としてどのような観光拠点にしていくのか明確なビジョンを持って整備してほしいと思うがどうか。

また、一般的な観光だけでなく、その土地の文化を学んだり、地域の方々との触れ合いを楽しむ、アドベンチャートラベルという旅行形態の注目度が近年高まっており、そのような形態を好む旅行者においても、天狗山は、山頂までの遊歩道に生えているいろいろな樹木を見て、説明を受けながら歩くことができる仕組みなどがあれば喜ばれると考えられることから、過去数十年使われていない天狗山観光施設整備資金基金を活用して、整備してほしいと思うがどうか。

産業会館の活用について、市は、建物の共同所有者であるNTT東日本との意見交換を行ったほか、シェアオフィスやコワーキングスペースとしての活用の可能性などを産業港湾部内で検討したものの、全庁的な検討やNTT東日本との合意形成には至っていないというが、産業会館は市内中心部の貴重な施設であるため、有効的な活用を図るべきであり、まちづくり全体の観点で考えると所管部署だけでは難しい面もあることから、庁内横断的に議論ができる協議体をつくり、利活用について鋭意協議してほしいと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第22号及び議案第25号について

議案第22号及び議案第25号は、いずれも現行の被保険者証の廃止に伴う規定及び規約の変更という理解でよいのか。

また、議案第25号は、北海道後期高齢者医療広域連合長から、地方自治法第291条の11の規定に基づき各構成市町村議会の議決を求められたことによる提案であるが、仮に本市で否決となった場合はどうなるのか。

・その他の質問

町内会役員の成り手不足は、役員の仕事量の多さや仕事内容の不透明さが原因であると考えられることから、実際に役員が行っている作業を可視化するために、町内会の仕事の棚卸しをすることが、役員の成り手不足を解消する有効な考え方と思うがどうか。

また、他市町村では、プロボノと呼ばれる職業上のスキルを活かした社会貢献活動と、地域活動団体のマッチングを行う仕組みがあるというが、本市としても、プロのスキルとまではいかなくとも得意な作業を町内会の活動へ提供してもらう仕組みを構築できれば、デジタル化や魅力ある情報発信などにつながるのではないかと思うがどうか。

ごみのポイ捨てと不法投棄について、本市ではごみのポイ捨てを規制する条例が制定されておらず、個人のマナーやモラルに頼る部分が多い状況であるが、小樽運河や堺町かいわいでもたばこの吸い殻などが捨てられており、小樽のまちのイメージが損なわれていると感じるので、罰則規定のある条例を制定すべきと思うがどうか。

また、ごみの不法投棄についても、法律で禁止されているにもかかわらず、市内の道路や山間地、海浜地などで後を絶たない状況である。市民はもとより、観光客から小樽が少しでもきれいな町だと思われるよう、不法投棄を禁止する看板を目立つように改善したり、ごみの所有者・管理者を特定したりするなどの取組を強化してもらいたいと思うがどうか。

本市の公立保育所で使用期限切れのフッ化物洗口剤を使用していたことについて、他市で同様の事案が判明した際には、翌日に報道発表していることが多く、本市では1週間もかかっているため誠実さを感じないが、保護者の気持ちなどは考えなかったのか。

また、今後もフッ化物洗口事業を継続していくのであれば、現場の保育士の声を聞きながら、安全な取扱いと保育現場の環境整備を行い、二度と同じ過ちが起こらないようにすることが必要であると思うかどうか。

本市の「不妊検査助成事業」の助成対象者は、検査開始日時点で40歳未満の女性であるのに対し、10月から新たに始まる「先進不妊治療費助成事業」の助成対象者が不妊治療開始日時点で43歳未満の女性であることを踏まえ、「不妊検査助成事業」の助成対象者についても同様に43歳未満に拡大する予定という。

対象人数は少ないかもしれないが、事業をよく知っていただくことが非常に大事であることから、可能な限りの媒体を使用した周知活動を行い、周知の徹底を図ってもらいたいと思うがどうか。

○建設常任委員長報告（質問の概要）

市営住宅松ヶ枝A住宅の駐車場は、4号棟のみ駐車マスの白線が縦に引かれているが、1号棟から3号棟は白線が横に引かれているにもかかわらず、入居者は白線どおりではなく、縦に車を止めている状況であるという。

特に2号棟は、ほかの棟よりも入居者が多いため車を持っている方も多く、空いていなかったら1号棟の空いている駐車スペースに止めていることや、介護の車が止められない状況であるため、入居者からは白線を縦に引いて、駐車場を増やしてほしいという要望があることから、小樽市営住宅条例を改正し、駐車区画数を増やしてほしいと思うがどうか。

また、駐車区画数を増やさないにしても、現在の止め方は好ましいと思わないことから、例えば、駐車マスを5メートル、車路幅員を5.5メートルにしたり、横ではなく斜めに駐車するよう白線を引いたりなどして、駐車スペースを確保してほしいと思うがどうか。

道路整備について、道路交通法施行令の改正により、2026年9月から、一般道路のうち、速度規制がかかっておらず中央線などが無い生活道路においては、法定速度が時速60キロメートルから時速30キロメートルへ引き下げられるという。

市は、国から具体的な対応について示されていないため、まだ議論をしていないというが、今年本市で多発している悲惨な交通事故を踏まえると、警察庁の取組であるゾーン30プラスといった交通安全対策など、今後の課題や問題についてもしっかりと対応できるように議論してほしいと思うがどうか。

今年度の本市の除排雪事業について、一部の除雪ステーションエリアの見直しや、観光に配慮した除排雪の人力作業班の設置が行われるものの、除雪の出動基準の見直しは行われておらず、引き続き、降雪量に応じた出動基準であるため、吹きだまりや融雪などで除排雪が必要となるケースでは出動要件とはならないという。

地域の道路の特徴を十分に理解し、効率的な除排雪を行えるのは地域の事業者であるため、除排雪の時期や作業範囲などを事業者が裁量的に判断できるよう運営するべきと考えるがどうか。

また、除雪ステーションは、24時間体制で市民からの問合せを受け付ける体制であるが、事業者に大きな負担が生じているため、体制の見直しを行うべきと考えるがどうか。

道路の維持管理については、交通量や季節に応じたパトロール、補修が必要であり、市と受託民間事業者の両者による情報交換が重要であるため、パトロールで確認した道路状況を地図に落とし、情報共有するなど、パトロールの質を上げる取組に力を入れてもらいたいと思うがどうか。

また、道路の穴の補修や冬に撒かれた砂の回収など、市民から寄せられる要望に即時対応できない場合もあるのは理解するが、対応までの間は市民に見えない部分であり、心配も重なるものであるため、より良い方法での取組をお願いしたいと思うがどうか。

小樽市簡易水道事業における平成25年度から令和6年度までの年間基本水量は、締結された覚書に基づき、必要水量以上の水量が割り当てられていたが、令和7年度から札幌市が給水開始になることを機に、新たな覚書が締結されることにより必要水量に見合った年間基本水量となるため、余計な支出が削減されることになるという。

新たな覚書の期間は4年間であるが、その後の令和11年度以降についても、必要水量以上の割り当てとならないような見通しは立っているのか。

また、石狩湾新港地域では企業誘致が進められており、地下水の使用を選択する企業も多いことから、地下水と簡易水道のすみ分けを行い、簡易水道を使用する企業を増やしてほしいと思うがどうか。

訪問介護の基本報酬引上げの再改定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	酒 井 隆 裕
	同	小 貫 元
	同	下 兼 薫

この度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられました。そのことに怒りと不安の声が広がっています。このままでは在宅介護が継続できません。訪問介護は、身体介護、生活援助、医療機関への通院介助などを必要とする方、またその家族の生活を支える上で欠かせないサービスです。訪問介護事業所がなくなれば、本人や家族の意に反し、住み慣れた家で暮らしていけない、親を介護施設に入れざるを得ないという状況に陥ります。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模、零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が崩れるおそれがあります。訪問介護事業所の約4割が赤字になっている中で、2023年の訪問介護事業所の倒産は67件に達し、過去最多を更新しています。そのほとんどが地域に密着した小規模、零細事業所です。

厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回っています。ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍と異常な高水準です。

現場のケアマネジャーが、「ヘルパーを利用したい」といった相談を実際に受けても、相次ぐ訪問介護事業所の閉鎖と、現在運営している訪問介護事業所であっても人手が足りないという理由で断られることも多く、現在ヘルパーを利用している方の、入院や逝去によるキャンセルを待っているような状況です。

介護職員の処遇改善、介護人材の確保のためにも介護報酬引上げが必要です。

よって、政府においては、国民が安心して生活し続けられるよう、訪問介護の基本報酬引上げの再改定を早急に行うよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年9月25日
小樽市議会

議決年月日	令和6年9月25日	議決結果	否	決
-------	-----------	------	---	---

「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白 川 貴 城
	同	酒 井 隆 裕
	同	佐々木 秩

2021年に発効された核兵器禁止条約は、人類史上初めて核兵器を違法と断じました。2022年に開かれた第1回締約国会議、2023年の第2回締約国会議は核兵器保有国が核戦力の維持・強化、核使用の脅迫を行うなどの危機に直面しながらも、核兵器の使用を許さないという強いメッセージを発し、核抑止論からの脱却を呼びかけています。核兵器禁止条約は国際法としての実効性・規範力を高めています。

第2回締約国会議には、北大西洋条約機構の加盟国であるドイツやベルギーなども含め35か国がオブザーバー参加をしました。一方で、唯一の戦争被爆国である日本政府は、被爆者団体からもオブザーバー参加を求められたにもかかわらず、2回連続で参加を見送りました。

第2回締約国会議は被害者支援、環境修復、国際協力と援助に関する第6条と第7条に関して、次回会議に向けて計画をつくり、実行すること、そのための国際協力を進めることが確認されました。また、次回に向けて「核抑止」の危険を明らかにする報告書を議論・作成することになったことも重要です。

第3回締約国会議は、広島・長崎に原爆が投下されてから80年となる2025年3月に予定されています。唯一の戦争被爆国である日本の政府として、「核兵器禁止条約締約国会議」にオブザーバーで参加し、核兵器廃絶に向けた役割と責任を発揮することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年9月25日
小樽市議会

議決年月日	令和6年9月25日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-----------	------	-----	---------

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 尾 英 司
	同	中 村 吉 宏
	同	面 野 大 輔
	同	小 池 二 郎

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

しかしながら、北海道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えています。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークの整備が必要不可欠です。加えて、積雪寒冷地である北海道では、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要です。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要です。

よって、国及び政府においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 賃金水準の上昇なども加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- 3 人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 国土強靱化の事業計画等に基づく橋りょう、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。
また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の安全な暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
- 7 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 8 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実・強化を図ること。
- 10 堤防整備、ダム建設・再生、海岸整備などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対

応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年9月25日
 小樽市議会

議決年月日	令和6年9月25日	議決結果	可決	賛成多数
-------	-----------	------	----	------

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	松井真美子
	同	平戸理史
	同	松岩一輝
	同	佐々木 秩

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっています。2023（令和5）年の高齢ドライバーによる交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019（令和元）年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している状況です。

75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移をみると、2019年の75歳以上・80歳以上の免許保有者数（75歳以上583万人・80歳以上229万人）は、2009年の数値（75歳以上324万人・80歳以上119万人）と比較して、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、今後ますます高齢ドライバーが増えていくと想定されます。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や、交通事故を心配する家族等周辺の方々から相談を寄せられていた等の経緯から、運転免許の自主返納の取組が進められる中で、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっています。政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討していますが、公共交通の空白地域には課題が残ります。

よって、政府においては、全ての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、下記の事項について特段の取組を求めます。

記

- 1 高齢者の免許返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において、過疎地域を包含する地方公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。
- 3 自動運転移動サービスの導入に当たっては、地方公共団体に多大な財政負担が生じることから、政府においては導入を検討する地方公共団体に対し、必要な財政支援が行き渡るよう十分な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年9月25日
小樽市議会

議決年月日	令和6年9月25日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小	貫	元
	同	白	濱	聡
	同	橋	本	布美絵
	同	佐	藤	奈緒美
	同	高	橋	龍

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主としてたばこの煙やPM_{2.5}などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としてはせき、たん、息切れを特徴とします。現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置付けられています。COPDでは、肺泡が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下します。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺泡）は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になります。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されています。

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されています。日本COPD疫学研究（NICE study）の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされていますが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2,000人にとどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組の強化が必要です。

よって、政府においては、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、下記の事項について特段の対応を求めます。

記

- 1 地域におけるCOPDの検査体制の強化
 - (1) 地域の医療機関への、COPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師・保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底。
 - (2) 画像検査（胸部X線や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及。
- 2 受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進
 - (1) 地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組推進へのインセンティブ制度の導入。
 - (2) COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。
 - (3) COPD関連の厚労科研費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化。
- 3 COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上
 - (1) COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識・経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修の推進。
 - (2) COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年9月25日
小樽市議会

議決年月日	令和6年9月25日	議決結果	可	決	全	会	一	致
-------	-----------	------	---	---	---	---	---	---

中村誠吾議員に対する議員辞職勧告決議（案）

提出者	小樽市議会議員	酒井隆裕
	同	横尾英司
	同	中村吉宏

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

しかし、中村誠吾議員は令和6年8月24日に地元町内会のイベント会場において酩酊状態で住民とトラブルを起こし、子どもたちを含む市民の方に対して暴言を吐き、テレビ・新聞等で繰り返し大きく報道されたことにより、小樽市や小樽市議会に対する市民の信頼を失墜させた。

このことは、8月28日に開催した記者会見において中村誠吾議員本人も「暴言ですね。相手の方にお詫びさせていただきたい。」と自分の行為を認めている。

立憲民主党北海道総支部連合会も、中村誠吾議員の「公職の辞職勧告」を行うことをすでに決定した。

我々議員には、政治的、倫理的な責任が厳しく求められている。いかなる理由があろうとも、これほど市民を巻き込んで混乱を招いた事実は許されるものではない。

よって、小樽市議会は、中村誠吾議員に対し、自らの意思と責任により、市議会議員の職を辞することを強く求め、勧告するものである。

以上、決議する。

令和6年9月9日
小樽市議会

議決年月日	令和6年9月9日	議決結果	可決	賛成多数
-------	----------	------	----	------

令和6年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会 期 令和6年9月3日～令和6年9月25日（23日間）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	令和6年度小樽市一般会計補正予算	R6.9.3	市長	R6.9.11	予 算	R6.9.17	可 決	R6.9.25	可 決
2	令和6年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正予算	R6.9.3	市長	R6.9.11	予 算	R6.9.17	可 決	R6.9.25	可 決
3	令和6年度小樽市国民健康保険事業 特別会計補正予算	R6.9.3	市長	R6.9.11	予 算	R6.9.17	可 決	R6.9.25	可 決
4	令和6年度小樽市介護保険事業特別 会計補正予算	R6.9.3	市長	R6.9.11	予 算	R6.9.17	可 決	R6.9.25	可 決
5	令和6年度小樽市後期高齢者医療事 業特別会計補正予算	R6.9.3	市長	R6.9.11	予 算	R6.9.17	可 決	R6.9.25	可 決
6	令和6年度小樽市下水道事業会計補 正予算	R6.9.3	市長	R6.9.11	予 算	R6.9.17	可 決	R6.9.25	可 決
7	令和5年度小樽市一般会計歳入歳出 決算認定について	R6.9.3	市長	R6.9.11	決 算	R6.9.11	継 続 審 査	R6.9.25	継 続 審 査
8	令和5年度小樽市港湾整備事業特別 会計歳入歳出決算認定について	R6.9.3	市長	R6.9.11	決 算	R6.9.11	継 続 審 査	R6.9.25	継 続 審 査
9	令和5年度小樽市水産物卸売市場事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	R6.9.3	市長	R6.9.11	決 算	R6.9.11	継 続 審 査	R6.9.25	継 続 審 査
10	令和5年度小樽市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定について	R6.9.3	市長	R6.9.11	決 算	R6.9.11	継 続 審 査	R6.9.25	継 続 審 査
11	令和5年度小樽市住宅事業特別会計 歳入歳出決算認定について	R6.9.3	市長	R6.9.11	決 算	R6.9.11	継 続 審 査	R6.9.25	継 続 審 査
12	令和5年度小樽市介護保険事業特別 会計歳入歳出決算認定について	R6.9.3	市長	R6.9.11	決 算	R6.9.11	継 続 審 査	R6.9.25	継 続 審 査
13	令和5年度小樽市後期高齢者医療事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	R6.9.3	市長	R6.9.11	決 算	R6.9.11	継 続 審 査	R6.9.25	継 続 審 査
14	令和5年度小樽市病院事業決算認定 について	R6.9.3	市長	R6.9.11	決 算	R6.9.11	継 続 審 査	R6.9.25	継 続 審 査
15	令和5年度小樽市水道事業決算認定 について	R6.9.3	市長	R6.9.11	決 算	R6.9.11	継 続 審 査	R6.9.25	継 続 審 査
16	令和5年度小樽市下水道事業決算認 定について	R6.9.3	市長	R6.9.11	決 算	R6.9.11	継 続 審 査	R6.9.25	継 続 審 査
17	令和5年度小樽市産業廃棄物等処分 事業決算認定について	R6.9.3	市長	R6.9.11	決 算	R6.9.11	継 続 審 査	R6.9.25	継 続 審 査
18	令和5年度小樽市簡易水道事業決算 認定について	R6.9.3	市長	R6.9.11	決 算	R6.9.11	継 続 審 査	R6.9.25	継 続 審 査
19	小樽市空家等対策会議条例の一部を 改正する条例案	R6.9.3	市長	R6.9.11	建 設	R6.9.19	可 決	R6.9.25	可 決
20	小樽市行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関 する条例の一部を改正する条例案	R6.9.3	市長	R6.9.11	厚 生	R6.9.19	可 決	R6.9.25	可 決
21	小樽市保健所設置条例の一部を改正 する条例案	R6.9.3	市長	R6.9.11	予 算	R6.9.17	可 決	R6.9.25	可 決
22	小樽市国民健康保険条例の一部を改 正する条例案	R6.9.3	市長	R6.9.11	厚 生	R6.9.19	可 決	R6.9.25	可 決
23	小樽市地区計画の区域内における建 築物の制限に関する条例の一部を改 正する条例案	R6.9.3	市長	R6.9.11	建 設	R6.9.19	可 決	R6.9.25	可 決
24	工事請負変更契約について[旧ごみ焼 却場解体工事]	R6.9.3	市長	R6.9.11	厚 生	R6.9.19	可 決	R6.9.25	可 決
25	北海道後期高齢者医療広域連合規約 の変更について	R6.9.3	市長	R6.9.11	厚 生	R6.9.19	可 決	R6.9.25	可 決
26	小樽市非核港湾条例案	R6.9.3	議員	R6.9.11	総 務	R6.9.18	否 決	R6.9.25	否 決
27	小樽市教育委員会委員の任命につい て	R6.9.25	市長	—	—	—	—	R6.9.25	同 意
28	小樽市固定資産評価審査委員会委員 の選任について	R6.9.25	市長	—	—	—	—	R6.9.25	同 意
29	小樽市職員懲戒審査委員会委員の選 任について	R6.9.25	市長	—	—	—	—	R6.9.25	同 意
30	議員の派遣について	R6.9.25	議員	—	—	—	—	R6.9.25	可 決
決議案 第1号	中村誠吾議員に対する議員辞職勧告 決議（案）	R6.9.9	議員	—	—	—	—	R6.9.9	可 決
意見書案 第1号	訪問介護の基本報酬引上げの再改定 を求める意見書（案）	R6.9.25	議員	—	—	—	—	R6.9.25	否 決
意見書案 第2号	「核兵器禁止条約締約国会議」への オブザーバー参加を求める意見書 （案）	R6.9.25	議員	—	—	—	—	R6.9.25	可 決

議案 番号	件 名	提 出 者	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日	付 託 委員会	議 決 日	議決結果	議 決 日	議決結果
意見書案 第3号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）	R6. 9. 25	議員	—	—	—	—	R6. 9. 25	可 決
意見書案 第4号	自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書（案）	R6. 9. 25	議員	—	—	—	—	R6. 9. 25	可 決
意見書案 第5号	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）	R6. 9. 25	議員	—	—	—	—	R6. 9. 25	可 決
請願 第1号	総合福祉センターと保健所のウイングベイ小樽への移転の中止を求め、現地での建て替えをすることの要請方について	R6. 9. 6	議長 付議	R6. 9. 11	予 算	R6. 9. 17	不採択	R6. 9. 25	不採択
陳情 第8号	総合福祉センターのお風呂をなくさないよう求める陳情方について	R6. 9. 3	議長 付議	R6. 9. 11	予 算	R6. 9. 17	不採択	R6. 9. 25	不採択
陳情 第9号	総合福祉センターと保健所の築港地区移転計画の中止を求める陳情方について	R6. 9. 4	議長 付議	R6. 9. 11	予 算	R6. 9. 17	不採択	R6. 9. 25	不採択
その他会議に 付した事件	常任委員の所属変更について	R6. 9. 9	議長 発議	—	—	—	—	R6. 9. 9	変 更
	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	総 務	R6. 9. 18	継 続 審 査	R6. 9. 25	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	経 済	R6. 9. 18	継 続 審 査	R6. 9. 25	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	厚 生	R6. 9. 19	継 続 審 査	R6. 9. 25	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	建 設	R6. 9. 19	継 続 審 査	R6. 9. 25	継 続 審 査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R5. 6. 13	R6. 9. 18	継続審査	R6. 9. 25	継続審査
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R5. 6. 13	R6. 9. 18	継続審査	R6. 9. 25	継続審査
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について	R5. 12. 12	R6. 9. 18	継続審査	R6. 9. 25	継続審査
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について	R6. 2. 20	R6. 9. 18	継続審査	R6. 9. 25	継続審査

厚生常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R5. 8. 25	R6. 9. 19	継続審査	R6. 9. 25	継続審査
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について	R5. 12. 12	R6. 9. 19	継続審査	R6. 9. 25	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について	R5. 9. 8	R6. 9. 19	継続審査	R6. 9. 25	継続審査

予算特別委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	総合福祉センターと保健所のウイングベイ小樽への移転の中止を求め、現地での建て替えをすることの要請方について	R6. 9. 6	R6. 9. 17	不採択	R6. 9. 25	不採択

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
8	総合福祉センターのお風呂をなくさないよう求める陳情方について	R6. 9. 3	R6. 9. 17	不採択	R6. 9. 25	不採択
9	総合福祉センターと保健所の築港地区移転計画の中止を求める陳情方について	R6. 9. 4	R6. 9. 17	不採択	R6. 9. 25	不採択

小樽市議会会議録

令和6年 第3回定例会

令和6年12月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話（代）（0134）32-4111